

石綿則に基づく事前調査の
アスベスト分析マニュアル
【1. 20 版】

平成 30 年 3 月

厚 生 労 働 省

はじめに

本「アスベスト分析マニュアル」（1.20版）は、平成29年度の厚生労働省委託事業における「アスベスト分析マニュアル」改訂に係る検討会で、同マニュアル1.10版ないし1.11版の改訂について検討し、作成したものである。今般の改訂では、主に、①「本マニュアルを使用するに当たって」の追加、②電子顕微鏡による定性分析方法の追加、③試料採取時の情報伝達と責任分担に関する記載、などを行った。

建築物又は工作物の解体、破碎等の作業を行うときは、作業者のアスベストばく露を防止するために様々な措置を定めている石綿障害予防規則に基づき、当該建築物等について事前にアスベスト等の使用の有無を調査しなければならない。本マニュアルは、その事前調査においてアスベストの有無を適切に分析するために、分析者に詳しい情報とノウハウを伝えることを目的に策定したものである。

建材製品中のアスベスト含有率測定方法として、JIS A 1481が定められており、当該規格は現在4部構成となっている。第1部は、建材等のバルク材中のアスベストを主に光学顕微鏡で定性分析する方法を示したISO22262-1:2012の翻訳版である。第2部と第3部は、従来のJIS A 1481の定性分析部分と定量分析部分に対応しており、2014年の改訂で、第2部は光学顕微鏡とX線回折分析を用いて行う定性分析、第3部はX線回折による定量分析となった。第4部は、ISO22262-2:2014の翻訳版で、主に試料処理方法と光学顕微鏡を用いた定量分析である。

こうした中で本マニュアルでは、第3章、第4章ではアスベストを0.1%を超えて含有するか否かについて定性的に判定する方法を、第5章、第6章はアスベストの含有量（含有率）を定量的に求める方法を記載してある。

これらの方法はJIS A 1481規格群を基にして、石綿障害予防規則第3条の事前調査の目的に合致するように、新たな知見等に基づいて追加、修正したものである。また、第7章において、定性分析における光学顕微鏡ではアスベストの確認が難しいときに推奨されている電子顕微鏡によるアスベスト纖維の同定方法を記載している。

そのため、内容等、JIS A 1481規格群と異なる部分もある点に留意して使用する必要がある。

今後、さらに分析精度等が担保できる新たな方法が確立された場合には改訂・追加していく予定である。

また、アスベストの規制基準が1%の頃に分析した結果や、アスベストとしてクリソタイル、アモサイト、クロシドライトの3種類のみを分析した結果に基づいて解体・改修工事を行ない、アスベスト漏洩等の事故が発生している場合が見られる。現在は0.1%を超えて含有する物がアスベスト含有物として規制の対象とされている。また、アスベストは上記の3種類のみではなく、アンソフィライト、トレモライトおよびアクチノラ

イトのアスベストも含まれることは以前から変わりはない。分析者および分析依頼者はこれらに關しても本マニュアルの留意点を参考に注意を払っていただきたい。

なお、本マニュアルでは、石綿則の事前調査における分析方方のほか、「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法の検討結果 報告書」の内容も掲載している。また、用語について、第1章においては法令上の表現と合わせて「石綿」とし、第2章以降（ただし第8章は除く）においては、本マニュアルがJIS A 1481の流れを汲むものであることから、JISの表現と合わせて「アスベスト」で統一することとした。

[主な改訂履歴]

- 1.00版 平成25年度厚生労働省委託事業「適切な石綿含有建材の分析の実施支援事業」における検討委員会により策定
- 1.03版 平成26年度厚生労働省委託事業「建築物の解体事業時の石綿漏洩防止対策に係る周知啓発事業」における検討会により改訂
- 1.04版 平成27年度厚生労働省委託事業「建築物の解体事業時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業」における検討会により改訂
- 1.10版 平成28年度厚生労働省委託事業「石綿分析機関能力向上事業」における検討会により改訂
- 1.11版 平成28年度厚生労働省委託事業「石綿分析機関能力向上事業」における検討会により改訂（1.10版の未反映部分の反映）
- 1.12版 所要の修正
- 1.20版 平成29年度厚生労働省委託事業「建築物の解体時の石綿漏洩防止対策に係る周知啓発事業」における検討会により改訂

厚生労働省委託事業「平成 29 年度建築物の解体時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業」

平成 29 年度「アスベスト分析マニュアル」改訂に係る検討会 委員名簿

委 員		所 属
委員長	神山 宣彦	前東洋大学経済学部教授 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 フェロー研究員
委 員	小沢 純子	株式会社 EFAラボラトリーズ
委 員	角元 利彦	公益社団法人日本作業環境測定協会
委 員	小坂 浩	元 兵庫県立健康環境科学研究所
委 員	小西 淑人	一般社団法人 日本纖維状物質研究協会
委 員	高田 礼子	聖マリアンナ医科大学
委 員	富田 雅行	一般社団法人 JATI 協会
委 員	中村 憲司	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
委 員	名古屋俊士	早稲田大学 名誉教授
委 員	山崎 淳司	早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 環境資源工学科
臨時委員	舟田 南海	株式会社 分析センター
オフ ザ -バ -	橋本 花那子	経済産業省 産業技術環境局 国際標準課
オフ ザ -バ -	廣田 由紀	環境省 水・大気環境局 大気環境課

※委員は五十音順

委託側担当者	小林 弦太	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
--------	-------	---------------------------

平成 29 年度アスペスト分析マニュアル改訂に係る検討会運営事務局

局 員	所 屬	
統 括	脇谷壮太朗	日本水処理工業株式会社 常務取締役
統括代理 (事務)	山形 聰志	同上 営業部 主任
統括代理 (技術)	中嶋 正旨	同上 検査課 室長
事務担当	山下 重光	同上 営業部 部長
事務担当	中村 麻由	同上 品質管理部 課長代理
事務担当	小俣実沙子	同上 品質管理部
技術担当 (分析)	吉本 雅哉	同上 検査課 課長
事務担当	菟原 昌博	同上 総務部 部長
技術担当 (採取)	東 羊一	同上 営業部 主任

上記の所属先などはいずれも平成30年3月1日現在のものである。

本マニュアルを使用するにあたって

建材中のアスベスト分析に当たっては、光学顕微鏡の調整をはじめとした分析機器の基本操作に習熟が不可欠であるのはもちろんのこと、分析方法の原理や鉱物に関する基礎的な知識を習得し、分析機器の長所や短所を理解しなければ、適切に分析を行うことは困難である。本マニュアルでは、これら基本操作や基礎知識等の記載は省略しており、そうした操作・知識等を習得した分析者が参照することを前提として記載している。

加えて、建材中のアスベスト分析は微量分析であり、難易度の高いものであるが、訓練を重ねることにより分析の精度は高めることができる。また、難易度の高い分析であることから、その精度を担保するためには、単に本マニュアルの記載内容を理解すれば足りるわけではなく、分析者は、自らに訓練の機会を設け、他の分析者・事例からも率先して学習し、絶えず研鑽を積む必要があることを認識しなければならない。

さらに、対象となる分析検体は多種多様であり、分析に当たっては、建材の組成や各構成物質に関する知識をはじめ、分析対象の建材の施工状況と暴露環境、そこから推定される反応と劣化の履歴等、多方面の知識と判断を要する。分析者は、こうした必要な知識・技能の下、分析検体等の各種状況・条件に応じて、本マニュアルの各章に示す方法から最高の分析精度を担保できる方法を適切に選択すべきである。また、分析者は、本マニュアルの記載内容を杓子定規に捉えてしまうことで、不合理なケースに対して機械的に適用・不適用を判断してはならない。むしろ、本マニュアルの内容を以て思考停止に陥らず、分析の原理等を理解した上で分析精度が高まるよう柔軟に分析手順に工夫を加える取り組みが推奨される。

目次

はじめに

本マニュアルを使用するにあたって

第1章 建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法	1
1.1. 石綿障害予防規則の事前調査	1
1.2. 石綿建材の種類と発じん性に影響する因子	1
1.3. 事前調査の流れ	6
1.4. 書面調査	7
1.4.1. 発注者への確認項目	7
1.4.2. 発注者や関係者からの情報収集	7
1.5. 現地調査	9
1.6. 石綿含有建材の概要	10
1.6.1. 吹付け材	10
1.6.2. 耐火被覆板、断熱材	13
1.6.3. 保温材	14
1.6.4. 成形板その他	15
1.6.5. 建築用仕上塗材	17
1.7. 分析調査の試料採取	20
1.7.1. 試料採取前の基礎的留意事項	20
1.7.1.1. 建築物	20
1.7.1.2. 工作物	22
1.7.1.3. 船舶等	23
1.8. 試料採取における注意事項	23
1.8.1. 試料採取にあたっての共通注意事項	23
1.8.2. 石綿を含む可能性のあるものの種別による試料採取の注意事項	24
1.8.2.1. 吹付け材	24
1.8.2.2. 耐火被覆材	27
1.8.2.3. 断熱材	27
1.8.2.4. 保温材	27
1.8.2.5. 成形板	28
1.8.2.6. 建築用仕上塗材	29
1.8.3. 試料採取時の情報伝達と責任分担の明確化について	35
第2章 厚生労働省が定める石綿則に基づく建材分析等	37
2.1. 我が国で規定されてきた石綿含有率の分析方法	37

2.2. 分析マニュアルの概要	37
第3章. 定性分析方法1（偏光顕微鏡法）	39
3.1. 分析の概要	39
3.2. 分析の手順	41
3.2.1. 試料調製	41
3.2.2. 肉眼および実体顕微鏡による予備観察	42
3.2.3. 前処理	42
3.2.4. 実体顕微鏡観察	43
3.2.5. 偏光顕微鏡用標本の作製	44
3.2.6. 偏光顕微鏡による同定	45
3.2.7. アスベスト質量分率の推定	51
3.3. 分析に影響を与える要素	53
3.3.1. 加熱を受けたアスベスト	53
3.3.2. 溶脱クリソタイル	54
3.3.3. 間違いやすい纖維	54
3.4. 不検出確定の手順	55
第4章. 定性分析方法2（X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法）	59
4.1. X線回折分析法、位相差分散顕微鏡法を併用した建材製品中のアスベストの定性分析方法の概要	59
4.1.1. 定性分析用試料の調製	60
4.1.1.1. 位相差・分散顕微鏡による定性分析用の一次分析試料の調製	60
4.1.1.2. X線回折分析方法による定性分析用の二次分析試料の調製	61
4.1.2. X線回折分析方法による定性分析方法	61
4.1.2.1. X線回折分析法による定性分析の基本的な解析手順	62
4.1.2.2. 石綿6種類及び関連鉱物のX線回折線データファイル(Cu-K α)	73
4.1.3. 一次分析試料による位相差・分散顕微鏡による定性分析方法	86
4.1.3.1. 標本の作製	86
4.1.3.2. 位相差・分散顕微鏡による定性分析方法	89
4.1.4. 吹付けバーミキュライトを対象とした定性分析方法	90
4.1.4.1. 塩化カリウム処理試料の調製	90
4.1.4.2. 吹付けバーミキュライト中のアスベスト含有の有無の分析方法	90
4.1.5. アスベスト含有の有無の判定方法	94
第5章. 定量分析方法1（X線回折分析法）	96
5.1. X線回折分析法による建材製品中の石綿の定量分析方法の概要	96
5.2. 定量用二次分析試料および定量用三次分析試料の作製方法	96
5.2.1. 定量用二次分析試料の作製方法	96

5.2.2. 定量用三次分析試料の作製方法	98
5.2.3. けい酸カルシウム保温材の前処理方法	98
5.3. 基底標準吸収補正法による X 線回折定量分析方法	99
5.3.1. 検量線の作成	99
5.3.2. 定量分析手順	100
5.3.3. アスベスト含有率の算出	101
5.3.4. 検量線の検出下限及び定量下限	102
第6章. 定量分析方法2（偏光顕微鏡法）	104
6.1. 分析の概要	104
6.2. 分析の手順	104
6.2.1. 重量濃縮	104
6.2.1.1. 灰化による有機物の除去	105
6.2.1.2. 酸処理と沈降	105
6.2.2. 残渣中のアスベストの定量手順	107
6.2.2.1. ポイントカウント用試料の準備	107
6.2.2.2. ポイントカウントのための偏光顕微鏡の調整	107
6.2.2.3. ポイントカウントの基準	108
6.2.2.4. ポイントカウント結果の計算	109
第7章. 定性分析方法3（電子顕微鏡法）	110
7.1. SEM の概要	110
7.2. 定性分析に用いる SEM の必要条件	111
7.3. 観察標本の作製	111
7.3.1. SEM-A 法の作製方法	111
7.3.2. SEM-B 法の作製方法	112
7.3.3. SEM-C 法の作製方法	112
7.3.4. 試料作製における共通留意点	113
7.4. 観察と同定分析	113
7.5. 繊維形態観察と EDX 分析のポイント	115
第8章. 天然鉱物中の石綿含有率の分析について	118
8.1. 背景	118
8.2. 基本的考え方	118
8.3. 結論	121
8.4. 天然鉱物中の石綿含有率の分析方法	122
8.4.1. 適用範囲	122
8.4.2. 試料の採取・調製方法	123
8.4.3. 天然鉱物中の石綿含有率の分析方法	124

8. 4. 3. 1. タルク中の石綿含有率の分析方法	124
8. 4. 3. 2. セピオライト中の石綿含有率の分析方法	126
8. 4. 3. 3. バーミキュライト中の石綿含有率の分析方法	128
8. 4. 3. 4. 天然ブルーサイト中の石綿含有率の分析方法	131
第9章 分析結果の信頼性を確保するための分析機関としての 望ましい組織体制	134
9. 1. 管理上の要求事項	135
9. 1. 1. 組織体制	135
9. 1. 2. 分析結果の精度管理	136
9. 1. 3. 文書・分析試料の管理	137
9. 2. 技術的要求事項	137
9. 2. 1. 分析者の技量	137
9. 2. 2. 設備	138
9. 2. 2. 1. 施設および環境条件	138
9. 2. 2. 2. アスベスト標準試料等試薬の所有状況	139
9. 2. 2. 3. 分析に必要な設備の所有状況	139
9. 2. 2. 4. 管理	139
9. 3. その他	141

参考資料

アスベストアナライザー(マイクロフェーザー)による定性分析方法	143
標準試料データ	146
標準試料データ(既存データ)	242
石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書 様式	260
通達関連	293

第1章 建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法

1.1. 石綿障害予防規則の事前調査

石綿は、肺がんや中皮腫など重度の健康障害を及ぼす有害性を有するものである。ILO（国際労働機関）では、「石綿の使用における安全に関する条約」（第162号）が採択されており、我が国でも同条約を批准しているなど、国際的にも、石綿による労働者の健康障害の防止が強く求められている。

石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第3条第1項では、事業者は、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の解体、破碎等の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物等について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等（以下「設計図書等」という。）により調査することが規定されている。

また、石綿則第3条第2項に、事業者は、同条第1項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物等について、石綿等の使用の有無が明らかとならなかつたときは、石綿等の使用の有無を分析により調査することが規定されている。

なお、石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行うものである。

石綿とは、纖維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト（以下「クリソタイル等」という。）をいう。また、石綿含有物とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物のことをいい、塊状の岩石は含まない。

ただし、塊状の岩石であっても、例えば蛇紋岩系左官用モルタル混和材のように、これを微細に粉碎することにより纖維状を呈するクリソタイル等が発生し、その含有率が微細に粉碎された岩石の重量の0.1%を超えた場合は、製造等の禁止の対象となる。（平成18年8月11日付け基発第0811002号）

纖維状のものを規制対象としているのは、石綿等による労働者の健康障害を防止する観点からであり、ここで纖維状とは、アスペクト比（長さ/幅）3以上の粒子をいう。本マニュアルでは各分析方法を紹介するが、石綿障害予防規則における石綿等については、上記のものを指し、いずれの分析方法であっても最終的には上記に定義される規制対象の石綿の含有の有無を確認する必要がある。以降、全章において、特段の注意が無い限り石綿とは上記のものを示すものとする。

1.2. 石綿建材の種類と発じん性に影響する因子

建築物等の解体等の作業については、石綿粉じんの発じん性等を考慮して、表1.1に示す3つのレベルに分類し、そのレベルにおける作業内容に応じた適切な対策を講じる必要がある。前述の「石綿粉じんの発じん性等」であるが、「密度（かさ密度も含む）

の軽重」、「石綿の種類」、「石綿含有率」等の因子と、「施工後の劣化状況」に関する因子がある。後者の劣化は、施工時の状態(現場施工かどうか)、石綿以外の原料の種類、使用部位の環境状況(温度、湿度、気流等)等に依存している。

このように、これらの因子が複雑に絡み合っているので、同じレベルに該当する石綿含有材でも、当然、発じん性が異なることがある。例えば、レベル 2 に該当する石綿含有材でも、レベル 1 に相当する場合もあり、また、レベル 3 に該当する石綿含有材でも、レベル 2 に相当する場合もある。さらに、これらの因子以外に、建築物等の解体等における作業方法(手ばらしか、機械による解体か等)によっても、発じん性の度合いが異なってくる。

以上により、表 1.1 のレベル分類はあくまでも目安と考え、建築物の解体等の計画、実行段階においては、石綿則の規定、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルを基に、それ以外の因子も十分に考慮して措置することが肝要である。

表 1.1 レベル分類

レベル分類	レベル1	レベル2	レベル3
対応石綿含有材	<p>【石綿含有吹付け材】</p> <p>①吹付け石綿</p> <p>②石綿含有吹付けロックウール(乾式)</p> <p>③湿式石綿吹付け材（石綿含有吹付けロックウール(湿式)）</p> <p>④石綿含有吹付けバーミキュライト</p> <p>⑤石綿含有吹付けパーライト</p>	<p>【石綿含有耐火被覆材】</p> <p>①耐火被覆板</p> <p>②けい酸カルシウム板第二種</p> <p>【石綿含有断熱材】</p> <p>①屋根用折版裏石綿断熱材</p> <p>②煙突用石綿断熱材</p> <p>【石綿含有保溫材】</p> <p>①石綿保溫材</p> <p>②けいそう土保溫材</p> <p>③パーライト保溫材</p> <p>④石綿含有けい酸カルシウム保溫材</p> <p>⑤不定形保溫材</p> <p>(水練り保溫材)</p>	<p>【その他石綿含有成形板】</p> <p>①石綿スレート</p> <p>②けい酸カルシウム板第一種</p> <p>③住宅屋根用化粧スレート</p> <p>④押出成形セメント板</p> <p>⑤窯業系サイディング</p> <p>⑥パルブセメント板</p> <p>⑦スラグセッコウ板</p> <p>⑧フロ一材</p> <p>⑨ロックウール吸音天井板</p> <p>⑩石膏板(ボード)</p> <p>⑪石綿円筒</p> <p>⑫ビニル床タイル</p> <p>⑬その他石綿含有成形板</p>
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
具体的な使用箇所の例	<p>①建築基準法の耐火建築物（3階以上上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が200m²以上の鉄骨構造の建築物等）などの鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火被膜用として使われている。昭和38年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和63年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。</p> <p>②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁またはビル以外の建築物（体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等）の天井、壁に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、吸音、結露防止（断熱用）として使われている。昭和31年頃から昭和50年初頭までの建築物が多い。</p>	<p>①ボイラ本体およびその配管、空調ダクト等の保溫材として、石綿保溫材、石綿含有けい酸カルシウム保溫材等を張り付けている。</p> <p>②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。</p> <p>③断熱材として、屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。</p>	<p>①建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。</p> <p>②屋根材として石綿スレート等を用いている。</p>

【参考 1】石綿条約について

日本は、IL0(国際労働機関)で制定された石綿条約(石綿の使用における安全に関する条約)を 2005 年 8 月に批准している。(現在 35 か国が条約国。未批准の国は、米国、英国、中国など。)

この条約は、業務上の石綿へのばく露による健康に対する危険を防止し、及び管理し並びにこの危険から労働者を保護するためにとるべき措置については、国内法令において定めることが求められている。

また、この条約での石綿等の定義は次のようにになっているが、石綿含有物の定義はなされていないため、有害性が非常に高いことを踏まえ、日本では 0.1 重量%を超えて含有している製剤その他の物を法規の対象にしている。

- (1) 「石綿」とは、蛇紋石族の造岩鉱物に属する纖維状のけい酸塩鉱物、すなわち、クリソタイル(白石綿)及び角閃石(せんせき)族の造岩鉱物に属する纖維状のけい酸塩鉱物、すなわち、アクチノライト、アモサイト(茶石綿又はカミングトン・グリューネル閃石(せんせき))、アンソフィライト、クロシドライト(青石綿)、トレモライト又はこれらの一若しくは二以上を含有する混合物をいう。
- (2) 「吸入されやすい石綿纖維」とは、直径 3 μm 未満の石綿纖維であって長さと直径との比率が 3 対 1 を超えるもの(アスペクト比 3 を超えるもの)をいうものとし、測定上、長さが 5 μm を超える纖維のみを考慮に入る。
- (3) 「石綿へのばく露」とは、石綿から生ずるか、又は石綿を含有する鉱物、材料若しくは製品から生ずるかを問わず、浮遊して吸入されやすい石綿纖維又は石綿粉じんに作業中にさらされることをいう。

【参考 2】レベル分類によるおおよその石綿則の適用の可否について

レベル分類によるおおよその石綿則の適用の有無を表 1.2 に示すが、レベルにより異なるのは、届出、隔離の措置(隔離措置に代えて作業者以外の立入り禁止措置の場合もあり)、呼吸用保護具の種類の限定のみである。それら以外の措置は、すべてのレベルで適用される。

表 1.2 レベル別の、およその石綿則の適用一覧表

	レベル 1				レベル 2				レベル 3.
	石綿含有吹付け材				保温材、耐火被覆材、断熱材 ¹⁾				成形板
	耐火・準 耐火建築 物の除去	その他	封込、囲 込(切断 等あり)	封込、囲 込(切断 等なし)	除去 (切断等 あり)	除去 (切断等 なし)	封込、囲 込(切断 等あり)	封込、囲 込(切断 等あり)	除去
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事前調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14日前届出	○								
事前届出		○	○	○	○	○	○	○	
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者 の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護具着用 ²⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離の措置 ³⁾	○	○	○		○		○		
作業者以外 立入禁止				○		○		○	
関係者以外 立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(表 1.2 は厚生労働省パンフレット「平成 26 年 6 月 1 日から改正石綿障害予防規則が施行されます」を改変したもの)

- 1) 保温材、耐火被覆材、断熱材のうち、著しい粉じん発散のおそれがある場合が対象であり、密度等を考慮し、具体的には表 1.1 のものが対象となっている。それ以外は、レベル 3 の区分となる。
- 2) 隔離の措置を行う場合は、集じん・排気装置を設置し、稼働中の集じん・排気装置からの粉じん漏洩の有無を確認する等。

1.3. 事前調査の流れ

石綿障害予防規則の事前調査は、書面調査、現地調査の順に実施し、書面調査と現地調査の結果が異なる場合は現地調査結果を優先する。現地調査で石綿含有が明らかにならなかつた場合は当該建材試料を採取し、分析を行う。本マニュアルはその分析方法を示したものである。

なお、事前調査のうち、これら書面調査や現地調査は、①建築物石綿含有建材調査者、②石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者、③日本アスベスト調査診断協会に登録された者が行うことが望ましい。

使用建築材料には、各種あり、それらの施工部位も異なるので、レベル1の吹付け材、レベル2の耐火被覆材、断熱材、保温材、レベル3のその他成形板についての石綿有無の書面調査の方法を以下に示す。なお、各レベルの書面調査の際に目安として、石綿含有製品の製造期間を示している場合があるが、施工期間における石綿の有無は、この製造期間と物流期間の関係を勘案して判断すべきである（※石綿なしの証明は、①分析するか、または②現地調査により裏面情報をメーカー証明等と照合することが必要）。

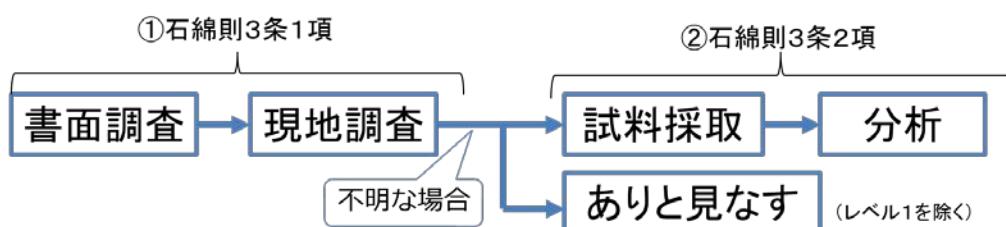


図 1.1 事前調査の流れ（概略）

1.4. 書面調査

ここでは、書面調査を行わない分析者向けに概要を解説する。書面調査を行う者は、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省）等を参照し、詳細を確認すること。

書面調査は既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。

改修履歴をはじめ記録がすべて文書で残っているとは限らず、書面調査はあくまで現地調査の前段として行うものである。そのため、平成18年9月の石綿禁止以降に着工した建築物等を除き、現地調査をせず、書面調査だけで事前調査結果を確定させてはならない。

1.4.1. 発注者への確認項目

①発注者の保有する資料の有無の確認

設計図書、確認申請書、竣工図、改修工事関連図書類、解体は設備関連の書類。

②調査目的の確認

石綿則ではレベル1～レベル3の改修・解体工事を目的とした調査を対象としている。この他、建物共用のための維持保全管理のため、資産除去債務の計上のためなどもある。

③調査の対象・範囲ならびに箇所の確認

調査後の改修・解体工事に資する範囲とし、その対象・範囲等を確認する。

④調査作業時の湿潤・破壊の可否及び復旧等の確認

調査時の粉じん飛散抑制剤の散布、壁の破壊・点検口のない天井の一部破壊等の可否及び、破壊調査後の復旧方法を確認する。

⑤調査スケジュール等の確認

調査工程、現地調査日程、当日の立会者等の確認、及び報告書記載内容や提出期限の確認する。

1.4.2. 発注者や関係者からの情報収集

①発注者等関係者に対するヒアリング

- ・設計図書類、過去の調査記録等の確認（新築施工年、増築・改築・改修の有無と施工年、建物用途変更の有無）

- ・ヒアリング対象・・・依頼者、立会者、施設管理者、出入り工事会社（必要に応じて含過去）

- ・建物使用現況確認、入室調査の可否などの確認。（テナントエリア、セキュリティーエリアなど）

②設計図書等の書面調査

- ・関係資料から得られる情報の整理。建物各部屋毎に使用建築材料、施工部位の石綿含有建材の使用状況（可能性）を把握。現地調査に向けた資料を作成する。

<留意点>

- 設計図書は現況を現していない場合があるので、次の点に留意する。
- ・設計時の情報が記載されている。〇〇または同等品という表現もあり、建材が確定できないことあり。（設計変更や代替品使用など）
 - ・施工時の機能向上などの目的で記載されていない材料が使われている。

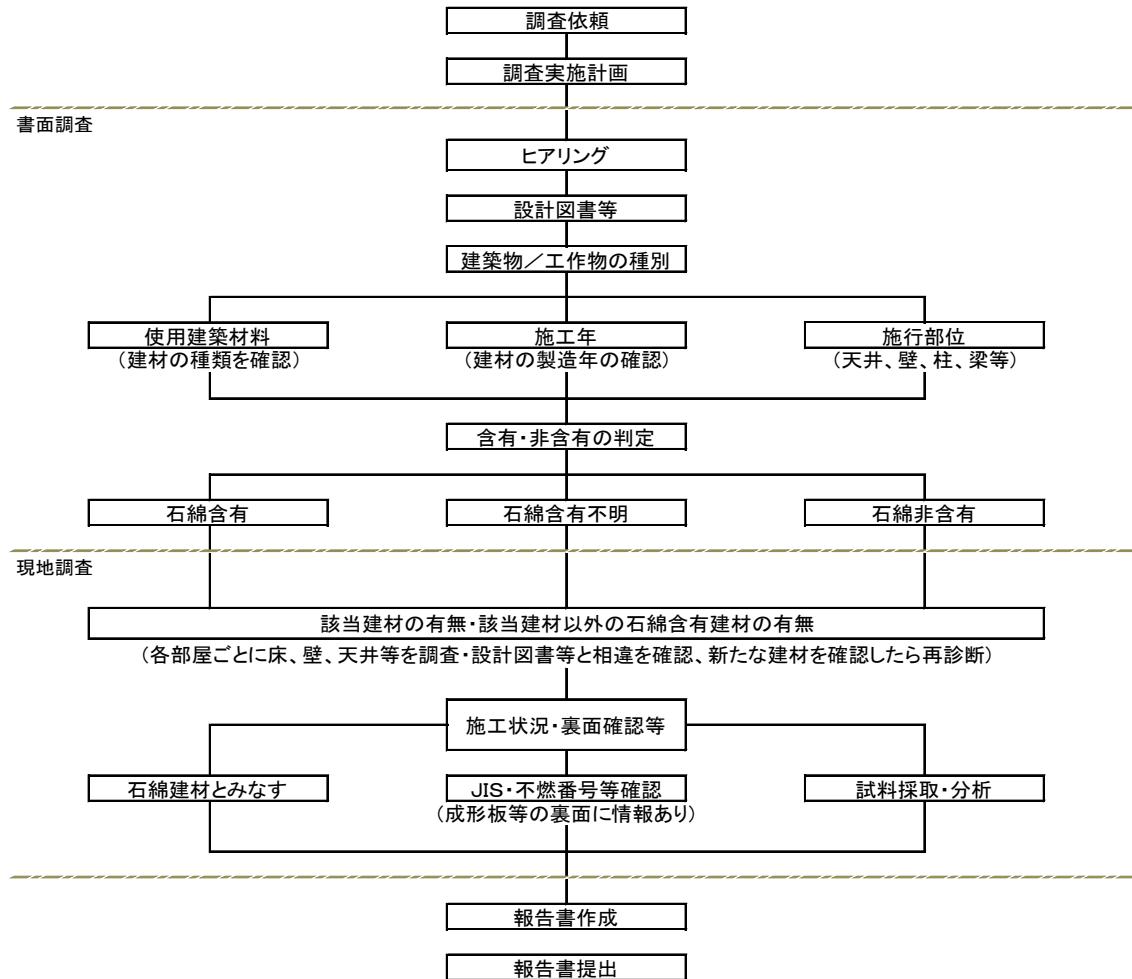


図 1.2 事前調査の基本的な流れ

1.5. 現地調査

ここでは、現地調査を行わない分析者向けに概要を解説する。現地調査を行う者は、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省）等を参照し、詳細を確認すること。

現地調査は、次の点に留意して実施する。

- (1) 設計図書に記載された室内用途に変更がないかを確認する。
- (2) 設計図書に記載されている形状のもの（ボード状、円筒状、吹付け）が同一か否かを確認する。
- (3) 改修の記録がない場合もあるので、記録のない部分も改修されているかもしれないという視点で確認する。
- (4) 目視判断で含有/不含有判定する場合は、調査日、判断理由（証拠）、判断者を明確とし、その旨記録保存し、報告書に当該内容を記載する。
- (5) 各建材の石綿の有無に関する判断は、概略として表1.3の通りである。

表1.3 各建材の石綿の有無に関する判断の概略

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20版] (厚生労働省) (抜粋)

- ・レベル1の吹付け材は目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録などで「石綿あり」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。石綿禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって石綿等が使用されていないという判断を行わないこと。
- ・レベル2の保温材、断熱材等についても、レベル1の吹付け材と同様である。
- ・レベル3の成形板等は、裏面等に書かれている情報（メーカー名・不燃認定番号・JIS番号等・ロット番号・商品名・製造工場名・aマークなど）を確認し、石綿の有無に関する情報を読み取る。読み取った情報をもとに、「石綿（アスベスト）含有建材データベース」やメーカー情報と照合し、石綿「あり」と判断したり、メーカーの無含有証明書により石綿「なし」の判断を行う。
- ・レベル2, 3建材は、石綿含有建材と「みなす」ことも認められている。発注者の意向や施工されている場所・数量など必要に応じて、「みなし」を行う。

(5) 現地調査の記録

- ・写真や図面による調査結果の記録。（または、各部屋毎のスケッチの実施）
 - ・書面調査、現地調査により石綿含有建材なしが明らかになった場合も調査方法や調査場所を記録する。
- (6) 現地調査の調査結果、石綿含有の有無が不明な場合において、石綿なしを証明する際には、分析のために試料採取を行うことになるが、これに関する試料採取の留意点については、1.7に述べる。

1.6. 石綿含有建材の概要

石綿障害予防規則の事前調査は、石綿の製造・使用等の禁止（2006（平成18年）9月）以降に着工した建築物・工作物（又はその部分）を除き、石綿含有なしの証明を行うことから始まる。

以下の1.6.1.～1.6.5.に例示するような石綿を含有する可能性のある建材について、石綿無しを証明するには、①分析を行うか、②メーカー証明等と照合することが必要がある。

例えば、石綿の製造・使用等の禁止（2006（平成18年）9月）以前の製品記載情報や設計図書等の「石綿なし」（例：Aマークがないこと）は、石綿なしの証明にはならない。また、過去の分析結果については、6種類すべての石綿を対象に0.1%超か否かを判定しているかを確認することが必要である。

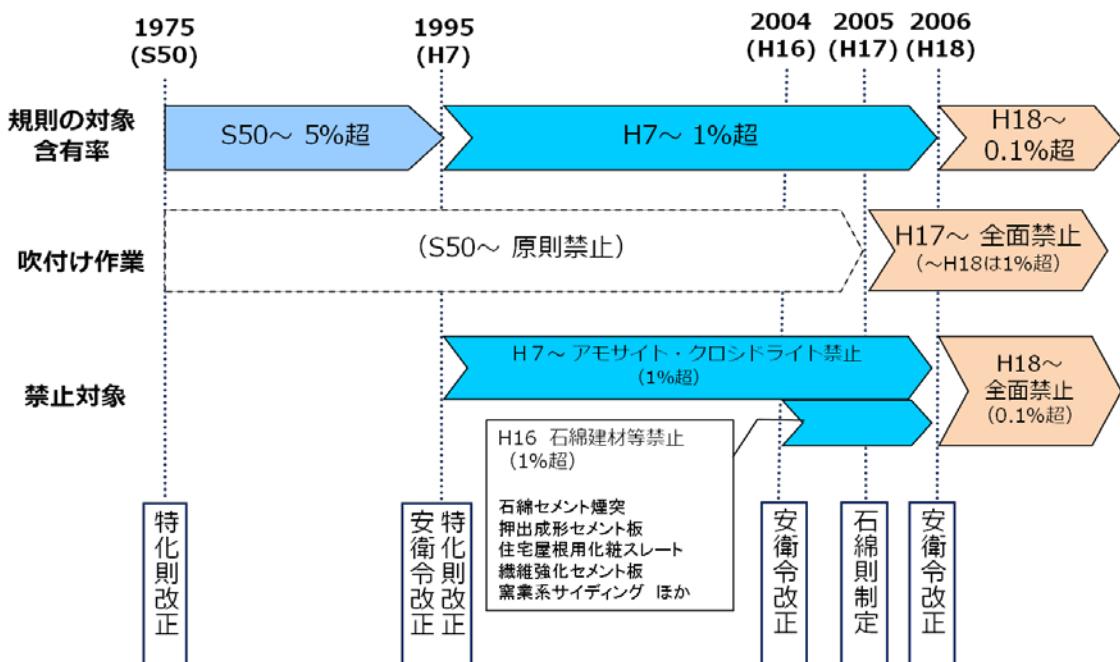


図1.3 石綿の労働安全衛生法令における規制の経過

1.6.1. 吹付け材

吹付け材は、鉄骨の耐火被覆、吸音・結露防止等の目的で使用される。石綿含有吹付け材には、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式）、湿式石綿含有吹付け材（石綿含有吹付けロックウール（湿式））、石綿含有吹付けバーミキュライト、石綿含有吹付けパーライトがある。

a) 施工時期

吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール（乾式）（建設省通則指定…業界団体に与えた指定）、湿式石綿含有吹付け材（石綿含有吹付けロックウール（湿式））（建設省個別指定…会社単位に与えた指定）の使用期間の目安を図1.4に示すが、図1.4中の備考欄を留意すること。

なお、石綿含有吹付けバーミキュライト、石綿含有吹付けパーライトについては、製造時期等が不明であり、意図的に石綿を使用している可能性があることに留意する。

b) 施工部位

吹付け材の施工部位は、天井、壁、鉄骨、柱、梁等であるので、設計図書等を参照する際は、これらの施工部位にどのような素材（吹付けか否か）を使用しているか確認する。

c) 石綿含有吹付け材の商品名

表1.4～表1.8に示す商品名には石綿が含まれているので、設計図書等により確認することになるが、各表下の注に留意すること。

種類	石綿含有率等	使用期間／判定	備考（注意事項）
吹付け 石綿	吸音・結露防 止用 (石綿：約 70%)	1955年 (昭和30) 1965 (S40) 1970 (S45) 1975 (S50) 1980 (S55) 1985 (S60) 1990年 (平成2)	石綿が含まれていない。 石綿が含まれている可能性がある。 ^{*1)}
	耐火被覆用 (石綿：約 60%)	1965 (S40) 1970 (S45) 1975 (S50) 1980 (S55) 1985 (S60) 1990年 (平成2)	石綿が含まれていない。 石綿が含まれている可能性がある。 ^{*1)}
石綿含有吹付 けロックウール (建設省 通則指定)	石綿：5～ 30%	1965 (S40) 1970 (S45) 1975 (S50) 1980 (S55) 1985 (S60) 1990年 (平成2)	石綿が含まれていない。 石綿が含まれている可能性がある。 ^{*2)}
	石綿：5%以 下	1965 (S40) 1970 (S45) 1975 (S50) 1980 (S55) 1985 (S60) 1990年 (平成2)	石綿が含まれていない。 石綿が含まれている可能性がある。 ^{*3)}
湿式石綿含有 吹付け材 (建設省 個別指定)	石綿：5%以 下	1965 (S40) 1970 (S45) 1975 (S50) 1980 (S55) 1985 (S60) 1990年 (平成2)	石綿が含まれていない。 石綿が含まれている可能性がある。 ^{*4)}

図1.4 石綿含有吹付け材の石綿含有率、使用されていたおおむねの期間および判定

なお表 1.1～1.12 に記載の年号等に関する情報は、国土交通省／経済産業省の石綿（アスベスト）含有建材データベース (<http://www.asbestos-database.jp/>) で確認可能な範囲のもの（2015 年 3 月 6 日現在）である。今後情報が更新される場合があるため、事前調査等にあたっては、正確さを期するため当該データベースを都度参照されたい。

表 1.4 吹付け石綿商品名

1) ブロベスト	6) コーベックスA
2) オパベスト	7) ヘイワレックス
3) サーモテックスA	8) スターレックス
4) トムレックス	9) ベリーコート
5) リンペット	10) 防湿モルベルト

注) 上記商品は、1975 年(昭和 50 年)以前に施工中止されており、石綿含有率は 60～70 重量%である。なお、上記 4) トムレックスは吹付けを意味することで使用する場合があるので、1975 年(昭和 50 年)以降の設計図書等に、この商品名がある場合は、後述の二次調査以降の調査により、石綿含有の有無の確認が必要である。

表 1.5 石綿含有吹付けロックウール(乾式)商品名(建設省通則指定)

1) スプレーテックス	9) スプレーコート
2) スプレース	10) スターレックスR(1982(昭和 57)年 7 月耐火構造としての大蔵指定取り消し)
3) スプレークラフトS, H	11) バルカラック
4) サーモテックス	12) ヘーワレックス
5) ニッカウール(1987(昭和 62)年 12 月 耐火構造としての大蔵指定取り消し)	13) オパベストR
6) ブロベストR	14) ベリーコートR
7) 浅野ダイアロック(1975(昭和 50)年 10 月耐火構造としての大蔵指定取り消し)	15) タイカレックス
8) コーベックス(R)	

注 1) 上記商品は、1980(昭和 55)年以前に施工中止されており、石綿含有率は 5 重量% 以下である。ただし、上記 1) スプレーテックス(カラー用)は 1987(昭和 62)年まで石綿が使用していたので、注意を要する。

注 2) 上記商品は、無石綿となっても、商品名を変えずに販売されている場合があり、特に施工時期が 1980(昭和 55)年以降の場合は注意が必要である。

表 1.6 湿式石綿含有吹付け材商品名（建設省個別認定）

1) トムウェット	5) ATM-120
2) バルカーウェット	6) サンウェット
3) ブロベストウェット	7) スプレーウェット
4) (アサノ) スプレーコートウェット	8) 吹付けロックンライト

注 1) 上記商品は、1988(昭和 63)年以前に施工中止されており、石綿含有率は 5 重量% 以下であるが、他にも商品化されている可能性がある。ただし、上記 4) (アサノ) スプレーコートウェットは、1989(平成元)年まで石綿が使用されていたので注意を要する。

注 2) 上記商品は、無石綿となっても、商品名を変えずに販売されている場合があり、特に施工時期が 1980(昭和 55)年以降の場合は、注意が必要である。

表 1.7 石綿含有吹付けバーミキュライトの商品名

1) バーミライト	2) ミクライト AP	3) ウォールコート M 折版用
4) ゾノライト吸音プラスラー	5) モノコート	6) バーミックス AP

注) 他にも商品化されている可能性がある。また、作業現場で、石綿を混入する場合があるので注意を要する。

表 1.8 石綿含有吹付けパーライトの商品名

1) アロック	2) ダンコート F 3
---------	--------------

注) 他にも商品化されている可能性がある。また、作業現場で、石綿を混入する場合があるので注意を要する。

1.6.2. 耐火被覆板、断熱材

a) 耐火被覆板

耐火被覆板は、化粧目的に鉄骨の耐火被覆等のため、吹付け材の代わりに、使用されているため、施工部位は明確のため、表 1.9 に示す商品名(製造期間を含む)がある場合は、石綿含有と判断する。

b) 断熱材

断熱材は断熱を目的に、施工部位も明確で、屋根折版用、煙突用として使用されている。表 1.9 に示す商品名(製造期間を含む)がある場合は、石綿含有と判断する。また、屋根折版用と煙突用の断熱材については、製造メーカーが明確であることから、1990 年以降に製造されたものは石綿が使用されていない。しかし、煙突用については、断熱

材に石綿は含まれていないが、その基材の管(円筒)には石綿が含まれている可能性が高いので、断熱材に含まれていなくても、基材の石綿有無の分析を行い、石綿有りの場合はレベル3の措置をとること。

表 1.9 耐火被覆材、断熱材

一般名	商品名	製造期間
〔耐火被覆板〕 石綿含有 耐火被覆板	トムボード	～1973
	ブルベストボード	～1975
	リフライ特	～1983
	サーモボード	～1987
	コーベックスマット	～1978
〔耐火被覆板〕 石綿含有けい酸 カルシウム板第一種	ヒシライト	～1997
〔耐火被覆板〕 石綿含有けい酸 カルシウム板第二種	キャスライトL, H	～1990
	ケイカライト・ケイカライトL	～1987
	ダイアスライトE	～1980
	カルシライト一号・二号	～1988
	ソニックライト一号・二号	～1976
	タイカライト一号・二号	～1986
	サーモボードL	～1987
	ヒシライト	～1997
	ダイオライト	—
	リフボード	～1983
耐火被覆塗り材	ミュージライト	～1986
	ひる石プラスター	—
屋根用折版裏石綿断熱材	フェルトン	～1983
屋根用折版裏石綿断熱材	ブルーフェルト一般用	～1971
	ウォールコートM折板用	～1989
煙突用石綿断熱材	カポスタック	～1987
	ハイスタック	～1990

1.6.3. 保温材

保温材は保温・断熱が主であり、工作物本体の保温・断熱及び配管経路での保温・断熱が施工部位となる。また、工作物関連は、定期メンテナンスにより、一部分メンテナンス時に、無石綿の保温材に変更している場合があるので、注意が必要である。

a) 成形保温材

成形保温材は、プラント、ボイラ、タービン本体及び配管の保温のために用いられており、表1.10～表1.11に記載されているものに合致する場合は石綿含有と判定する。また、製造者から石綿を含有していないとの証明がある場合はなしと判定する。

b) 不定形保温材（水練り保温材）

不定形保温材は、a) の成形保温材の隙間を埋めるために使用される補助的な保温材で、少なくとも 1988 年まで、石綿が使用されていたこと（含有率 1~25%）に留意して、a) の成形保温材と併せて総合的に石綿の有無を判定すること。

表 1.10 石綿含有保温材

保温材の種類	石綿の種類	石綿使用時期	石綿含有率(%)
石綿保温材	クリソタイト、アモサイト	～1979 年	90 以上
けいそう土保温材	アモサイト	～1974 年	1~10
パーライト保温材	アモサイト	～1974 年	1~5
けい酸カルシウム保温材	クリソタイト、アモサイト	～1983 年	1~25
不定形保温材（水練り保温材） ^{注 1)}	クリソタイト、アモサイト、トレモライト ^{注 2)}	～1988 年	1~25

注 1) 配管等の保温では、最終仕上げで、バルブ、法兰ジ、エルボ等の部分に不定形保温材を使用するが、この不定形保温材に少なくとも 1988(昭和 63) 年頃まで、石綿が含有している場合がある。

注 2) トレモライトを使用している可能性がある。

表 1.11 石綿含有保温材の商品名

一般名称	製品名	製造時期と含有量			備考	石綿種類
		製造開始年月	製造終了年月	含有量(重量比%)		
けい酸カルシウム保温材	シリカカバー・ホート#650 シリカ	S27	S53	4~5%	S54以降、無石綿化にて製造	茶
	シリカカバー・ホート#1000 シリカ	S40	S53	6%	S54以降、無石綿化にて製造	白
	ダイハイライト(カバー・ホート)	S51/11	S54/2	7~10%	S54/2~S55/2在庫出荷	茶
	インヒーライト(カバー・ホート)	S52/6	S54	7%	S54~S55/2在庫出荷	茶
	エックスライト(ホート)	S40/4	S54/2	10%	S54/2~S55/2在庫出荷	茶、白
	ヘースライト(カバー)	S35/5	S54	4.6%	S54~S55/2在庫出荷	茶
	ヘースライト(ホート)	S40/4	S54	10%	S54~S55/2在庫出荷	茶、白
	ダイヤライト	S35	S54	3%	簡型成形の配管保温材	
	ダイヤライトL				S54~H6 無石綿化にて製造	茶
	シリカライト	S15	S55	1~25%		茶
石綿保温材	スーパーテンプホート	S38	S53	5~10%	S54無石綿化、現在も製造・販売継続	茶
	スボンジホート	S47	S53	不明	設備機器、設備配管用保温材	茶、白
	スボンジカバー					
けいそう土保温材	カボサイト	S35	S54	80~100%	S55以降販売中止	茶
	珪藻土保温材1号	S39	S49	1~10%		茶
パーライト保温材	三井パーライト保温材	S40	S49/9	1.17%	簡型成形の配管保温材 H12製造終了	茶

1.6.4. 成形板その他

成形板その他のうち、石綿含有成形板に関しては、労働安全衛生法第 55 条に基づく製造等の禁止が 2004 年（平成 16 年）10 月 1 日からであり、また、石綿代替化材料と同時並行的に販売されている場合もあるので、平成 16 年 10 月より前に製造された窯業

系建築材料には石綿が含有されている可能性が高いと判断すべきである。その目安として、表 1.12 に示す。なお、詳細な調査が必要な場合は、（公社）日本作業環境測定協会発行「建築物解体等に係わるアスベスト飛散防止対策マニュアル 2011」や国土交通省／経済産業省の「石綿（アスベスト）含有建材データベース」
(<http://www.asbestos-database.jp/>) 等を参考にされたい。

また、2004 年時点の禁止は、在庫品の使用・流通を禁止しておらず、1%を超えるものが対象であることから、2004 年 10 月以降のものであることを以て石綿なしの証明にはならない。

表 1.12 建築物における考え方られる施工部位と主な石綿含有建築材料の例

施工部位	主な石綿含有建材	製造期間	代替品開始年
内装材（壁、天井）	スレートボード	1931～2004	1988
	けい酸カルシウム板第一種	1960～2004	1984
	パルプセメント板	1954（1958）～ 2004（2003）	1987
	スラグセッコウ板	1973（1979）～ 2004（2003）	1993
	押出成形セメント板	1970～2006	2000
	石綿含有ロックウール吸音天井板	～1987	—
	石綿含有石膏板（ボード）	～1986	—
耐火間仕切り	けい酸カルシウム板第一種	1960～2004	1984
床材	ビニル床タイル	（1952）～ 1987（1986）	—
	押出成形セメント板	1970～2006	2000
	フロア材	～1990	—
外装材（外壁、軒天）	窯業系サイディング	1961～2004	1973
	パルプセメント板	1954（1958）～ 2004（2003）	1987
	スラグセッコウ板	1973（1979）～ 2004（2003）	1993
	押出成形セメント板	1970～2006	2000
	スレート波板	1917～2004	—
	スレートボード	1931～2004	1988
	けい酸カルシウム板第一種	1960～2004	1984
屋根材	住宅屋根用化粧スレート	1961（1974）～ 2004	—
煙突材	石綿セメント円筒	～2004	—

注 1) 石綿含有ロックウール吸音天井板は石綿含有率は 5%未満であるが、比重が 0.5 未満のため、解体／改修にあたっては石綿粉じんの飛散に留意すること。また製造者によっては、この製造期間以前に石綿を含まない製品もあるので確認すること。

注 2) 製造会社により製造期間が異なる。（ ）内は、国交省データベースの値。

1.6.5. 建築用仕上塗材

建築用仕上塗材（以下、仕上塗材（しあげぬりざい）という）は、建築物の内外装仕上げに用いられており、そのルーツは、セメント、砂、着色顔料などを混合して砂壁状に吹付けるセメントリシンまたは防水リシンと称される塗材（薄塗材C）で、昭和20年代から普及し、1970年（昭和45年）にJIS A 6907（化粧用セメント吹付材）が制定された。

その後、合成樹脂系のリシン（薄塗材E）や、吹付けタイルと称される凹凸模様の塗材（複層塗材）などが開発されてきたが、当初は専用の吹付け機器で施工されていたので、総称して「吹付材」と呼ばれていた。

しかし、昭和50年代になると施工面周辺への材料の飛散防止の要求などから、吹付け用だけではなく、ローラー塗り用の材料も開発されてきたため、JISの名称も1983年（昭和58年）以降、「吹付材」から「仕上塗材」に改められた。

仕上塗材は、数十ミクロン程度の厚さとなる塗料とは異なり、数ミリ単位の仕上げ厚さを形成する塗装材料または左官材料である。吹付け、こて塗り、ローラー塗りなどの施工方法によって、立体的な造形性を持つ模様に仕上げられることから、塗膜のひび割れや施工時のダレを防止するために、主材の中にクリソタイル（白石綿）が少量添加材として使用されていた時期がある。

仕上塗材は吹付材と称されていた時期があるため、耐火被覆などで使用されている吹付け石綿や石綿含有吹付けロックウールと混同されることもあるが、内外装の表面仕上材に使用される塗装または左官材料である。主材中に含まれる石綿繊維は合成樹脂やセメントなどの結合材によって固められており、仕上塗材自体は塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがあるものではないが、仕上塗材の除去に当たっては、これを破断せずに除去することが困難である。したがって、除去方法によっては含有する石綿が飛散するおそれがある。

日本建築仕上材工業会会員会社が過去に販売したアスベスト含有仕上塗材の概要を表1.13に示す。また、図1.5に建築用仕上塗材の模様と層構成の例を示す。

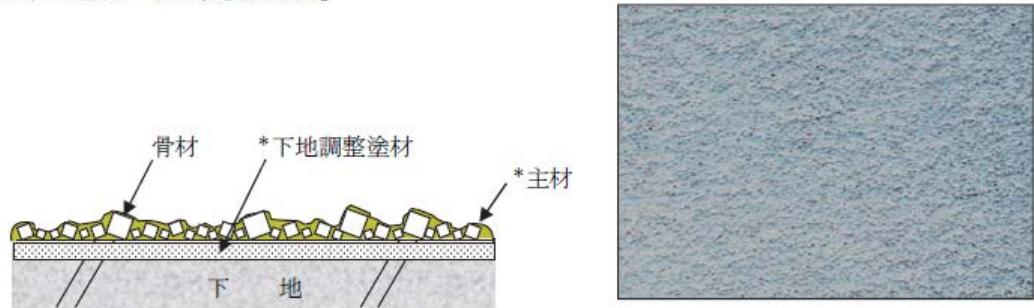
表1.13 日本建築仕上材工業会員会社が過去に販売したアスベスト含有仕上塗材の概要

塗材の種類(括弧内は通称)	販売期間	石綿含有量(%)
建築用仕上塗材	薄塗材 C(セメントリシン)	1981～1988
	薄塗材 E(樹脂リシン)	1979～1987
	外装薄塗材 S(溶剤リシン)	1976～1988
	可とう形外装薄塗材 E(弾性リシン)	1973～1993
	防水形外装薄塗材 E(单層弹性)	1979～1988
	内装薄塗材 Si(シリカリシン)	1978～1987
	内装薄塗材 E(じゅらく)	1972～1988
	内装薄塗材 W(京壁・じゅらく)	1970～1987
	複層塗材 C(セメント系吹付けタイル)	1970～1985
	複層塗材 CE(セメント系吹付けタイル)	1973～1999
	複層塗材 E(アクリル系吹付けタイル)	1970～1999
	複層塗材 Si(シリカ系吹付けタイル)	1975～1999
	複層塗材 RE(水系エポキシタイル)	1970～1999
	複層塗材 RS(溶剤系エポキシタイル)	1976～1988
	防水形複層塗材 E(複層弹性)	1974～1996
	厚塗材 C(セメントスタッコ)	1975～1999
	厚塗材 E(樹脂スタッコ)	1975～1988
	軽量塗材(吹付けパーライト)	1965～1992
建築用下地調整塗材	下地調整塗材 C(セメント系フライー)	1970～2005
	下地調整塗材 E(樹脂系フライー)	1982～1987

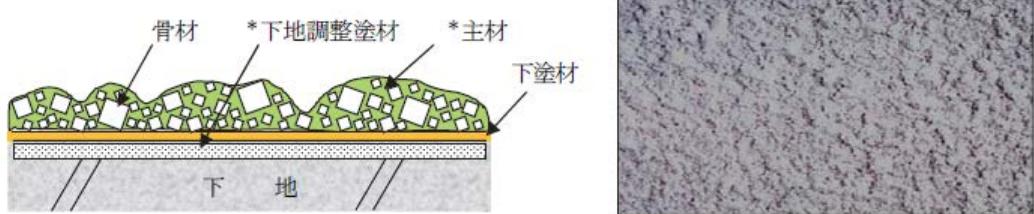
出典：日本建築仕上材工業会ウェブサイト

http://www.nsk-web.org/asubesuto/asubesuto_2.html#d

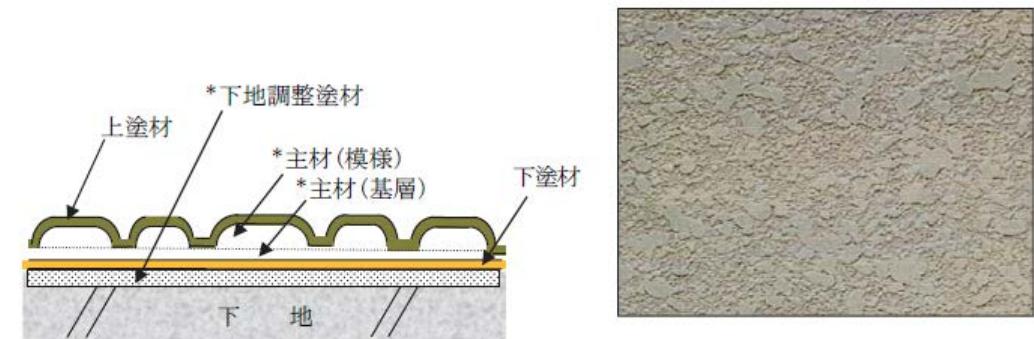
【薄付け仕上塗材：砂壁状模様の例】



【厚付け仕上塗材（上塗材なし）：吹放し模様の例】



【複層仕上塗材：凸部処理模様の例】



*石綿含有の可能性があるのは、主材、下地調整塗材である。

図 1.5 建築用仕上塗材の模様と層構成の例

(出典：「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」、国立研究開発法人建築研究所、日本建築仕上材工業会、平成 28 年 4 月 28 日)

1.7. 分析調査の試料採取

試料採取の方法については以下のほか、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」も参照のこと。

1.7.1. 試料採取前の基礎的留意事項

建築物や工作物等の構造物には、石綿を含んだものが部材の一部として使用されている可能性がある。これらの構造物を解体または改修する場合は、事前に石綿を含んだものがどの施工範囲（試料採取範囲）に存在しているかを確認し、労働者の石綿ばく露を防止できるようにすることが必要である。

一般的に、意図的に石綿を添加したものに関しては、使用目的から使用している施工範囲が、使用時期から石綿の有無を推測できる（現場の判断で石綿を混ぜているケースなどがあり推測は困難）場合もあるが、使用時期によっては、石綿を含んだものと石綿を含まないものが混在している場合や法規制の適用対象外（昭和 50 年は石綿含有率が 5 重量%以下、平成 7 年は 1 重量%以下、平成 18 年は 0.1 重量%以下）を石綿なしの表示（無石綿）としたものがあることに留意する必要がある。

また、意図的に石綿を添加していないものについては、石綿を不純物とした天然鉱物（現在判明している天然鉱物：蛇紋岩、バーミキュライト、タルク、セピオライト）を原料にしたものがある。これについては、吹付け材や成形板の一部に使用していることは確認しているが、これ以外に構造物のどの部位に使用されているかはわかっていない点に留意する必要がある。

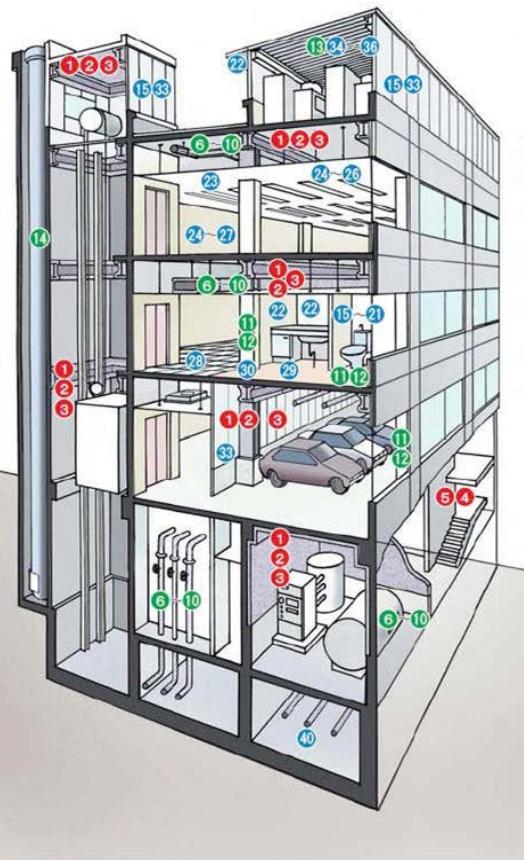
いずれにしても調査範囲を安易に絞り込むことなく、網羅的かつ下地等目視では確認できない部分まで確実に調査する必要があり、石綿の有無が特定できない場合は、最終的に、試料を採取した上で、石綿の有無を分析することになるが、試料を採取に当たっては、まず構造物単位で、どのような施工範囲（試料採取範囲）に、石綿を含む可能性のあるかを特定することが重要である。そのための参考として以下に述べる。

1.7.1.1. 建築物

建築物には、戸建住宅、共同住宅、鉄筋コンクリート（RC）構造ビル、鉄骨（S）造ビル、工場建屋等があり、これらのうち、鉄筋コンクリート（RC）造ビル、鉄骨（S）造ビルに関し、石綿を含む可能性のある部位例を図 1.6 に、戸建住宅に関する石綿を含む可能性のある部位例を図 1.7 に示す。これらの図は国土交通省発行の「目でみるアスベスト建材（第二版）」に示されているが、この小冊子には、これ以外の情報も記載されているので、参考にすること。なお建築物に施工され、石綿を含む可能性のあるものとしては、吹付け材、各種用途での成形板、煙突用セメント管、フェルト状断熱材、床用タイル等がある。

<RC・S造>

- ① 吹付け石綿……………P12
- ② 石綿含有吹付けロックウール……………P14
- ③ 湿式石綿含有吹付け材……………P15
- ④ 石綿含有吹付け
バーミキュライト……………P16
- ⑤ 石綿含有吹付けバーライト……………P17
- ⑥ 石綿含有けいそう土保温材……………P18
- ⑦ 石綿含有
けい酸カルシウム保温材……………P18
- ⑧ 石綿含有
バーミキュライト保温材……………P18
- ⑨ 石綿含有バーライト保温材……………P18
- ⑩ 石綿保温材……………P18
- ⑪ 石綿含有けい酸
カルシウム板第2種……………P20
- ⑫ 石綿含有耐火被覆板……………P21
- ⑬ 屋根用折板石綿断熱材……………P22
- ⑭ 煙突用石綿断熱材……………P23
- ⑮ 石綿含有スレートボード
フレキシブル板……………P24, 40
- ⑯ 石綿含有スレートボード
平板……………P24
- ⑰ 石綿含有スレートボード
軟質板……………P24
- ⑱ 石綿含有スレートボード
軟質フレキシブル板……………P24
- ⑲ 石綿含有スレートボード
その他……………P24
- ⑳ 石綿含有
スラグセッコウ板……………P25
- ㉑ 石綿含有
バルブセメント板……………P25



- ㉒ 石綿含有けい酸
カルシウム板第1種……………P26, 31, 39
- ㉓ 石綿含有
ロックウール吸音天井板……………P27
- ㉔ 石綿含有せっこうボード……………P28
- ㉕ 石綿含有バーライト板……………P29
- ㉖ 石綿含有その他パネル・ボード……………P29
- ㉗ 石綿含有壁紙……………P30
- ㉘ 石綿含有ビニル床タイル……………P32
- ㉙ 石綿含有ビニル床シート……………P34
- ㉚ 石綿含有ソフト巾木……………P35
- ㉛ 石綿含有窯業系サイディング……………P36
- ㉜ 石綿含有
建材複合金属系サイディング……………P37
- ㉝ 石綿含有押出成形セメント板……………P38
- ㉞ 石綿含有
スレート波板・大波……………P42
- ㉟ 石綿含有
スレート波板・小波……………P42
- ㉟ 石綿含有
スレート波板・その他……………P42
- ㉛ 石綿含有
住宅屋根用化粧スレート……………P43
- ㉝ 石綿含有ルーフィング……………P44
- ㉞ 石綿セメント円筒……………P45
- ㉟ 石綿セメント管……………P46

図 1.6 鉄筋コンクリート造ビル、鉄骨造ビルに関する石綿を含む可能性のある部位例

(出典：「目で見るアスベスト建材（第2版）」国土交通省、平成20年3月)

<戸建て住宅>

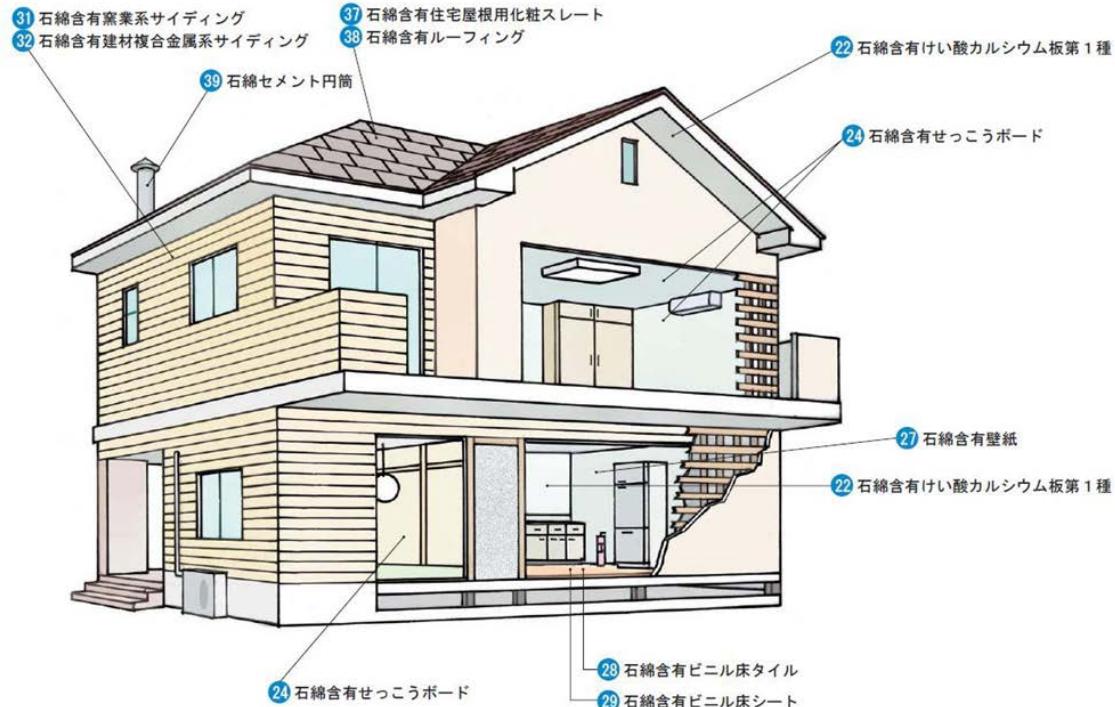


図 1.7 戸建住宅に関する石綿を含む可能性のある部位例

(出典：「目で見るアスベスト建材（第2版）」国土交通省、平成20年3月)

1.7.1.2. 工作物

工作物には、主にボイラ、タービン、化学プラント、焼却施設等があり、これらはいずれも熱源の放散を防ぐために、それぞれの本体や配管に図1.8に示す保温材を使用している。

また、配管と配管のつなぎ目に石綿を含む可能性のあるシール材が使用されたり、熱によるダクト伸縮を緩和するために伸縮継ぎ手（石綿紡織品を使用している可能性あり）を使用している場合がある。なお、建築物内に小型ボイラを設置している場合は、ボイラ配管等に石綿を含む可能性のある塗材を使用している場合があることに留意する必要がある。

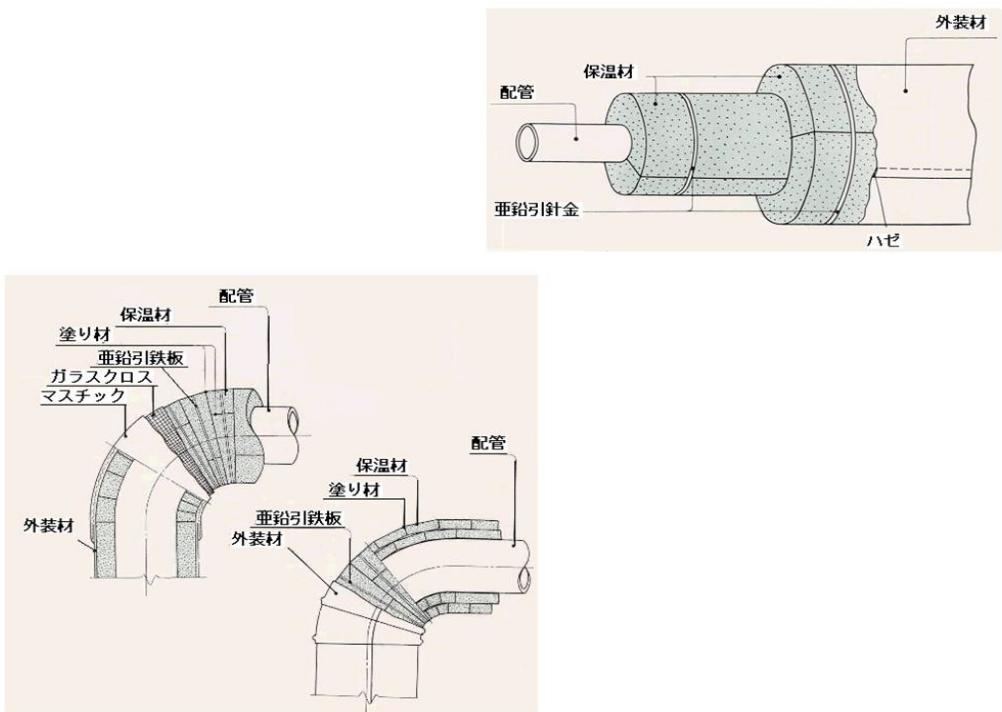


図 1.8 保温材の施工例

1.7.1.3. 船舶等

船舶については、（財）日本船舶技術研究協会発行「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル（第2版）」に記載されている。ただし、船舶の使用部位に関しては、IMO（国際海事機関）や先進諸国の法規制により、年代により、石綿を含むものの使用時期が異なることに留意する必要がある。

また、鉄道車両に関しては、厚生労働省のパンフレット「鉄道車両の解体作業にかかる発注者・事業者の皆様へ」に石綿を含む可能性のあるものに関する記述があるので、参照のこと。

1.8. 試料採取における注意事項

前述により、構造物における石綿を含む可能性のある施工範囲（試料採取範囲）が特定できた場合は、その施工範囲から試料を採取することになるが、以下に、試料採取にあたっての注意事項について述べる。

1.8.1. 試料採取にあたっての共通注意事項

(1) 試料採取にあたっては、最低限、次の器材等を準備する。

①試料採取にあたる人数分の保護具（国家検定防じんマスク、防護服、手袋等）ここでいう「防護服」とは、『石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュ

アル』（建設業労働災害防止協会、平成24年）に記載の作業衣と同等以上のものを指す。なお、その装着は上下ともが基本である。

- ②試料採取器具（例：コルクボーラ、鋭利なカッター等）
 - ③試料採取予定分の密閉式試料ホルダー（例：フィルムケース、チャック付ビニール袋）
 - ④施工範囲（試料採取範囲）ごとに③を一纏めに収納する密閉式試料ボックス
 - ⑤水又は飛散抑制剤入りの湿潤器
 - ⑥粉じん飛散防止剤入りの噴霧器 粉じん飛散防止剤としては、国土交通省認定のものが望ましい。
 - ⑦施工範囲（試料採取範囲）ごとの図面
 - ⑧試料番号等記載できるラベル
 - ⑨試料採取記録用紙
 - ⑩必要であれば安全衛生用具（HEPA フィルタ付真空掃除機、養生シート等）
- (2) 試料そのものに石綿が含まれているか否かが判明していない時点で、試料を採取するので、試料採取時には必ず保護具を着用すること。なお、可能な限り湿潤器を使用して、試料採取部位の湿潤化を行うこと。
- (3) 試料を採取し、試料ホルダーに入れ密閉する。
- (4) 施工範囲（試料採取範囲）ごとに、前述(3)の試料ホルダーを試料ボックスに入れ、密閉した上で、試料番号、採取年月日、採取建物名、施工年、採取場所、採取部位、採取したものの形状（板状不定形状等）、採取者名等後で試料を特定できるようにするための必要な情報を記入すること。
- (5) 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。なお、粉じん飛散防止剤に関しては建築基準法第37条により認定された石綿飛散防止剤を使用することが望ましい。
- (6) 複数の場所で採取する場合は、採取場所ごとに、採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てを使用する等、他の場所の試料が混入しないように十分注意する必要がある。

1.8.2. 石綿を含む可能性のあるものの種別による試料採取の注意事項

レベル1の吹付け材、レベル2の耐火被覆材、断熱材、保温材、レベル3の成形板について、それぞれの試料採取における留意事項を以下に述べる。

1.8.2.1. 吹付け材

吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が不均一になっている可能性が極めて高い。

特に石綿の含有率が低い場合は、完成したものの不均一性を十分考慮する必要がある。例えば、吹付け材の現場配合比で石綿含有率4%程度のものが施工されている箇所から

試料を採取し、分析を行った場合でも、試料採取位置によっては、「石綿なし」となる場合や「石綿含有率が10%以上」となることも想定され、完成したものの石綿含有のばらつきがかなり大きいと考えておいた方がよい。

このほか、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものとが混在している時期があったり、大規模な施工現場では、二以上の施工業者が吹付け作業を行い、片方の業者が無石綿の吹付け材で施工し、もう一方の業者は石綿含有の吹付け材で施工したりする場合があるので、これらの点にも留意する必要がある。

また、吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、セメントスラリーを表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。

このようなことから、吹付け材の試料採取は該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に次により行う。

なお、主成分がバーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み1mm以下がほとんどのため、この場合は100cm²角程度の試料採取を行う。また、吹付け層全体の表面の色において、一部分、吹付け層の色が異なる場合は、その一部分は補修した可能性が高いため、その部分は既存部分とは別の試料として採取を行う。また、吹付けの年代が違う場合も別の試料として採取を行う。

- (1) 平屋建ての建築物で施工範囲が3000m²未満の場合、試料は、図1.9または図1.10の採取位置の例に従い、原則として、該当吹付け材施工部位の3箇所以上、1箇所当たり10cm³程度の試料をそれぞれ採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納すること。
- (2) 平屋建ての建築物で施工範囲が3000m²以上の場合、600m²ごとに1箇所当たり10cm³程度の試料をそれぞれ採取し、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納すること（3000m²以上の場合は2業者で施工することがある）。
- (3) 一建築物であって、施工等の記録により、耐火被覆の区画に関し、耐火被覆の業者（吹付け業者）が明確な場合、業者ごとの区画を一つの施工範囲としその範囲ごとに、3箇所以上、1箇所当たり10cm³程度の試料をそれぞれ採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納すること。
- (4) 一建築物であって、耐火被覆の区画に関し、記録がなく、かつ耐火被覆の業者（吹付け業者）が不明確な場合、各階を施工範囲とし、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納すること。なお、一建築物の一つの階の床面積が3000m²以上の場合の試料採取は、上記(2)の方法による。
- (5) 上記(2)、(3)、(4)の試料採取方法は、昭和50年以降の施工の建築物において、耐火被覆業者により、主に石綿が1～5重量%含有の吹付け材で施工している

業者と石綿をまったく含まない吹付け材で施工している業者が混在している可能性があることに留意したものであり、昭和49年以前施工の建築物は耐火被覆業者が異なった場合であっても、石綿含有率の違い（数十%以上）はあるものの、意図的に石綿が含有されている吹付け材であるため、原則として、試料の採取は上記(1)を適用してもよいが、より安全を期するために、全体階から2つ以上の階を選定して試料を採取する。

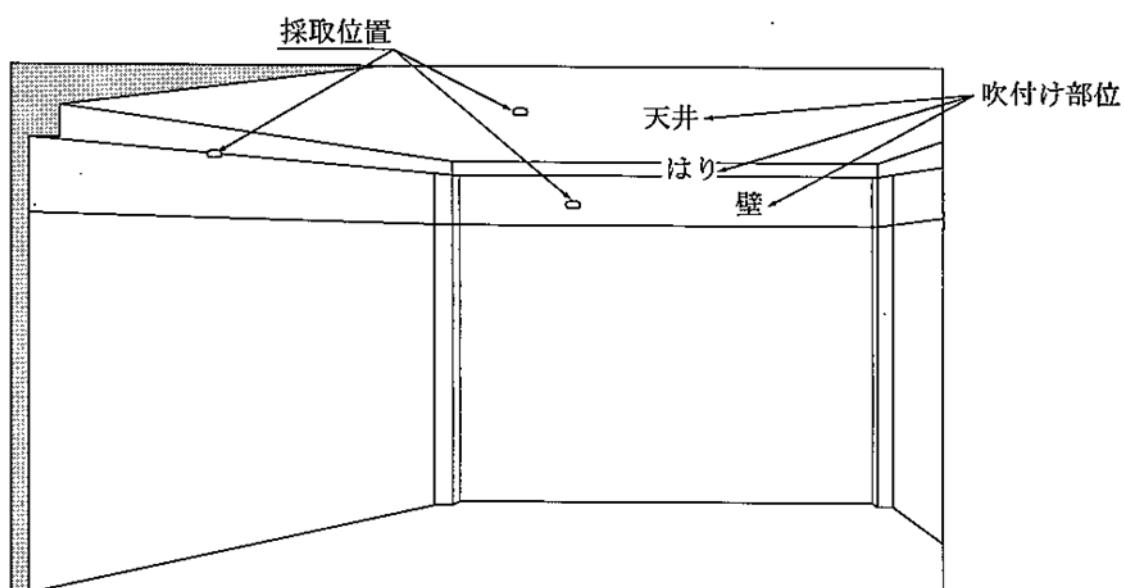


図1.9 天井、壁における採取位置の例

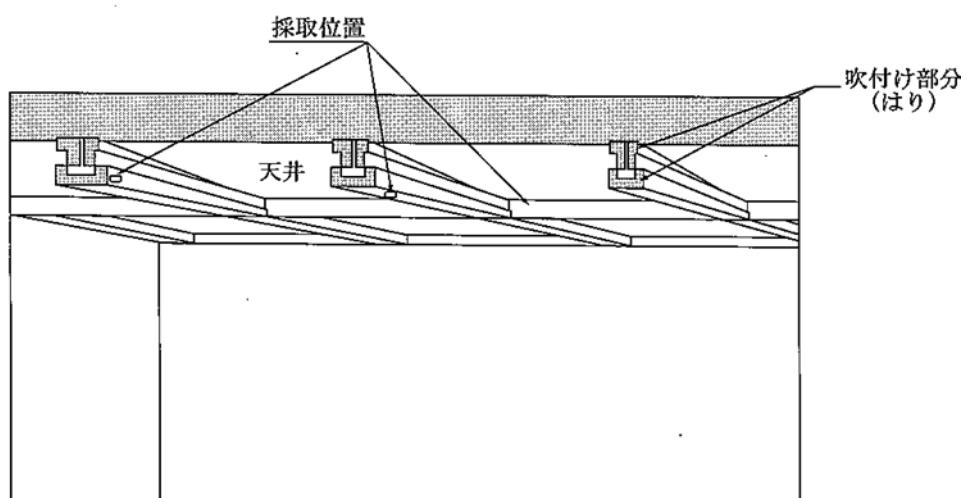


図1.10 耐火被覆された鉄骨における採取位置の例

1.8.2.2. 耐火被覆材

耐火被覆材には、吹付け材、耐火被覆板又はケイ酸カルシウム板2種、耐火塗り材がある。吹付け材を除く耐火被覆材は施工部位が梁、柱と明確であり、各階の梁、柱全体を施工範囲とする。

なお、吹付け材に関しては、前述1.3.2.1に基づいて試料採取を行う。

- (1) 施工範囲から奇数階および偶数階からそれぞれ1フロアを選定する。

この1フロアの梁、柱から代表的な部位を1つ選び、そこから3箇所以上、1箇所当たり 10cm^3 程度の試料をそれぞれ採取しそれぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納すること。

- (2) 耐火被覆材と耐火被覆材の境界に耐火塗り材が使用されている可能性があるため、その境界を中心に試料を採取すること。

1.8.2.3. 断熱材

断熱材には、折版屋根用断熱材と煙突用断熱材がある。折版屋根用断熱材に石綿を使用している場合は、石綿含有率が非常に高いため、特に試料採取に留意する必要はなく、折版屋根用断熱材の施工範囲から3箇所以上、1箇所当たり 100cm^2 程度の試料をそれぞれ採取しそれぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納する。

煙突用断熱材の試料採取に当たっては次の点に留意する必要があるが、いずれにしても、3箇所以上、1箇所当たり 10cm^3 程度の試料をそれぞれ採取しそれぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納する。

- (1) 煙突用断熱材には、①煙道側に断熱層がある場合、②煙道側の円筒管の裏側に断熱層がある場合があり、特に後述の②の場合は、断熱層に石綿を含む場合と、断熱層は石綿が含まないが、円筒管に石綿を含む場合、断熱層と円筒管の両方に石綿を含む場合があるので、断熱層と円筒管を分離して試料採取を行うこと。
- (2) 煙道側に断熱層がある場合や煙道側の円筒管にひび割れがあり、断熱層が露出しているおそれがあるような場合は、煙道中に含まれる硫黄酸化物等により、石綿が変質し、他の物質に変わっている可能性があるため、試料採取に当たっては、表層からの試料採取を行わず、必ず下地に接するまで試料を採取すること。

1.8.2.4. 保温材

保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は不定形の保温材がほとんどであり、これらはバルブ、フランジ、エルボ部分に使用されている場合が多いが、直管部でも可能性があるので、それぞれ3箇所以

上、下地まで貫通し、1箇所当たり 10cm^3 程度の試料をそれぞれ採取してそれぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、密閉式試料ボックスに入れ、それらの試料を一纏めにして収納する。またボイラ、タービン、化学プラント等の場合は、配管距離も長く、かつ成形保温材と不定形保温材の両方を使用している場合がほとんどであり、試料採取にあたっては次の点に留意する必要がある。

- (1) 成形保温材と成形保温材のつなぎ目に不定形保温材を使用する場合があり、不定形保温材は成形保温材に比べて石綿含有期間が長いため、試料採取にあたっては、成形保温材と成形保温材のつなぎ目を貫通して試料を採取すること。
なお、保温材の場合は、使用目的から、配管表層部の温度が高温となっている場合があり、表層部に接触している保温材の材質（石綿を含め）が変化している可能性がある。このような箇所からの試料採取を避けること。
- (2) ボイラ、タービン、化学プラント等には定期検査があり、この検査において、保温材をはぎ、検査終了後、新たな保温材を施工するが、この時に石綿を含まない保温材に変更する場合がある。このようなことを想定して、試料の採取を次のようにする。
 - 化学プラント、火力発電所の場合 化学プラントにおいて、系統単位を施工範囲とし、その系統において、定期検査を行っている場合は 30m ごとに、定期検査を行っていない場合は 60m ごとに、3箇所以上、下地まで貫通し、1箇所当たり 10cm^3 程度の試料をそれぞれ採取してそれぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、密閉式試料ボックスに入れ、それらの試料を一纏めにして収納する。
 - 原子力発電所の場合 原子力発電所の場合は、配管の溶接線の肉厚のチェックのために、所定の範囲（ 2m 程度）で定期検査を行うことになっているので、この範囲からの試料採取は避け、系統単位を施工範囲とし、 600m^3 ごとに、3箇所以上から、1箇所当たり 10cm^3 程度の試料をそれぞれ採取してそれぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、密閉式試料ボックスに入れ、それらの試料を一纏めにして収納する。

1.8.2.5. 成形板

意図的に石綿を添加し製造された成形板（例：スレート、けい酸カルシウム板）は、使用目的から、ほぼ施工部位が特定できるので、試料採取範囲は、構造部材であればフロア単位ごとに、建築物内設備機器に使用の部材であれば、その設備機器単位ごとに行なう。

試料の採取は、試料採取範囲から3箇所を選定して、1箇所あたり $100\text{cm}^2/\text{箇所程度}$

の試料をそれぞれ採取してそれぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉した上で、密閉式試料ボックスに入れ、それらの試料を一纏めにして収納する（ここで「3箇所選定」とあるが、その理由は成分のばらつきが考えられるためである。成形板は工場での生産品であるため、ばらつきの程度は吹付け材ほどではないが、使用されている石綿の種類によってはセメント等のCaにより含有率が変化するおそれがある。）この他、試料採取にあたって次の点に留意すること。

- (1) 施工範囲（試料採取範囲）内において、改修の有無に関する確認を行うこと。改修が行われた場合は、施工範囲全体に石綿を含んでいないものを施工したか、それとも部分的に施工したかにより、石綿の有無分析に大きな影響を及ぼす。そのため、部分的に改修が行われたことが明確な場合は、既存部分と改修部分を別の試料として採取を行うこと。
- (2) 成形板には、表面を化粧したものがあるため、表面のみの試料採取はしないこと。

1.8.2.6. 建築用仕上塗材

既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。

過去に重量の0.1%を超えて石綿を使用していた仕上塗材については、日本建築仕上材工業会が公表している「アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材に関するアンケート調査結果」により、石綿含有仕上塗材の種類、販売期間、石綿含有量が確認できる。

したがって、これらの情報をもとにヒアリング結果や当該現場での調査結果も併せ、石綿の有無が確認できる場合は、既存仕上塗材層を採取して分析を行う必要がない。ただし、設計図書の多くは特記仕様書において仕上塗材の一般名が記載され、数社の製造業者の中から製品を選択できるようになっているため、当該現場に使用された製品名を特定することは難しい。その場合は、既存仕上塗材層を部分的に採取して、分析を行い判定する。

試料の採取は粉じんが飛散しないように採取面に無じん水を散布（噴霧）してから、カッターナイフ、スクレーパ等で仕上塗材表面部分から仕上塗材内部に刃先を入れ少しづつ剥離、採取する。施工部位の3か所以上から1か所当たり容量10cm³程度を目安に試料を採取し、密閉容器に入れ、それらを一まとめの試料として、試料採取履歴（表1.15）として、採取試料の形状（断面の層状構造）等、必要事項を記録・添付し試料とする。

（図1.11 参照）

なお、労働安全衛生法令では、石綿含有の建築用仕上塗材（及びその下地調製塗材）のうち吹付け施工のものが、石綿の計画届や作業届の対象となることとされているが、その際に建築用仕上塗材とその下地調製塗材を区別して石綿の含有の有無を分析できた場合は、石綿含有材料部分が吹付け施工か否かによりこの届出の要否が決まることと

されている（平成30年1月29日基安化発0129第1号）。

- (1) 薄付け仕上塗材（砂壁状仕上げなど）の場合は、上塗材が使用されておらず、下塗材もほとんど層を形成していないので、仕上塗材と下地との界面にスクレーパやカッターナイフの刃先を入れ、仕上塗材を採取するのが一般的である。薄付け仕上塗材は、膜厚が3mm程度以下と薄いため、比較的広い面積の塗膜を採取する必要がある。
- (2) 複層仕上塗材（吹付けタイル仕上げなど）は、上塗材・主材・下塗材があるが、上塗材の厚さは塗料と同じ数十ミクロンであり、下塗材もほとんど層を構成していない。したがって、複層仕上塗材層のほとんどが主材部分であり、これをカッターナイフ、スクレーパ、ノミ等削り取るのが一般的である。複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャーが付与されていることが多い。これらの凹凸部分を形成している主材は、どの部分であっても組成は均一である。また、複層仕上塗材は下地への付着強度が高いので、下地と主材層との界面からきれいに剥離除去できない場合が多いと考えられる。このような場合は、主材層を部分的に破壊して採取することとなる。
- (3) 厚付け仕上塗材（スタッコ仕上げなど）は、上塗材がある場合と上塗材がない場合がある。上塗材があったとしても仕上塗材層全体に占める質量比は僅かである。厚付け仕上塗材の主材層は厚く、その組成も均一であることから主材層を部分的に採取すればよいと考える。厚付け仕上塗材層と下地との界面で剥離採取することはかなり困難である。

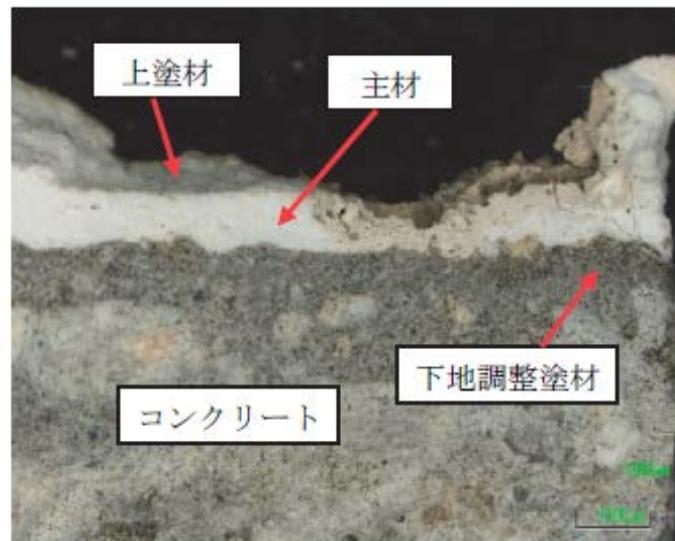
塗り替え等の改修工事の場合は、分析用試料採取後、簡易補修を行う。

改修または解体のいずれの場合においても、塗材の種類や工法が部位などによって異なっている場合や、棟によって施工業者が異なっている場合は、それぞれ別に採取する。

- (4) 採取した仕上塗材には下地調整塗材やコンクリート等が付着している場合がある。まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。
- (5) 改修（再塗装）で、塗材に亀裂や部分的剥離がない場合には、調査対象は仕上塗材のみとなる。第3章で分析を実施する場合には、実体顕微鏡で表面から順次各層の観察を実施し、下地調整塗材の上までを調査対象範囲とする（図1.11の赤色線で示した範囲）。第4章で分析を実施する場合には、実体顕微鏡等を用いて下地調整塗材が混入しないよう、予めカッターナイフ等で除去してから分析試料とする。
- (6) 解体を目的とした場合には、下地調整塗材および仕上塗材が調査対象となる。第3章で分析を実施する場合には、実体顕微鏡で表面から順次各層の観察を実し、躯体の上までを調査対象範囲とする（図1.11の青色線で示した範囲）。第4章で分析を実施する場合には、目視および実体顕微鏡等を用いて躯体が付着していれば予

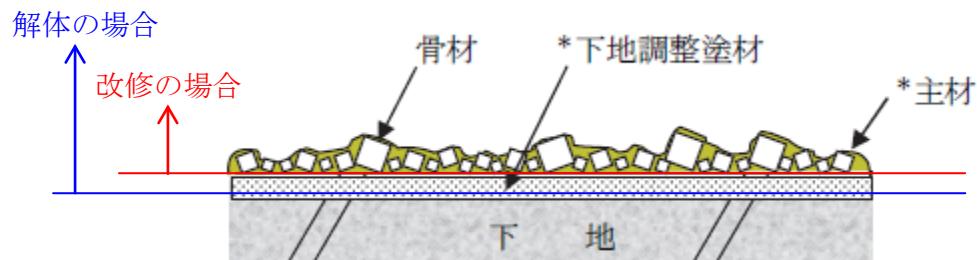
めカッターナイフ等で除去してから分析試料とする。無機質、有機質の試料とともに、塗料等が用いられていることが多いため、灰化して有機成分を処理し、第4章の手順に基づいて分析を実施する。

- (7) 目視上、施工が同じようにみえていても、塗り重ねの場合、既存が残存している可能性を考慮し、外壁、内壁、上裏のように施工が異なる可能性を有する部位については、別途採取調査することが望ましい。

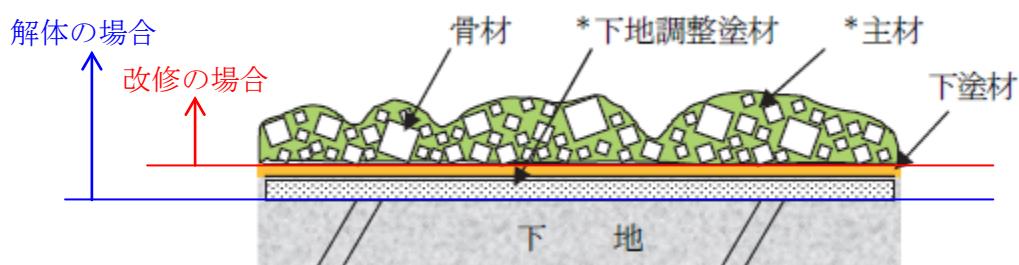


複層仕上塗材の断面の例

【薄付け仕上塗材：砂壁状模様の例】



【厚付け仕上塗材（上塗材なし）：吹放し模様の例】



【複層仕上塗材：凸部処理模様の例】

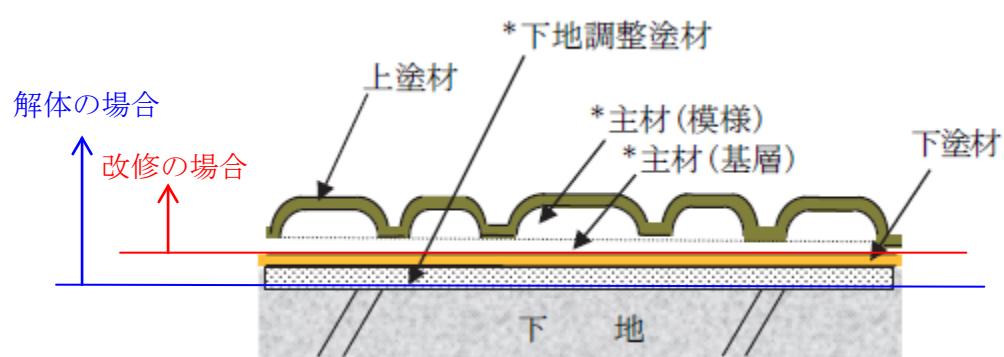


図 1.11 建築用仕上塗材の試料採取部位

建築用仕上塗材(下地調整塗材含む)分析用試料の採取写真

採取

※採取箇所をビニール袋で囲んで養生し、
採取した塗材をそのままビニール袋内に封入。



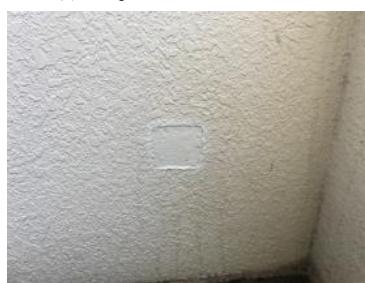
湿潤化

※塗材によってはトップコートが水を弾く。
スクレーパーを入れて剥離した部位は
湿潤されていないため、
必要に応じ、適時湿潤を追加する。



採取痕の固化

※固化材噴霧や接着剤塗布を行う。
塗材と類似した色のスプレーを塗布し、
簡易補修を兼ねることも一般的。



採取道具の例

養生シート
採取用ビニール袋
スクレーパー^ー
ハンマー^ー
湿潤用無じん水



簡易補修用カラースプレー
飛散防止用スプレー接着剤
飛散防止用固化材



※複層材の採取痕の凹みが気になる場合には、ノンブリードのシール材等による簡易補修が有効である。

1.8.3. 試料採取時の情報伝達と責任分担の明確化について

書面・現地調査にはじまり、試料採取、そして分析までが適切に行われるには、的確に情報伝達を行うとともに、責任分担を明確化にすることが必要である（表 1.14）。

(1) 分析者（分析機関）が自ら試料採取を行う場合は、

- ・現地調査結果において同一と考えられる建材の範囲が特定されているか確認を行い、不明な場合は調査実施者等に明確な情報を求める。
- ・採取した試料の識別と分析を行う際の前処理等の情報を得るために、表 1.15 に示した試料採取履歴に必要事項を記録する。

(2) 分析者（分析機関）が、外部から持ち込まれた試料の分析を請け負う場合は、分析依頼元に対して、表 1.15 に示した試料採取履歴に必要事項を記入して必ず添付するように要請すること。

表 1.14 現地調査から試料採取までの責任分担の明確化

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.20 版] （厚生労働省）（抜粋）

7. 事前調査の一連の過程では、

- ・現地調査において同一材料範囲の判断
 - ・試料採取において同一材料範囲のうちどの箇所から試料採取するか判断
- を行う。これらは石綿の有無に関する重要な判断であり、これらの判断の責任者が誰であるか不明確なまま、事前調査を行ってはならない。
- また、一部解体や改修工事であれば、工事内容によって調査すべき建材の範囲が異なってくるため、工事内容に応じて調査対象建材を適切に判断しなければならない。

8. 具体的には、次の通りである。

- ・石綿則上は同一材料範囲の判断までが第 3 条第 1 項に基づく現地調査の一環であるが、試料採取を外注する際に、同一材料範囲の判断もあわせて依頼するのであれば、そのことを明示して依頼することが必要である。
- ・試料採取を行う際に、採取作業者とは別の者が、採取箇所を指示（判断）する場合もある。採取作業者だけでなく、採取箇所の指示者（判断者）の氏名も報告書に明記する。
- ・分析機関が試料採取に関与しない場合には、試料採取者は、採取した試料ごとに、表-4（編注：本マニュアルの表 1.15）に示す試料採取履歴に求められている内容について記入し、試料と一緒に分析機関に委託する。また、分析機関に試料採取者の情報を伝え、分析機関が作成する分析結果報告書には、当該試料採取者の情報を記録させる必要がある。

表 1.15 試料採取履歴

試料採取者の所属・氏名	(所属)	(氏名)	印		
試料採取者の資格	建築物石綿含有建材調査者、石綿調査診断士、石綿作業主任者、無し				
採取箇所等の指示(判断)者の所属・氏名	(所属)	(氏名)	印		
指示者の資格	建築物石綿含有建材調査者、石綿調査診断士、石綿作業主任者、無し				
採取年月日	年 月 日				
建築物等の種類	鉄骨構造(S造)、鉄筋コンクリート構造(RC造)、鉄骨鉄筋コンクリート構造(SRC造)、木造				
分析対象試料の概要					
試料 No.	採取年月日	試料採取場所と採取部位	建材等の種類と名称	試料の形状・材質	試料の大きさ(容量)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
(その他特記事項)					

第2章. 厚生労働省が定める石綿則に基づく建材分析等

2.1. 我が国で規定してきた石綿含有率の分析方法

石綿障害予防規則第3条第2項に基づく分析方法は、厚生労働省通達により指定されており、主として、

- ① 「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」
(平成8年3月29日付け基発第188号 労働省通達)
- ② 「建材中の石綿含有率の分析方法について」
(平成17年6月22日付け基安化発第0622001号 厚生労働省通達)
- ③ 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」
(最終改正平成28年4月13日付け基発0413第3号 (JIS A 1481 規格群など))

が定められてきた。

JIS A 1481-2, JIS A 1481-3は②の分析方法をもとにJIS化されたものであり、また、JIS A 1481-1において石綿不検出であることを判定する場合は本マニュアルの内容に留意して判定することになる。

もとより石綿則による分析は厚労省通達で指定しており、厚労省通達において、JIS法の実施に当たっては、本マニュアルの記載事項に留意して実施することと明記されており、本マニュアルをよく理解することが重要である。

なお、上記のほか、次の分析方法も定められており、これらの場合に該当するときは、これらの分析方法を用いることができる。

- ① 「ベビーパウダーに用いられるタルク中のアスベスト試験法」
(昭和62年11月6日付け薬審2第1589号の別紙)
- ② 「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」
(平成16年7月2日付け基発第0702003号 厚生労働省通達)
- ③ 「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」
(平成18年8月28日付け基安化発第0828001号 厚生労働省通達)

③については本マニュアルの第8章に記載している。

2.2. 分析マニュアルの概要

本マニュアルでは、第3章で定性分析法1(偏光顕微鏡法)、第4章で定性分析法2(X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法)、第5章で定量分析法1(X線回折分析法)、第6章で定量分析法2(偏光顕微鏡法)、第7章で定性分析法3(電子顕微鏡法)、第8章で天然鉱物中の石綿含有率の分析について、第9章で分析結果の信頼性を確保するための分析機関としての望ましい組織体制について記述している。

第3章及び第6章は、建材製品、天然鉱物及びそれを原料としてできた製品中のアスベスト分析に適用可能である。一方、第4章及び第5章は、建材製品中のアスベスト分

析だけを対象としており、また、IL0 条約の精神を踏まえ石綿除去作業者等の安全衛生を考慮して作成した方法である。

第3章及び第4章は、“アスベストの含有の有無の判定基準”が異なっている。第3章は、繊維状粒子が存在する場合、偏光顕微鏡を使用してアスベスト繊維か否かの判定をしている。一方、第4章は、X線回折分析の定性分析により、アスベストを含めた類似鉱物の存在を確認した上で、位相差・分散顕微鏡による分散染色法の定性分析結果により、粒子状物質中に存在するアスベスト繊維数の割合を含めた判定基準に基づいて判定する。このように、分析方法及び分析機器などが異なっているため、共通の判定ではないが、試料の採取方法や検出限界などを踏まえ、アスベストの有無の判定について同等としている。

尚、本マニュアルでは、3章及び第4章の定性分析結果から、石綿障害予防規則の適用対象か否か（建材中に0.1%を超えてアスベストを含有するか否か）についての判断方法についても記載しているので留意すること。

分析精度を担保するためには、第3章から第7章に記載されている分析方法からできる限り複数の方法を組み合わせて実施することが望ましい。

第3章. 定性分析方法1（偏光顕微鏡法）

3.1. 分析の概要

本章は、JIS A 1481-1によるアスベスト含有率測定について、JIS A 1481-1に記載の内容のほか、JIS A 1481-1の実施に当たって具体的な留意点や補足を掲載したものである。その流れは、図3.1の通りである。

- ①試料を受け取ったら肉眼で試料の全体をよく観察し、色や材質を記録する。
- ②必要であれば灰化、酸処理、浮遊沈降による非アスベスト成分の除去を行う（試料調製）。
- ③調製した試料又は未処理の試料を肉眼と実体顕微鏡で詳細に観察し、試料の種類や前処理の必要性の有無を確認する。
- ④前処理が必要な場合は適切な前処理を行う。
- ⑤試料を実体顕微鏡で観察し、アスベストの可能性がある纖維を探して代表的なものを取り出し、偏光顕微鏡用の標本を作製する。
- ⑥標本を偏光顕微鏡で観察し、形態、光学的性質からアスベストの同定を行う。
- ⑦調べた纖維がいずれもアスベストではなかった場合、または試料から実体顕微鏡で確認できる大きさの纖維が見つからなかった場合は、無作為に分取した試料で偏光顕微鏡用の標本を作製し、実体顕微鏡では見えない微細なアスベスト纖維を探す。

留意点：試料調製と前処理の違いについて： 試料調製は顕微鏡観察に先立って、試料の大部分を構成する非アスベスト成分を除去する操作であり、顕微鏡観察で纖維が検出されやすいようにすることが目的である。前処理は実体顕微鏡観察の後で試料から纖維を取り出したり纖維から付着物を取り除いたりする操作で、偏光顕微鏡観察を容易にするために行われる。いずれも必須の手順ではなく、必要に応じて行われる。

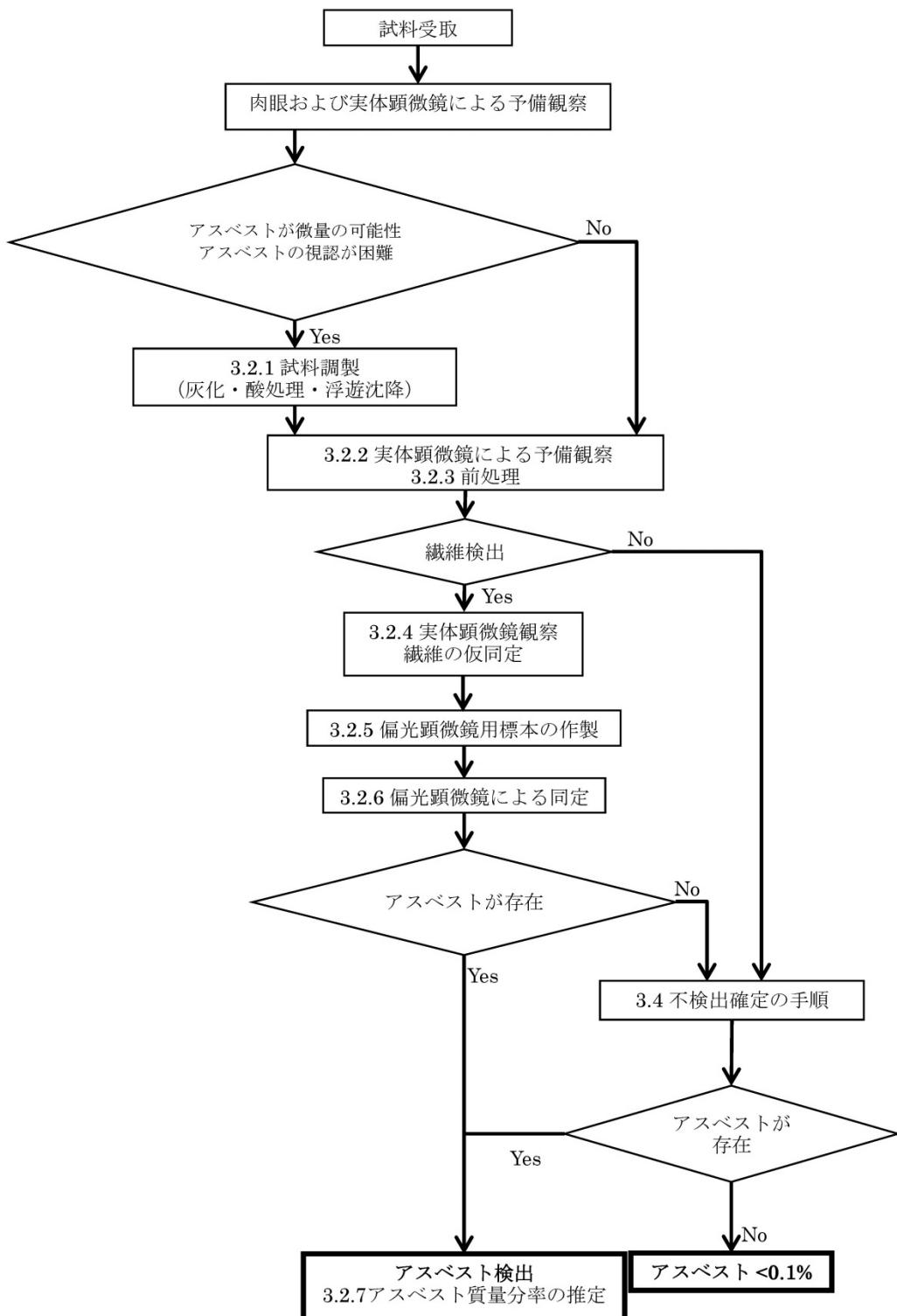


図 3.1 定性分析方法 1（偏光顕微鏡法）での分析の流れ

3.2. 分析の手順

3.2.1. 試料調製

アスベストの含有量が低い場合、または試料中のアスベストの分布が不均一で大量の試料を分析しなければアスベストを確実に見つけられない場合には、顕微鏡観察に先立って非アスベスト成分の大部分を取り除くための試料調製をしてアスベストの検出を容易にすることができる。試料調製の方法には灰化、酸処理、浮遊沈降がある。

<灰化>

有機物は485°Cで10時間加熱することで取り除くことができる。加熱処理を行うときは、試料を磁性るつぼに入れてふたをし、マッフル炉に入れて加熱する。加熱は必ずつぼを炉内に入れてから開始するようとする。

<酸処理>

試料を2mol/Lの冷希塩酸(室温)中で15分程度攪拌することで多くの成分を除去することができ、アスベストの検出が容易になる。

- ①メノウ乳鉢に試料を入れ、蒸留水で試料を軽く湿らせる。
- ②試料に直接あたらないよう注意しながら乳鉢に塩酸を加え、乳棒で軽くすりつぶす。
- ③発泡がおさまったらさらに塩酸を加える。
- ④塩酸を加えても新たな発泡が起きなくなったらポリカーボネートフィルタ上に吸引ろ過する。
- ⑤ポリカーボネートフィルタはふた付きのディッシュに入れてから乾燥させ、分析用の試料とする。

<浮遊沈降>

試料の種類によっては砂利や砂粒が入っている場合があり、それらは水中での沈降や浮遊により取り除くことができる。バーミキュライトやパーライトは低密度のため浮遊によって除去できる。砂や砂利は水中でアスベストより速やかに沈降するため沈降法により大部分を除去することができる。浮遊沈降法は以下の手順で行う。酸処理に続いて行う場合は、酸処理後のろ過をせずに直接以下の手順で浮遊沈降法を行う。

- ①約300mLの蒸留水を入れた500mLビーカーに試料を投入し、水面に浮くものがあれば薬匙で数回水中に押し込んだ後、浮いているものを薬匙でくい取る。試料の量が多い場合は数回に分けて行う。
- ②浮いているものを取り除いたら、水をよく攪拌する。
- ③大きな粒子が沈んだら速やかに懸濁液を別のビーカーに移す。
- ④150mLの蒸留水を加えて攪拌し、③の操作を行う。これを2回繰り返す。
- ⑤蒸留水の洗瓶で沈殿物をビーカーから洗い流してペトリ皿にとり、乾燥させる。
- ⑥ビーカーにとってある懸濁液は孔径0.4μmのポリカーボネートフィルタ上に吸引ろ過し、乾燥させる。

- ⑦水面に浮いたものと沈殿物を実体顕微鏡で確認し、大きな纖維束があればろ過試料に移す。
- ⑧ろ過試料を顕微鏡分析用試料とする（→3.2.4. 実体顕微鏡観察）。

留意点1：試料調製が必要な試料の例としては、アスベストを含む可能性のある鉱物が使用されている試料や纖維に付着しやすい成分を大量に含んでいる試料、アスベストと紛らわしい纖維が大量に含まれている試料、砂や砂利を含む試料などがあげられる。肉眼での観察でアスベストらしい纖維が確認できる試料や、ガラス纖維が主体でアスベストが覆い隠される恐れが少ない試料などについては、試料調製を行う必要はない。

留意点2：酸処理を行うと、マグネシウムの溶脱によりクリソタイルの屈折率はわずかに低下するが、他のアスベストの光学的性質には影響しない。

留意点3：灰化、酸処理、浮遊沈降を組み合わせて行う場合はこの順番で行うことが推奨される。

3.2.2. 肉眼および実体顕微鏡による予備観察

- ①試料全体を詳細に観察して素材の種類や目に見える纖維の有無を確認する。
- ②実体顕微鏡で試料を確認し、纖維がある場合は可能な範囲で纖維が何種類あるかを特定する。
- ③試料の見た目、色を記録しておく。試料が不均一であったり層をなしていたりする場合は、試料のそれぞれの部分・層について記述し、どの部分・層からアスベストが検出されたのかが分かるようにしておく。

留意点1：必要な前処理を知る手掛かりになる場合があるため、試料の材質に注意する。

留意点2：実体顕微鏡は10倍から40倍以上まで連続的に倍率を変えられるものを使い、10倍で確認をしながらより詳細に観察を行いたい場合には適宜倍率を上げて観察する。

3.2.3. 前処理

前処理の目的は、纖維を試料から取り出し、付着している粒子を取り除くことである。成形板などの場合は割って新たな断面をだす、試料をすりつぶす、表面や角をナイフで削り取るなどの方法で纖維を露出させる。

纖維の付着物が炭酸カルシウム（石灰石）や硫酸カルシウム（石膏）、ケイ酸カルシウムの場合は、希酢酸（50%）や2mol/Lの冷希塩酸（室温）で除去できる。炭酸カルシウムマグネシウム（ドロマイド）が付着している場合、除去には冷濃塩酸（36%、室温）を使用する。

プラスチック、アスファルト、樹脂、ゴム製品の共存物の除去には、有機溶剤で処理するかマッフル炉を使って 485°Cでの灰化を行う。浸液に浸した状態で 150°C程度に加熱することで、有機成分を溶かして中に含まれる纖維を視認しやすくすることができる場合もある。

留意点 1：酸処理を行う場合はメノウ乳鉢に目的の纖維・試料片を入れ、そこに酸を滴下して反応させる。塊がある場合は軽く乳棒で押しつぶすなどして反応が十分に進むようにする。酸処理は発泡が収まるまで続ける。

留意点 2：クリソタイルは濃塩酸にわずかに溶けるので、濃塩酸は角閃石系アスペストが疑われる場合に使用する。

留意点 3：酸処理が終わった後で酸を放置しておくと、纖維の光学的性質が変化してしまうほか塩の結晶が生成される場合があるため、ろ過してから数回水で洗い流すようにする。

留意点 4：どの有機溶剤による処理がどの素材に有効かということは個別試験やその素材に関する知識により判断する。

留意点 5：灰化はクリソタイル、アモサイト、クロシドライトの光学的性質を変化させる可能性があるので注意する。

3.2.4. 実体顕微鏡観察

アスペストを建材に添加する際には多くの場合束になった長い纖維を使用するため、多くのアスペスト含有建材では実体顕微鏡観察でアスペストが検出できる。

- ①試料をグラシン紙やトレイなどの容器におき、ピンセットやプローブ（探針）を使って全体を詳しく探索する。
- ②層をなしている試料や不均一な試料は、全ての層、全ての部分を十分に観察して特徴を記載する。
- ③確認された纖維がどの層からとられたかを記録し、形状、色から纖維の種類を仮に同定する（波打った形状をして絹のような光沢を示す白色の纖維はクリソタイル、白色の直線的な纖維の束であればアモサイトまたはトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトのいずれか、青色の直線的な纖維であればクロシドライトなど）。

実体顕微鏡観察で仮に同定した纖維は、その後偏光顕微鏡で光学的性質を確認して最終的な同定を行う（3.2.6. 偏光顕微鏡による同定）。

留意点 1：偏光顕微鏡用の標本にするのは数 mg 程度の量であるのに対し、実体顕微鏡では数 g の試料を観察することができ、全体をより把握しやすい。微量のア

スベストを検出するためには、この段階で細心の注意を払うことが重要である。

留意点 2：一部の層にのみ比較的低濃度のアスベストが含まれている場合には全体を混ぜると検出が困難になる場合もあるので、層に分かれているものは層別に分析を行う（3.4. 不検出確定の手順）。

留意点 3：実体顕微鏡観察は倍率 10 倍程度で行い、より詳細に纖維の細部を確認したい場合には倍率を上げて観察を行なう。この仮同定の結果に基づいて、偏光顕微鏡用の標本をつくる際の浸液を選定する（3.2.5. 偏光顕微鏡用標本の作製）。

3.2.5. 偏光顕微鏡用標本の作製

実体顕微鏡での仮同定の結果に基づき偏光顕微鏡用の標本を作製する。

- ①清浄なスライドガラス上に適切な浸液を滴下する。
- ②実体顕微鏡観察で検出された代表的な纖維を浸液に浸す。
- ③清浄なカバーガラスを静かにかぶせて偏光顕微鏡用の標本とする。

留意点 1：クリソタイルが疑われる場合は屈折率 1.550 の浸液、アモサイトの場合は 1.680 の浸液、クロシドライトの場合は 1.700 の浸液、トレモライトまたはアンソフィライトの場合は 1.605 の浸液、アクチノライトまたはリヒテライト／ワインチャイトの場合は 1.630 の浸液を用いる。

留意点 2：実体顕微鏡観察で纖維が検出されなかった場合や、調べた纖維がいずれもアスベストでなかった場合は、無作為に試料の一部を分取して 2 枚以上の標本を作製し、偏光顕微鏡で分析する（3.4. 不検出確定の手順）。

留意点 3：標本を作製する時、大きな塊が入っているとカバーガラスを載せたときに傾きが生じて偏光顕微鏡観察の際に支障をきたすため、そのような塊は乳棒で押しつぶすか、スライドガラス 2 枚で挟んでりつぶすなどして、事前に十分細かくしておく（図 3.2）。

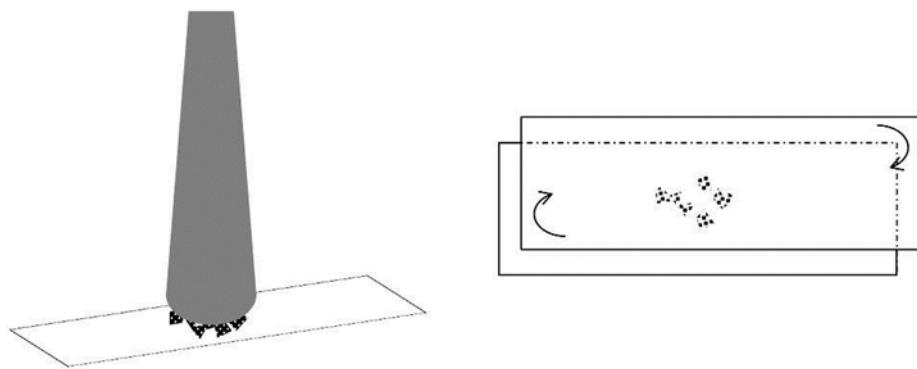


図 3.2 塊のつぶし方の例

3.2.6. 偏光顕微鏡による同定

偏光顕微鏡でアスベスト纖維を同定する際には以下の項目を観察する。観察は 100 倍（接眼レンズ 10 倍 × 対物レンズ 10 倍）で行い、纖維の細部をより詳細に調べたい場合には対物レンズを 40 倍に切り替えるなどして高倍率で観察を行う。

形態	: 全てのモードで観察可能
色・多色性	: オープンポーラで観察
複屈折（バイレフリンゼンス）	: クロスボーラで観察
消光特性	: クロスボーラで観察
伸長の符号	: クロスボーラ + 鋭敏色検板で観察
屈折率	: オープンポーラ + 分散染色用レンズで確認

(1) 形態

アスベストに特有の形態的特徴（アスベスト様形態）は光学顕微鏡で観察した際以下のような特徴で認識される。

- a) $5 \mu\text{m}$ を超える纖維について 20:1 以上のアスペクト比を持つ纖維が存在する。
- b) 纖維の伸長方向に沿って、 $0.5 \mu\text{m}$ 未満の太さの非常に細い単纖維に分けられる（太さ $0.5 \mu\text{m}$ の単独の纖維は偏光顕微鏡で見ることが困難であるが、通常偏光顕微鏡で観察される纖維束の内部を観察すると太さ $0.5 \mu\text{m}$ の纖維が多数集まっている様子が観察できる）。
- c) 上記の特徴に加え次の特徴のいずれかを備えていれば、アスベストに特有の形態を持つことはより確かになる
 - 1) 纖維束になっている互いに平行な纖維

- 2) 端がほうき状に広がっている纖維束
- 3) 細い針状の纖維
- 4) 個々の纖維が絡まりあった塊
- 5) 曲率を持った纖維

留意点 1：形態の観察はすべてのモードで観察可能であるが、纖維と屈折率の近い浸液中で見た場合オーブンポーラだと無色の纖維は見えにくい場合がある。纖維の細かい形態を観察するには、纖維を対角位におき、クロスポートまたはクロスポート+検板の状態での観察をすると見やすい場合が多い。

留意点 2：労働安全衛生法に定める「石綿」の定義としてはアスペクト比 3:1 以上の粒子となっているため、アスベスト様形態ではないものも「石綿」として報告しなければならないが、アスベスト様形態の有無を確認している場合はアスベスト様形態の有無も以下の記載例に従って報告書に明記すること。

【記載例】

石綿含有 トレモライト 0.1-5%

コメント：アスベスト様形態の纖維が確認された。

石綿含有 トレモライト 0.1-5%

コメント：アスベスト様形態の纖維は確認されなかった。

石綿含有 トレモライト 0.1-5%

コメント：アスペクト比 10 程度の針状結晶が複数見られたがアスベスト様形態かどうかは判断できない。

留意点 3：アスベストとは「破碎または加工したときに、長く、細く、かつ、柔軟で強い纖維に容易に分かれるようなアスベスト様形態の晶癖を持つ、蛇紋石及び角閃石族に属するけい酸塩鉱物のグループに用いられる用語」であり、アスベスト様形態とは「纖維及び单纖維で高い抗張力及び柔軟性をもつ鉱物の纖維形態の特殊なタイプ」である。

※労働安全衛生法に定める「アスベスト」の定義については第 1 章の冒頭を参照のこと。

留意点4：トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトについてはアスベスト様形態かどうかの区別が明確にできない粒子が存在する場合もあるため、そのような粒子が存在した場合はその旨報告書に記載するようとする。

(2) 色と多色性

色と多色性は、オープンポーラで観察する。

- ①アナライザを光路からはずしてオープンポーラにする。
- ②ステージ下にある開口絞りを絞り、見やすいように調節する。

留意点1：クロシドライトは強い多色性を持っていて、纖維の長さ方向に振動する光に対しては濃い青色、幅方向に振動する光に対しては薄い青～灰色を示す

留意点2：アモサイトは加熱を受けると（ごくまれには加熱を受けていなくても）多色性を示すことがある。この時の多色性は纖維の長さ方向が焦茶色、幅方向が薄茶色となる。クリソタイルはほぼ無色で多色性を示さない。鉄の含有量によっては、アクチノライトが纖維の長さ方向で緑色、幅方向で灰色～黄色の多色性を示す場合がある。

(3) 複屈折

複屈折の有無やその大きさ（2つの屈折率の差の大きさ）はクロスポート観察により確認する。クロスポート観察をするにはアナライザを光路に挿入する。鋭敏色検板は光路からはずしておく。

留意点1：複屈折を持つ粒子をクロスポートで観察したとき、粒子中の光の振動面がポラライザ・アナライザの振動方向と 45° になっていると干渉色が観察される。干渉色は粒子の厚みと複屈折の大きさ、纖維の軸周りの単纖維の向きの乱雑さの程度によって決まっている。

留意点2：クロスポートで観察したとき、アスベスト纖維は纖維がポラライザの振動方向と 45° になっていると明瞭に観察することができる。

留意点3：クリソタイルの場合は複屈折が低いため細い纖維は灰色に、太い纖維は白またはさらに高い一次の干渉色（場合によっては二次の干渉色）を示す。クロシドライトは複屈折が低く、可視光の領域に強い吸収があるため異常干渉色を示す。アモサイト、トレモライト、アクチノライト、リヒテライト／ワインチャイトは中程度の複屈折で、細い纖維では白色、太い纖維では一次または二次の干渉色を示す。干渉色については干渉色図表を参照すること。

留意点4：光学的等方体は複屈折が0であり、干渉色を示さない。クロスポートで観察

すると人工ガラス纖維のような光学的等方体はほとんど見えなくなるが、鋭敏色検板を挿入したりアナライザの角度をわずかにずらしたりすることで視野全体を明るくすると、浸液との屈折率の差によっては輪郭が見えるようになる。屈折率の差が小さいとそれでも輪郭がほとんど見えない場合があるが、分散染色を見るモードにすると屈折率の差が小さくても分散色がガラスと浸液の境目に観察されるので輪郭が見えるようになる。

留意点5：一部の天然有機纖維はアスペストと紛らわしい形状を持つ場合があるが、纖維の長さ方向に沿って一様でない干渉色を示したり不完全消光をしたりするという特徴からアスペストと区別できる場合がある。

(4) 消光角

クロスポーラでアスペスト纖維を観察すると、1回転する間に 90° ごとに4回纖維が消える（消光）。纖維の伸長方向とポラライザやアナライザの振動方向が一致しているときに消光することを直消光、角度をなして消光するものを斜消光と呼ぶ。

クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライトはいずれも直消光する。トレモライト、アクチノライト、リヒテライト／ワインチャイトは直消光と斜消光の両方がありうる。

留意点：トレモライトと鉄含有量が低めのアクチノライト、アンソフィライトは同程度の屈折率であるため、区別をするには消光角を用いる。見つかった纖維の消光角を確認してみて纖維の一部が斜消光していれば、屈折率などの他の光学的性質が同様で直消光している他の纖維も含めてトレモライトまたはアクチノライトであると推定できる。

(5) 伸長の符号

伸長の符号は、クロスポーラに鋭敏色検板を挿入したときの纖維の色から判断できる。伸長の符号の正負で、それぞれの色は以下のようになる。

伸長の符号が正の纖維	北東—南西方向で青緑色
	北西—南東方向で橙黄色
伸長の符号が負の纖維	北東—南西方向で橙黄色
	北西—南東方向で青緑色

留意点1：伸長の符号は纖維の伸長方向と光学的性質との関係を示している。纖維の長さ方向に振動する光の屈折率が幅方向に振動する光の屈折率より高い場合を伸長の符号が正であるとし、逆の場合を負であるとする。

留意点2：クロスポートで灰色、白、一次の干渉色を示している纖維で確認するよう気を付ける。高次の干渉色を持つ纖維では、鋭敏色検板を挿入しても色に大きな変化がない場合がある。

留意点3：クロシドライトは唯一伸長の符号が負となるアスペストであるが、300°C以上の加熱を受けると伸長の符号の正負が逆転する場合がある。

留意点4：検板には屈折率の大小の方向（X' および Z' または α および γ ）が表示されているので、X' または α が北西—南東方向、Z' または γ が北東—南西方向になっていることを確認すること。

(6) 屈折率

アスペスト纖維の屈折率は、分散色の観察により確認できる。

- ①分散色を確認したい纖維を消光位におく。
- ②昼光色補正フィルタとポラライザ以外のすべてのフィルタ類を光路から外す。
- ③分散染色用対物レンズに切り替える。
- ④コンデンサを分散染色用のコンデンサに切り替える。

分散色を観察することで、粒子・纖維の屈折率と浸液の屈折率との関係を以下のように知ることができる。

- a) 繊維の屈折率 \gg 浸液の屈折率 : 白色
- b) 繊維の屈折率 $>$ 浸液の屈折率 : 紫—赤/橙色/黄色
- c) 繊維の屈折率 $=$ 浸液の屈折率 : 濃青色—赤紫
- d) 繊維の屈折率 $<$ 浸液の屈折率 : 青/青—緑
- e) 繊維の屈折率 \ll 浸液の屈折率 : 白色

屈折率が大きく違う場合には分散色がいずれも白色になってしまいが、纖維の屈折率が浸液より高い場合には黄色味を帯びて見え、低い場合には青味を帯びて見えるので、色合いに注意して適切な浸液を選ぶ手がかりとする。

各アスペストの分散色は表3.1のようにまとめられる。

表3.1 アスペストの分散色

アスペストの種類	浸液の屈折率	分散色（ \perp ）	分散色（ \parallel ）
クリソタイル	1.550	青色	赤紫色
アモサイト	1.680	青色	黄金色
クロシドライト	1.700	青色	明青色

トレモライト	1. 605	青色	黄色
アクチノライト	1. 630	青色	赤—赤紫色
アンソフィライト	1. 605	青色	赤紫—黄色
リヒテライト/ワインチャイト	1. 630	青色	赤紫色

留意点 1：分散色を確認する際には屈光色補正フィルタを外さないようにすること。

留意点 2：偏光顕微鏡用の分散染色用対物レンズを使用している場合は、開口絞りを視野全体が暗くなるまで絞る。この時、コンデンサの先玉を光路から外しておく。位相差顕微鏡用の分散染色用対物レンズを使用している場合は、コンデンサを位相差用コンデンサに切り替える。ユニバーサルコンデンサを使用している場合は、位相差用コンデンサに切り替えるときに先玉を光路に入れるのを忘れないようにする。

留意点 3：分散染色に用いる浸液は Cargille 社製のもののほか試薬を混合することにより調製することもできる。必要な試薬の種類、調製方法については JIS A 1481-1 の 7.1.4.1 の表 2 を参照すること。

留意点 4：クリソタイルは産地による組成の違いにより屈折率と観察される分散色に小さな幅が見られるが、アモサイトとクロシドライトには顕著な違いは見られない。ボリビア産のクロシドライトだけはほかの産地のものに比べて低い屈折率を持つことが分かっているが、この場合も纖維の形態や伸長の符号が負であること、多色性から同定を行うことが可能である。

留意点 5：トレモライトとアクチノライトは固溶体を形成しているため、組成は連続的に変化する。鉱物学的には $Mg/(Mg+Fe^{2+})$ が 0.9-1.0 のものをトレモライト、0.5-0.9 のものをアクチノライト、0-0.5 のものをフェロアクチノライトと呼ぶことになっており (Leake et al., 1997) 、鉄の割合が増えるにつれ屈折率は高くなるため、トレモライトとアクチノライトを区別したい場合は高いほうの屈折率が 1.637 以下ならトレモライト、1.637 を超えるならアクチノライトとする。

留意点 6：一部の産地のタルクはアンソフィライトと混同される可能性がある纖維を含んでいる。こうした纖維はアンソフィライトとタルクの両方の結晶構造が連晶になっていて、屈折率はアンソフィライトよりも低く、タルクとアンソフィライトの中間に位置する。この場合には屈折率 1.615 の浸液で分析し、高いほうの屈折率が 1.615 を超えるような纖維がなければタルクと分類し、高いほうの屈折率が 1.615 以上の纖維はアンソフィライトと分類する。

留意点 7：リヒテライト/ワインチャイトの同定は、偏光顕微鏡のみでは困難である。バーミキュライトやタルクが試料中に含まれる場合にはリヒテライト／ワインチャイトが存在する可能性がある。偏光顕微鏡のみで同定しようとする

と、リヒテライト／ワインチャイトはアクチノライトとよく似た光学的性質を持っているため、アクチノライトとして同定されることになる。リヒテライト／ワインチャイトが存在する可能性がある試料で、アクチノライトと同様の光学的性質を持つ纖維が見つかり、どちらであるかを確定したい場合は、走査型または透過型電子顕微鏡による同定を行うことが推奨される。

【参考】分散染色の原理

粒子と浸液の屈折率の波長分散が異なっていると、ある波長で屈折率が一致していても他の波長では異なることになる。これにより、適切な浸液で観察すると粒子と浸液の境界に色がついて見える。実際に行う際には暗い背景で明るい色のついた粒子を見るのがもっとも見やすいため、コンデンサ絞りからの光線に対し対物レンズの後焦点面の中心部分を遮光することで分散色を観察する（位相差用分散染色レンズの場合は、位相差用コンデンサのスリットに合わせてリング状に遮光されている）。

通常用いられる浸液の屈折率は、摂氏 25°Cにおける 589.3nm の波長の光に対する屈折率である。これより短い波長に対する浸液の屈折率は大きく、長い波長に対する屈折率は小さくなっている。一方粒子の屈折率の分散は浸液の屈折率の分散に比べるとはるかに小さい。したがって、粒子の屈折率が浸液よりも大きい場合は、589.3nm より短い波長で屈折率が一致することになり、逆の場合は長い波長で一致することになる。屈折率の一致する波長の光は分散染色用レンズで遮蔽されてしまうため、分散染色で観察されるのはその補色である。そのため、粒子の屈折率が浸液より大きければ短い波長の青の光が遮られて赤一黄色系の色、浸液より小さければ長い波長の赤の光が遮られて青系の色が観察されることになる。浸液の屈折率は温度により変化するため、分析室の室温は常に監視する必要がある。浸液の屈折率の温度による変化率は、通常瓶のラベルに記載されている。

3.2.7. アスベスト質量分率の推定

アスベストが同定された場合は、肉眼、実体顕微鏡、偏光顕微鏡による観察結果に基づきアスベストの質量分率を 0.1-5%, 5-50%, 50-100% の 3 段階で推定する。分析の際にアスベスト纖維が 1, 2 本のみ検出され、意図しない混入の可能性がある場合は、これらの 3 段階以外に「検出」という表現を使用することができる。

目視定量をする際には図 3.3 及び図 3.4 のような模式図や、類似した素材からなる既知濃度試料を参考にする。模式図を参考にする場合は、例えば粒子が視野の 40%、アスベスト纖維が視野の 5%を占めていれば $5/(40+5)$ で 11%程度と推定されるので、5-50%となる。

留意点 1：目視定量の結果は分析データとして保管する必要があるが、試験報告書に必

須の項目ではない。

留意点2：分析の結果「検出」及び「0.1-5%」となった場合に、0.1%を本当に超えるかどうかを確認したい場合はJIS A 1481-4により定量分析を行うことができる。分析の結果アスベストが検出されない場合は0.1%未満であるため定量分析をする必要はない。

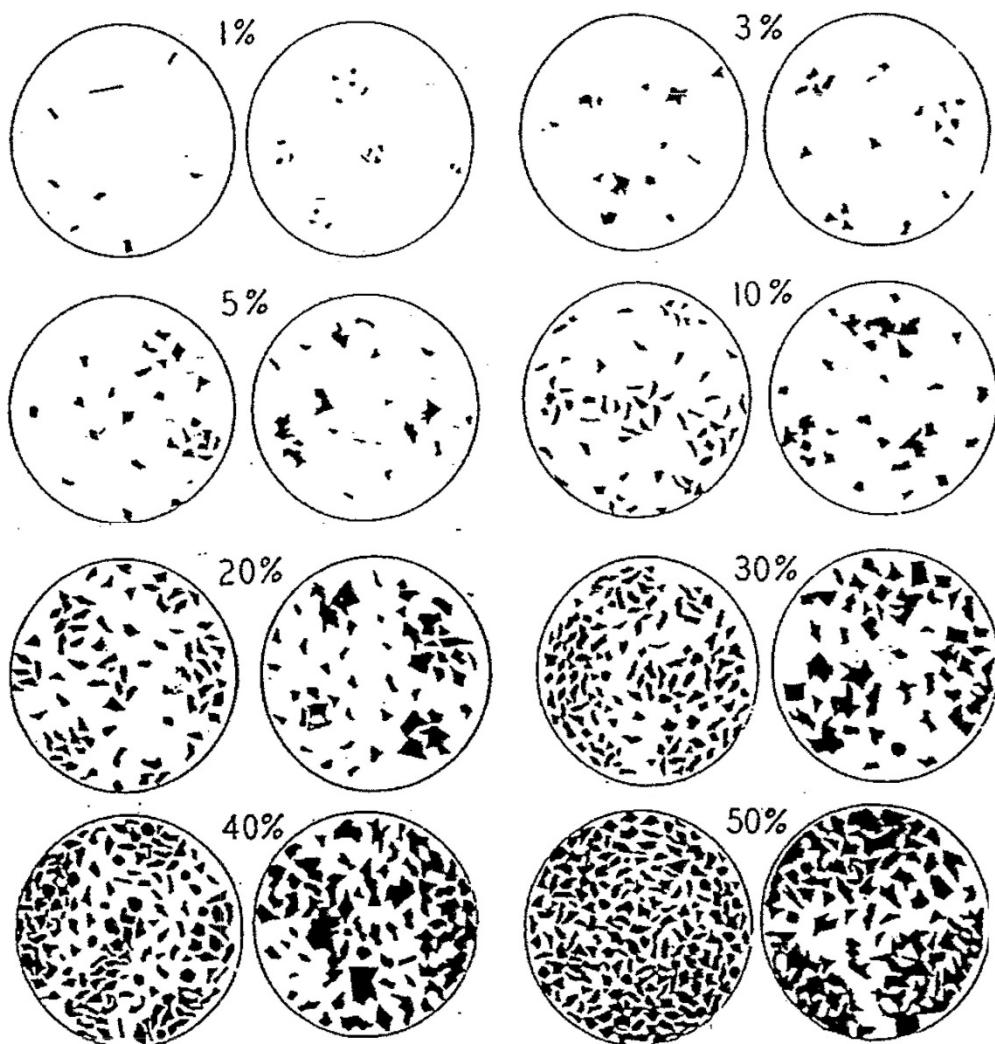


図3.3 粒子の面積% (Terry and Chilingar (1955) を改変)

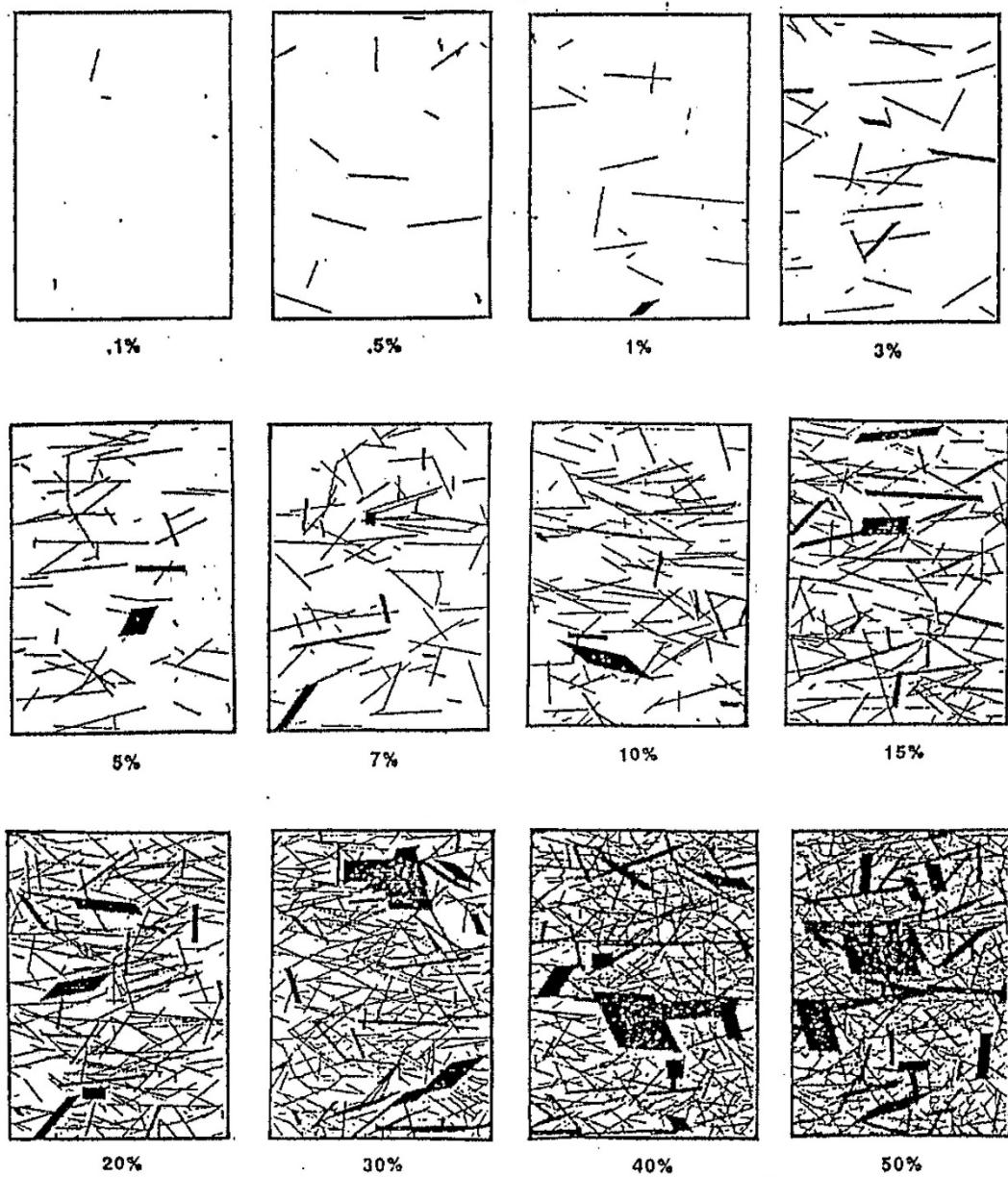


図 3.4 繊維の面積% (Asbestos Identification Using PLM より)

3.3. 分析に影響を与える要素

3.3.1. 加熱を受けたアスベスト

加熱を受けるとアスベストの光学的性質が変化する。クロシドライトの場合、 $300\text{--}500^{\circ}\text{C}$ の熱に短時間曝しただけでも色の変化や屈折率、複屈折の増大が生じる。クロシドライトは加熱によって以下のような変化をする。

- ・伸長の符号の正負の反転（負→正）

- ・色の変化（灰色→黄色→橙～茶色）
- ・多色性の変化（灰色の段階で一旦弱まった後、多色性が再度あらわれる）

アモサイトは加熱しても伸長の符号が変化しない。色は黄色から焦げ茶へと変化し、多色性が見られるようになる。500°C以上の加熱を受けたクロシドライトとアモサイトは光学的性質がよく似てくるため、偏光顕微鏡では区別が不可能になる。

クリソタイルの屈折率は600°C以上の熱にしばらく曝されると上昇する。複屈折は小さくなり、稀に伸長の符号の正負が反転する場合がある。色は薄い茶色になる。

留意点：熱影響が進むと最終的には非アスベストに変化するが、光学的性質が変化してもアスベストとしての性質が残っている場合もあるため、加熱による影響が疑われる場合は透過型電子顕微鏡やX線回折分析法により元の結晶構造が残っているかどうかの確認を行うことが推奨される。

3.3.2. 溶脱クリソタイル

クリソタイルを酸性の液体に曝すとマグネシウムが溶脱することにより屈折率が下がる場合がある。溶脱が続くと複屈折も低下し、最終的には光学的等方体に変化する。溶脱は試料調製や前処理における酸の使用のほか、腐食性の水（カルシウム、マグネシウムに乏しくpHの低い水）によっても起きる。溶脱クリソタイルは長く雨に曝された屋根のセメント材などにみられる場合がある。

留意点：長く雨に曝された可能性のある試料を分析する場合は溶脱クリソタイルが存在する可能性があることに留意する。

3.3.3. 間違いややすい纖維

ポリエチレンは形状がややクリソタイルに似ている場合があり、屈折率も近似しているため注意が必要である。偏光顕微鏡用標本をホットプレートやライターの火で泡が出るまで加熱すると、ポリエチレンであれば溶けるためクリソタイルと区別することができる。細断されたアラミド纖維はクリソタイルと形状が似ているが、複屈折が非常に高いことで見分けられる。

皮革の纖維やクモの糸、セルロースのような天然有機纖維は屈折率がクリソタイルと近いため特に付着物が多い場合には見間違える可能性がある。このような纖維の存在が疑われる場合は灰化をすることで除去することができます。

纖維状タルクは細いリボン状で、特徴的なねじれで認識できる場合もある。タルク中にアンソフィライトが不純物として含まれる場合があるので、ねじれのない纖維については高いほうの屈折率が1.615を下回ることを確認するようにする。

纖維状ブルーサイト（ネマライト）は直線状の纖維で白色または薄茶色で、アスベストほどの抗張力はなく、酸に溶ける。ブルーサイトの伸長の符号は負で、加熱を受けると正に変わる。1.550の浸液で分散色が黄色、薄黄色になることでクリソタイルと区別する。

ウォラストナイトは直線的な針状の纖維形状を示す場合があり、トレモライトと屈折率が近いため混同される可能性がある。ウォラストナイトは、纖維の長さ方向の屈折率が幅方向の2つの屈折率の中間になるため、纖維の向きにより伸長の符号が変化する。偏光顕微鏡用標本のカバーガラスをプローブなどで軽くたたいて纖維を転がした時、伸長の符号の正負が反転すればウォラストナイトであると同定できる。

珪藻土は針状のかけらを含むことがあるが、屈折率が1.42程度と低いためアスベスト纖維とは容易に区別できる。

3.4. 不検出確定の手順

建材のアスベスト分析において「不検出」を決定するには、徹底した分析が必要である。不十分な分析はアスベストの見落とし（フォールス・ネガティブ）につながる可能性があるため、JIS A 1481-1に記載されている手順に適切に従う必要がある。分析でアスベストが同定されなければ、分析者はその試料を不検出と報告することができる。

以下に記述する手順は JIS A 1481-1 の分析手順に対する追加の手引きとなるものである。

表 3.2 建材の種類別の処理方法の例

成形材（床タイル・巾木を除く）	割る ナイフで削る 乳棒で押しつぶす ピンセットでほぐす
床タイル・巾木・接着材	ナイフで削り、浸液に浸して加熱する
吹付け材	ピンセットでほぐす 乳棒で押しつぶす
紐状・織物状の素材	ピンセットでほぐす
塗材	ナイフで1層ずつ削り取る

1. 試料全体を肉眼と実体顕微鏡で調べ、試料の構成要素、層構造、目視できる纖維のすべてを記録する。レベル3建材においては目視できる纖維を見つけるため試料を削ったり割ったりする必要がある場合がある。試料の前処理が必要かどうかを確認する。試料の不均一性を示している可能性があるので色や質感の違いに留意する。
2. 目視できる纖維は直ちに偏光顕微鏡分析用のプレパラートにする。目視できる纖維

がすべて非アスベストと確認されても、試料の全体が不検出であると報告することはできない。さらに分析が必要である（4. 以降の手順）。

3. 妨害物質を除去する必要がある試料については、そのための前処理を JIS A 1481-1 に示されている方法に従って行う必要がある。 $0.2\text{ }\mu\text{m}$ より細いアスベスト纖維は偏光顕微鏡で検出できない可能性が高い。アスベストの纖維束構造を崩さないために過度の粉碎は避ける（例えば乳鉢でのゆるやかなすりつぶし）。試料の前処理のあとは再び実体顕微鏡による徹底的な確認を行うべきである。
4. 2-3g 程度を手作業ですりつぶすなどして実体顕微鏡でよく調べる（建材別の適切な処理方法は表 3.2 を参照すること）。目視できる纖維が存在していない、または目視できる纖維がすべて非アスベストであった場合、試料の各層・各部分から数 mg ずつを無作為に分取して偏光顕微鏡分析用のプレパラートを 6 枚ずつ作製する。試料を均一に広げるため塊はほぐしておく。適切に作成されたプレパラートの偏光顕微鏡写真の例を図 3.5 に示す。プレパラート 1 枚に乗せる試料の量は原則として 3mg 程度とする。
5. プレパラートを偏光顕微鏡で観察する。カバーガラスの右上の角から始めて、プレパラートを縦方向または横方向の線に沿って、前にスキャンした領域を視野に入れながら動かしていく、カバーガラスの下の領域すべてを分析する。このスキャンは倍率 100 倍（接眼レンズ 10 倍 × 対物レンズ 10 倍）で行ない、アスベストの可能性がある微細な纖維を発見した場合は適宜 400 倍に切り替えるなどして確認する。見つけた纖維は、少なくとも 1 つの光学的特性がアスベストと異なると分かるまで観察をする。
6. 5.までの手順でアスベストが見つからない場合は試料調製（灰化・酸処理）を行い、残渣から無作為にプレパラート 1 枚あたり 3mg 程度を分取して 2 枚以上のプレパラートを作製して 5. と同様の方法で偏光顕微鏡観察を行う。なお、クリソタイルが変質する恐れがあるため冷希塩酸（2mol/L、室温）中に 15 分以上浸して放置しないよう留意する。
7. アスベスト纖維が見つかなければアスベスト不検出と報告される。偏光顕微鏡での不検出の結果はその試料中のアスベストの濃度が検出下限値未満であることを示しており、その検出下限値は 0.01% を下回る。
8. 以上の操作による偏光顕微鏡での分析では、均一な試料を作成して数 mg の観察試料中に 1 本のアスベスト纖維が確認できなければ 0.01% 以下となるといえる。その理由は次のように考えることができる。
1mg の建材試料を偏光顕微鏡で確認する場合を考えると、0.01% 以下であることを証明するにはその中に $0.1\text{ }\mu\text{g}$ を超える重量の纖維がないことを確認すればよい。例えば、 $2\text{ }\mu\text{m}\phi$ のクリソタイル纖維で長さ $10\text{ }\mu\text{m}$ の重量は約 $0.9 \times 10(-4)\text{ }\mu\text{g}$ ($1 \times 1 \times 3.14 \times 10 \times 3$ (密度) $\times 10(-12)$) g となる。また角閃石では約 $1.2 \times 10(-4)\text{ }\mu\text{g}$

($2 \times 2 \times 10 \times 3 \times 10$ (-12g)) となる。いずれも概ね $0.0001 \mu\text{g}$ であり、 $0.1 \mu\text{g}$ より 3 衡程度低い。長さが $100 \mu\text{m}$ であっても、 $0.001 \mu\text{g}$ 程度であり $0.1 \mu\text{g}$ より 2 衡低い。これ以下の纖維径と長さであれば十分に低い重量となる。従って、1mg の試料中にこのサイズの纖維が確実にないことが確認できれば検出限界 0.01%以下ということができる。

ただし、この操作には試料の前処理が必要であり、纖維が共存物質により隠されないような操作手順に十分な配慮をすることが記載されている。

①試料から纖維を分離させる。試料が塊状である場合は切断、破断、潰す等して内部の纖維を確認する。ただし纖維が粉砕されないように乳鉢等でゆるやかに潰し、均一にする。

②試料中のバインダー等(炭酸カルシウム、硫酸カルシウム、ケイ酸カルシウム等)は希塩酸で溶解除去でき、有機物であれば溶剤による溶解あるいは灰化による除去も可能である。

③更に試料を均一化して、数 mg を観察する。

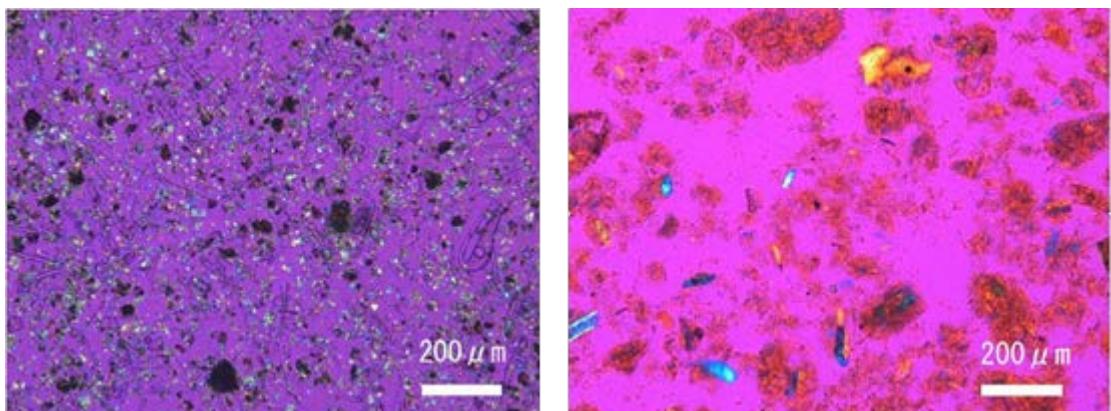


図 3.5 適切なプレパラートの例（倍率 100 倍）

留意点 1：けい酸カルシウム板、耐火二層管などの試料では粒子がアスベスト纖維に付着して纖維の同定が困難になる場合があるが、10%の冷希塩酸（室温）などによる処理でこのような付着粒子を除去すると検出が容易になる場合がある（図 3.6）。

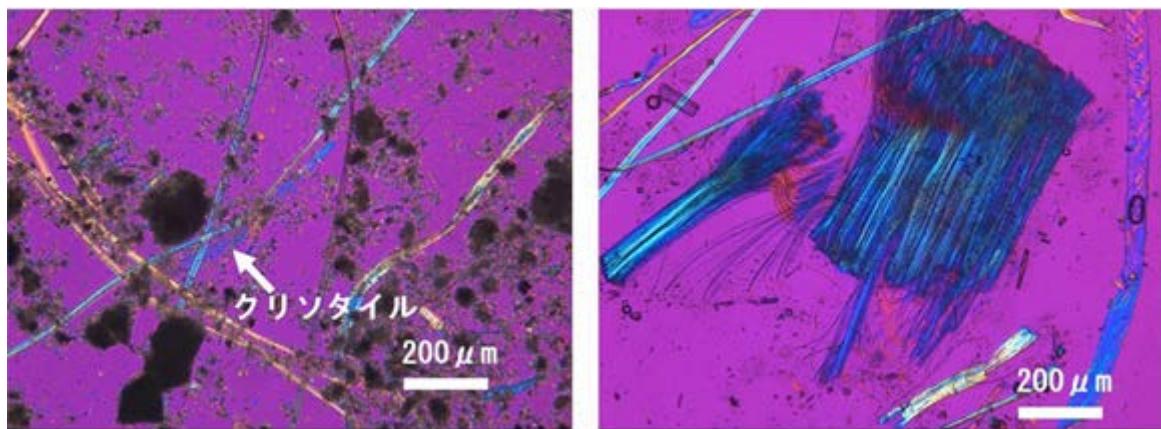


図 3.6 耐火二層管試料の浸液中（左）と 10% 塩酸中（右）の偏光顕微鏡写真（倍率 100 倍）

留意点 2：ロックウール吸音天井板（岩綿吸音板）、ビニル床タイルには微細なクリソタイル纖維が低濃度で含まれることがあるので留意する（図 3.7）。

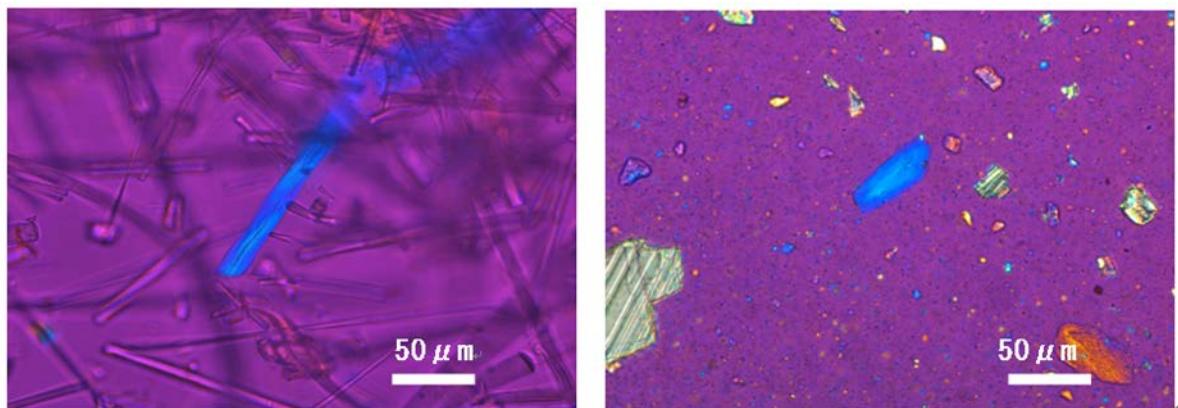


図 3.7 ロックウール吸音天井板（岩綿吸音板）試料（左）とビニル床タイル（右）中のクリソタイルの偏光顕微鏡写真（倍率 400 倍）

留意点 3：バーミキュライト中に含まれる可能性のあるリヒテライト／ワインチャイトは肉眼で見える大きさの纖維束として入っている場合があるので、実体顕微鏡下で試料全体をくまなく探すようとする。

留意点 4：同定が困難な微細な纖維が偏光顕微鏡観察で確認された場合は、電子顕微鏡による検査で確認することが推奨される。

留意点 5：試料が実体顕微鏡観察で色や質感からだけでは均一性が判断できない場合は、1 つまみの試料を 2 か所以上から取ってプレパラートを作製し、偏光顕微鏡で確認する。偏光顕微鏡で観察して粒子構成が違っていれば、その試料は不均一である。不均一で層をなしている場合はそれぞれの部分から最低 2 枚ずつプレパラートを作製して偏光顕微鏡分析を行なう。

第4章. 定性分析方法2（X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法）

4.1. X線回折分析法、位相差分散顕微鏡法を併用した建材製品中のアスベストの定性分析方法の概要

アスベスト含有建材等のアスベストの含有の有無を調べるための定性分析は図4.1の手順に従って実施する。

分析対象の建材等から適切な量の試料を採取し、当該建材の形状や共存物質によって研削、粉碎、加熱等の処理を行った後、一次分析試料を調製する。

次に、X線回折分析法用試料として、一次分析試料をぎ酸で処理して、二次分析試料を調製する。調製した二次分析試料を用いて、X線回折分析法による定性分析を実施するとともに、一次分析試料を用いて、位相差・分散顕微鏡を使用して分散染色分析法による定性分析を実施する。

X線回折分析法による定性分析結果及び分散染色分析法による定性分析結果から、判定基準に基づいてアスベスト含有の有無を判定する。

なお、分析用試料にアスベストが含有しているか否かについてのX線回折分析法による定性分析の結果、バーミキュライトの回折ピークが認められた吹付け材については、4.1.4の吹き付けバーミキュライトを対象とした定性分析方法により分析を行なう。

なお、本法は、JIS A 1481-2をベースとしつつも、その一部を修正し、また、JIS A 1481-2を単に補足するのではなく、分析手順等が本書の内容で完結するよう解説している。そのため、石綿障害予防規則に基づく分析は、JIS A 1481-2ではなく、本書を参照して行う必要がある。

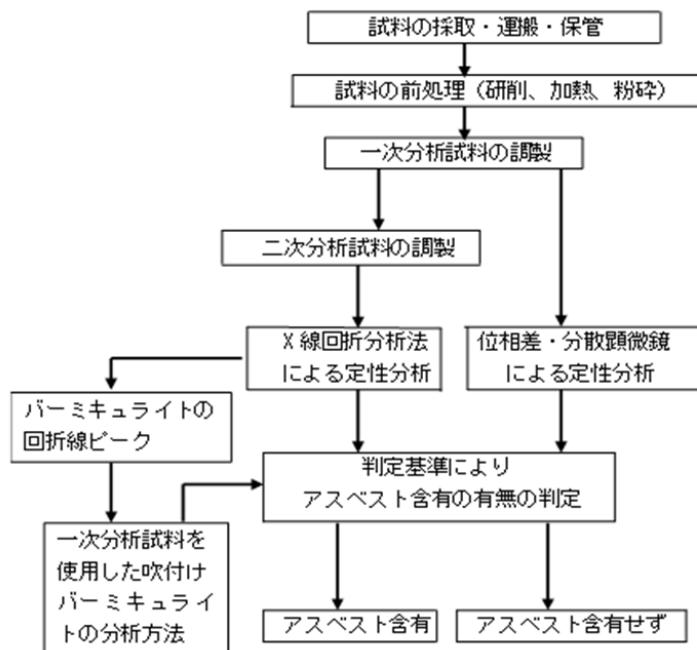


図4.1 建材製品中の石綿含有の判定のための定性分析手順

4.1.1. 定性分析用試料の調製

分析対象試料の外見や色調等について観察を行った後、位相差・分散顕微鏡による定性分析用及びX線回折分析方法による定性分析用の試料の調製を行なう。

4.1.1.1. 位相差・分散顕微鏡による定性分析用の一次分析試料の調製

(1) 無機成分試料の場合

3ヶ所から採取した無機成分試料の必要量を同量ずつ採って粉碎器に入れて粉じんの飛散に留意しながら十分に粉碎した後、目開き425～500μmの篩いを通して篩い分けし、すべての試料が篩い下になるまで粉碎と篩い分けの操作を繰り返して行い、篩い分けした試料を位相差・分散顕微鏡による定性分析用の一次分析用試料とする。

留意点1：成形された建材試料の場合は、カッターナイフやボードサンダー等で側面を削りとった試料を粉碎器に入れ、十分に粉碎した後、目開き425～500μmの篩いを通して篩い分けし、すべての試料が篩い下になるまで粉碎と篩い分けの操作を繰り返して行い、篩い分けした試料を一次分析用試料とする。

留意点2：粉碎器としては乳鉢(磁性乳鉢、瑪瑙乳鉢、アルミナ乳鉢など)、ウイレー粉碎器、超遠心カッター、振動ミル、ボールミルなどを使用し、粉碎の程度と粉碎時間はアスベストの纖維形態に影響を与えるとともに、建材の一部のものは細かくなりすぎるものもあるので過剰粉碎にならないように、短時間粉碎で篩い分け回数を多く繰り返すこと。

留意点3：定性分析用の一次分析用試料を調製する場合の試料の量は、使用するX線回折分析用の試料ホルダーの容積及び位相差・分散顕微鏡による定性分析の使用量を考慮して調製すること。

(2) 有機成分試料の場合

3ヶ所から採取した試料の必要量を同量ずつとり、磁性るつぼに入れ、450°C±10°Cに設定した電気炉に入れ、1時間以上加熱後清浄な状態で放冷して有機成分を灰化した後、試料を粉碎器に入れ、(1)に従って粉碎・調整し、位相差・分散顕微鏡による定性分析用の一次分析用試料とする。

留意点：灰化には低温灰化装置を用いて有機成分を灰化してもよい。

4.1.1.2. X線回折分析方法による定性分析用の二次分析試料の調製

4.1.1で調整した一次分析用試料をX線回折分析装置の試料ホルダーに充填し、定性分析を行い、アスベストおよび共存成分の確認を行なう。

次に、4.1.1.1で調整した一次分析用試料をX線回折分析装置の試料ホルダーに充填するための必要量を秤量してコニカルビーカーに入れ、試料100mgに対して20%のぎ酸を20ml加えて攪拌し、その後、無塵水40mlを加えて超音波洗浄器で1分間分散する。30°C±1°Cに設定した恒温槽内に入れ、12分間連続して振蕩後、ポアサイズ0.8μm、Φ25mmの白色メンブランフィルターを装着したガラスフィルターベースの吸引ろ過装置で吸引ろ過を行い、無じん水にて数回洗浄する。ろ過後、フィルタを取り出し、乾燥後、フィルタ上に捕集された試料をフィルタから剥がしてX線回折分析方法による定性分析用の二次分析試料とする。

留意点1：分析対象試料に関する既知データから、アスベスト含有率が明らかに高いと判断される場合は、一次分析試料を直接使用してX線回折分析方法による定性分析を行ってもよい。

留意点2：定性分析用の二次分析試料の調製にあたっては、使用するX線回折分析装置の試料皿の容量を考慮して試料の量を増やす場合には、一次分析試料100mgに対して20%のぎ酸を20ml、無じん水を40mlの割合を遵守して調製すること。

4.1.2. X線回折分析方法による定性分析方法

X線回折分析方法による定性分析用の二次分析試料を試料ホルダーに均一に、かつ試料ホルダ一面と一致するように充填し、X線回折分析装置にセットし、表4.1に示す定性分析条件で測定し、得られたX線回折パターンの回折線ピークに図4.2から図4.6に示す分析対象のアスベストの回折線ピークまたは図4.7から図4.9に示すバーミキュライトの回折線が認められるか否かを確認し、プロファイル上に所定の記号を記す。また、共存するアスベスト以外の結晶性物質の種類を確認し、プロファイル上に所定の記号を記す。

留意点1：表4.1に示す定性分析条件と同等以上の検出精度を確保できる装置等による定性分析を実施してもよい。

留意点2：定性分析に使用する試料ホルダーは、試料ホルダー由来の回折線ピーク（例えば、アルミニューム等）が妨害ピークとなるため、ガラス製の試料ホルダーを使用する等の注意が必要である。

留意点3：アスベストおよび共存するアスベスト以外の結晶性物質のX線回折パターンの回折線ピークの確認には、試料と同一条件でアスベスト標準試料のX

線回折パターンを測定して比較するか、ICDD データファイル（米国）等を使用し、回折線ピークのすべてについて確認する。

留意点 4：確認されたアスベスト以外の結晶性物質の種類に関する情報は、定量分析用の分析試料の調製に活用すること。

留意点 5：トレモライトおよびアクチノライトは化学組成が連続的に変化する固溶体のため X 線回折パターンによる判別は難しいため、分析結果はトレモライト/アクチノライトと表示して同一の種類として扱う。

留意点 6：煙突用の断熱材は、重油等の燃焼により発生した SO_x ガスと煙突内の建材に由来するカルシウムやナトリウム等が反応して生成した硫酸カルシウムや硫酸ナトリウム等の硫酸塩が蓄積している場合があり、X 線回折分析法の定性分析で硫酸塩を確認すること。

表 4.1 X 線回折装置の定性分析条件

設定項目	測定条件
X 線対陰極	銅 (Cu)
管電圧 (kV)	40
管電流 (mA)	30～40
単色化 (K _β 線の除去)	Ni フィルタ又はグラファイトモノクロメータ
フルスケール (cps)	1000～4000
時定数 (s)	1
走査速度 (° /min)	1～2
発散スリット (°)	1
散乱スリット (°)	1
受光スリット (mm)	0.3
走査範囲 (2θ) (°)	5～70°

4.1.2.1. X 線回折分析法による定性分析の基本的な解析手順

(1) Search Manual によるカード検索方法

- ①回折パターンから主な回折線の回折角度 (2θ) を読み取る。
- ②2θ - d 対照表を使用して各回折線に対する格子面間隔 d (Å) を求める。
- ③回折線の強度比を求める。
- ④3強線を選び、既知物質データ集の Hanawalt 索引を使って調べる。アスベスト含有建材等の場合は、一種類の物質では説明できない回折線が存在するため、上記の作業を繰り返し、すべての回折線の帰属が説明できるように、混在している物質を特定する。

(2) 検索用データベースによる方法コンピュータ制御の検索システムでは計算対象の回折線の数や評価精度、構成元素情報など詳細な条件設定の指定が可能で、処理時間も大幅に改善されている。検索用データベースは、1936年 J·D·Hanawalt により、化合物の回折線の面間隔と強度を測定したデータベースが作成され、ASTM (American Standard for testing Materials) からカード形式で刊行された。その後、1969年に ASTM から独立した JCPDS (Joint Committee Diffraction Standard) に引き継がれ、現在は ICDD (International Centre for Diffraction Data) データベースにいたっている。

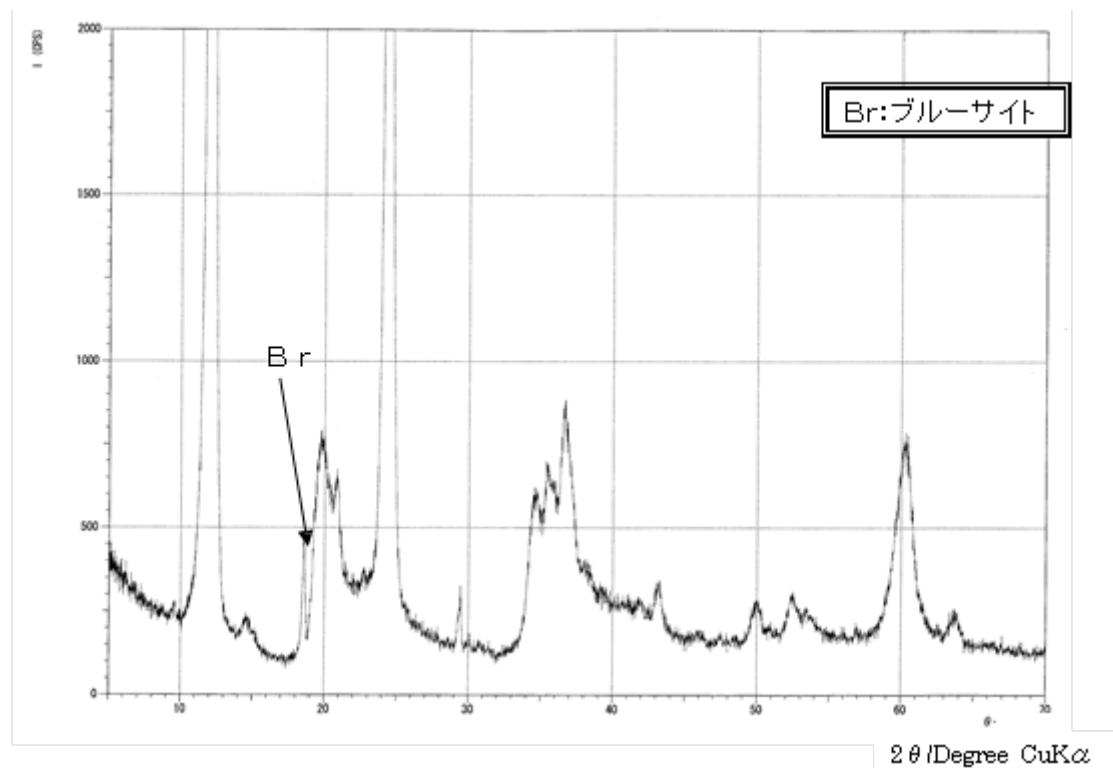


図 4.2 クリソタイル JAWE131 の X 線回折パターン

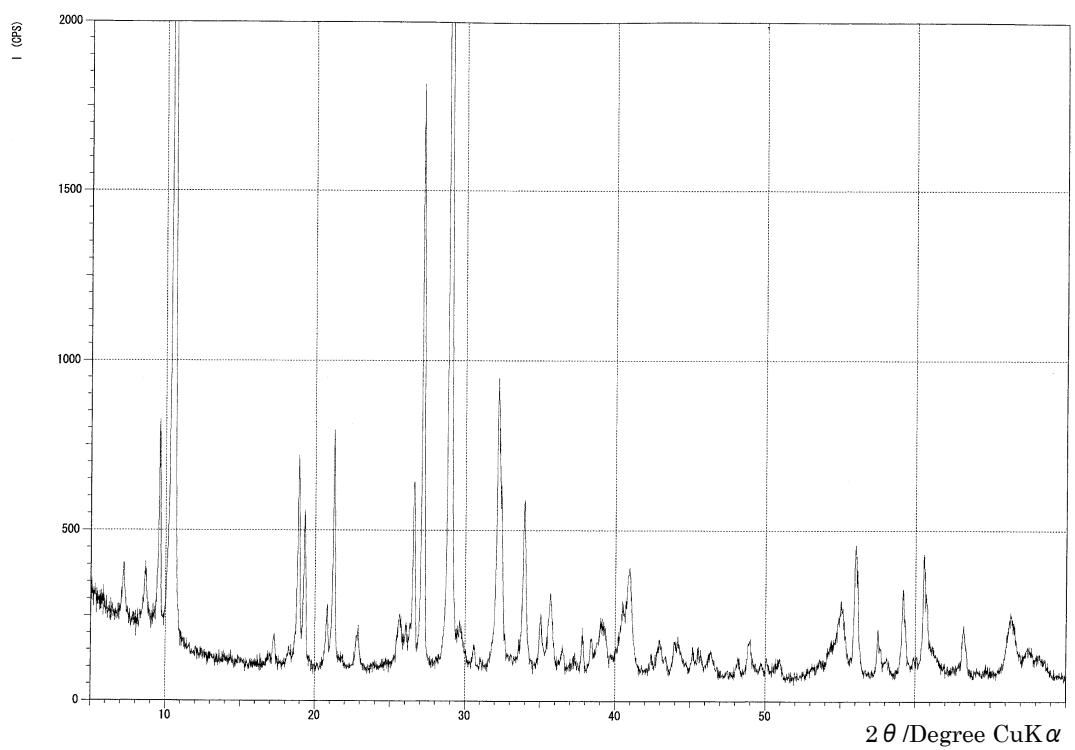


図 4.3. アモサイト JAW-E231 の X 線回折パターン

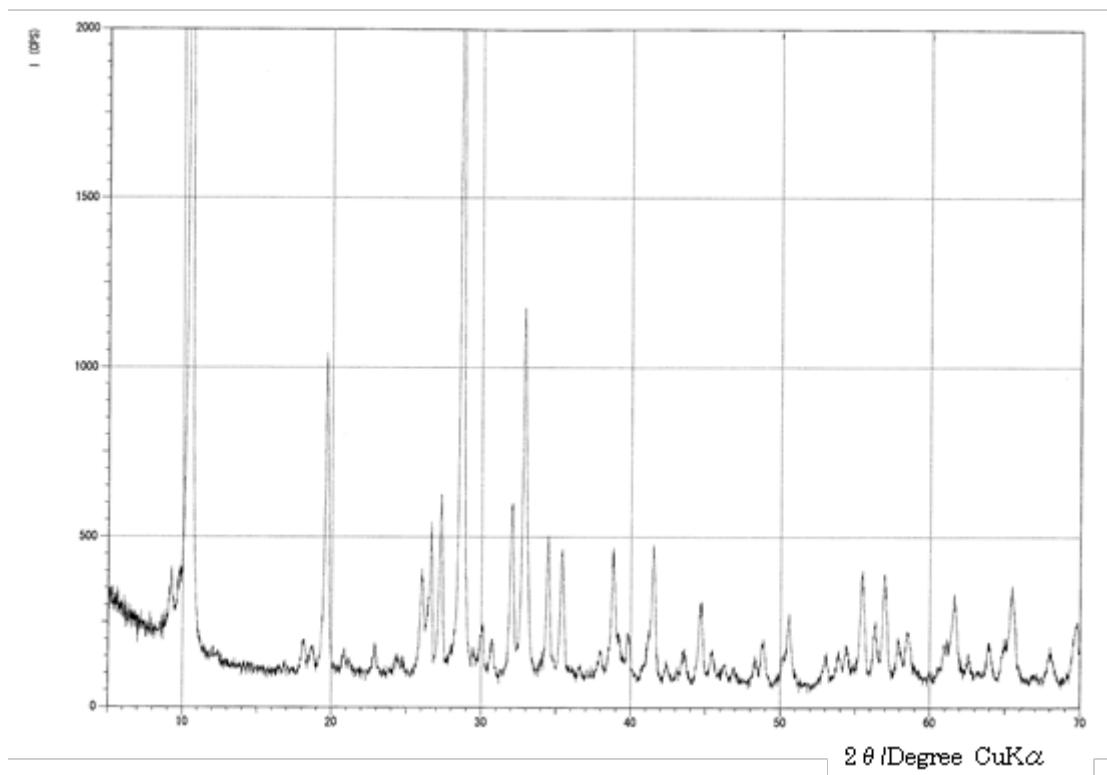


図 4.4 クロシドライト JAW-E331 の X 線回折パターン

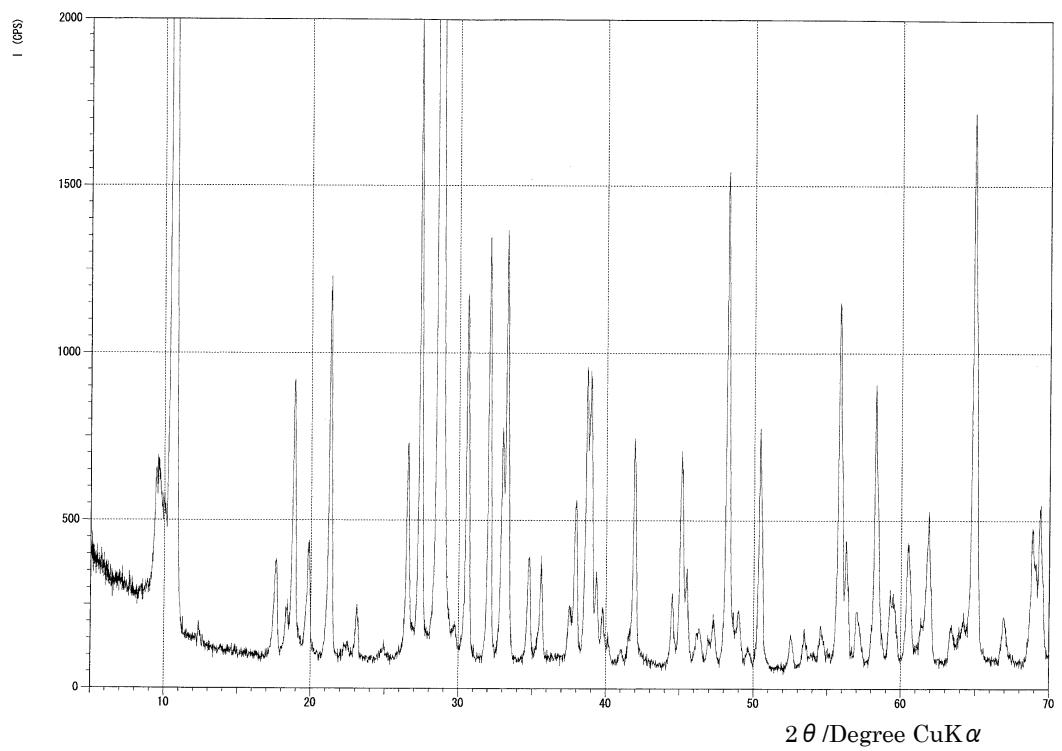


図 4.5 トレモライト/アクチノライト JAW-E531 の X 線回折パターン

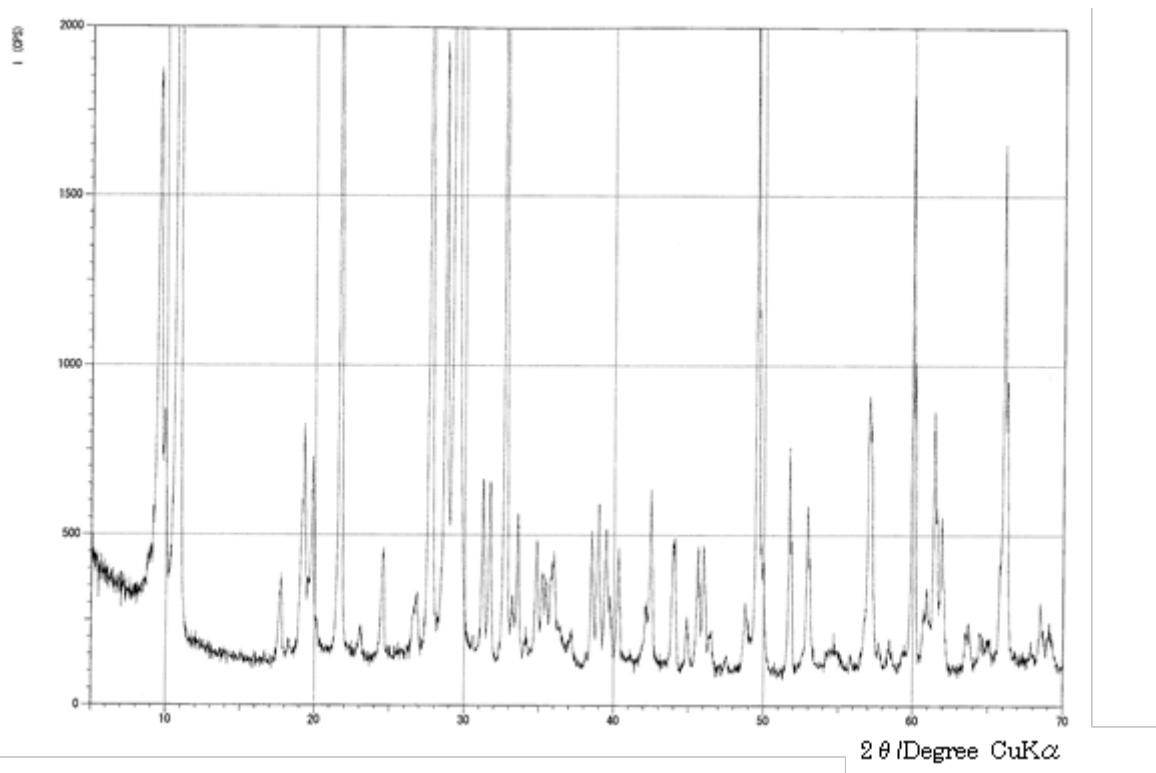


図 4.6 アンソフィライト JAW-E431 の X 線回折パターン

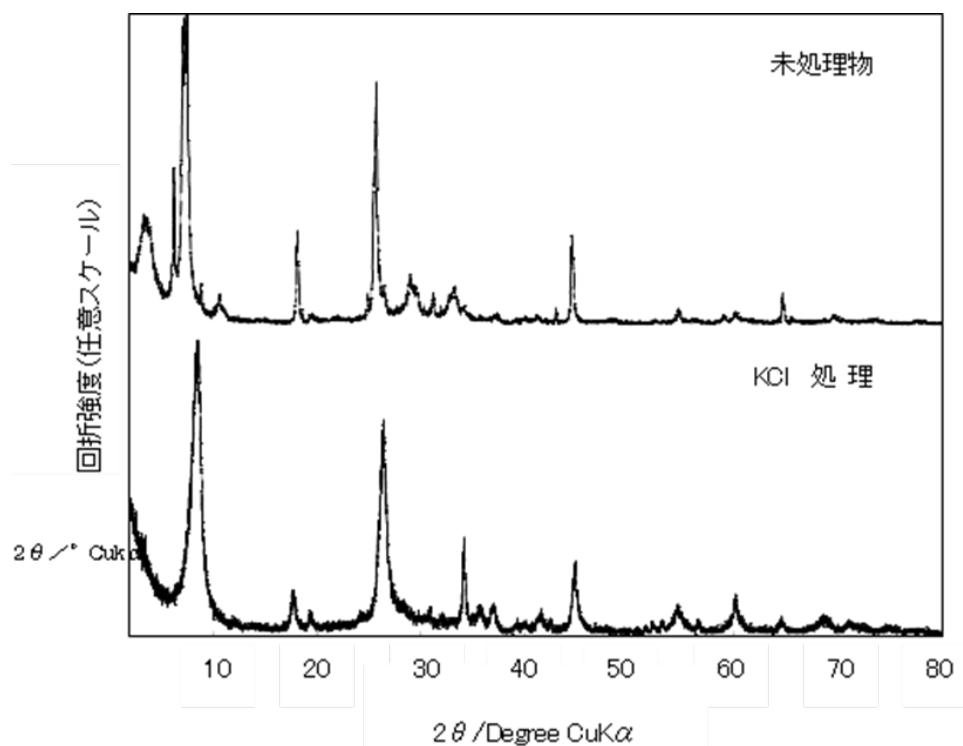


図 4.7 バーミキュライト未処理及び KCl 処理物の X 線回折パターン

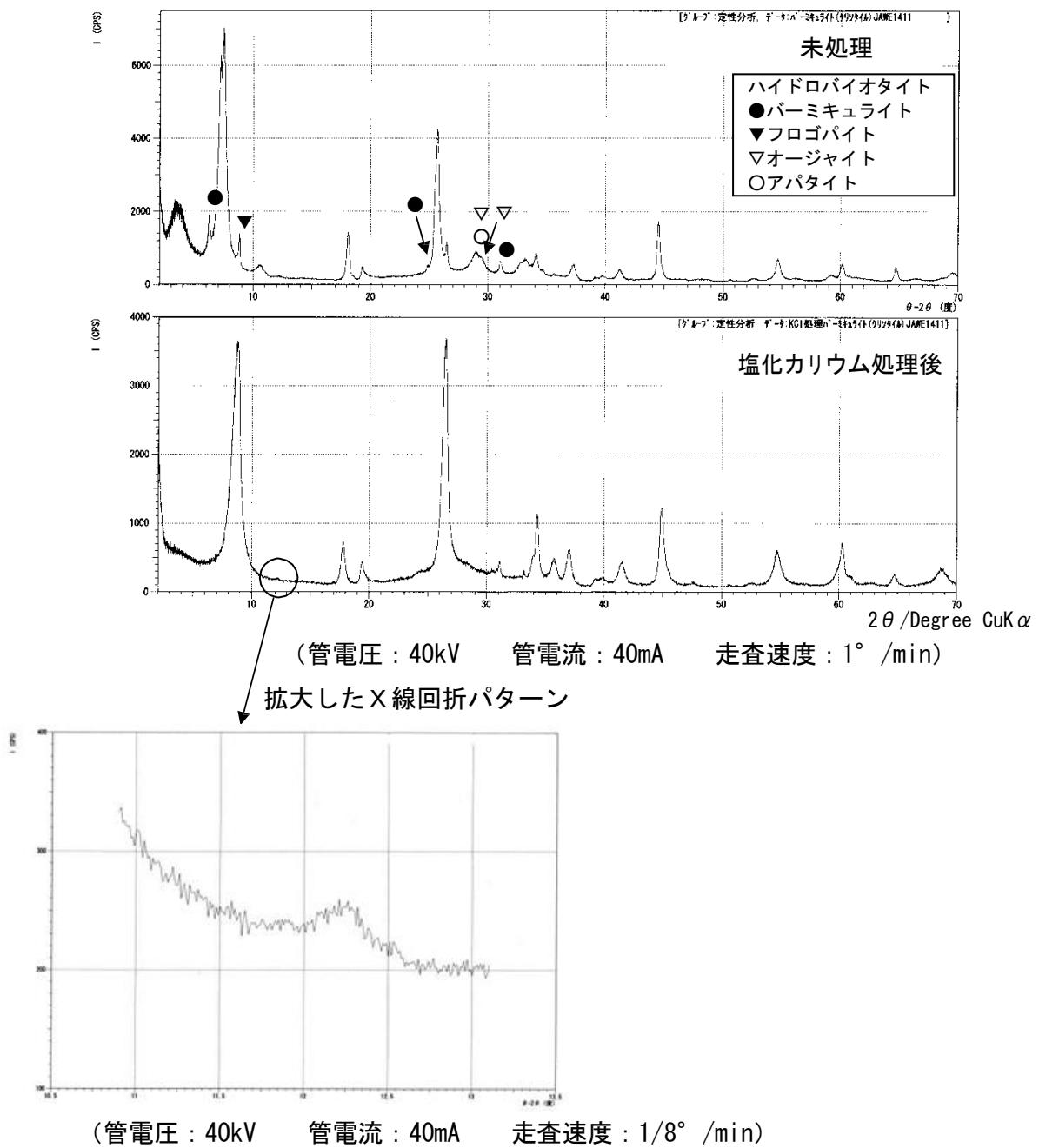


図 4.8 バーミキュライト標準試料（クリソタイル 0.8%含有）のX線回折パターン

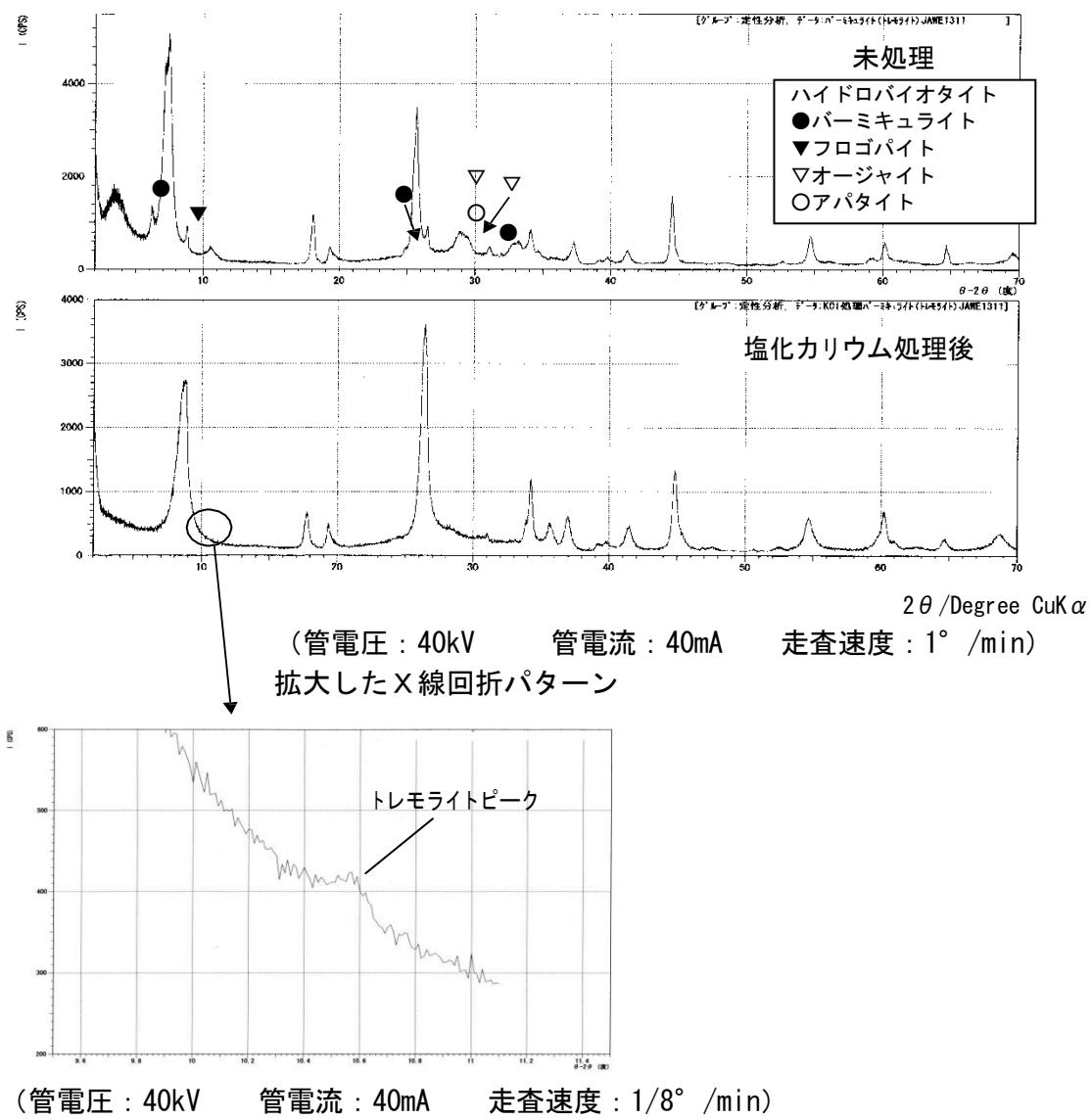


図 4.9. バーミキュライト標準試料（トレモライト 0.5%含有）のX線回折パターン

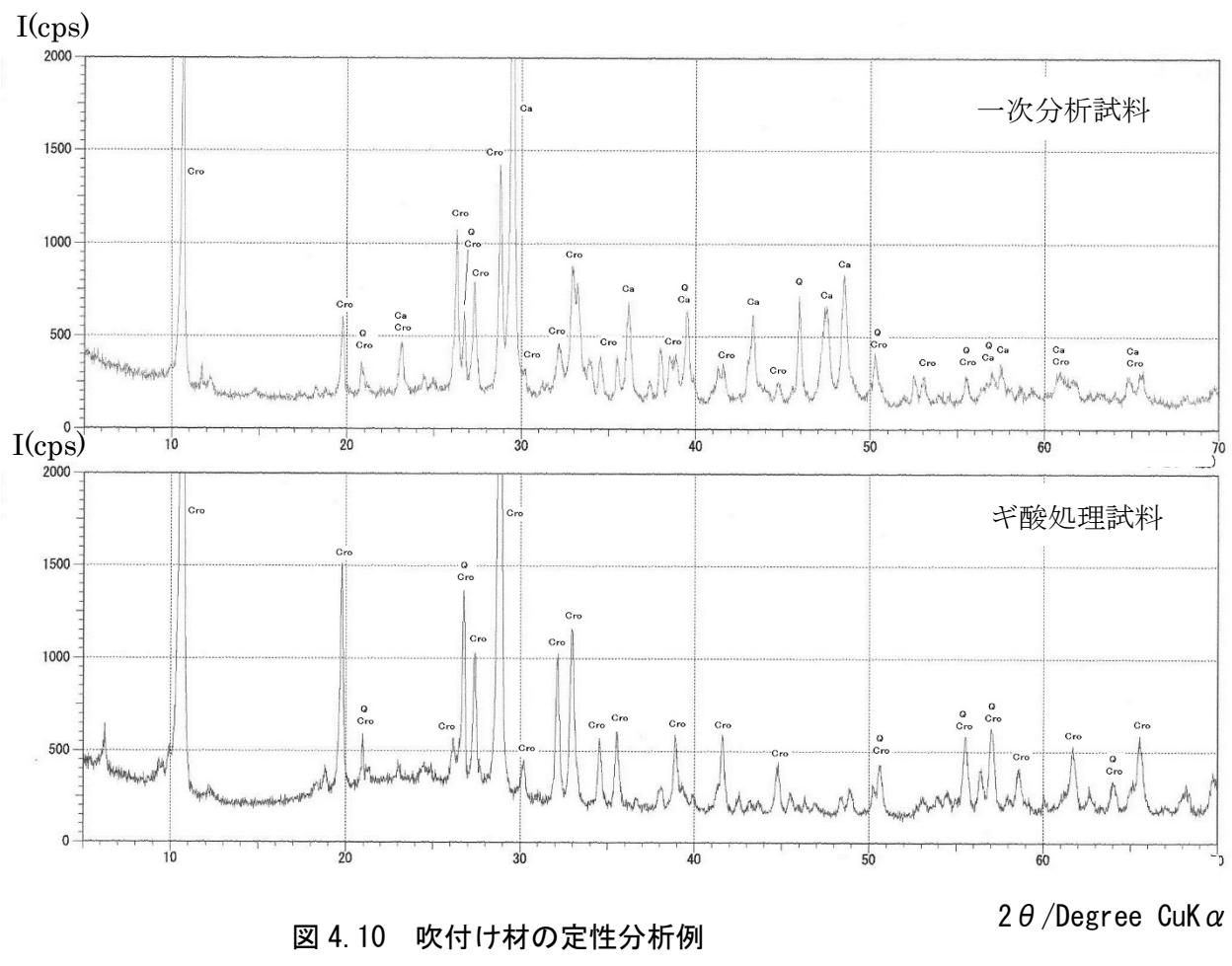


図 4.10 吹付け材の定性分析例

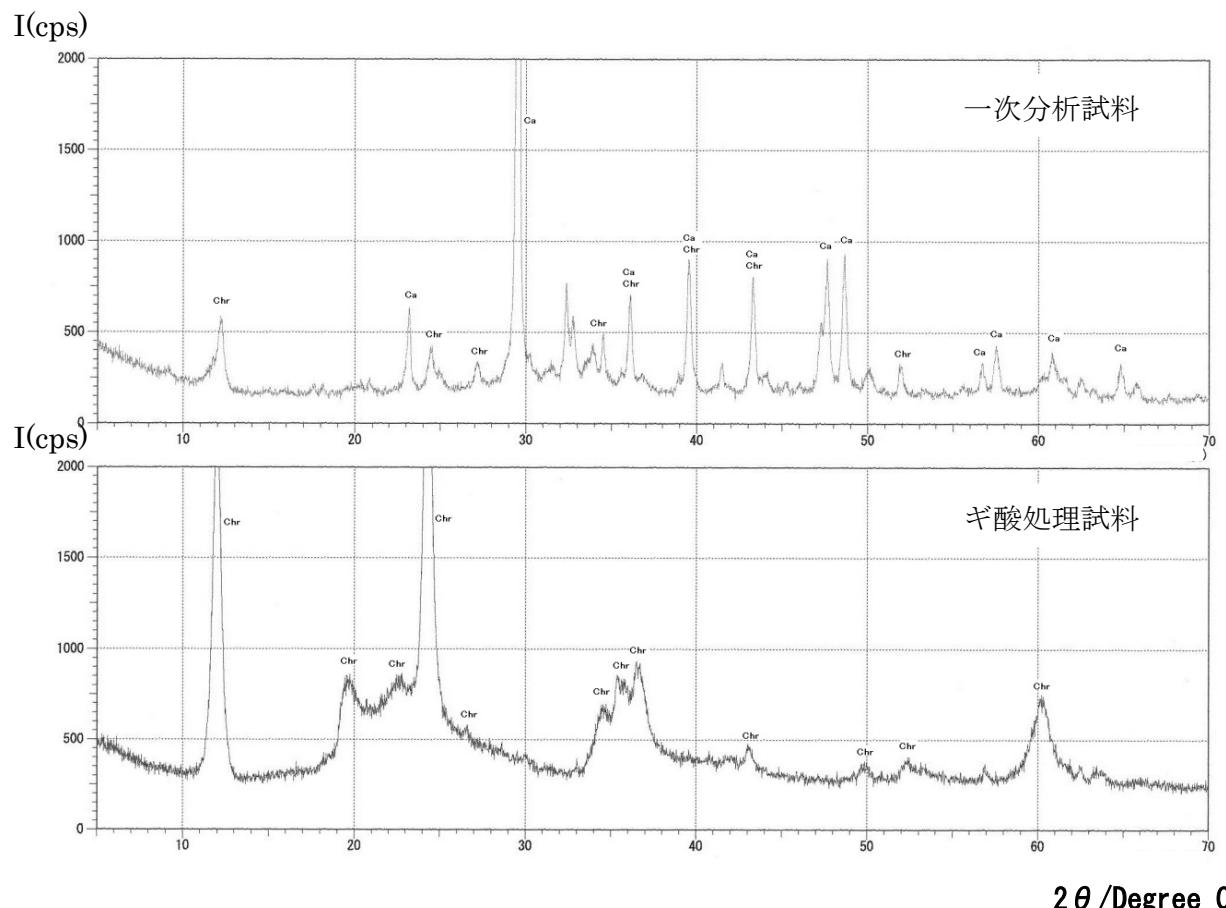


図 4.11 スレート材の定性分析例

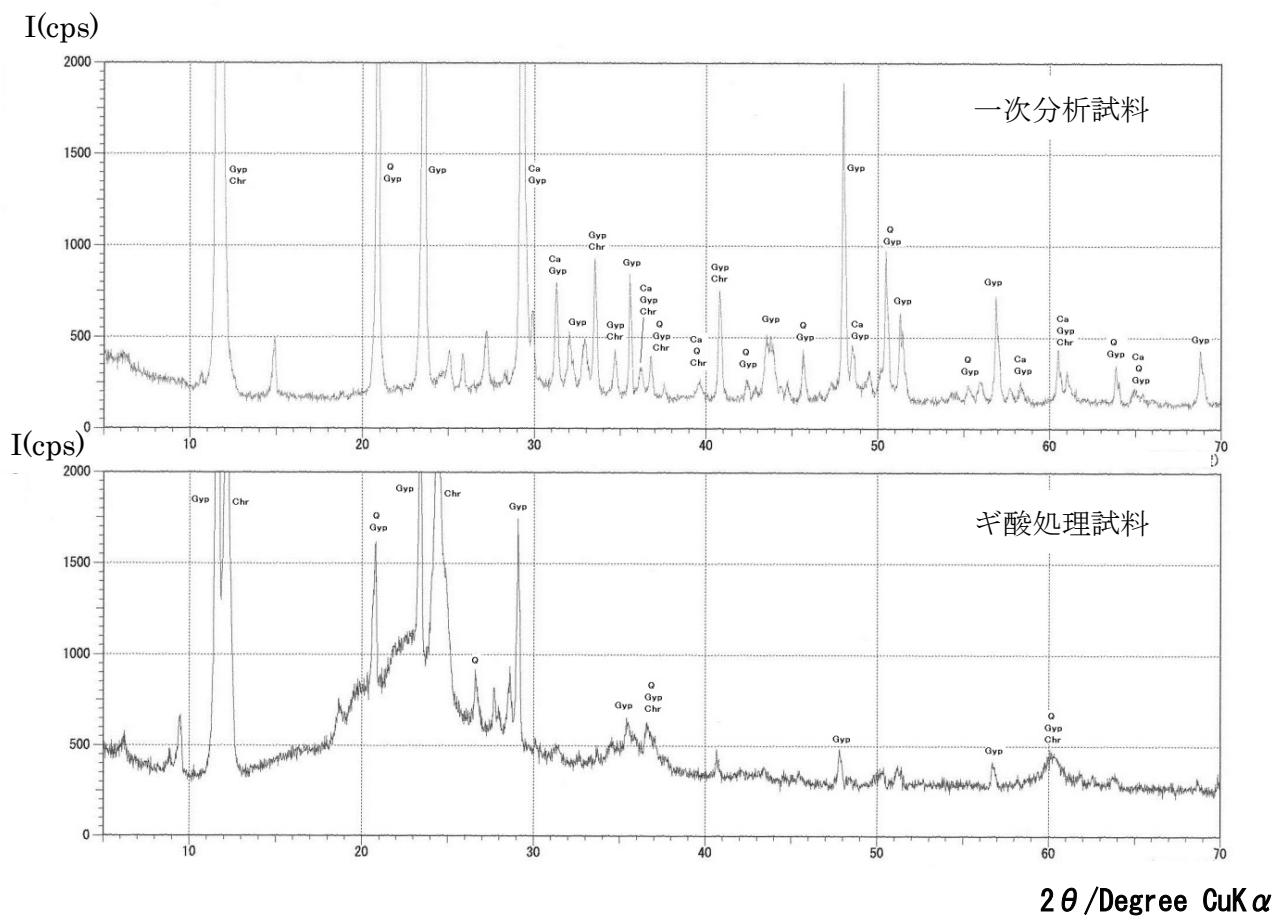


図 4.12 石膏ボードの定性分析例

留意点 1：図 4.10 に、吹付け材の一次分析試料の定性分析例（クロシドライト含有吹付け材）を示した。

留意点 2：図 4.11 に、残さ（渣）率の低い [残さ（渣）率 : 0.08, スレート板] の場合の一次試料の回折線（上段）および二次分析試料の回折線（下段）を示した。一次試料の主成分となる CaCO_3 （カルサイト）の回折線は、ぎ酸処理によって溶解する。また、マトリックス成分の溶解によって、クリソタイル ($2\theta : 12.1^\circ$) の回折線の感度が著しく向上する。

留意点 3：図 4.12 に石膏ボードの一次試料の回折線（上段）および二次分析試料（ギ酸処理試料、下段）回折線を示した。

留意点 4：X 線回折ピークの同定には次の共通記号を使用する。

Chr : クリソタイル Amo : アモサイト Cro : クロシドライト

Tre /Act : トレモライト/アクチノライト Ant : アンソフィライト

Ca : カルサイト Q : 石英 Tr : トリジマイト Cr : クリストバライト

Vc : バーミキュライト Hb : ハイドロバイオタイト Br : ブルーサイト

Se : セピオライト Cl : クロライト Mc : マイカ（イライト）

Fl : 長石 Gyp: ギプサム(石膏) Un : 未同定ピーク

留意点 5：石綿障害予防規則 第 3 条第 2 項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）の 3.1.2 X 線回折分析法による定性分析 回折線プロファイルの欄には図 4.10～4.12 に示した通り、上段に一次分析試料、下段に定性分析用二次分析試料の回折線プロファイルを併記して記載すること。

4.1.2.2. 石綿 6 種類及び関連鉱物の X 線回折線データファイル(Cu-K α)
※総ての石綿データは Cu-K α による回折角度に換算したものである。

表 4.2 クリソタイルの X 線粉末回折線データ
(Clinochrysotile-2M) 43-0662

2 θ (°)	d(Å)	I/I ₀
12.110	7.302	100
19.342	4.585	40
24.352	3.652	80
33.730	2.655	30
34.644	2.587	20
35.263	2.543	30
36.617	2.452	80
39.562	2.276	10
40.814	2.209	10
43.230	2.091	60
51.813	1.763	30
60.238	1.535	30

文献 : Moody, J., Can. Mineral., 14, 462 (1976)

産地、試料 : East Broughton, Quebec, Canada

表 4.3 アモサイトのX線粉末回折線データ
(Grunerite) 44-1401

2θ (°)	d (Å)	I/I ₀
9. 680	9. 1367	15
10. 610	8. 3378	100
17. 020	5. 2094	4
17. 380	5. 1023	<1
18. 360	4. 8321	5
19. 020	4. 6659	7
19. 420	4. 5707	6
21. 370	4. 1578	u
21. 620	4. 1103	8u
22. 950	3. 8750	9
25. 730	3. 4623	11
26. 100	3. 4140	2
27. 270	3. 2701	17
29. 090	3. 0696	33
29. 760	3. 0020	5
30. 680	2. 9140	2
32. 400	2. 7631	38
33. 690	2. 6602	2
34. 040	2. 6337	18
35. 180	2. 5509	3
35. 800	2. 5081	23
37. 340	2. 4081	2
37. 930	2. 3720	<1
38. 580	2. 3335	1
38. 910	2. 3145	2
39. 220	2. 2969	6
40. 600	2. 2220	11
41. 040	2. 1992	14
43. 060	2. 1006	7
43. 570	2. 0772	1

2θ (°)	d (Å)	I/I ₀
44. 060	2. 0552	1
44. 320	2. 0437	2
45. 320	2. 0009	1
45. 660	1. 9868	2
46. 520	1. 9521	4
48. 320	1. 8835	2
49. 070	1. 8564	2
49. 770	1. 8319	1
50. 730	1. 7995	1
51. 030	1. 7896	2
52. 890	1. 7310	<1
53. 300	1. 7186	1
53. 710	1. 7065	2
54. 400	1. 6865	3
54. 790	1. 6754	3
55. 210	1. 6636	8
56. 130	1. 6358	6
57. 680	1. 5981	8
58. 180	1. 5856	3
59. 370	1. 5566	4
60. 680	1. 5261	4
60. 880	1. 5216	u
61. 230	1. 5137	5u
62. 830	1. 4789	<1u
63. 280	1. 4695	4
66. 250	1. 4107	2
66. 570	1. 4046	5
67. 590	1. 3859	4
68. 620	1. 3676	3

文献 : Davis, B., South Dakota School of Mines and Technology,

Rapid City, South Dakota, USA, ICDD Grant-in-Aid(1991)

産地、試料 : Transvaal, South Africa

表 4.4 クロシドライトのX線粉末回折線データ
(Riebeckite) 19-1061

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
9.798	9.020	4
10.523	8.400	100
18.126	4.890	10
19.668	4.510	16
22.902	3.880	10
24.299	3.660	10
26.033	3.420	12
27.249	3.270	14
28.586	3.120	55
30.001	2.976	10
31.924	2.801	18
32.827	2.726	40
34.439	2.602	14
35.293	2.541	12
38.713	2.324	12
39.116	2.301	4
39.709	2.268	10
41.166	2.191	4
41.463	2.176	16
43.494	2.079	6
44.576	2.031	8
45.305	2.000	4
48.157	1.888	4
48.761	1.866	6
50.523	1.805	6
55.330	1.659	10
56.214	1.635	6
56.896	1.617	8
57.834	1.593	10
58.234	1.583	8
58.518	1.576	6
60.897	1.520	4
61.389	1.509	4
61.615	1.504	4
65.236	1.429	6
69.463	1.352	4

表 4.5 アンソフィライトのX線粉末回折線データ
(Anthophyllite) 09-0455

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
9.502	9.3	25
9.930	8.9	30
10.702	8.26	55
11.821	7.48	8
17.582	5.04	14
18.089	4.9	10
19.195	4.62	14
19.712	4.5	25
21.498	4.13	20
22.783	3.9	14
24.366	3.65	35
26.506	3.36	30
27.506	3.24	60
29.257	3.05	100
31.137	2.87	20
31.474	2.84	40
32.655	2.74	20
33.407	2.68	30
34.604	2.59	30
35.307	2.54	40
36.899	2.434	13
38.817	2.318	20
39.311	2.29	20
40.003	2.252	14
41.503	2.174	10
42.152	2.142	30
43.604	2.074	10
43.915	2.06	10
45.521	1.991	16
48.512	1.875	12
49.525	1.839	20
52.747	1.734	30
54.127	1.693	14
56.065	1.639	10
56.858	1.618	30
58.234	1.583	20

文献：
産地、試料：Doubrutscha, Rumania.

文献：Beatty, Am. Mineral., 35, 579 (1950)
産地、試料：Specimen from Georgia, USA.

表 4.6 トレモライトのX線粉末回折線データ
(Tremolite) 13-0437

$2\theta(^{\circ})$	d(Å)	I/I ₀
9.841	8.98	16
10.548	8.38	100
17.477	5.07	16
18.201	4.87	10
18.626	4.76	20
19.668	4.51	20
21.136	4.2	35
22.962	3.87	16
26.378	3.376	40
27.266	3.268	75
28.577	3.121	100
29.474	3.028	10
30.399	2.938	40
31.878	2.805	45
32.778	2.73	16
33.089	2.705	90
34.576	2.592	30
35.466	2.529	40
37.328	2.407	8
37.767	2.38	30
38.524	2.335	30
38.765	2.321	40
39.169	2.298	12
39.618	2.273	16
40.874	2.206	6
41.364	2.181	6
41.724	2.163	35
44.323	2.042	18
44.949	2.015	45
45.257	2.002	16
46.208	1.963	6
47.071	1.929	6
48.049	1.892	50
48.817	1.864	16
50.255	1.814	16
52.357	1.746	6
54.37	1.686	10
55.695	1.649	40
56.065	1.639	10

文献: Stemple, Brindley, J. Am. Ceram. Soc., 43, 34 (1960)

産地、試料: Gotthard, Switzerland.

表 4.7 アクチノライトのX線粉末回折線データ
(Actinolite) 25-0157

$2\theta(^{\circ})$	d(Å)	I/I ₀
9.69	9.12	60
10.436	8.47	70
17.271	5.13	40
18.052	4.91	70
18.547	4.78	10
19.537	4.54	60
19.891	4.46	10
20.984	4.23	30
22.83	3.892	60
26.181	3.401	80
27.08	3.29	50
28.373	3.143	70
30.178	2.959	70
31.669	2.823	30
32.606	2.744	40
32.914	2.719	100
33.875	2.644	60
34.91	2.568	30
35.264	2.543	100
35.817	2.505	10
36.618	2.452	20
37.057	2.424	20
37.571	2.392	20
38.37	2.344	50
38.609	2.33	30
38.992	2.308	40
39.347	2.288	50
40.605	2.22	50
41.166	2.191	30
41.563	2.171	50
41.805	2.159	20
42.214	2.139	20
44.118	2.051	60
44.785	2.022	60
45.114	2.008	30
46.009	1.971	30
46.661	1.945	30
47.914	1.897	30
48.595	1.872	50
49.183	1.851	30
50.077	1.82	10
50.255	1.814	10
52.26	1.749	30
53.648	1.707	20
54.266	1.689	60
54.687	1.677	40
55.585	1.652	70

文献: Dostal, Acta Univ. Carol., Geol., 3, 175 (1965)

産地、試料: Sobotin, Czechoslovakia.

表 4.8 バーミキュライトの X 線粉末回折線データ
(Vermiculite-2M) 16-0613

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
6.224	14.2	100
12.397	7.14	15
18.641	4.76	10
19.423	4.57	60
20.135	4.41	10
20.416	4.35	10u
20.901	4.25	u
25.012	3.56	25
31.387	2.85	30
34.291	2.615	50
34.911	2.57	50
35.553	2.525	45
36.993	2.43	5
37.799	2.38	35u
38.048	2.365	u
39.797	2.265	5
41.025	2.2	5u
41.618	2.17	u
43.508	2.08	5b
44.406	2.04	10u
45.105	2.01	u
45.95	1.975	5
50.121	1.82	5u
51.02	1.79	u
53.09	1.725	10u
53.424	1.715	u
54.105	1.695	5
55.162	1.665	15
59.949	1.543	10
60.598	1.528	70
61.219	1.514	25
61.761	1.502	15

文献 : Mukherjee, Clay Miner. Bull., 5, 194 (1963)

産地、試料 : Ajmer-Marwar, India

表 4.9 セピオライトの X 線粉末回折線データ
(Sepiolite) 13-0595

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
7.300	12.100	100
11.837	7.470	10
13.144	6.730	6
17.688	5.010	8
19.712	4.500	25
20.590	4.310	40
22.094	4.020	8
23.707	3.750	30
25.208	3.530	12
26.426	3.370	30
27.857	3.200	35
29.257	3.050	12
30.462	2.932	4
31.646	2.825	8
32.279	2.771	4
33.266	2.691	20
34.236	2.617	30
34.659	2.586	2b
35.022	2.560	55
36.206	2.479	6
36.665	2.449	25
37.344	2.406	16
39.800	2.263	30
40.874	2.206	4
42.506	2.125	8
43.715	2.069	20
44.530	2.033	4
46.358	1.957	4
47.279	1.921	2
48.348	1.881	8
50.136	1.818	2
51.909	1.760	6
53.886	1.700	10
56.139	1.637	4
57.874	1.592	10
59.597	1.550	16
60.986	1.518	16
61.706	1.502	8
63.298	1.468	4

文献 : Brindley, Am. Mineral., 44, 495 (1959)

産地、試料 : Little Cottonwood, Utah, USA

表 4.10 タルクの X 線粉末回折線データ
(Talc-2M) 19-0770

2θ(°)	d(Å)	I/I ₀
9.451	9.35	100
18.988	4.67	8
19.322	4.59	45
19.45	4.56	25
19.58	4.53	12
20.494	4.33	6
21.551	4.12	6
22.962	3.87	2
24.098	3.69	2
25.281	3.52	<2
28.586	3.12	40
33.889	2.643	6
33.995	2.635	18
34.101	2.627	8
34.33	2.61	14
34.507	2.597	20
34.617	2.589	14
35.95	2.496	20
36.206	2.479	30
36.434	2.464	14
36.541	2.457	10
38.1	2.36	2
38.489	2.337	2
39.329	2.289	2
39.527	2.278	2
39.763	2.265	2
40.339	2.234	4
40.471	2.227	6

2θ(°)	d(Å)	I/I ₀
40.624	2.219	6
40.835	2.208	6
41.225	2.188	2
41.704	2.164	<2
42.401	2.13	4b
42.951	2.104	4b
43.34	2.086	2
43.67	2.071	2
46.108	1.967	2
47.279	1.921	2
48.65	1.87	4
52.846	1.731	10b
53.011	1.726	4b
53.411	1.714	4b
53.614	1.708	4b
54.162	1.692	4
54.44	1.684	6b
55.006	1.668	6b
55.512	1.654	2b
59.261	1.558	2
60.024	1.54	<2
60.501	1.529	55
60.72	1.524	12b
61.299	1.511	12
61.66	1.503	2b
66.174	1.411	4b
67.526	1.386	4b
68.083	1.376	2b
69.113	1.358	2b

文献: Technisch Physische Dienst,Delft,The Netherlands

ICDD Grant-in-Aid,(1966)

产地、試料:

表 4.11 ブルーサイトの X 線粉末回折線データ
(Brucite) 07-0239

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
18. 586	4. 77	90
32. 839	2. 725	6
38. 016	2. 365	100
50. 854	1. 794	55
58. 64	1. 573	35
62. 073	1. 494	18
68. 253	1. 373	16
68. 823	1. 363	2

文献 : Natl. Bur. Stand. (U. S.), Circ. 539, 6, 30 (1956)

産地、試料 : NBS 調整

表 4.12 カルサイトの X 線粉末回折線データ
(Calcite) 05-0586

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
23. 021	3. 86	12
29. 404	3. 035	100
31. 416	2. 845	3
35. 964	2. 495	14
39. 399	2. 285	18
43. 143	2. 095	18
47. 121	1. 927	5
47. 487	1. 913	17
48. 51	1. 875	17
56. 551	1. 626	4
57. 398	1. 604	8
58. 071	1. 587	2
60. 674	1. 525	5
60. 983	1. 518	4
61. 341	1. 51	3
63. 056	1. 473	2
64. 674	1. 44	5
65. 594	1. 422	3
69. 226	1. 356	1

文献 : Swanson, Fuyat, Natl. Bur. Stand. (U. S.), Circ. 539, II, 51 (1953) 産地、試料 : Mallinckrodt Chemical Works.

表 4.13 ウオラストナイトの X 線粉末回折線データ
(Wollastonite-1A) 27-1064

2θ (°)	d (Å)	I/I ₀
11. 528	7. 67	25
16. 25	5. 45	8
23. 205	3. 83	85
25. 354	3. 51	75
26. 881	3. 314	100
27. 489	3. 242	13
28. 908	3. 086	60
29. 991	2. 977	30
31. 936	2. 8	5
32. 889	2. 721	30
35. 079	2. 556	45
36. 236	2. 477	25
38. 438	2. 34	30
39. 098	2. 302	50
40. 777	2. 211	6
41. 304	2. 184	16
43. 297	2. 088	6
44. 808	2. 021	8
45. 74	1. 982	13
47. 357	1. 918	25
47. 968	1. 895	2
48. 348	1. 881	3
48. 375	1. 88	2
49. 126	1. 853	2
49. 785	1. 83	3
50. 433	1. 808	11
50. 794	1. 796	4
51. 941	1. 759	35
53. 077	1. 724	14
53. 243	1. 719	17
57. 361	1. 605	8
58. 477	1. 577	3
60. 24	1. 535	20
62. 773	1. 479	6
67. 306	1. 39	6
68. 309	1. 372	3
68. 939	1. 361	20
69. 937	1. 344	7

文献 : Matsueda, H. Mineral. J., 7, 180 (1973)
産地、試料 : Sampo mine, Chugoku Province, Japan.

表 4.14 石英の X 線粉末回折線データ
(Quartz) 46-1045

2θ (°)	d (Å)	I/I ₀
20. 86	4. 2549	16
26. 64	3. 3434	100
36. 544	2. 4568	9
39. 465	2. 2814	8
40. 3	2. 2361	4
42. 45	2. 1277	6
45. 793	1. 9798	4
50. 139	1. 8179	13
50. 622	1. 8017	<1
54. 875	1. 6717	4
55. 325	1. 6591	2
57. 235	1. 6082	<1
59. 96	1. 5415	9
64. 036	1. 4528	2
65. 786	1. 4184	<1
67. 744	1. 3821	6
68. 144	1. 3749	7
68. 318	1. 3718	5

文献 : Kern, A., Eysel., W., Mineralogisch-Petrograph. Inst., U Heidelberg, Germany, ICDD Grant-in-Aid, (1993)
産地、試料 :

表 4.15 ギプサム(石膏)の X 線粉末回折線データ

(Gypsum) 33-0311

2θ (°)	d (Å)	I/I ₀
11. 589	7. 6300	100
20. 722	4. 2830	100
23. 397	3. 7990	17
28. 109	3. 1720	4
29. 111	3. 0650	75
31. 104	2. 8730	45
32. 066	2. 7890	10
32. 754	2. 7320	2
33. 344	2. 6850	35
34. 508	2. 5970	6
35. 394	2. 5340	2
35. 966	2. 4950	11
36. 252	2. 4760	1
36. 619	2. 4520	6
37. 345	2. 4060	4
40. 625	2. 2190	15
42. 153	2. 1420	2
43. 341	2. 0860	25
43. 605	2. 0740	15
44. 187	2. 0480	6
44. 554	2. 0320	1
45. 498	1. 9920	4
46. 209	1. 9630	3
47. 840	1. 8998	16
48. 390	1. 8795	12
48. 791	1. 8650	3
50. 321	1. 8118	13
50. 689	1. 7995	6
51. 149	1. 7844	9
51. 331	1. 7785	12
53. 571	1. 7093	1
54. 421	1. 6846	3
55. 151	1. 6640	6
55. 822	1. 6456	4
56. 749	1. 6209	9
57. 539	1. 6005	1
58. 171	1. 5846	4
60. 341	1. 5327	2

2θ (°)	d (Å)	I/I ₀
60. 859	1. 5209	1
61. 260	1. 5119	1
61. 881	1. 4982	1
62. 042	1. 4947	1
63. 731	1. 4591	3
64. 719	1. 4392	5
64. 911	1. 4354	3
65. 299	1. 4278	2
65. 818	1. 4178	3
66. 683	1. 4015	2
68. 670	1. 3657	5
69. 939	1. 3440	1
70. 638	1. 3324	2

文献 : Natl. Bur. Stand. (U. S.) Monogr, 25, 17, 16, (1980)
 Winchell, A. Elements of Optical Mineralogy, 2, 157, (1951)

産地、試料 :

表 4.16 アンチゴライトのX線粉末回折線データ
(Antigorite) 002-1061

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
12.114	7.300	100
17.374	5.100	10
19.071	4.650	30
20.985	4.230	10
22.263	3.990	20
24.572	3.620	100
25.577	3.480	10
31.937	2.800	20
33.666	2.660	10
35.597	2.520	90
37.442	2.400	20
40.416	2.230	10
41.786	2.160	40
49.498	1.840	30
50.375	1.810	20
51.285	1.780	30
52.880	1.730	20
53.888	1.700	10
55.296	1.660	10
57.955	1.590	10
58.765	1.570	70
60.026	1.540	60
61.345	1.510	20
64.179	1.450	20
65.703	1.420	10
67.861	1.380	10
70.178	1.340	10
72.032	1.310	30

文献 : Selfridge, L. Am. Mineral., 21, 469 (1936)
産地、試料 : Cross River, Mikonni, New Zealand.

表 4.17 リザルダイトのX線粉末回折線データ
(Lizardite) 050-1606

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
12.101	7.308	100
19.305	4.594	18
20.216	4.389	8
20.880	4.251	6
21.798	4.074	5
22.819	3.894	4
24.346	3.653	76
25.237	3.526	4
26.636	3.344	1
28.073	3.176	1
29.635	3.012	1
31.227	2.862	1
32.865	2.723	1
33.745	2.654	6
34.646	2.587	10
35.265	2.543	11
36.666	2.449	44
37.604	2.390	2
38.320	2.347	2
39.600	2.274	6
40.797	2.210	3
43.254	2.090	12
47.622	1.908	2
49.212	1.850	1
49.903	1.826	2
52.423	1.744	10
57.756	1.595	1
59.641	1.549	1
60.241	1.535	20
61.708	1.502	6
63.541	1.463	3
65.547	1.423	2
65.965	1.415	2
70.969	1.327	3
72.675	1.300	5
74.541	1.272	1

文献 : Krstanovic, I., Neues Jahrb. Mineral., Monatsh., 1997, 451, (1997)
産地、試料 : Crni Kamen, Kacanik, Sar Mount, Serbia, Yugoslavia

表 4.18 クロライトのX線粉末回折線データ
(Clinochlore) 01-073-2376

$2\theta (^{\circ})$	d(Å)	I/I ₀
6.147	14.3675	100.0
9.226	9.5783	0.2
12.311	7.1837	63.7
15.406	5.7470	0.1
18.512	4.7891	53.3
19.195	4.6201	21.9
19.444	4.5616	13.9
20.174	4.3982	31.0
21.335	4.1613	8.9
22.868	3.8857	23.8
24.767	3.5918	48.2
26.790	3.3250	11.6
27.922	3.1927	0.1
29.075	3.0687	3.8
31.099	2.8735	12.2
31.524	2.8356	6.7
33.569	2.6675	1.9
33.718	2.6560	5.7
34.160	2.6226	25.5
34.300	2.6122	15.0
34.887	2.5697	12.1
35.883	2.5005	22.4
36.805	2.4400	4.2
37.128	2.4195	34.5
37.530	2.3945	0.7
38.604	2.3304	23.8
38.957	2.3100	0.7
39.087	2.3026	0.8
39.479	2.2807	0.8
39.601	2.2739	1.2
40.121	2.2457	0.3
40.290	2.2366	1.0
41.007	2.1991	0.9
42.163	2.1415	1.2
42.486	2.1259	1.5
43.459	2.0806	1.5

$2\theta (^{\circ})$	d(Å)	I/I ₀
44.209	2.0470	24.1
44.993	2.0132	0.9
45.451	1.9939	1.2
46.411	1.9549	14.1
46.715	1.9428	1.9
47.420	1.9156	0.1
48.493	1.8757	1.1
48.608	1.8715	1.2
48.753	1.8663	1.4
50.663	1.8003	1.2
50.797	1.7959	1.3
51.226	1.7818	6.9
51.609	1.7695	0.4
52.352	1.7462	1.5
52.456	1.7429	1.7
52.764	1.7335	2.5
52.863	1.7305	1.6
53.281	1.7179	1.2
53.821	1.7019	6.5
53.995	1.6968	5.2
54.797	1.6739	0.6
54.908	1.6708	1.2
55.204	1.6625	1.3
56.006	1.6406	2.0
56.529	1.6266	14.9
57.287	1.6069	0.9
57.701	1.5963	0.7
58.059	1.5874	0.5
58.744	1.5705	1.4
59.347	1.5559	6.4
60.026	1.5400	24.1
60.405	1.5312	2.3
60.875	1.5205	0.2
61.535	1.5057	8.7
62.154	1.4922	1.2
62.272	1.4897	1.1

文献 : Calculated from ICSD using POWD-12++, (1997)
産地、試料 : Erzincan province, Turkey

表 4.19 カオリナイトのX線粉末回折線データ

(Kaolinite) 01-078-2109

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀	2θ (°)	d(Å)	I/I ₀	2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
9.899	8.9283	1.1	37.838	2.3757	5.5	48.834	1.86345	2.8
12.409	7.1272	100.0	38.362	2.3445	19.8	49.004	1.8573	1.6
15.631	5.6645	0.9	38.508	2.3359	13.7	49.536	1.8386	4.0
16.160	5.4803	0.2	38.564	2.3327	20.2	49.628	1.8354	2.3
17.823	4.9725	0.7	39.150	2.2991	3.2	49.831	1.8284	1.5
18.911	4.6890	0.3	39.409	2.2846	27.9	50.384	1.8096	1.3
19.872	4.4641	19.0	39.550	2.2767	16.1	50.502	1.8057	1.3
20.381	4.3539	56.3	39.997	2.2523	2.3	50.710	1.7988	0.5
21.232	4.1812	56.8	40.094	2.2471	1.3	51.110	1.7856	0.9
21.541	4.1220	27.7	40.376	2.2320	0.4	51.229	1.7818	3.6
23.130	3.8423	34.4	40.670	2.2166	1.1	51.582	1.7704	0.3
23.856	3.7269	17.9	41.184	2.1901	4.2	51.947	1.7588	0.2
24.320	3.65693	0.7	41.419	2.1782	3.6	52.354	1.7461	0.1
24.967	3.5636	67.8	41.639	2.1672	1.0	52.679	1.7361	0.1
26.114	3.4096	4.0	41.969	2.1509	0.2	53.356	1.7156	0.3
26.514	3.3591	24.0	42.152	2.1420	1.1	53.724	1.7048	2.2
27.322	3.2615	1.3	42.457	2.1273	2.1	54.266	1.6890	2.1
27.808	3.2055	0.1	42.537	2.1235	1.3	54.442	1.6839	2.2
28.275	3.1537	4.3	42.829	2.1097	1.3	54.661	1.6777	2.7
28.814	3.0959	8.5	43.241	2.0906	0.2	54.775	1.6745	1.7
30.001	2.9761	0.1	43.337	2.0861	0.1	55.020	1.6676	7.9
31.262	2.8589	0.3	43.729	2.0683	0.9	55.104	1.6653	5.7
31.563	2.8322	0.1	43.894	2.0610	1.3	55.267	1.6607	3.6
31.938	2.7998	0.1	44.362	2.0403	0.1	55.400	1.6571	8.5
32.173	2.7800	0.2	44.622	2.0290	0.3	55.550	1.65300	6.3
32.653	2.7401	5.9	45.408	1.9957	8.1	55.784	1.6466	2.9
33.042	2.7087	0.4	45.714	1.9831	9.1	56.055	1.6392	0.8
33.975	2.6365	0.2	46.052	1.9693	0.8	56.182	1.6358	0.9
35.028	2.5596	12.8	46.338	1.9578	0.3	56.358	1.6312	2.2
35.197	2.5477	8.7	46.632	1.9461	2.7	56.474	1.6281	1.5
35.414	2.5326	9.5	47.049	1.9299	4.7	56.851	1.6182	2.8
35.736	2.5105	5.5	47.215	1.9235	3.0	57.085	1.6121	7.2
35.992	2.4932	13.5	47.276	1.9211	2.9	57.203	1.6091	3.9
36.097	2.4862	19.4	47.898	1.8976	2.9	57.449	1.6027	2.0
37.468	2.3983	0.3	48.173	1.8874	0.4	57.562	1.5999	2.0
37.574	2.3918	0.6	48.386	1.8796	0.2	57.834	1.5930	0.6

文献 : Calculated from ICSD using POWD-12++, (1997)

産地、試料 : Keokuk, IA, USA

表 4.20 ハロイサイトのX線粉末回折線データ

(Halloysite-7A) 009-0453

2θ (°)	d(Å)	I/I ₀
11.790	7.5000	90.0
20.073	4.4200	100.0
24.503	3.6300	90.0
35.023	2.5600	80.0
38.101	2.3600	60.0
40.416	2.2300	20.0
43.917	2.0600	10.0
54.653	1.6780	80.0
62.681	1.4810	90.0
73.796	1.2830	70.0
77.400	1.2320	70.0
88.390	1.1050	40.0

文献 : MacEwan, Amoros.,

Anales Edafol. Fisol. Vegetal (Madrid), 9, 363, (1950)

産地、試料 : Hungary

4.1.3. 一次分析試料による位相差・分散顕微鏡による定性分析方法

4.1.3.1. 標本の作製

容量 50ml の共栓試験管に一次分析用試料 10~20mg の範囲で必要量を精秤し、無じん水 20~40ml を入れ、激しく振とうした後、容量 50ml のコニカルビーカーに移し、回転子をいれ、マグネチックスターラーで攪拌しながら、清拭したスライドグラス上に載せた円形のガイド内にそれぞれマイクロピッパーで 10~20μl の範囲で滴下し、円形のガイドを載せたまま 100±10°C に設定したホットプレート上で乾燥し、乾燥後、円形のガイドをはずす。スライドグラスが室温になるまで放冷後、選択した浸液を 1 滴滴下し、カバーグラスを載せて定性分析用の標本とする。

同様の操作を繰り返し、一分析試料に付き、アスベストの種類および選択した浸液の種類に応じた標本数を作製する。

留意点 1：マイクロピッパーで試料溶液を採取する際に、ビーカー内の試料が偏在しないように十分注意する必要がある。

留意点 2：一次分析用試料の必要量は試料の種類によって異なるため、一次分析用試料作製時の粉碎・篩分け時の状況により、短時間で粉碎・篩分けが可能であった場合少なくする方が良い。

(1) アスベストの X 線回折ピークが認められた場合

X 線回折分析法による定性分析結果に基づき、X 線回折ピークが認められたアスベストに該当する浸液を屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$ =1.550、1.618、1.620、1.626 又は 1.628、1.680、1.690 の 6 種類の中から選ぶ。

選択したそれぞれの浸液に対して 3 枚の標本を作成し、当該浸液をそれぞれの標本に 3 ~ 4 滴滴下し、その上に清拭したカバーグラスを載せて標本とし、各標本に試料No.、浸液の屈折率を記載しておく。

留意点： 浸液の選択に当たっては、表 4.21 に示す屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$ =1.605、1.640、1.700 の浸液を併用し、分散色の変化を確認しておくことが重要である。

(2) アスベストの X 線回折ピークが認められない場合

試料採取時の記録および X 線回折分析法による定性分析結果から入手したアスベスト以外の結晶性物質の種類に関するデータに基づき、屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$ =1.550、1.618、1.620、1.626 又は 1.628、1.680、1.690 の 6 種類の浸液から、使用の可能性があるアスベストに相当する浸液を選択する。

選択した一種類の浸液に対して 3 枚の標本を作成し、当該浸液をそれぞれの標本に 3 ~ 4 滴滴下し、その上に清拭したカバーグラスを載せて標本とし、各標本に試料No.、浸液の屈折率を記載しておく。

留意点：分析対象試料に関して、設計図書や試料採取時の記録、国土交通省の建材製品のデータ、X線回折分析法による定性分析の結果のどちらも情報が得られない場合には、X線回折分析法による定性分析用の二次分析試料を使用して、予め、屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}} = 1.550, 1.618, 1.620, 1.626$ 又は $1.628, 1.680, 1.690$ の浸液に対して鋭敏分散色を示す粒子（アスペクト比3以上の粒子及びそれ以外の粒子を含めた粒子）の存在を確認し、鋭敏分散色を示す粒子が認められた浸液を選択する。

写真4.1 標本作製用円形ガイドの例

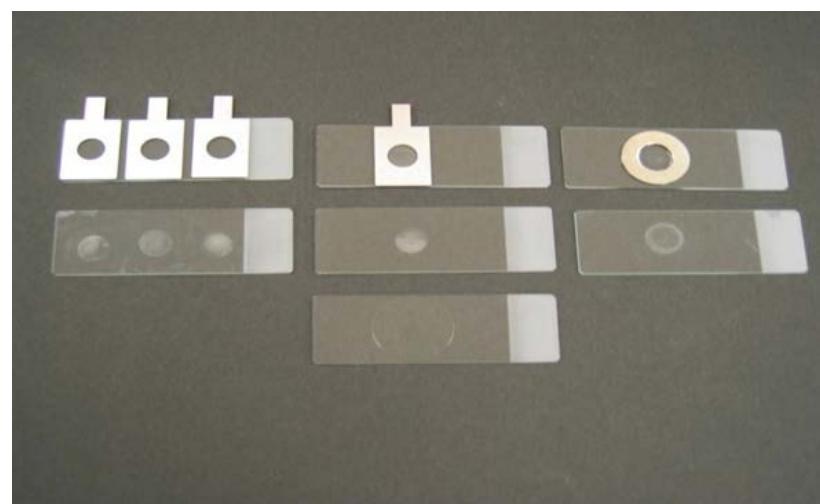


表 4.21 アスベストの分散色

石綿の種類	屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$ a)	分散色	偏光振動方向 // (参考) c)	偏光振動方向 ⊥ (参考) c)
クリソタイル	1.550 ^{b)}	赤紫～青	橙	青
アモサイト	1.680 ^{b)}	桃	橙	青
	1.700	青	濃青～紫	淡青
クロシドライト	1.680	だいだい(橙) ～赤褐	濃橙	淡橙
	1.690 ^{b)}	桃	桃	桃
	1.700	青	淡青	濃青
トレモライト	1.605	ゴールデン イエロー	ゴールデン イエロー	紫
	1.620 ^{b)}	赤紫	橙	青
	1.640	青	青	淡青
アクチノライト	1.626 又は 1.628 ^{b)}	赤紫～桃	橙～赤紫	青
	1.630	桃～薄青	橙～赤紫	青
アンソフィライト	1.605	ゴールデン イエロー	淡ゴールデン イエロー	橙
	1.618 ^{b)}	橙～赤紫	橙	赤紫～青
	1.640	青	濃青	淡青

注 a) 25°Cにおける屈折率を示す。

b) それぞれの石綿の鋭敏色を示す屈折率である。

c) 顕微鏡に附属のアナライザを使用する場合の偏光振動方向を参考として示す。

// 方向は、石綿繊維の伸長方向と偏光板の振動方向が平行になった場合を示す。

⊥ 方向は、石綿繊維の伸長方向と偏光板の振動方向が直交になった場合を示す。

留意点 1：表 4.21 に示したアスベストの分散色は色補正フィルタを使用しない場合の分散色であり、顕微鏡メーカーにより視野の背景色の濃淡が多少異なることがあるので、標準アスベスト繊維により分散色の色調を確認しておくこと。

留意点 2：浸液の屈折率は長期間の保存や、保存状態により変化するため、使用の都度、屈折計により確認することが望ましい。

4.1.3.2. 位相差・分散顕微鏡による定性分析方法

作製した標本を位相差・分散顕微鏡のステージに載せ、倍率 10 倍の分散対物レンズで粒子が均一に分散しているかを確認する。

均一性が確認された標本について、分散対物レンズの倍率を 40 倍に切り替え、10 倍の接眼レンズのアイピースグレーティクルの直径 $100 \mu\text{m}$ の円内に存在するすべての粒子数と分散色を示したアスペクト比 3 以上の纖維状粒子数を計数し、その合計粒子数が 1000 粒子になるまでランダムに視野を移動して計数し、分散色を示したアスベストの種類と纖維状粒子数及び分散色を示した粒子数を記録する。

アイピースグレーティクルの直径 $100 \mu\text{m}$ の円の境界に掛かる粒子の取り扱いは、JIS K3850-1 または作業環境測定ガイドブック No. 1 に準じる。

留意点 1：粒子が多すぎたり、少なかつたりした場合には一次分析試料の分取量やマイクロピッパーの分取量を調整して標本を作製し直すこと。

1 標本で 1000 粒子を計測するための標本は、1 視野当たり 10 粒子を目安として、100 視野の計数で 1000 粒子の計測となるように調製する。

留意点 2：計数に際しては、1000 粒子を計数した視野数を記録しておき、3 枚の標本が近似した視野数であるか否かを確認し、変動が大きい場合は 100 視野で 1000 粒子となるように標本を作製し直すこと。

留意点 3：分散染色法でアスベストの種類を同定する場合には、予め標準アスベスト纖維を使用して屈折率の異なる浸液の分散色を確認し、浸液の屈折率と当該アスベストの分散色の関係をグラフ化（分散曲線を作成）しておくか、写真でシリーズ化しておることが重要であり、鋭敏分散色のみで判断すると誤った判断をする場合があるので注意が必要である。

留意点 4：アスベスト纖維は天然鉱物であり、産地によって屈折率が多少異なるため、表 4.21 の鋭敏色を示す屈折率の浸液によってアスベストが検出されない場合には、表 4.21 に示す鋭敏色の前後の屈折率の浸液による確認を行うとともに、鋭敏色以外の残りの屈折率の浸液についてそれぞれ 3 標本を作製し、同様の分析を行い、色の変化を確認する。

留意点 5：分散色の同定には、顕微鏡に附属のアナライザを使用し、纖維の伸長方向と平行及びそれと直交する偏光振動方向の分散色を確認することにより分析精度を向上させることができる。

留意点 6：分散色を示したアスベストの種類と纖維状粒子数を記録するとともに分散色を示すアスペクト比 3 未満の粒子数も記録の対象とすることにより、X 線回折分析法による定性分析結果との判定の際の判断に役立てることができる。また、X 線回折分析法による定量分析結果に分散染色を示した粒子数中のアスベスト纖維数の割合（%）を乗ずることにより、当該石綿纖維の含有率の推定に利用することが可能である。

※例えば、3000 粒子中に鋭敏分散色を示したアスペクト比 3 以上の纖維状粒子（アスベスト纖維）が 15 本、鋭敏分散色を示した粒子が 20 個確認された場合、仮に X 線回折分析法による定量分析の結果、アスベスト含有率が 25% であれば、アスペクト比 3 以上のアスベスト纖維の含有率は

$$25(\%) \times \frac{15}{35} = 10.7 (\%)$$

と推定できる。

留意点 7：同定が困難な微細な纖維が位相差・分散顕微鏡観察で確認された場合は、電子顕微鏡による検査で確認することが推奨される。

4.1.4. 吹付けバーミキュライトを対象とした定性分析方法

吹付けバーミキュライトのアスベスト含有率測定は図 4.13 の手順に従って実施する。4.1.1.2 で調製した二次分析用試料を一定量試料ホルダーに、均一にかつ試料ホルダ一面と一致するように充填し、X 線回折分析装置にセットし、表 4.1 に示す定性分析条件で測定し、得られた X 線回折パターンの回折線ピークに表 4.8 に示したバーミキュライトの回折線が認められるか否かを確認する。

バーミキュライトの回折線が認められた場合には、吹付けバーミキュライトを対象とした定性分析を行う。

留意点：ただし回折線ピークにクリソタイル、トレモライト/アクチノライト以外の石綿回折線が認められた場合は、当該アスベストについては 4.1.1 で調製した一次分析試料を用いて 4.1.3 の分析を実施すること。

4.1.4.1. 塩化カリウム処理試料の調製

バーミキュライトの回折線が認められた一次分析用試料を、粉碎機で再度粉碎して、目開き 75μm 以下の篩下に調整する。

目開き 75μm 以下の篩下に調整した試料 1.0g をビーカーに入れ、JIS K 8121 に規定する 1 モルの塩化カリウム水溶液 100ml 中によく分散させる。

次いで、70~80°C の温度の中で 1 時間以上放置する。放置後、遠心分離機で遠沈させ、蒸留水で十分洗浄して沈殿物を採取する。この沈殿物を 100±10°C の乾燥機内またはシリカゲルデシケータで十分乾燥し、塩化カリウム処理試料とする。

4.1.4.2. 吹付けバーミキュライト中のアスベスト含有の有無の分析方法

4.1.4.1 で得られた塩化カリウム処理試料を試料ホルダーに均一、かつ、試料ホルダ一面と一致するように充てんする。

充てんした試料ホルダーを、表 4.22 に示した定性分析条件で走査範囲 (2θ) 2~70°

の測定を行い、クリソタイル及びトレモライト／アクチノライトの回折ピークが認められるか否かの定性分析を行う。

クリソタイル及びトレモライト／アクチノライトと考えられる回折ピークが認められた場合は、市販のアスベスト含有バーミキュライト標準試料について 4.1.4.1. と同様の塩化カリウム処理を行い、塩化カリウム処理標準試料とする。

塩化カリウム処理試料及び塩化カリウム処理標準試料をそれぞれ表 4.23 に示した定量分析条件で、クリソタイル 11.0-13.0°（回折ピーク位置 12.1° 付近）または 23.0-26.0°（回折ピーク位置 24.3° 付近）、トレモライト 10.0-11.0°（回折ピーク位置 10.4° 付近）におけるクリソタイルおよびトレモライト／アクチノライトの回折線強度（面積）を求める。

塩化カリウム処理標準試料と塩化カリウム処理試料はそれぞれ試料を詰め直して 3 回繰り返し測定し、平均回折線強度（面積）を求めて、クリソタイルおよびトレモライト／アクチノライトの有無の判定を行なう。

留意点 1：アスベスト含有バーミキュライト標準試料は（公社）日本作業環境測定協会から販売されている JAWE1311～1316（トレモライト含有標準試料）及び JAWE1411～1416（クリソタイル含有標準試料）を使用すること。

留意点 2：塩化カリウム処理が十分に行われていない場合や、X 線回折ピーク面積の処理方法に問題がある場合には、過剰にアスベストありと判定する恐れがあるので、この場合はそれらの点の見直しを行った上で、再判定を行なうこと。

表 4.22 吹付けバーミキュライトの X 線回折装置の定性分析条件

設定項目	測定条件
X 線対陰極	銅 (Cu)
管電圧 (kV)	40
管電流 (mA)	30～40
単色化 (K_{β} 線の除去)	Ni フィルタ又はグラファイトモノクロメータ
フルスケール (cps)	1000～2000
時定数 (s)	1
走査速度 (° /min)	1～2
発散スリット (°)	1
散乱スリット (°)	1
受光スリット (mm)	0.3
走査範囲 (2θ) (°)	2～70°

ただし、これと同等以上の検出精度を確保できる装置等によってもよい。

表 4.23 吹付けバーミキュライト中のアスベスト有無の判定のための
X 線回折装置の分析条件

設定項目	測定条件
X 線対陰極	銅 (Cu)
管電圧 (kV)	40
管電流 (mA)	30~40
単色化 (K_{β} 線の除去)	Ni フィルタ又は グラファイトモノクロメータ
時定数 (s)	1
走査速度 (° /min)	連続スキャニング (° /min) ステップスキャニング 0.02° × 10 秒~0.02° × 20 秒
発散スリット (°)	1
散乱スリット (°)	1
受光スリット (mm)	0.3
走査範囲 (2θ) (°)	クリソタイル 11.0~13.0° (回折ピーク位置 12.1° 付近) トレモライト 10.0~11.0° (回折ピーク位置 10.4° 付近)

ただし、これと同等以上の検出精度を確保できる装置等によってもよい。

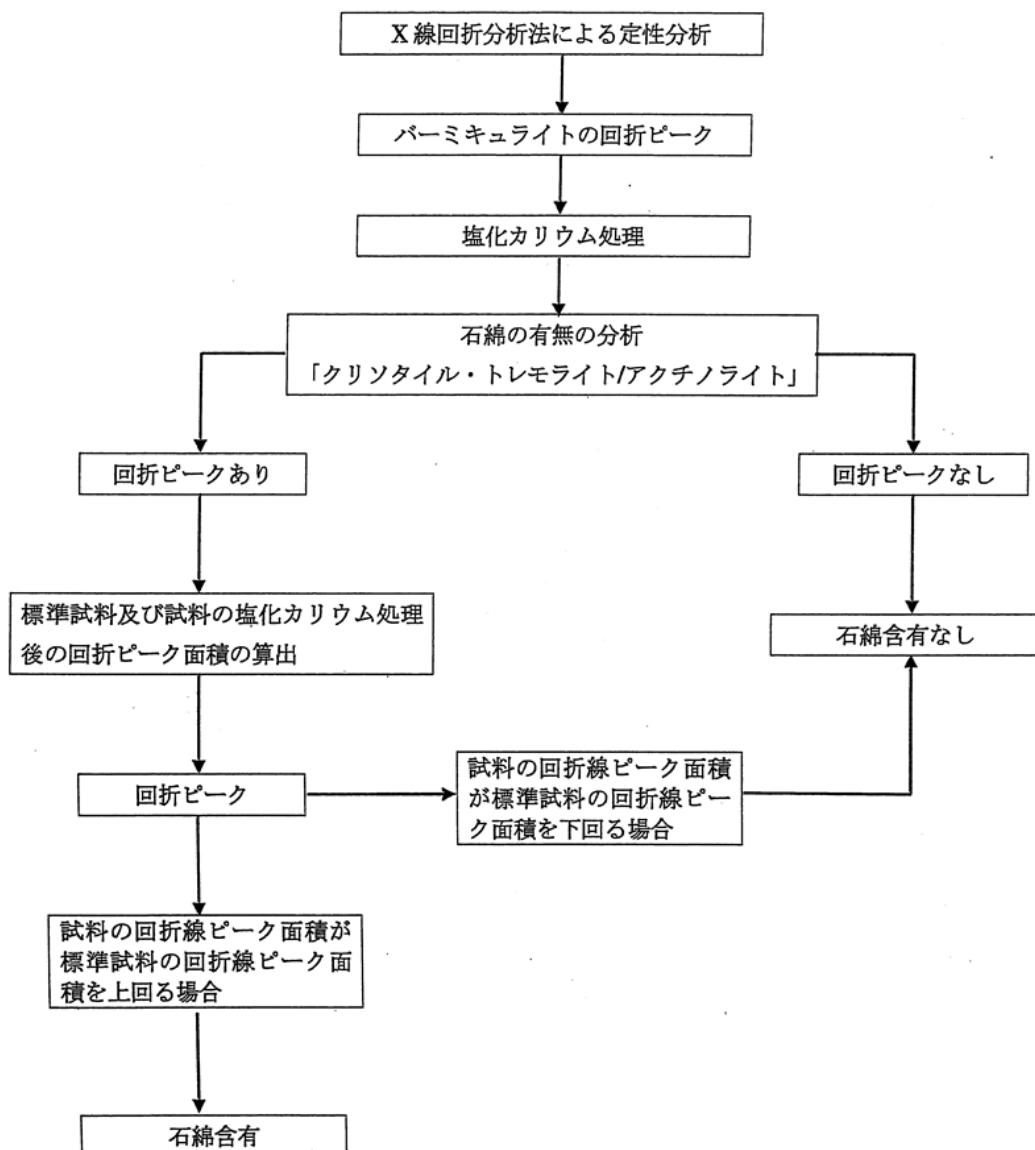


図 4.13 吹付けバーミキュライトの分析手順

4.1.5. アスベスト含有の有無の判定方法

- (1) X線回折分析法による定性分析の結果、二次分析用試料中に、図4.2～4.6、表4.2～4.7に示すアスベストの回折ピークが強弱にかかわらず一つでも認められ、かつ、位相差・分散顕微鏡による定性分析の結果、三つの標本で計数した合計3000粒子中に、アスベスト繊維が4繊維状粒子以上の場合は「アスベスト含有」の試料と判定する。
- (2) X線回折分析法による定性分析の結果、二次分析用試料中に、図4.2～4.6、表4.2～4.7に示すアスベストの回折ピークが認められないが、位相差・分散顕微鏡による定性分析の結果、三つの標本で計数した合計3000粒子中に、アスベスト繊維が4繊維状粒子以上の場合は「アスベスト含有」の試料と判定する。
- (3) X線回折分析法による定性分析の結果、二次分析用試料中に、図4.2～4.6、表4.2～4.7に示すアスベストの回折ピークが一つでも認められるが、位相差・分散顕微鏡による定性分析の結果、三つの標本で計数した合計3000粒子中に、アスベスト繊維が4繊維状粒子未満の場合は、4.1.3.2.位相差・分散顕微鏡による定性分析方法によって、再分析を行なう。
なお、4.1.3.2.位相差・分散顕微鏡による分散染色法で再分析する場合は、回折ピークが認められたアスベストおよびその他使用された可能性があるアスベストを対象とし、一次分析試料を用いて、4.1.1.によって新たに標本を作製して分析を行う。再分析の結果、アスベストが4繊維状粒子未満の場合は「アスベスト含有無し」の試料と判定し、アスベストが4繊維状粒子以上認められた場合は「アスベスト含有」の試料と判定する。

留意点1：クリソタイルと同様なX線回折ピークが認められる鉱物には、蛇紋石（アンチゴライト、リザルダイト）、緑泥石（クロライト）およびカオリン鉱物（カオリナイト、ハロイサイト）がある。

留意点2：アモサイト、クロシドライトおよびアンソフィライトと同様なX線回折角度（9～10°）にタルクがある。

留意点3：アスベスト以外の天然の鉱物繊維の屈折率はアンチゴライトが1.566、リザルダイトが1.552、繊維状石膏（ギプサム）が1.52～1.53、セピオライトが1.49～1.53、ウォラストナイトが1.62～1.66、アタパルジヤイトが1.50～1.56、ハロイサイトが1.53～1.54、モルデナイト（ゼオライト）が1.47～1.49等があり、人造鉱物繊維の屈折率はグラスワール、ガラス長繊維が1.56以下、ロックワール、スラグワールが1.56以上であり、こ

れらの屈折率に対応した浸液を使用して分散色を確認することができる。

- (4) X線回折分析法による定性分析の結果、二次分析用試料中に、図4.2～4.6、表4.2～4.7に示すアスベストの回折ピークが認められず、かつ、位相差・分散顕微鏡による定性分析の結果、三つの標本で計数した合計3000粒子中に、アスベスト纖維が4纖維状粒子未満の場合は、「アスベスト含有無し」の試料と判定する。
- (5) 吹付けバーミキュライト中のアスベスト含有の有無の判定は、塩化カリウム処理した一次分析試料にアスベストと考えられる回折ピーク（図4.7～4.9参照）が認められないか、またはその積分X線強度が塩化カリウム処理標準試料の同ピークの積分X線強度以下である場合は、「アスベスト含有無し」の試料と判定する。これら以外の場合は、「アスベスト含有」の試料と判定する。
- (6) 「アスベスト含有無し」と判定された場合には当該試料には0.1%を超えてアスベストは含有しないと判断することができる。

※位相差・分散顕微鏡による定性分析において、共栓試験管に一次分析試料を10mg精秤し、無じん水20mlを入れ、激しく振とうした後、容量50mlのコニカルビーカーに移し、回転子を入れてマグネチックスターで攪拌して均一濃度とし、マイクロピッペッターで10μl採取して全量をスライドグラスに載せた円形ガイドに滴下、乾燥して分析標本を作製した場合、乾燥したスライドグラス上には0.005mgの試料が存在することになる。

位相差・分散顕微鏡による定性分析の結果、3000粒子中に4本の鋭敏分散色を示したアスベスト纖維が検出された場合のアスベスト含有率R(%)は

$$R(\%) = \frac{0.005 \text{ mg} \times \frac{4 \text{ 本}}{3000 \text{ 個}}}{0.005 \text{ mg}} \times 100 = 0.13 \text{ (\%)}$$

となり、3000粒子中に3本の鋭敏分散色を示したアスベスト纖維が検出された場合は0.1%となるため、3000粒子中に鋭敏分散色を示したアスベスト纖維が4本未満の場合は0.1%を超えてアスベストは含有しないことになる。

第5章. 定量分析方法1（X線回折分析法）

5.1. X線回折分析法による建材製品中の石綿の定量分析方法の概要

この方法は、第3章および第4章において『アスベスト含有』と判定された試料について、X線回折分析方法によって、アスベスト含有率（質量分率）（以下“アスベスト含有率”という）を定量する方法である。

第3章および第4章によって、『アスベスト含有』と判定する過程において、明らかにアスベスト含有率が高い（例えば5%以上）と判定した場合は、5.2の前処理作業を実施せず、一次分析試料を直接使用してアスベストの定量分析ができる。

アスベスト含有建材等のアスベスト含有率の定量分析は図5.1の手順に従って実施する。

ただし、天然鉱物中に不純物として含有するおそれがあるアスベストの分析については、適用されない。

なお、本法は、JIS A 1481-3をベースとしつつも、その一部を修正し、また、JIS A 1481-3を単に補足するのではなく、分析手順等が本書の内容で完結するよう解説している。そのため、石綿障害予防規則に基づく分析は、JIS A 1481-3ではなく、本書を参照して行う必要がある。

留意点：アスベストが不純物として含有するおそれのある天然鉱物中のアスベスト含有率の具体的な分析方法として、『天然鉱物中の石綿含有率の分析方法の検討結果報告書』（平成18年12月、（社）日本作業環境測定協会（第8章や厚生労働省ホームページに掲載））がある。

5.2. 定量用二次分析試料および定量用三次分析試料の作製方法

5.2.1. 定量用二次分析試料の作製方法

定量用二次分析試料の作製に用いる直径25mmのふつ素樹脂バインダグラスファイバーフィルタ（以下、「フィルタ」という。）の質量及びフィルタを装着した状態で基底標準板（亜鉛またはアルミニウム）の主回折強度を計測しておく。

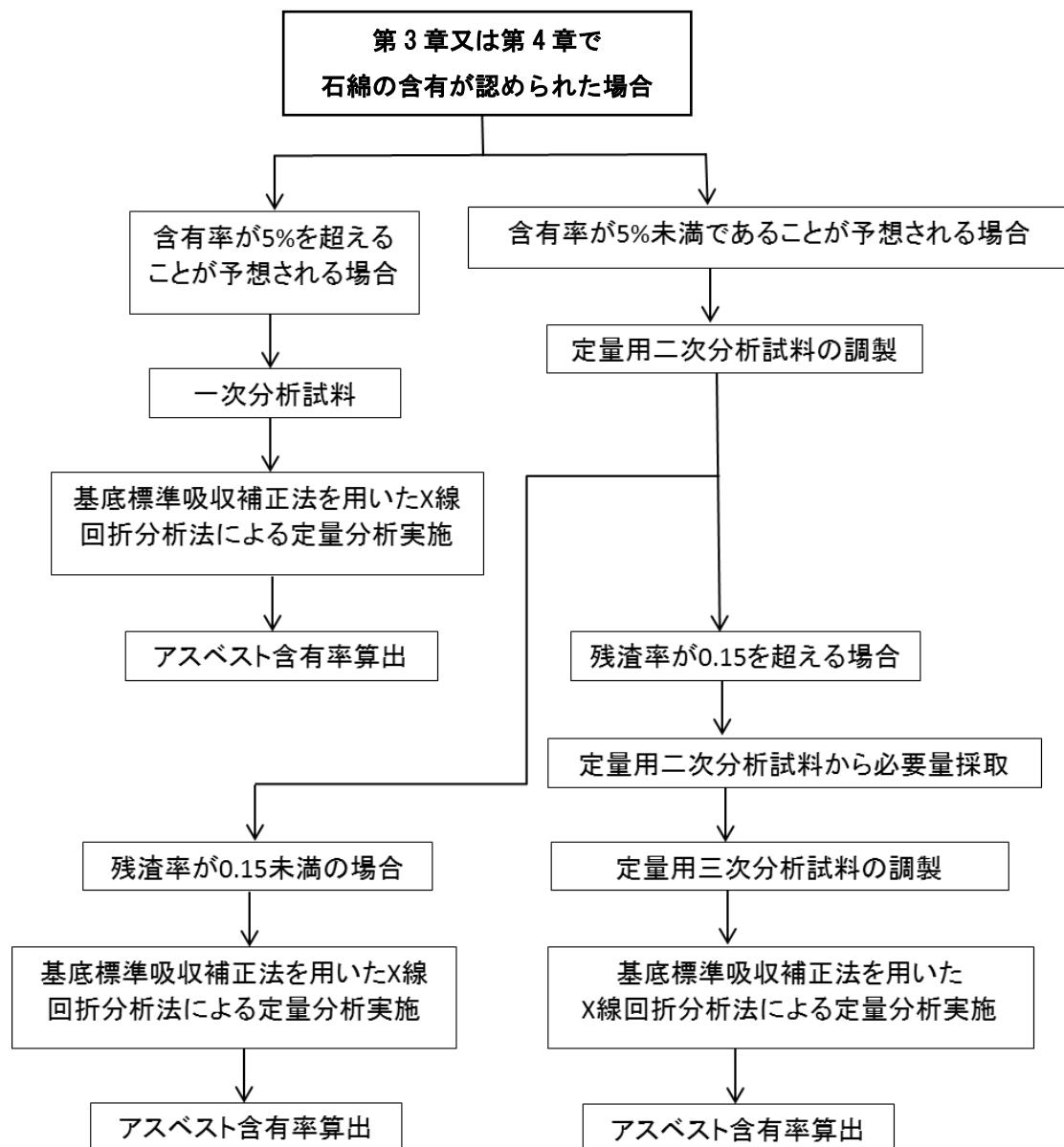
第4章、4.1.1(1)又は(2)で調製した一次分析試料を100mg(M_1 :一次分析試料の秤量値)精秤して、200mlコニカルビーカーに入れ、20%のぎ酸を20ml加えて攪拌した後、無じん水を40ml加えて、超音波洗浄器を用いて1分間分散する。

その後、30±1°Cに設定した恒温槽内に入れ、12分間連続して振とうする。フィルタを装着した直径25mmのガラスフィルタベース付きの吸引ろ過装置で吸引ろ過する。

乾燥後、フィルタ上に捕集された試料の質量(M_2 :定量用二次分析試料の秤量値)を求め、定量用二次分析試料とする。また、定量用二次分析試料の作製に当たっては、1試料当たり三つの定量用二次分析試料を作製する。ガラスフィルタベースをもつ吸引ろ

過装置及びフィルタの直径はX線回折分析装置の試料台と同一のものを使用する。

なお、定量用二次分析試料の作製で、残さ（渣）率 (M_2/M_1) が0.15を超えた場合は、5.2.2によって、定量用三次分析試料を作製する。



5.2.2. 定量用三次分析試料の作製方法

定量用三次分析試料の調製は 5.2.1 で作製した定量用二次分析試料から 10~15mg を分取して、無じん水中に分散後、基底標準板の X 線回折強度を計測し、秤量済みのフィルタに吸引ろ過を行い乾燥させて秤量し、試料の質量 (M_3 : 定量用三次分析試料の秤量値) を求め、定量用三次分析試料とする。

留意点 1 : フィルタの秤量に用いる天秤は、読み取り限界が 0.01mg 以下のものを使用すること。

留意点 2 : フィルタの秤量は、秤量約 2 時間前にフィルタを天秤室の雰囲気に慣らした後、秤量を行い 1 回目の秤量値を得る。1 回目の秤量後、半日以降に、再度 1 回目と同様な手順で秤量を行い、2 回目の秤量値を得る。1 回目と 2 回目の秤量値が同じ場合、その値を秤量値として用いる。違った場合、再度同様な秤量を行い、2 回連続同じ値を得られるまで、秤量を繰り返し、秤量値を得る。

留意点 3 : X 線回折強度を求める前に、蛍光板で X 線の照射面積が、アスペスト試料が捕集されている面積と同じかどうかを確認する。

留意点 4 : 第 4 章、4.1.1 (2) で調製した一次分析試料を使用する場合は、次式により減量率 : r を算出し、含有率算出の際に補正する。

$$r = \frac{\text{加熱処理後の分析試料量}}{\text{加熱処理前の試料量}}$$

留意点 5 : 一次分析試料を 4.1.1.1(2) に規定する加熱条件によって、改めて加熱処理することによって減量が期待できる無機成分試料の場合は、加熱後的一次分析試料から定量用二次分析試料を調製してもよい。

留意点 6 : 定量用二次分析試料の量が定量用三次分析試料量の作製に不足する場合は、再度、定量用二次分析試料作製方法と同じ条件で一次分析試料から定量用二次分析試料を作製し、これを定量用三次分析試料の作製に使用してもよい。

5.2.3. けい酸カルシウム保温材の前処理方法

アスペスト含有率の分析対象試料のうち残渣率が 0.15 を超える可能性のある、けい酸カルシウムを主体とした試料については、以下に示す前処理法により、残渣率が 0.15 以下にすることが可能となったので、試料の定量操作を行うための試料調製手順を記載する。この方法は、一次分析試料の X 線回折分析法による定性分析の結果、けい酸カルシウム（トバモライト、ゾノトライド等）が主体の試料であることが判明した場合に適用する。

なお、けい酸カルシウムを主体とした試料でも、その試料の使用過程で、約 1000°C 程度の温度にさらされていたもの等、残渣率が 0.15 以下にならないものについては、
5.2.2 に基づき、定量用三次分析試料を作製すること。

けい酸カルシウムを主体とした試料の定量操作を行うための試料の作製は以下に示す①～⑦の手順により行う。

- ① 一次分析試料を 100mg 精秤し、100ml のコニカルビーカーに入れる。
- ② 100ml のコニカルビーカーに、20%水酸化ナトリウム溶液 60ml を加える。
- ③ 次いで、電熱器等を利用して、上記②の 20%水酸化ナトリウム溶液が約 50ml になるまで濃縮する。
- ④ その後、常温になるまで、放冷する。
- ⑤ 放冷後、基底標準板の X 線回折強度を計測し、秤量済みのフィルタに吸引ろ過を行う。この時に、コニカルビーカーに付着している残渣物及びフィルタ上の残渣物に対して、20%のぎ酸で洗浄する。
- ⑥ ガラスフィルタベース付の吸引ろ過装置を停止した後、フィルタ上の残渣物に、20%のぎ酸 20ml を加えて 2 分間放置した後、無じん水を 40ml を加えて、10 分間放置する。
- ⑦ その後、無じん水で洗浄しながら、ガラスフィルタベース付の吸引ろ過装置で吸引ろ過した後、乾燥し、フィルタ上に捕集された試料の質量を求め、けい酸カルシウムを主体とした定量二次分析試料とする。

なお、この分析試料の作製にあたっては 1 試料当たり三つの分析試料を作製する。ガラスフィルタベース付きの吸引ろ過装置およびフィルタの直径は、X 線回折分析装置の試料台と同一のものを使用する。

5.3. 基底標準吸収補正法による X 線回折定量分析方法

第 5 章で使用するアスペストの標準試料は、(公社) 日本作業環境測定協会 (JAWE) で販売されている標準試料を基に検討されており、それ以外の UICC 等の標準試料を使用する場合は、アスペスト纖維のサイズの相違により JAWE 標準試料の回折 X 線強度と異なる場合があるので注意が必要である。過去に JAWE 標準試料で作成した検量線で測定された定量結果と、UICC 等の標準試料で新規に作成した検量線で測定された定量結果が異なる場合は、UICC 等の標準試料で新規に作成した検量線の勾配を JAWE 標準試料で作成した検量線の勾配を用いて補正を行い、同じ定量結果になることを確認すること。

5.3.1. 検量線の作成

検量線は、相関係数 (R) が 0.99 以上 (又は決定係数 (R^2) が 0.98 以上) とする。

検量線の作成に使用する、直径 25mm のフィルタの質量の秤量およびフィルタを装着した状態で基底標準板（亜鉛またはアルミニウム）の主回折強度を計測しておく。

分析対象のアスペスト標準試料を 0.2mg、0.4mg、0.6mg、0.8mg 1.0mg を目安に精秤し、秤量別に 5 個の 50ml コニカルビーカーに入れ、それぞれ 20% のぎ酸を 0.04ml、0.08ml、0.12ml、0.16ml、0.2ml 加えて攪拌した後、無じん水を 0.08ml、0.16ml、0.24ml、0.32ml、0.4ml 加えて超音波洗浄器で 1 分間分散する。

その後、30°C ± 1°C に設定した恒温槽内に入れ、12 分間連続して振蕩する。振蕩終了後直ちに 20ml 以上になるように無じん水を 50ml コニカルビーカーに加える。フィルタを装着した直径 25mm のガラスフィルタベース付の吸引ろ過装置で吸引ろ過を行い、無じん水にて数回洗浄する。ろ過後のフィルタを取り出し、乾燥後、秤量し、フィルタ上に捕集されたぎ酸処理後の試料の質量を求め、検量線試料とする。作製したそれぞれの検量線試料を X 線回折分析装置の試料台に固定して、基底標準板と分析対象のアスペストの X 線回折強度を表 5.1 に示した分析条件で計測し、基底標準吸収補正法によって求めた X 線回折強度を縦軸に、ぎ酸処理後の検量線試料の質量を横軸にとり、原点を通る検量線を作成する。

5.3.2. 定量分析手順

5.2.1 または 5.2.2 で作成した定量用二次分析試料または定量用三次分析試料を、X 線回折装置の回転試料台に固定する。

検量線作成と同一の条件で、三つの定量用二次分析試料または定量用三次分析試料について、基底標準板および回折 X 線強度を計測し、基底標準吸収補正法によって X 線回折分析を行う。

5.3.1 で作成した検量線から当該アスペストの質量を算出してアスペストの含有率を求める。

留意点：煙突用の断熱材はアスペストの含有率が 80% 以上と高いにもかかわらず、実際の分析ではアモサイト含有率が低値を示す場合があるが、これは重油等の燃焼により発生した SO_x ガスと煙突内の建材に由来するカルシウムやナトリウム等が反応して生成した硫酸カルシウムや硫酸ナトリウム等の硫酸塩の蓄積により、見かけ上低くなることが原因であり、X 線回折分析法の定性分析で硫酸塩が確認された場合には、分析結果報告書に除去対象のアスペスト含有率は分析値よりも高い可能性があることを記載し、当該作業者に注意喚起することが重要である。

表 5.1 X 線回折装置の定量分析条件

設定項目	測定条件	
X 線対陰極	銅 (Cu)	
管電圧 (kV)	40	
管電流 (mA)	30~40	
単色化 (K_{β} 線の除去)	Ni フィルタ又は グラファイトモノクロメータ	
時定数 (s)	1	
走査速度 (° /min)	連続スキャニング (° /min)	1/8~1/16
	ステップスキャニング	0.02° × 10 秒~0.02° × 20 秒
発散スリット (°)	1	
散乱スリット (°)	1	
受光スリット (mm)	0.3	
走査範囲 (2θ) (°)	定量回折線を含む前後 2~3° 程度	

留意点 1：定量分析は表 5.1 によって実施し、回転試料台を用いて定量物質の X 線回折積分強度（積分値）が 2000 カウント以上とする。

留意点 2：ただし、表 5.1 に示した X 線回折装置の定量分析条件は必要最低の条件であり、この条件又はこれ以上の検出精度を確保できる条件で分析すること。

5.3.3. アスベスト含有率の算出

(1) 定量用二次分析試料からのアスベスト含有率の算出 一つの定量用二次分析試料からのアスベスト含有率は式①によって、また建材製品中のアスベスト含有率は、式②によって算出する。なお、4.1.1.1(2)に規定する、有機成分試料の一次分析試料作製方法によって定量用二次分析試料を作製した場合は、減量率 r で補正する。

$$C_i = As_2 / M_1 \times r \times 100 \quad \dots \dots \dots \quad ①$$

$$C = (C_1 + C_2 + C_3) / 3 \quad \dots \dots \dots \quad ②$$

ここに、 C_i ：1つの定量分析用試料のアスベスト含有率 (%)

C ：建材製品中のアスベスト含有率 (%)

As_2 ：検量線から読み取った定量用二次分析試料中のアスベスト質量 (mg)

M_1 ：一次分析試料の秤量値 (mg)

r ：減量率。ただし加熱処理をしない場合は $r=1$ とする。

(2) 定量用三次分析試料からのアスベスト含有率の算出 一つの定量用三次分析試料からのアスベスト含有率は式③によって、また建材製品中のアスベスト含有率は式④によって算出する。

なお、一次分析試料を 4.1.1.1(2) に示す加熱条件によって減量して作製した定量用二次分析試料または定量用三次分析試料の場合は、減量率 r で補正する。

$$C_i = \frac{As_3 \times (M_2/M_3)}{M_1} \times r \times 100 \quad \dots \dots \dots \quad ③$$

$$C = (C_1 + C_2 + C_3) / 3 \quad \dots \dots \dots \quad ④$$

ここに、 C_i : 1つの定量分析用試料のアスベスト含有率 (%)

C : 建材製品中のアスベスト含有率 (%)

As_3 : 検量線から読み取った定量用三次分析試料中のアスベスト質量 (mg)

M_1 : 一次分析試料の秤量値 (mg)

M_2 : 定量用二次分析試料の秤量値 (mg)

M_3 : 定量用三次分析試料の秤量値 (mg)

r : 減量率。ただし加熱処理をしない場合は $r=1$ とする。

5.3.4. 検量線の検出下限及び定量下限

検量線作成時に調製した最小標準試料 ($0.01 \sim 0.1 \text{ mg/cm}^2$) を X 線回折分析装置の試料台に固定して、検量線作成と同一の条件で基底標準板と分析対象のアスベストの X 線回折強度を 繰り返して 10 回計測し、積分 X 線強度の標準偏差 (σ) を求める。

検量線の検出下限は、式⑤により、定量下限は、式⑥によって算出する。

$$C_k = (\sigma / a) / M_1 \times 100 \quad \dots \dots \dots \quad ⑤$$

$$C_t = (3\sigma / a) / M_1 \times 100 \quad \dots \dots \dots \quad ⑥$$

ここに、 C_k : 検出下限 (%)

C_t : 定量下限 (%)

σ : 10 回計測の積分 X 線強度の標準偏差

a : 検量線の傾き

M_1 : 一次分析試料の秤量値 (100mg)

留意点 1 : 定量用二次分析試料または定量用三次分析試料を作製し「基底標準吸収補正法による X 線回折定量分析方法」により定量分析を行なう場合において、

アスベスト回折線のピークが確認できることがあり得るが、その場合においては、一般にアスベスト含有率は検量線から求めた定量下限以下とされていることから、定量下限が 0.1% 以下であるときには、アスベストがその重量の 0.1% を超えて含有しないものとして取り扱う。

留意点 2：定量用二次分析試料または定量用三次分析試料を作製し、「基底標準吸収補正法による X 線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、検量線から求めた定量下限が 0.1% を超える場合、または不純物による影響等のため、アスベスト回折線のピークの有無の判断が困難な場合については、アスベストがその重量の 0.1% を超えて含有しているものとして取り扱う。

第6章. 定量分析方法2（偏光顕微鏡法）

6.1. 分析の概要

本章は、JIS A 1481-4によるアスベスト含有率測定について、JIS A 1481-4に記載の内容のほか、JIS A 1481-4の実施に当たって具体的な留意点や補足を掲載したものである。

JIS A 1481-4による定量分析は、アスベストが検出されていてアスベスト濃度がおおむね5%より低い試料のアスベスト濃度を定量することを意図している。日本国内において、商業的に生産された製品に0.1%以下のアスベストを意図的に添加した例はないことから、製品に産業利用されていたアスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト）が含まれていた場合は0.1%を超えていたことが明らかなので、意図的に添加したアスベストの場合、石綿則等国内法令の規制対象（重量比0.1%超）であることを判断するに当たっては、それ以上の定量は必要ない。ただし、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトはロックウール吹付け材などに意図的に添加されている場合と、水練り保温材やバーミキュライト吹付け材などに不純物として非意図的に含有されている場合の両方がありうる。クリソタイルについても、蛇紋石が使用されている場合やセピオライトが使用されている場合などには不純物として含有される可能性がある。

表6.1 石綿則等国内法令の規制対象であることの判断

含有物の種類	JIS A 1481-4による定量分析
商業的に 製造された製品	商業製品に何らかの産業利用されていたアスベストが確認された場合、さらなる定量分析は要求されない
その他の素材	5%以下でアスベストが含有していると目視評価された場合、規制対象の基準（重量比0.1%）超過かどうか正確に判定するためには定量分析が必要である

6.2. 分析の手順

JIS A 1481-4では、灰化・酸処理・浮遊沈降によって試料を減量した後、残渣中のアスベストの含有濃度を求めて含有量を算出する。残渣中のアスベスト含有量を求める方法としては目視定量（偏光顕微鏡、走査型電子顕微鏡、透過型電子顕微鏡）、ポイントカウント（偏光顕微鏡、走査型電子顕微鏡）、纖維計測による定量（走査型電子顕微鏡、透過型電子顕微鏡）がある。

6.2.1. 重量濃縮

重量濃縮の目的は、アスベスト以外の物質を可能な限り除去して、残渣中のアスベス

トの濃度を高めることである。灰化により有機物の除去を、酸処理により酸に溶ける物質の除去を、沈降により大きな粒子の除去を行うことができる。

6.2.1.1. 灰化による有機物の除去

灰化処理ではマッフル炉で450°Cの加熱を4時間行う。

- ①磁性るつぼまたは石英るつぼに耐熱マーカーで試料番号などを書き入れて秤量する。
- ②試料をるつぼに入れてから再度秤量する。
- ③るつぼにふたをしてマッフル炉に入れ、450°C±10°Cで4時間加熱する。
- ④加熱後のるつぼの中身を確認し、有機物の灰化が不十分である場合は再度るつぼをマッフル炉に入れて加熱する。
- ⑤るつぼが室温まで冷却するのを待ってから秤量を行う。

留意点1：事前に有機物がほとんど含まれないと分かっている試料であれば、灰化処理を行わずに秤量後直接、酸処理と沈降（6.2.1.2）に進むことができる。

留意点2：灰化の温度は485°Cまで上げることができるが、500°Cを超えるとクリソタイルが分解し始めるため、485°Cを超える温度にはしない。

6.2.1.2. 酸処理と沈降

炭酸カルシウム、石膏、ミネラルウールなどは塩酸に溶けるため、2mol/Lの塩酸中で15分攪拌すると除去することができる。

素材によっては酸処理後に骨材や砂が残る場合があり、これらは沈降または浮遊により取り除くことができる。焼成されたバーミキュライトやパーライトは浮遊によって取り除ける。砂や骨材は懸濁液中でアスベストよりもはるかに早く沈むため、試料の種類によってはアスベストを含む他の部分から大部分を取り除くことが可能である。

以下、酸に溶ける成分を含む試料（骨材を含む場合及び含まない場合）の処理の方法と床タイルの処理の方法に分けて記載する。

<酸に溶ける成分を含む試料の酸処理・浮遊沈降手順>

- ①灰化された試料を200mLの三角フラスコに移す。
- ②2mol/Lの塩酸を100mL加えてフッ素樹脂加工された回転子を入れ、マグネットクレーラーで15分間攪拌する。
- ③孔径0.4μm、47mm径のポリカーボネートフィルタをペトリ皿に入れて秤量し、47mm径の吸引ろ過装置に装着する。
- ④25mm径の吸引ろ過装置を組み立て、孔径0.45μmの混合セルロースエステルフィルタ（MCEフィルタ）を装着する。
- ⑤酸処理の後で水面に浮くものや底面に沈んでいる骨材、砂などがなければ、直接ポイ

ントカウント用のフィルタの準備に進む（→⑩）。

- ⑥水面に浮いているパーライトやバーミキュライトがある場合は、水面が三角フラスコの縁に来るまで蒸留水を加え、清浄なスパチュラで浮遊物を可能な限り取り除く。浮遊物は事前に秤量してある50mm径のペトリ皿に入れ、ホットプレート上で乾燥させる。浮遊物を取り除いた場合は、容器を数分間静置した後上澄みを半分程度1000mLビーカーに移す。
- ⑦三角フラスコ内の液を、沈殿した粒子が再度懸濁するように円を描くようにして振り混ぜる。動きを止めて粗大な粒子が沈むまで待ち、液の大部分を1000mLビーカーに移す。三角フラスコに150mLの蒸留水を加え、同じことを2回繰り返す。
- ⑧洗瓶を使って三角フラスコの底に残った沈殿物を100mm径のペトリ皿に移し、上澄み液は1000mLビーカーに移す。ペトリ皿はホットプレート上で乾燥させる。
- ⑨1000mLビーカーに蒸留水を加え、700mLにする。
- ⑩懸濁液中の粒子を十分に分散させる。そこから0.5~4mL程度を分取し、5mL以上の蒸留水で希釈してから、④で用意したMCEフィルタにろ過する。フィルタは最低4枚用意する。フィルタはサンプル名を書いたペトリ皿に入れて、ホットプレート上で乾燥させる。
- ⑪懸濁液の残りは③で用意したポリカーボネートフィルタでろ過し、サンプル名を書いたペトリ皿に入れてホットプレート上で乾燥させる。
- ⑫沈殿物、懸濁物を実体顕微鏡で確認し、大きなアスベスト纖維束は秤量済みの容器に移す。また、懸濁物中に大きな粒子がある場合は沈殿物に移す。
- ⑬沈殿物、浮遊物、懸濁物、取り出したアスベスト纖維束をそれぞれ秤量する。

留意点：⑫にあるアスベスト纖維束を入れるための容器は、アルミホイルで作った小さな皿などでよい

＜床タイルの酸処理手順＞

- ①孔径0.4μm、47mm径のポリカーボネートフィルタをペトリ皿に入れて秤量し、47mm径の吸引ろ過装置に装着する。
- ②灰化後の試料をメノウ乳鉢に移し、蒸留水を0.5mL加えてすりつぶす
- ③2mLの濃塩酸をゆっくり加え、ガスの発生が弱まってきたら時々すりつぶす。
- ④ガスの発生が止またらすぐに10mLの蒸留水で希釈する。
- ⑤懸濁液を①で用意した吸引ろ過装置でろ過し、フィルタをペトリ皿に入れてホットプレートまたはランプで乾燥させる
- ⑥フィルタを室温まで冷ましてから秤量する。

留意点：濃塩酸に20分以上放置しないようにする。

6.2.2. 残渣中のアスベストの定量手順

6.2.2.1. ポイントカウント用試料の準備

ポイントカウント用試料の作製方法は、MCE フィルタを使用する方法とポリカーボネートフィルタ上の残渣から作製する方法の 2 種類がある。

< MCE フィルタを使用する場合 >

- ① 乾燥させたフィルタを DMF35%、氷酢酸 15%、蒸留水 50% からなる混合液 100 μL にひたして 60°C に加熱することで透明化する。
- ② トリアセチンを滴下してカバーガラスを載せることでポイントカウント用のプレパラートを作製する。

< ポリカーボネートフィルタ上の残渣から作製する場合 >

- ① 計数対象となるアスベストと異なる屈折率の浸液を選び、スライドガラス上に滴下する。
- ② 残渣をピンセットで分取し、浸液に入れてよく広げ分散させる。
- ③ カバーガラスを乗せて計数用のプレパラートとする。



図 6.1 ポリカーボネートフィルタ上の残渣からの
ポイントカウント用プレパラートの作製

留意点：残渣から分取してポイントカウント用のプレパラートを作製する場合は、試料中の纖維や粒子がすべて十分なコントラストで観察できるように浸液を選ぶ。透明な物質は 1.54-1.56 付近の屈折率を持っているものが多いため、この屈折率範囲の浸液は避ける。

6.2.2.2. ポイントカウントのための偏光顕微鏡の調整

ポイントカウントでは粒子・纖維の径を測定する必要があるため、視野の十字線の少なくとも片方に目盛が入っている接眼レンズを使用する。

- ① クロスポーラにして 530nm の鋭敏色検板を挿入する。

- ②倍率が 100 倍程度になるよう対物レンズを選ぶ。
- ③ランプの出力を最大にし、ステージ下の開口絞りを絞ってコントラストを強める
- ④スライドを確認して、全ての粒子が十分なコントラストを持っているか確認する（特に光学的等方体に注意する）。コントラストが不十分な粒子があれば、別の浸液を使ってスライドを作り直す。

6. 2. 2. 3. ポイントカウントの基準

- a) 全てのプレパラートをスキャンして、最大の粒子と各アスペストの最大の纖維の径を見積もる。
- b) 粒子については最大粒子径の 10%を超えるもの、纖維については各アスペスト纖維の最大径の 20%を超えるもののみ計数する。
- c) 十分な径を持つ粒子と纖維が重なっている点に当たった場合は粒子と纖維各 1 ポイントずつとする。
- d) 十分な径の纖維 2 本が重なっている点に当たった場合はアスペスト 2 ポイントとする。
- e) 十分な径の粒子 2 つが重なっている点に当たった場合は粒子 2 ポイントとする。
- f) 枝分かれしている纖維の上に当たった場合は、その部分の径が最大纖維径の 20%を超える場合のみ計数する。
- g) ポイントはプレパラート全体に分布するようにする。
- e) アスペストが 20 ポイントに達するか、総ポイント数が $130 \times \text{残渣率}(\%)$ に達するまで計数を行う。また、これに関わらず、最低 2 枚のプレパラートを使って 100 点計数する。

留意点：ポイントカウントをする際には、同じ点を何度も通ることがないよう、図 6.2 のように折り返しながらポイントがスライド全体を移動するようにするとよい。スライド 1 枚当たりのポイント数に制限はないが、1 枚当たり 50 ポイント程度を目安とする。

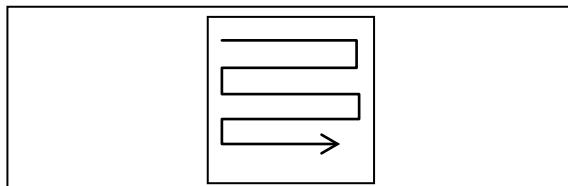


図 6.2 スライド上のポイントの移動例

6.2.2.4. ポイントカウント結果の計算

アスベストの質量分率は以下の式で計算できる。

$$C = \frac{100}{W} \times \left(M + R \times \frac{A}{N} \right)$$

W : 開始時の試料重量 (g)

M : 沈殿物と懸濁物から取り出したアスベスト纖維束の重量 (g)

R : ポリカーボネートフィルタ上の最終残渣の重量 (g)

A : アスベストポイントの数

N : 全ポイントの数

両側 95%信頼区間の上限値と下限値も計算する。

第7章. 定性分析方法3（電子顕微鏡法）

定性分析方法1（偏光顕微鏡法）あるいは定性分析方法2（X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法）によって分析した結果、アスベストの確認が難しいときは電子顕微鏡によるアスベスト纖維の同定等が推奨されている。本法は、そのような場合に用いられる走査電子顕微鏡によるアスベストの定性分析方法である。定性分析方法1あるいは定性分析方法2でアスベストの存在が疑われるが最終確認が難しい建材試料について、本法でアスベストが確認された場合はアスベスト含有あり、確認されなければアスベスト含有なしと判定できる。しかし、本法のみによりアスベスト含有なしの判定はできない。

電子顕微鏡には、走査型と透過型の2つの型があるが、ここでは走査電子顕微鏡(SEM: Scanning Electron Microscope)を用いて建材中のアスベストを定性分析する方法について述べる。走査電子顕微鏡は、光学顕微鏡の実体顕微鏡に似ていて、透過電子顕微鏡より観察標本の作製や操作が容易である。試料は塊状（バルク）のままでよく、試料粒子の形や試料表面の形態などを観察するのに適している。しかし、電子線の光路は、基本的に全て真空にする必要があることや、荷電粒子である電子は、試料にダメージを与えやすいなど、電子顕微鏡に関する基本特性の理解は不可欠である。

7.1. SEMの概要

光源の電子銃から発生した電子線を細く絞って試料表面を走査すると、試料表面から電子や電磁波が逐次発生する。試料表面の凹凸などの構造に対応して発生する2次電子あるいは反射電子を検出器で受けて、その強度変化を時系列の電気信号に変換し、その輝度の変調をモニター画面（ブラウン管や液晶画面）に表示したのがSEM像である。試料表面の構造などが拡大像として観察できる。SEM像の拡大倍率は、試料上の縦または横方向の走査距離とモニター画面の対応する縦または横方向距離の比である。

試料に電子線を照射すると特性X線が発生する。その特性X線を検出して分光すると試料表面付近の元素分析（元素の種類と量、および分布）ができる。試料からの特性X線の検出・分光に半導体検出器(SSD)を用いたのがエネルギー分散型X線分析器(EDX)である。EDXを備えたSEM(SEM-EDX)を分析走査電子顕微鏡(ASEM: Analytical Scanning Electron Microscope)と呼ぶ。なお、結晶を用いて分光する波長分散型X線分析器を備えたSEM装置はEPMA(Electron Probe Micro-Analyzer)と呼び、ASEMより広い試料領域の高精度の元素分析に用いられている。

通常のアスベストの定性分析には、EDXを装着したASEMが用いられる。ASEMによるアスベストの定性分析では、纖維の形態と元素組成の2つの情報から、アスベストであるか否かを判定することになる。

7.2. 定性分析に用いる SEM の必要条件

使用する SEM は、加速電圧 15~25kV、倍率は 100~20,000 倍、分解能は 60nm を満たすもので、EDX の装着が必須である。EDX は、Na 以上の特性 X 線を検出できるものとし、7.4 の同定方法の要求を満たすものが必要である。

SEM の倍率の正確さは、纖維数濃度および纖維サイズの測定結果に影響するので、必要に応じて倍率の校正をする。倍率校正には、標準ポリエチレンラテックス球状粒子（種々の寸法の標準粒子が販売されている）、標準グレーティングレプリカ（一定間隔の升目のレプリカカーボン膜から成る標準寸法を示す電子顕微鏡用標準試料）などを用いて行う。

7.3. 観察標本の作製

建材中のアスベストの定性分析に適用できる SEM 観察標本は、①SEM-A 法（試料粉末を捕集したフィルターを SEM 試料台に貼り付ける方法）、②SEM-B 法（試料粉末を SEM 試料台に直接載せる方法）、③SEM-C 法（SEM 試料台の導電性カーボン両面テープに試料を接着させる方法）などがある。観察しようとする試料の状態に合った観察標本作製法を選択・考案することが重要である。

導電処理方法は図 7.1 に示す方法による。最近は、金蒸着、白金パラジウムに加えてオスミウム蒸着が一般的になっている。SEM 試料台は、アルミニウム製真鍮（黄銅）製、あるいはグラファイト製などの直径 1~3cm、高さ 1cm 程度の円柱状であるが、メーカーの純正品を使用することが多い。

7.3.1. SEM-A 法の作製方法

SEM-A 法は、ポリカーボネート (PC) または混合セルロースエステル (MCE) のメンブランフィルターに試料粉末を発塵あるいは懸濁液にして吸引捕集し、その細片を予め導電性カーボン両面テープを貼った SEM 試料台に接着し、導電処理を施し、観察標本とするものである。

- 1) PC メンブランフィルターを用いた SEM-A 法の場合、試料粉末を発塵あるいは懸濁液にして吸引捕集した PC の細片を予め導電性カーボン両面テープを貼った SEM 試料台に貼り付け、オスミウム蒸着等の導電処理を施す。PC を用いた標本は、SEM 像が見やすいという利点がある（図 7.3）。試料を捕集した PC の試料輸送等に多少難がある。
- 2) MCE メンブランフィルターを用いた SEM-A 法の場合、予め導電性カーボン両面テープを貼った SEM 試料台に、試料粉末を発塵あるいは懸濁液にして吸引ろ過した MCE の細片を直接貼り付け、導電処理を施して観察標本とする。MCE を用いた標本は、MCE 自身の構造と試料の纖維との識別が紛らわしく、アスベストを探すのに手間取ることがある。しかし、MCE は試料粉末を吸引捕集しやすく、かつ試料の輸送など

が容易であることや、位相差顕微鏡法や位相差偏光顕微鏡法で観察した同一フィルターの一部の観察・計数ができるなどの利点がある。

7.3.2. SEM-B 法の作製方法

SEM-B 法は試料粉末を SEM 試料台に直接載せる方法である。ただ、試料粉末をそのまま載せてもすぐに吹き飛んでしまうので、次のような標本作製を行う。

- 1) 被検試料が試料粉末状態で入手されたとき、SEM-B 法では、まずその試料粉末の懸濁液を作り、その 1~2 滴（数 μL ~ $10 \mu\text{L}$ ）を表面が平滑な 1cm 角程度の親水化処理^{*}を施したニッケル板あるいは銅板に滴下し、風乾後、SEM 試料台に導電性両面テープで接着して、観察標本とする。^{*}親水化処理はグロー放電処理が好適である。
- 2) 被検試料が MCE に捕集された状態で入手された場合、SEM-B 法では、MCE の細片を表面が平滑な 1cm 角程度のニッケル板や銅板にアセトン等で貼り付け、低温灰化を施して MCE を除去して、その試料残渣を載せた金属板を導電性両面テープを用いて SEM 試料台に接着して、観察標本とする。SEM-A 法は、試料粉末を発塵あるいは懸濁液にして吸引捕集した MCE をそのまま SEM 試料台に載せる方法であるが、SEM-B 法は MCE を除去する低温灰化処理が施されるので、観察しやすい標本になる。
- 3) 被検試料が PC に捕集された状態で入手された場合は、SEM-A 法の 1) と同様である。

7.3.3. SEM-C 法の作製方法

SEM-C 法は、SEM 試料台に予め貼った導電性カーボン両面テープに観察する試料を直接または間接的に接着させる方法である。その接着方法がいくつかあり、主なものを次に示す。

- 1) 被検試料が建材等からピンセットで採取した肉眼的纖維試料の場合、この予め導電性カーボン両面テープを貼った SEM 試料台に直接接着させ、導電処理を施して観察標本とする。
- 2) 被検試料が粉末状態で入手された時、SEM-C 法では導電性カーボン両面テープを貼った SEM 試料台を試料粉末に押し付けて、テープに試料粉末に移し取り、その SEM 試料台に導電処理を施して観察標本とする。
- 3) 被検試料が現場から移せない場合は、現場に赴いて、現場で観察標本の前段階までを作製しなくてはならない。そのようなときの標本作製法は SEM-C 法が適している。予め導電性カーボン両面テープを貼った SEM 試料台を何個も必要数準備しておく。現場で分析したい建材等の表面や堆積粉じんなどに押し付けて、対象建材の表面の粉じん試料を SEM 試料台に移し取る。ラボに持ち帰り、導電処理を施して観察標本とする。

7.3.4. 試料作製における共通留意点

- 1) SEM 試料台を手で持つとき、ゴムまたはプラスチックの手袋をはめた手で持ち、試料台を手の油等で汚染しないようにする。
- 2) SEM 試料台に導電性カーボン両面テープを接着するとき、5~10mm 角サイズの小片にして用いる。その両面テープに、所定の方法で粉末試料を吸引捕集した PC あるいは MCE のメンブランフィルターを 5~10mm 角の細片にして接着する。
- 3) フィルターや金属板を導電性両面テープで SEM 試料台に貼り付けた場合でも、それらの端にカーボンペースト（SEM 試料の導電処理用として販売されている）を塗つて、SEM 試料台との間の導電処理を施す。その後、乾燥（風乾）後、カーボンまたは金、白金パラジウム、オスミウムなどを蒸着して観察標本とする。
- 4) カーボン蒸着はカーボン蒸着装置を用いる。金、白金パラジウムあるいはオスミウムなどの蒸着にはイオンスパッタリング装置を用いる。カーボン蒸着装置およびイオンスパッタリング装置の例を図 7.1 に示す。

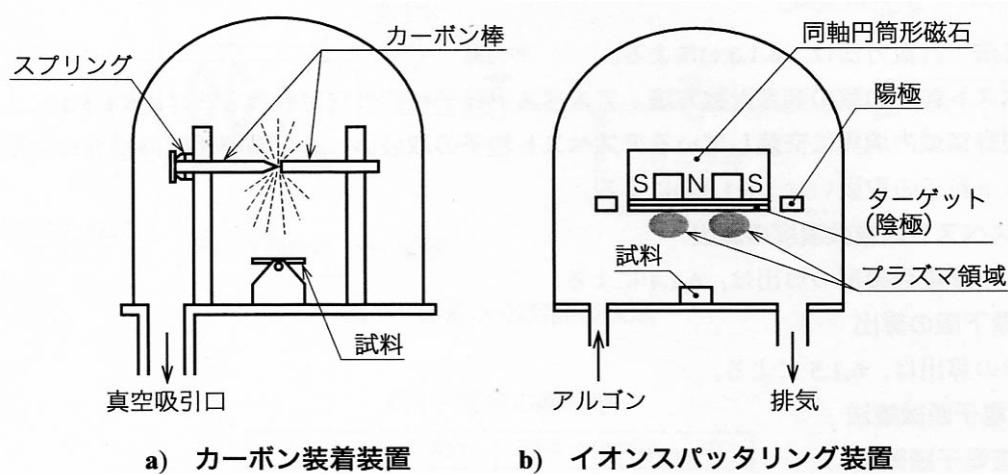


図 7.1 カーボン蒸着装置とイオンスパッタリング装置の例

7.4. 観察と同定分析

モニター画面上の像から纖維形態の粒子を探す。目的の纖維状粒子が見つかったなら、その粒子の EDX 分析を行い、その EDX スペクトルからアスベストであるか否かを判定する。アスベストであればその種類を同定する。

- 1) 観察纖維の決定：ここで纖維とは、アスペクト比 3 以上の粒子をいう。目的に応じてどこまで小さいサイズ（長さと幅）の纖維を観察し EDX 分析するかを決める。観察下限サイズは、SEM の倍率を上げればかなり細い纖維（例えば $0.1 \mu\text{m}$ 径以下とか）まで観察可能であるが、倍率が高ければ観察視野が狭くなり、観察労力との関係であまり高い倍率は取れない。

①PC で実際に観察している纖維は、幅が普通 $0.2 \sim 0.4 \mu\text{m}$ 程度の纖維である。メンブ

ランフィルター等に載っている纖維から位相差顕微鏡と同等の纖維サイズ（長さ 5 μm 以上で幅 0.2~0.4 μm 以上）を観察する場合、すなわち PC 相当纖維の SEM 観察は、2000 倍から 3000 倍の倍率で行う。使用する SEM 装置で、予め高倍率にして纖維の幅を精度よく計測しておき、そうして幅を計測した纖維の内、幅 0.2~0.4 μm の纖維に着目して、倍率をどこまで下げるかをモニター画面上で確認できなくなるかを調べておき、観察倍率を決めることが望ましい。

- ①任意のサイズの纖維を観察する場合、特に①の PC 相当線維よりもさらに細い纖維を観察する場合、主に纖維幅の下限サイズを大略決めておき、それを観察できる観察倍率を①と同様に予め調べて決める必要がある。

例えば、クリソタイルの場合、その単纖維の直径はほとんどが 0.1 μm 以下である。0.1 μm 以下のクリソタイル単纖維を観察するためには、一般に 10,000 倍以上の倍率が必要になる。電界放射型 SEM (FE-SEM) ではない通常の SEM では、その観察がかなり難しい。通常の SEM では、クリソタイル纖維束を観察することになる。纖維幅 0.1 μm とか 0.2 μm 以上というように決める。角閃石アスペストの場合は、多くの纖維幅が 0.1 μm 以上であるので、0.1 μm 程度を観察下限の纖維幅とすればよい。通常は 5,000 倍から 10,000 倍でこれらのサイズの纖維が観察可能である。

いずれにしても、どこまで細い纖維を観察できるかを予め確認したうえで、その条件で観察できたアスペストの観察・同定を行うことが求められる。

- 2) アスペストの同定：アスペストの同定は、モニター画面上で観察された纖維の EDX 分析を行い、得られた EDX スペクトルによってアスペストかその他の纖維かを判定する。アスペストの場合には、さらにその種類を同定する。EDX 分析の観察倍率は 2000 倍から 10,000 倍の倍率で、メンブランフィルター等に載っている纖維を確認して、纖維形態を撮影した後、EDX 分析を行う。

EDX 分析は、電子線束を細く絞った電子ビームを纖維上に照射し、発生する特性 X 線を EDX 検出器で受けて EDX スペクトルを得る。アスペストの種類ごとに特徴的な EDX スペクトルを示すので、ほとんどの場合、アスペストの種類の同定はその EDX スペクトルから決定できる。EDX 分析の際、纖維の近傍にある粒子からの特性 X 線が目的の纖維の EDX スペクトルに影響しないように電子線の分析位置を決めるなどの留意が重要である。EDX スペクトルに近傍物質からの影響が考えられた場合、電子ビームの照射位置を変えて EDX 分析をし直してみる必要がある。

また、建材中に在ったアスペストは、セメントやケイ酸カルシウム物質などに包埋されていたことが多いので、建材から取り出したアスペストがそれらの物質にコーティングされていることがよくある。その場合、セメントの Ca やケイ酸カルシウムの Si や Ca がアスペスト表面に吸着していて、Ca や Si のピークが EDX スペクトルに余分に現れ、標準的な EDX スペクトルと異なるものが得られることがある。分析者は、これらの状況を想定して判定することも求められる。特に後者の場合は、

酸処理等で除去できるので、分析前のギ酸処理等が貢献する。

アスベストの纖維の形態と EDX スペクトルを図 7.2 に示す。

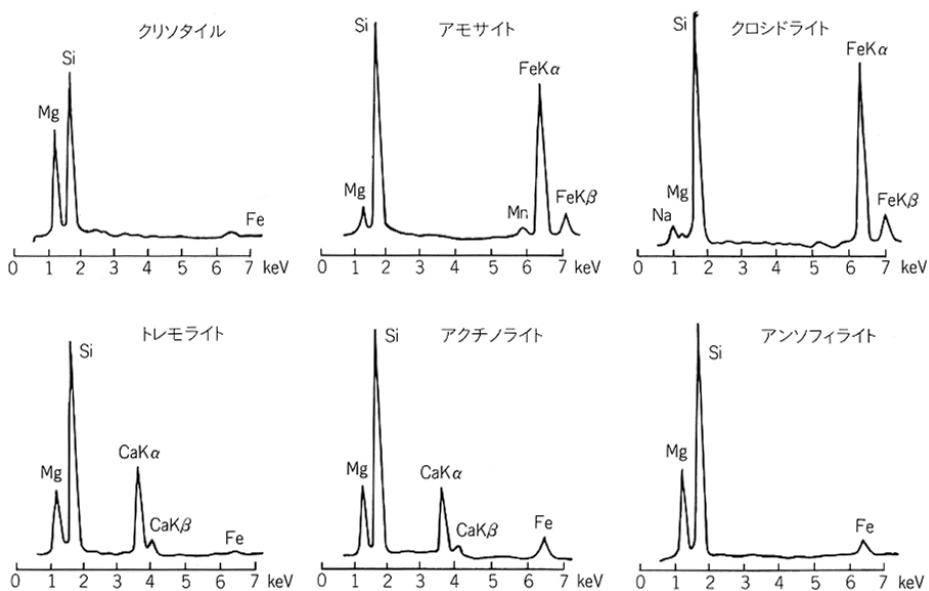


図 7.2 アスベストの EDX スペクトル

PC フィルター上に捕集したクリソタイル、アモサイト、クロシドライトの SEM 像を図 7.3 に示した。クリソタイルは、カールした纖維などの形状からある程度判定できる場合もあるが、アモサイトとクロシドライトは直線的な纖維のみで形態から両者の区別は難しい。

7.5. 纖維形態観察と EDX 分析のポイント

ASEM でアスベストの定性分析を行う際の留意すべき点などを次に示す。

- 1) 試料の導電性：導電性が不十分な場合、纖維形態の観察で纖維や尖った粒子等が帶電（チャージアップ）して異常コントラストが出現することがある。試料を作製し直すことが一番であるが、それができない場合は加速電圧を下げ、かつ試料電流値を下げる等の工夫で、帶電量を減らしてコントラストを下げるをする。
- 2) SEM の電子銃：ヘアピン型に成型したタンゲステンや針状単結晶の LaB_6 （ラブロクとも呼ぶ）を陰極（フィラメント、カソード）に用いた電子銃の場合、電子銃を加熱して電子を放出させる。放出された電子は高電圧（1~30kV）を印加した陽極（アノード）で加速され、電子線束をつくる。電子銃には、この他、電界放射型電子銃（Field Emission (FE) 電子銃）がある。FE 電子銃は、輝度が極めて高い電子線束を生じるので、電子線束を細く絞れて、高分解能 SEM を形成している。EF 電子銃の近傍は極めて高い真空 (10^{-8}Pa) が必要で、高価な SEM 装置である。なお、分解能は、

輝度と相関しており、電子銃がタンゲス滕、 LaB_6 、FE の順に高分解 SEM となっている。

- 3) SEM のレンズ系：集束レンズ（コンデンサーレンズ）は、電子線の電流量を調節するレンズで、このレンズを強くすると焦点距離は短くなり、対物レンズ絞りを通過して対物レンズに到達する電子線量が減少する。対物レンズは、試料に入射する電子線を細く絞り込む最終縮小レンズで、焦点合わせに用いられる。非点補正装置（stigmator）は、電子線束の断面形状を整え歪のない像を得るための補正装置。4個1組の電磁石を2組ずらして配置して、2組の電磁石の電流を加減して断面形状と方向を調整する。走査コイルは、電子線を水平・直角の2方向に偏向させて、試料上を走査させるためのもの。走査幅を変えると倍率が変わる。
- 4) SEM の試料ステージ：観察試料を振動やチャージアップ（帯電）から防ぎ安定に保持し、対物レンズとの距離（working distance）・観察位置・方向を選択するための移動（上下・水平方向）・回転・傾斜の各機構を持つ。
- 5) 分析位置：アスペストの EDX 分析には、纖維の分析したい位置に電子線束を止めて一定時間露光するポイント分析が主に行われる。細いアスペスト纖維上に止めた電子線束が露光中に纖維から外れることが多々ある。その場合、正確な EDX スペクトルが得られないので、注意が必要である。対策としては、使用している SEM 装置の操作に慣れることやポイント分析時のコツを習得することなどが必要である。
- 6) 試料汚染（コンタミネーション）：最近は低真空 SEM 装置も普及しているが、試料室が低真空であるためポイント分析時にコンタミネーションを起こしやすく、EDX スペクトルが不明瞭になることがある。低真空 SEM の EDX 分析には特に注意が必要である。
- 7) 試料破壊（ダメージ）：電子は粒子であるため、高速で電子が照射されると試料にダメージを与える。中でもクリソタイルは比較的電子線照射に弱いので、照射中にクリソタイルが破壊され、元素組成比が変わってしまうことがよくある。必要最小限の弱い電子線照射に抑えて EDX 分析をするなど、不要な電子線束照射をしないように注意する。
- 8) マトリックス物質の影響：アスペストに吸着物質がある時や近傍にマトリックス物質がある時、それらからの特性 X 線が EDX スペクトルに紛れ込むことがある。アスペスト自身の EDX スペクトルなのか、他の近傍の物質からの特性 X 線が影響しているのか、分析位置を変えて分析し直してチェックすることが必要である。
- 9) 加速電圧：アスペストの EDX 分析は、加速電圧が高い方が明瞭な EDX スペクトルが得られる。SEM-EDX 分析は、15kV より 20kV の方がよい。15kV 以下の低い加速電圧での EDX 分析はできるだけ避ける。

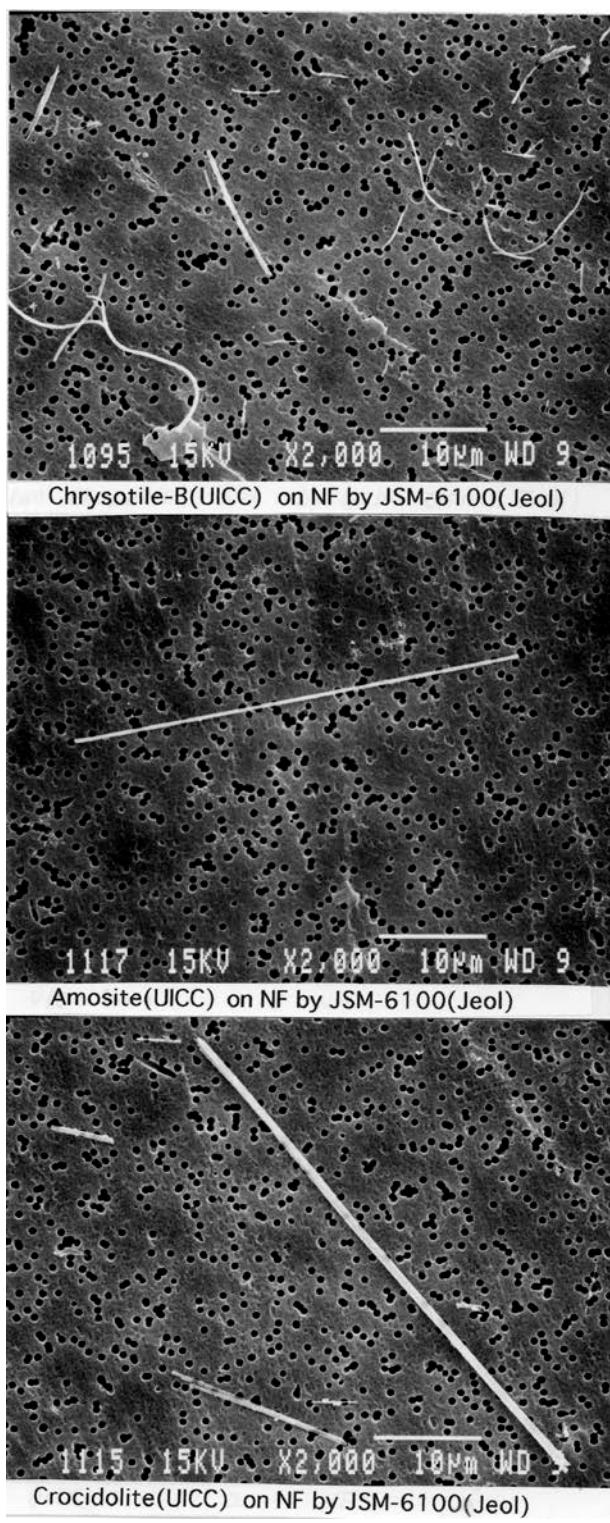


図 7.3 クリソタイル、アモサイト、クロシドライトの SEM 画像

第8章. 天然鉱物中の石綿含有率の分析について
『天然鉱物中の石綿含有率の分析方法の検討結果 報告書』
(平成18年12月、(社)日本作業環境測定協会)

8.1. 背景

労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則（平成17年7月に施行。それまでは特定化学物質等障害予防規則）においては、これまで1重量%を超えて石綿を含有する製品を規制の対象としており、石綿含有製品と非含有製品とを峻別する方法として1重量%レベルの石綿含有率測定方法が行われてきた。今般、これらの法令が改定され、平成18年9月1日から、規制の対象となる石綿含有製品の石綿の含有率が1重量%から0.1重量%に改められることとなった。

意図的に石綿を0.1重量%を超えて添加したと思われる製品の石綿含有率の分析方法については、平成18年3月にJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が示されており、一定条件下のもとでは、石綿含有率0.1重量%程度は分析できるものである。しかし、本JIS法においては、天然鉱物の不純物としての石綿分析は適用しないとしている。この理由は、天然鉱物は産地によって各種不純物を含んでいるため、酸等の化学処理も困難な鉱物もあったり、かつ石綿と同様な化学組成、結晶性、屈折率などをもつ鉱物も存在したりする等、石綿として精度よく分析するには、高度な分析技術が必要である。また、国際的にも、天然鉱物中の不純物としての石綿分析については、統一された分析方法は示されていない。

こうした状況で、天然鉱物に石綿が0.1重量%を超えているか否かの判定をする方法の検討を行った。その結果、いくつかの天然鉱物について一定の条件下では、0.1重量%の可否の判定が可能であることがわかったので、その分析方法を以下に示す。

8.2. 基本的考え方

工業的に利用されている天然鉱物は様々あるが、この天然鉱物の中に石綿を不純物として含むものもある。さらに、同一名の天然鉱物でも産地によって石綿を不純物として含むものと全く含まないものとがある。これらの天然鉱物は各種の石綿と類似の屈折率や粒子形態をもつ多種多様な粒子から構成されており、その中の石綿を偏光顕微鏡や分散染色顕微鏡法で検出して定量的に計数するためには専門的な技術が必要である。一方、分析電子顕微鏡（エネルギー分散型X線検出器を備えた走査型あるいは透過型の電子顕微鏡）では、含有石綿を同定することは可能であるが、現在、バルク試料の微量含有石綿粒子の定量計数方法が確立されていないこと、分析電子顕微鏡そのものが測定機関に普及しておらず分析者の養成も進んでいないことなどから、広く測定機関で用いる判定方法として用いることは難しい。そこで、広く普及しているX線回折分析法と微分熱重量分析法を採用することにした。

(1) X線回折装置をどうするか

定量手段のX線回折装置はその出力を上げれば、それだけ定量下限値を下げられるので、できるだけ高出力のX線回折装置を使用することが望ましい。しかし、多くの測定機関では普及型X線回折装置を使用している。この普及型X線回折装置を用いた場合、バルク材中の微量結晶相の定量下限値は大略1重量%程度であり、試料の濃縮を行うことにより、大略0.1重量%が可能である。しかし、天然鉱物は、酸による溶解が容易でなく、試料の濃縮が困難なこと、また、纖維状だけでなく板状の粒子も石綿と同様な回折ピークを示すため、石綿のみの0.1重量%の定量は難しい。

しかし、分析機関等の現状からこの普及型X線回折装置を使用して最大限の精度を担保して、労働安全衛生法施行令に定められている条件にできるだけ近づける必要がある。

そのためには、多くの分析機関で使用している普及型X線回折装置を使用することを前提とするが、その装置の設定条件、操作条件を明確にする必要がある。更に、この分析の精度を確保するためには、分析機関の分析技術のレベルアップを図る必要がある。

(2) 粉末化して産業利用される天然鉱物で石綿含有の可能性のあるもの

現在までに、粉末化して産業利用されている天然鉱物で石綿含有の可能性のあるものとしては、タルク、セピオライト、バーミキュライト、天然ブルーサイト、及び蛇紋岩粉末などがある。これらに含有される可能性のある石綿としては、トレモライト(アクチノライト)とクリソタイルとがある。アモサイトやクロシドライトは、意図して入れない限り、これらの天然鉱物に含有する可能性はないと考えられる。なお、アクチノライトはやや鉄成分の多いトレモライトのことをいい、通常のX線回折分析では区別がつかない。分析電子顕微鏡などではじめて識別できるが、両者を識別しないときは一般にトレモライトと表現されることが多い。

(3) 0.1重量%を超えているか否かの判別をどのように行うのか

前述(1)で指摘したように、普及型X線回折装置の設定条件、操作条件を明確することにより、回折ピークを検出するだけであれば経験的に1重量%以下の例えは0.5重量%程度の検出は可能である。そこで、0.1重量%を正確に定量することは難しいが、多くの測定機関で同一の測定を行なったとき、一様に回折ピークを検出できる石綿含有率レベルの標準試料を準備する。その標準試料を用いて使用するX線回折装置を適切に調整し、その装置で標準試料を測定したのと同一測定条件で被検試料を測定して、目的の石綿の回折ピークの有無や回折線強度などを確認することで最終的に鑑別を行なうことを提案する。

具体的には、被検試料の回折線強度が標準試料の回折線強度以下である場合、回折ピークを検出できるか否かの限界の問題や種々の測定誤差、またトレモライト等の場合、そのすべてが石綿ではない（普通、纖維状と非纖維状の粒子のトレモライトとが共存しており、そのうち纖維状のみが石綿である）ことなどを考慮して、被検試料の石綿は0.1重量%を超えていないと判断する。なお、一般にタルクやバーミキュライトなどの天然鉱物においては、弱酸溶液等で処理して含有アスベストのみを濃縮することは難しいので（ただし、ブルーサイトは可能）、濃縮操作による定量下限値の向上は期待できない。

（4）分析用標準試料はどうするか

X線回折分析でタルク試料中の石綿回折ピークを検出できるか否かを調査した過去の結果では、多くの測定機関が確認できる含有率レベルとしてトレモライトの場合0.5重量%、クリソタイルの場合0.8重量%であった（ベビーパウダーに用いられるタルク中のアスベスト試験法：厚生省暫定法）。それより低濃度になると回折ピークを検出できる分析機関とできないところとに大きくばらつく。また、バーミキュライトはタルクとほぼ同じX線吸収係数をもつて、回折ピークの検出レベルはバーミキュライトにおいてもタルクと同様な状況と判断できる。

そこで、タルク試料とバーミキュライト試料の中のトレモライトとクリソタイルの判定には、以前のベビーパウダー中の石綿分析の方法と同じく、①純粋タルク又は純粋バーミキュライトに0.5重量%のトレモライトを含有させた標準試料、および②純粋タルク又は純粋バーミキュライトに0.8重量%のクリソタイルを含有させた標準試料、をそれぞれ用いて行う。

セピオライトについては、その中に混入しているトレモライトの8重量%が纖維状を呈しており、92重量%のトレモライトは纖維状ではないという研究論文があることから、その点を考慮して、純粋セピオライトに2重量%のトレモライトを含有させた標準試料を準備し、それを用いて被検試料中のトレモライト石綿を0.1重量%以上か否かを管理するものである。

ブルーサイトは、弱酸（例えばギ酸やクエン酸、希塩酸）で容易に溶解するので、クエン酸処理でブルーサイトを消去し、その残渣についてX線回折分析と微分熱重量分析（DTG分析）を行い、石綿の含有判定を行う。ブルーサイトには蛇紋石としてリザルダイトが混合することが多い。X線回折分析ではリザルダイトの含有は分かるが、その中にクリソタイルが含有しているか否かの判定が難しいので、DTG分析も合わせて行って、リザルダイトとクリソタイルの定性分析と含有率の判定を行う。したがって、ブルーサイトの標準試料は準備せず、測定方法のみを示す。

8.3. 結論

一般にタルクやバーミキュライトなどの天然鉱物においては、酸処理などによる前処理が困難な鉱物から構成される場合が多いので、JIS A 1481 に示されているように、弱酸溶液等で、分析目的の石綿以外のものを処理して濃縮することは難しい。さらに、これらの天然鉱物に含まれる不純物としての石綿を X 線回折装置を使用して定量分析する場合、石綿でないにもかかわらず、あたかも石綿として分析されるおそれもある。そこで、これらのことを見出し、分析用標準試料として、

- ①純粋タルクまたは純粋バーミキュライトに 0.5 重量% のトレモライトを含有させたもの、
- ②純粋タルクまたは純粋バーミキュライトに 0.8 重量% のクリソタイルを含有させたもの、
- ③純粋セピオライトに、2 重量% のトレモライトを含有させたものを用い、石綿が 0.1 重量% を超えているか否かの判定をすることとした。

また、天然ブルーサイトについては、標準試料を用いず、X 線回折分析と微分熱重量分析 (DTG 分析) を行ない、石綿が 0.1 重量% を超えているか否かの判定をすることとした。

なお、ここで示す分析方法については、分析機関において広く普及している X 線回折分析法と微分熱重量分析法を用い、天然鉱物に石綿が 0.1 重量% を超えて含有しているか否かの判定をするものであるが、他の妥当な分析方法等により、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有していないことが適切に判断できる場合には、その結果を用いても差し支えないと考える。

8.4. 天然鉱物中の石綿含有率の分析方法

8.4.1. 適用範囲

工業的に利用されている天然鉱物の中には、石綿を不純物として含有するおそれのあるものがあるが、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」では、石綿を不純物として含有するおそれのある天然鉱物等は適用範囲から除かれている。

本分析方法は、これらの天然鉱物のうち粉状のタルク、セピオライト、バーミキュライト（焼成品を含む。）および天然ブルーサイト（軽焼マグネシウム及び重焼マグネシウムを含む。）について、石綿をその重量の0.1%を超えて含有しているか否かの判定を行う場合において適用するものである。

なお、これら天然鉱物に含有するおそれのある石綿の種類としては、トレモライトおよびクリソタイルがある。

【解説】

1. JIS A 1481において、石綿を不純物として含有するおそれのある天然鉱物及びこれらを原料した製品を適用範囲から除いた理由は、天然鉱物中の不純物には、石綿に加え、弱酸処理で溶けないものが多く含まれ、かつ石綿でないにもかかわらず石綿と同様な回折線強度を示すものが多くあるため、濃縮して精度よく0.1質量%を定量することが困難であることによる。
2. ここに示された天然鉱物以外にも、石綿を不純物として含有する可能性のある天然鉱物も存在するが、十分な知見が得られるまでの当分の間、これらの天然鉱物のみを対象としたこと。
3. バーミキュライト等については、石綿鉱物を含有する場合、焼成が十分でないときなどは、必ずしも分解温度に達していない石綿鉱物の含有の可能性があることから、その焼成品も対象としたこと。なお、焼成前に分析を行い、石綿をその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものは、必ずしも焼成後に分析を行なう必要はないこと。
4. 粉状の天然鉱物としたのは、纖維状を呈していない塊状の岩石は石綿等に該当しないが、これを微細に粉碎することにより纖維状を呈するクリソタイル等が発生し、その含有率が微細に粉碎された岩石の重量の0.1%を超えた場合は、石綿等に該当するためである。
5. 天然鉱物を粉碎した場合であっても、纖維状を呈するクリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有していないことを適切な分析等による方法により確認できれば、石綿等には該当しない（適用範囲にはならない）。

8.4.2. 試料の採取・調製方法

試料の採取に当たっては、本分析方法が適用される天然鉱物が粉状で輸入される場合はその単位ごとに、また、塊状で輸入され、国内で塊状を粉碎して使用する場合はその塊状を粉碎する単位ごとに、同一ロットから1サンプル当たり10g程度で、3サンプル以上採取する。

採取した試料はそれぞれ目開き75μm以下の篩下に調製し、各試料ごとに分析する。

【解説】

1. 適用範囲における天然鉱物が塊状の状態で輸入され、塊状の状態で使用する場合は、たとえクリソタイル等がその成分として0.1重量%を超えて含有していたとしても、労働安全衛生法（以下「法」という。）第55条（製造等の禁止）の適用対象にならないが、塊状の状態の物を国内で粉碎して粉状の状態にするときに、又は粉状の状態で輸入するときに、纖維状を呈するクリソタイル等が0.1重量%を超えて含有している物については、法第55条に基づき、輸入、製造等が禁止となる。

そこで、法第55条の対象となる天然鉱物か否かを判断するためには、試料の採取が必要となる。

(1) 粉状で輸入される場合 輸入段階において、試料を採取する。

この試料採取については、同一鉱山からの産出物であることが前提となって定めているので、鉱山が異なる場合は、そのごとに試料を採取する必要がある。

なお、試料採取は、原則として船単位等でランダムに抽出して行う必要があるが、同一鉱山から産出するもの、かつ、その成分の変動の可能性が少ないと判断されるものについては、それらを考慮し、適切な頻度で行えば、必ずしも船単位等で行う必要はないと考える。

(2) 塊状で輸入される場合 輸入段階において、試料を採取する必要はない。ただし、これを粉碎して粉状にすることが想定される場合は、粉碎後に0.1重量%を超えることが明らかになれば、粉碎した物の使用等はできなくなるため、上記(1)と同様の取扱いとすることが望ましい。

(3) 塊状の物を粉碎して、粉状にする場合 試料の採取単位を、粉碎する事業所に搬入された塊状の物を粉碎する単位ごとにした理由は、搬入された塊状の物が上記(1)に示された鉱山が異なることも想定しているためである。よって、鉱山が同一であれば、事業所に搬入された塊状の物が同一ロットとなる。

なお、上記(2)の但し書きによる試料の採取を行い、分析を行った結果、0.1重量%以下であると判定されているものについては、試料採取の必要はない。

2. 試料の採取量、試料の粒度は、通常、遊離けい酸含有率の分析で行うX線回折分析における定性／定量分析の考え方へ沿って設定した。

8.4.3. 天然鉱物中の石綿含有率の分析方法

8.4.3.1. タルク中の石綿含有率の分析方法

本法は、タルク中の石綿をX線回折法を利用してその含有率を判定するものである。本法の対象とする石綿は、トレモライト及びクリソタイルである。普及型X線回折分析による検出限界は、概ねトレモライト0.5重量%、クリソタイル0.8重量%である。検出限界は、装置や試料の状態(マトリックス物質のX線吸収係数の大小、均質性、粒径、粒子配向等)、分析技術等によって異なるが、これ以下のレベルでは再現性が乏しい。方法は、まず検出限界付近の標準試料を用いて標準試料中のトレモライトとクリソタイルの回折線を確実に検出できるように装置の較正を行い、かつ測定条件を選定する。

次に、被検試料の当該回折線強度を標準試料と同一測定条件で求め、被検試料の示す回折線の強度を標準試料の石綿の回折線の強度と比較して、それ以下であることを確認する。

(1) X線回折装置

普及型X線回折装置を使用するが、以下の点に留意する必要がある。タルク中の石綿の検出については、微量の石綿を対象とすることから、X線回折装置の選択と機器の精密な調整が重要である。

X線回折装置の選択には、指定された測定条件又はそれ以上の条件が選べるもので安定したX線強度が保持でき、標準試料中の石綿の回折線を十分に明瞭なピークとして記録できるものを選ぶことが必要である。機器の調整、特にゴニオメーターの調整が不十分な場合は、回折線の誤認や回折線強度の減少が生じ、正確な判定が困難となる。その影響は回折角が低角度ほど大きいので、本試験で回折角(2θ)10.4°のトレモライトや12.1°のクリソタイルの回折線の強度測定には十分な注意が必要である。

(2) 石綿含有タルク標準試料

トレモライト25.0mgをタルク4.975gによく混和させた粉末試料をトレモライト含有タルク標準試料とする。クリソタイル40.0mgをタルク4.960gによく混和させた粉末試料をクリソタイル含有標準試料とする。

(3) 分析操作

ア X線回折装置の測定条件 測定範囲(2θ) :

トレモライト 10.0–11.0°

クリソタイル 11.0–13.0° または 23.0–26.0° 管電圧、および

電流 : 40kV、30mA またはそれ以上で測定する。

対陰極 : Cu

単色化 : グラファイトモノクロメーターまたは Ni フィルター

検出器：シンチレーションカウンター、プロポーショナルカウンター、
ガイガーカウンター、半導体検出器等
スリット系：受光スリット 0.3mm または 0.2mm
発散スリット 1°
散乱スリット 1°
ゴニオメーター走査速度：毎分 1/8° またはそれ以下
時定数：適時定数を用いる。
チャートのフルスケール：回折線の強度測定はバックグラウンドを差し引いた正味
のピーク面積を求める。記録チャートには回折線がピ
ークとして確認できるような適切なフルスケールを
選ぶこと。

- イ 測定法 X 線回折装置の測定条件を適切なものに設定する。トレモライト含有タルク標準試料とクリソタイル含有タルク標準試料をそれぞれ試料保持板に固く詰め、X 線回折装置のゴニオメーターに装着する。トレモライト含有タルク標準試料を回折角 (2θ) 10.0–11.0° (回折ピーク位置 10.4° 付近)、クリソタイル含有タルク標準試料を回折角 (2θ) 11.0–13.0° (回折ピーク位置 12.1° 付近) 又は 23.0–26.0° (回折ピーク位置 24.3° 付近) の範囲で測定し、回折線強度（面積）を記録する。これらの標準試料を試料保持板に詰め直して、3 回繰返し測定して、再現性のある回折線の強度（面積）が明らかに認められることを確認したうえで、それらの平均強度（面積）を記録する。
次に、被検試料の測定を同様に行う。試料を詰め直して 3 回繰り返し測定する。このとき、トレモライトは 10.4° の回折線、クリソタイルは 12.1° または 24.3° の回折線が認められるか否かを確認する。回折線が認められた場合は 3 回の平均強度（面積）が各々標準試料の当該回折線強度（面積）以下か否かを確認する。
- ウ 判定方法 上記イの測定の結果、回折線が認められない場合または標準試料の当該回折線強度以下である場合は 0.1 重量%を超えていないと判定される。

(4) 分析上の留意点

タルクに共存しやすい鉱物として、緑泥石（クロライト）、方解石（カルサイト）、苦灰岩（ドロマイド）、マグネサイト、石英（クオーツ）等がある。石綿含有の判定には、まず試料タルクの定性分析を行い、石綿以外の共存物質の回折線が重なっていないか十分に調べておくことが重要である。トレモライトの 10.4° の回折線には上記の鉱物の回折線は重ならないが、クリソタイルの 12.1° と 24.3° の回折線の付近には緑泥石の回折線が出現（各々 12.5° と 25.0° 付近に出現）することがあることから、これらの回折線の重なりを十分注意する必要がある。

X 線回折分析によりトレモライトを検出した場合、それが石綿かどうか決定するには、

さらに分析電子顕微鏡を用いて粒子形状や化学組成を確認することが必要である。しかし、現在、分析電子顕微鏡が普及していないことや分析電子顕微鏡による定量計数法が確立していないことなどから、本法ではX線回折分析によりトレモライトに相当する回折線の検出をもって石綿としている。

【参考文献】

- 1) ベビーパウダーの品質確保について、纖維状物質測定マニュアル付録；(社)日本作業環境測定協会
- 2) 神山宣彦、森永謙二(1987)ベビーパウダー中のアスベスト、医学の歩み Vol. 147、No.1、47-48.

8.4.3.2. セピオライト中の石綿含有率の分析方法

本法は、セピオライト中の石綿含有率をX線回折法により判定するものである。本法の対象とする石綿は、トレモライトである。本法は、まず標準試料を用いて標準試料中のトレモライトの回折線を確実に検出できるように装置の較正を行ない、かつ測定条件を選定する。次に、被検試料の当該回折線強度を標準試料と同一測定条件で求め、被検試料の示す回折線の強度を標準試料のアスベストの回折線の強度と比較して、それ以下であることを確認する。

(1) X線回折分析装置

普及型X線回折装置を使用するが、以下の点に留意する必要がある。セピオライト中のトレモライトの検出については、微量のトレモライトを対象とすることから、X線回折装置の選択と機器の精密な調整が重要である。

X線回折装置の選択には、指定された測定条件又はそれ以上の条件が選べるもので、安定したX線強度が保持でき、標準試料中のトレモライトの回折線を十分に明瞭なピークとして記録できるものを選ぶことが必要である。機器の調整、特にゴニオメーターの調整が不十分な場合は、回折線の誤認や回折線強度の減少が生じ、正確な判定が困難となる。その影響は回折角が低角度ほど大きいので、本試験で回折角(2θ)10.4°のトレモライトの回折線の強度測定には十分な注意が必要である。

(2) トレモライト含有セピオライト標準試料

トレモライト100.0mgをセピオライト4.900gによく混和させた粉末試料をトレモライト含有セピオライト標準試料とする。

(3) 分析操作

ア X線回折装置の測定条件 測定範囲(2θ)：

トレモライト $10.0\text{--}11.0^\circ$

管電圧および電流 : 40kV、30mA またはそれ以上で測定する。

対陰極 : Cu

単色化 : グラファイトモノクロメーターまたは Ni フィルター

検出器 : シンチレーションカウンター、プロポーショナルカウンター、

ガイガーカウンター、半導体検出器等

スリット系 : 受光スリット 0.3mm または 0.2mm

発散スリット 1°

散乱スリット 1°

ゴニオメーター走査速度 : 每分 $1/8^\circ$ またはそれ以下

時定数 : 最適時定数を用いる。

チャートのフルスケール : 回折線の強度測定はバックグラウンドを差し引いた正面のピーク面積を求める。記録チャートには回折線がピークとして確認できるような適切なフルスケールを選ぶこと。

イ 測定法 X 線回折装置の測定条件を適切なものに設定する。トレモライト含有セピオライト標準試料を試料保持板に固く詰め、X 線回折装置のゴニオメーターに装着する。この標準試料を回折角 (2θ) $10.0\text{--}11.0^\circ$ (回折ピーク位置 10.4° 付近) の範囲で測定し、回折線強度 (面積) を記録する。

この標準試料を試料保持板に詰めたものは、詰め直すと試料の配向効果などで強度の変化が起るので、別々の試料保持板に詰めたもの 3 個を用意し、それらを測定して、再現性のある回折線の強度 (面積) が明らかに認められることを確認したうえで、それらの平均強度 (面積) を記録する。

次に、被検試料の測定を同様に行う。この際、別々の試料保持板に詰めた測定試料 3 個を用意する、または被検粉末試料から 3 回試料を採取し、試料保持板に詰め直すことにより、3 回測定する。このとき、トレモライトの 10.4° の回折線が認められるか否かを確認し、回折線が認められた場合は 3 回の平均強度 (面積) が標準試料の当該回折線強度 (面積) 以下か否かを確認する。

ウ 判定方法 上記イの測定の結果、回折線が認められない場合あるいは標準試料の当該回折線強度以下である場合は 0.1 重量%を超えてないと判定される。

(4) 分析上の留意点

セピオライトに共存しやすい鉱物として、方解石 (カルサイト)、苦灰岩 (ドロマイド)、マグネサイト、石英 (クォーツ) 等がある。トレモライト含有の判定には、まず試料の定性分析を行い、トレモライト以外の共存物質の回折線が重なっていないか十分に調べておくことが重要である。一般に、トレモライトの 10.4° の回折線には上記の

鉱物の回折線は重ならないが、定性分析は重要である。

X線回折分析によりトレモライトを検出した場合、それが石綿かどうか決定するには、さらに分析電子顕微鏡を用いて粒子形状や化学組成を確認することが必要である。しかし現在、分析電子顕微鏡が普及していないことや分析電子顕微鏡による定量計数法が確立していないことなどから、本法では次のようにしてトレモライトを判定している。セピオライト中のトレモライトの粒子形状を調べて、纖維状と非纖維状の粒子割合とそのサイズから纖維状粒子の重量%を求めた研究論文がある。それによると、トレモライト粒子の中で纖維状を呈しているのは全トレモライト粒子の約8重量%であるとしている。本法では、検出されたトレモライトの約8重量%が纖維状トレモライトであるということと、低濃度領域の誤差の大きさを考慮して、セピオライト中に2重量%相当のトレモライトを含有する標準試料のトレモライト回折線強度より被検試料のトレモライト回折線強度が低い場合、被検試料中のトレモライト石綿は0.1重量%を超えていないと判定するものである。

【参考文献】

- 1) 茅原信暁他：長纖維セピオライト中の纖維状トレモライトの定量方法、Vol43、No.4 粘土科学、2004年
- 2) 増子貴他：長纖維セピオライト中のトレモライトのX線回折法による定量、Vol43、No.4 粘土科学、2004年

8.4.3.3. バーミキュライト中の石綿含有率の分析方法

本法は、X線回折法を利用してバーミキュライト中の石綿の含有率を判定するものである。バーミキュライトは、その産地によりトレモライトやクリソタイルの石綿を含有することがある。バーミキュライトの約12.4°の回折線がクリソタイルの12.1°の回折線と重なり合う。また、バーミキュライトはその構造層間に水和したマグネシウム層をもつが、一般にバーミキュライトとされる鉱産物の多くは、構造層間にカリウムを比較的多く持ついわゆるハイドロバイオタイトを含むことが多い。そのハイドロバイオタイトの約10.5°の回折線がトレモライトの10.4°の回折線と重なり合うことがある。また、酸処理法や低温灰化法などの方法では、バーミキュライトやハイドロバイオタイトは分解しにくく、濃縮・定量は容易でない。こうした理由から、原鉱を単に粉末X線回折測定した場合は、石綿の含有を誤認したり、あるいは過剰量に評価したりしやすい。

そのため、本法は簡易な試料前処理を施した試料についてX線回折分析を行ない、その結果から石綿含有を判定するものである。普及型X線回折分析による検出限界は、概ねトレモライト0.5重量%、クリソタイル0.8重量%である。検出限界は、装置や試料の状態（マトリックス物質のX線吸収係数の大小、均質性、粒径、粒子配向等）、分析技術等によって異なるが、これ以下のレベルでは再現性が乏しい。方法は、まず検出

限界付近の石綿を含有する標準試料に所定の前処理を施し、その前処理を施した標準試料中のトレモライトとクリソタイルの回折線を確実に検出できるように装置の較正を行い、かつ最適な測定条件を選定する。次に、被検試料にも同じ前処理を施し、その試料の当該回折線強度を標準試料と同一測定条件で求め、被検試料の示す回折線の強度を標準試料の石綿の回折線の強度とを比較して、それ以下であることを確認する。

(1) X線回折分析装置

バーミキュライト中の石綿の検出については、微量の石綿を対象とすることから、X線回折装置の選択と機器の精密な調整が重要である。

X線回折装置の選択には、指定された測定条件かそれ以上の条件が選べるもので安定したX線強度が保持でき、標準試料中の石綿の回折線を十分に明瞭なピークとして記録できるものを選ぶことが必要である。機器の調整、特にゴニオメーターの調整が不十分な場合は、回折線の誤認や回折線強度の減少が生じ、正確な判定が困難となる。その影響は回折角が低角度ほど大きいので、本試験で10.4°のトレモライトや12.1°のクリソタイルの回折線の強度測定には十分な注意が必要である。

(2) 石綿含有バーミキュライト標準試料

トレモライト25.0mgをバーミキュライト4.975gによく混和させた粉末試料をトレモライト含有バーミキュライト標準試料とする。クリソタイル40.0mgをバーミキュライト4.960gによく混和させた粉末試料をクリソタイル含有バーミキュライト標準試料とする。

(3) 分析操作

ア 試料の前処理 以下の①カリウム溶液処理または②加熱処理のいずれの処理を施す。

①カリウム溶液処理

トレモライト含有バーミキュライト標準試料とクリソタイル含有バーミキュライト標準試料各々1.0gを1モルの塩化カリウム水溶液100mL中によく分散させ、70°Cから80°Cの温度で1時間以上放置して層間イオンを十分にカリウムイオンに置換する。処理物は、遠心分離機で遠沈させ、上済みを棄却する。その沈殿物に蒸留水を加えて攪拌し、再度遠沈させる。この操作を3回繰り返し沈殿物を良く洗浄する。洗浄後の沈殿物を、100°Cの乾燥機中またはシリカゲルデシケーター中に十分に乾燥させる。被検試料も上記と同様なカリウム溶液による前処理を施す。

②加熱処理

トレモライト含有バーミキュライト標準試料とクリソタイル含有バーミキュライ

ト標準試料各々1.0gを、加熱炉中にて350±10°Cで1時間以上加熱処理する。加熱処理物はデシケーター中にて放冷し、室温になつたら直ぐにX線回折測定に供する。
被検試料も上記と同様な加熱処理を施す。

※加熱処理の場合、バーミキュライトに含まれるハイドロバイオタイトについて復水の関係で、a) バーミキュライトとクリソタイルおよびトレモライトのピークが分離できないことがある、b) 加熱処理から、X線回折測定終了まで連続して乾燥状態を保つ、c) 試料高温（試料を所定温度に保持したまま測定できる）機能付のX線回折分析装置を用いるなどの注意と手法を要する分析方法である。

イ X線回折装置の測定条件 測定範囲（ 2θ ）：

トレモライト 10.0—11.0°

クリソタイル 11.0—13.0° または 23.0—26.0°

管電圧及び電流：40kV、30mA またはそれ以上で測定する。

対陰極：Cu

単色化：グラファイトモノクロメーターまたは Ni フィルター

検出器：シンチレーションカウンター、プロポーショナルカウンター
ガイガーカウンター、半導体検出器等

スリット系：受光スリット 0.3mm または 0.2mm

発散スリット 1°

散乱スリット 1°

ゴニオメーター走査速度：毎分 1/8° 又はそれ以下

時定数：最適時定数を用いる。

チャートのフルスケール：回折線の強度測定はバックグランドを差し引いた正味のピーク面積を求める。記録チャートには回折線がピークとして確認できるような適切なフルスケールを選ぶこと。

ウ 測定法 X線回折装置の測定条件を適切なものに設定する。前処理を施したトレモライト含有バーミキュライト標準試料とクリソタイル含有バーミキュライト標準試料をそれぞれ試料保持板に固く詰め、X線回折装置のゴニオメーターに装着する。トレモライト含有バーミキュライト標準試料を回折角（ 2θ ）10.0—11.0°（回折ピーク位置 10.4° 附近）、クリソタイル含有バーミキュライト標準試料を回折角（ 2θ ）11.0—13.0°（回折ピーク位置 12.1° 附近）または 23.0—26.0°（回折ピーク位置 24.3° 附近）の範囲を測定する。それらの回折線強度（面積）を記録する。これらの標準試料を試料保持板に詰め直して、3回繰返し測定して、再現性のある回折線の強度（面積）が明らかに認められることを確

認したうえで、それらの平均強度（面積）を記録する。

次にカリウム溶液処理または 350°C 加熱処理を施した被検試料の測定を同様に行なう。試料を詰め直して 3 回繰り返し測定する。このとき、トレモライトは、10.4° の回折線、クリソタイルは 12.1° または 24.3° の回折線が認められるか否かを確認する。回折線が認められた場合は 3 回の平均強度（面積）が各々標準試料の当該回折線強度（面積）以下か否かを確認する。

エ 判定方法 上記ウの測定の結果、回線線が認められない場合あるいは標準試料の当該回折線強度以下である場合は 0.1 重量%を超えていないと判定される。

（4）分析上の留意点

バーミキュライトに共存しやすい鉱物として、緑泥石（クロライト）、金雲母（フロゴパイト）、黒雲母（バイオタイト）、方解石（カルサイト）、苦灰岩（ドロマイド）、マグネサイト、石英（クオーツ）等がある。石綿含有の判定には、まず被検試料（バーミキュライト）の定性分析を行い、石綿以外の共存物質の存在を十分に調べておくことが重要である。その上で、カリウム処理あるいは加熱処理を施した試料のバーミキュライトの回折線がトレモライトの 10.4° の回折線とクリソタイルの 12.1° と 24.3° の回折線に重ならないか十分に検討する。緑泥石が含有されている場合は、その回折線が 12.5° と 25.0° 付近に出現することから、クリソタイルの回折線との重なりを十分注意する必要がある。

X 線回折分析によりトレモライトを検出した場合、それが石綿かどうか決定するには、さらに分析電子顕微鏡を用いて粒子形状や化学組成を確認することが必要である。しかし、現在、分析電子顕微鏡が普及していないことや分析電子顕微鏡による 定量計数法が確立していないことなどから、本法では X 線回折分析によりトレモライトに相当する回折線の検出をもって石綿としている。

【参考文献】

山崎淳司他：作業環境 Vol. 28 №.3 2007 年

8.4.3.4. 天然ブルーサイト中の石綿含有率の分析方法

天然ブルーサイト中には、クリソタイルが含まれていることが指摘されており、その含有の有無を判断するための方法が求められている。

天然ブルーサイトは、不純分として緑泥石（クロライト）、マグネサイト、ドロマイド、蛇紋石（サーペンティン）等を含有するため、X 線回折法での含有率の定量は困難である。また、微分熱重量分析法（DTG 法）においてもクリソタイルと減量温度が近接する共存鉱物（リザルダイト、クロライト、マグネサイト、ドロマイド等）の影響によ

リクリソタイルの定量を困難にしている。そこで、ブルーサイトに関しては、酸処理を行うことでブルーサイトを溶解し、溶解残さ中に不純物として存在するクリソタイルをX線回折法及び微分熱重量法(DTG法)を用い、その存在の有無を確認することで、天然ブルーサイト中のクリソタイル含有の有無の判断をする。

(1) 分析用試料の作製方法

X線回折法及びDTG法に用いるための試料は次の様な手順で作製する。

- ア ブルーサイトを乳鉢等を用いて粉碎する。
- イ 粉末化したブルーサイト試料約5gを20%クエン酸200mLの入っているビーカーに加え、約1時間攪拌してブルーサイト試料を溶解させる。
- ウ 溶解終了後、メンブランフィルター(ポアサイズ $1\mu\text{m}$)にて溶解残さを回収する。その後、溶解残さ試料を 105°C で2時間乾燥後、溶解残さ分析用試料とする。

(2) 分析方法

- ア X線回折装置の測定条件を適切な条件に設定する。溶解残さ分析用試料を試料保持板に詰め、X線回折装置のゴニオメーターに装着した後、定性分析を行い、クリソタイルの存在を示す回折角(2θ) 12.1° または 24.3° の回折線の有無を確認する。
- イ 次に、熱分析装置の測定条件を適切な条件に設定する。溶解残さ分析用試料約20mgを微分熱重量分析装置を用いて定性分析を行い、DTG曲線にクリソタイルの存在を示すピークの有無を確認する。
- ウ X線回折装置と微分熱重量分析装置の測定条件

①X線回折装置による測定条件の例

測定範囲(2θ)：クリソタイル $11.0-13.0^{\circ}$ または $23.0-26.0^{\circ}$

管電圧及び電流： 40kV 、 30mA またはそれ以上で測定する。

対陰極： Cu

単色化：グラファイトモノクロメーターまたはNiフィルター

検出器：シンチレーションカウンター、プロポーショナルカウンター、

ガイガーカウンター、半導体検出器等

スリット系：受光スリット 0.3mm または 0.2mm

発散スリット 1°

散乱スリット 1°

ゴニオメーター走査速度：毎分 $1/8^{\circ}$ またはそれ以下

時定数：最適時定数を用いる。

②微分熱重量分析装置の測定条件

試料量：約 20mg

温度：室温～1000°C
昇温：20°C/min
試料周りの雰囲気：静止空気
基準物質： α -Al₂O₃ を 20mg
測定項目：DTG（微分熱重量）

（3）判定方法

- ア X線回折法による定性分析の結果、クリソタイルのピークが確認できなく、かつ、DTG 法においてもクリソタイルのピークが確認できない場合は、ブルーサイト試料中には 0.1 重量%を超えて石綿を含有していないと判定される。
- イ X 線回折法及び DTG 法のいずれかの方法並びに両方法においてにクリソタイルの存在を示すピークが認められた場合、0.1 重量%を超えて石綿を含有していると判定される。

【解説】

1. 被検試料をクエン酸にて前処理した後、所定の X 線定性分析条件下で X 線回折装置による定性分析を行ない、クリソタイルの存在を示す回折線が確認できない場合は、さらに、所定の条件で DTG に定性分析を行うものであること。
2. なお、X 線回折法による定性分析の結果、12.1° または 24.3° のピークが確認された場合において、DTG 法でクリソタイルのピークが確認できず、リザルダイトあるいはアンチゴライトのピークが確認された場合は、X 線回折法におけるリザルダイトあるいはアンチゴライト、もしくは存在の確認されたその他の挾雜物のピークと重複しないクリソタイル特有のピークが確認できなければ、0.1 重量%を超えて石綿を含有していないと判定されること。

第9章. 分析結果の信頼性を確保するための分析機関としての 望ましい組織体制

分析結果の信頼性を確保するための分析機関としての望ましい組織体制について定められたものとしては、国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）が共同で制定した国際規格である ISO/IEC17025 がある。ISO/IEC17025 は、試験所・校正機関に適用される国際規格であり、試験所や校正機関の試験・校正結果の品質保証を行うためのルールが定められており、世界中の認定機関が試験所・校正機関の認定基準として利用している。これらを参考にしたものとして、国内では、「水道水質検査優良試験所規範（2009）（社団法人日本水道協会）において、水質試験結果の信頼性を確保するための組織体制等が示されている。また ISO/IEC17025 以外では「環境計量証明事業登録手続き」や「登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について（厚生労働省健康局水道課長通達（平成 24 年 9 月 21 日）等で参考となる指標が示されていることから、それらを参考に望ましい管理体制を次のとおり検討した。

表 9.1 に ISO/IEC17025 の要求事項を示した。ISO/IEC17025 では表 9.1 に示す 25 項目について審査を行うことになるが、ここでは、この中から、石綿含有建材の分析結果の信頼性を確保するために必要と思われる項目について要求事項を示した。

なお、この章は、分析機関の信頼性保証のための認証基準等を作成する目的で作成したものではなく、信頼性保証のための考え方のみを示すものである。このため、具体的な取組に関しては、分析機関それぞれにおいて、その状況に応じて取り組んでいただきたい。また、現状では、この章で述べる事項をすべて満たさなければ分析結果の信頼性が確保される分析機関ではないと言い切れるものではないが、アスベスト分析結果の信頼性向上のために、対応可能な部分から順次導入することが望ましいと考える。

また、分析機関の信頼性保証に関しては、本章に基づく自主的な取組にとどまらず、海外の既存の分析認証制度（米国の N V L A P 等）や国内の複数の認証機関で行われている上述の ISO/IEC17025 の認証制度の利用等、第 3 者の認定を受けることが考えられる。

表 9.1 ISO/IEC17025 の要求事項の例

1. 管理上の要求事項	2. 技術的要求事項
(1) 組織	(1) 一般
(2) マネジメントシステム	(2) 要員
(3) 文書管理	(3) 施設及び環境条件
(4) 依頼、見積仕様書及び契約書の確認	(4) 試験・校正方法の妥当性の確認
(5) 試験所及び校正の下請負契約	(5) 設備
(6) サービス及び供給品の購買	(6) 測定のトレザビリティ
(7) 顧客へのサービス	(7) サンプリング
(8) 苦情	(8) 試験・校正品目の取扱い
(9) 不適合の試験・校正業務の管理	(9) 試験・校正結果の品質の保証
(10) 改善	(10) 結果の報告
(11) 是正処置	
(12) 予防処置	
(13) 記録の管理	
(14) 内部監査	
(15) マネジメントレビュー	

9.1. 管理上の要求事項

9.1.1. 組織体制

建材製品中のアスベストの分析を実施するにあたり、その作業工程が手順書として明文化されている必要があると考える(便宜上このような手順を明文化したものこの章では「標準作業手順書」とする。)。また、組織として分析結果の信頼性を確保する体制整備が必要である。

具体的には、次の点が挙げられる。

ア「石綿則第3条第2項の石綿含有建材等の分析依頼があった時にどのような手順、体制で分析を行うか」

イ「この分析が実施可能な分析者が複数いる場合、どのような手順で分析者を選定するか」

ウ「検体が分析機関に到着後から、分析が終了するまでどのような作業手順で行うか」

このとおり、試料採取、分析サンプルの管理、分析操作手順、分析施設・環境の管理、分析機器管理、分析データ・分析結果の管理、分析データの機密保持、分析データの修正等に係る手順など、分析に関わるすべての手順における社内の取り決めが標準作業手順書として文書化され、関係者において社内教育等を通じて、共有・徹底される必要がある。なお、仮に、これら標準作業手順書にあたるもののが全く作成されていない機関であれば、早急に全ての手順書を整えることは困難であるため、まずは、本マニュアルの

第1章から第6章に記載されている事項を当面の社内の標準作業手順書として定め、次にそれ以外の社内の分析機器管理等の標準作業手順書から作成をはじめ、徐々に整備していく方法もある。

また組織として、次の者を選任することが望ましい。

- (1) それぞれの作業について責任者及び担当者
- (2) 分析業務の運営を統括的に管理する運営管理者
- (3) 分析結果の精度を確保するため、分析結果の妥当性を判断し確認する精度管理者
- (4) 後述の文書・試料管理者や分析機器の維持管理をするための機器管理責任者

なお、これらの者は独立に選任する必要は無く、重複することもあり得る。

その他、データの信頼性を保証するための分析部門に対して、独立した監査・信頼性保証部門又は信頼性保証責任者を定めることが望ましいが、組織上これらを定めることができない場合においても、分析者以外の管理者等がデータの信頼性について定期的に監査・点検することが望ましい。

（ここで示した各種の管理者の名称はこの章の理解のために便宜上定めた名称であり、その他の名称でもかまわない。）

9.1.2. 分析結果の精度管理

分析結果の精度管理においては、分析が社内で取り決めた手順の通り行われていることが前提となるため、前述のとおり管理者の役割分担や分析手順が標準作業手順書として文書化されていることが必要であると考える。具体的には、例えば「分析者がJIS A 1481-1に規定する試験方法で分析を実施すること」等が標準作業手順書に明記される必要がある。

併せて、標準作業手順書通り分析が行われるよう標準作業手順書に記載したJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」等の分析方法を定める関係マニュアルを備え付ける他、当該分析方法の参考とする書籍等を備え付け、常に分析者が閲覧可能な状態にしておく等、これらの関係資料を分析者（複数在籍している場合は全ての分析者に対して）に周知しておく必要がある。

その上で、分析結果に関して精度管理を行う精度管理者を選任し（もしくはこれが困難な場合は分析の責任者。以下「精度管理者等」という。）を選任し、例えばどこの部分のデータを確認することによって分析結果の妥当性を判断するかなど明確な判断基準を標準作業手順書に定め（またはルール化し）、それに基づきそれぞれの分析者の分析結果の精度を精度管理者が点検していく必要がある。併せて、精度管理者は分析結果の精度を踏まえ、後述の分析者の能力向上のための教育訓練のプログラム作成等に参与・助言し、分析機関としての分析精度の向上を図る必要がある。

例1 JISで示されている判定方法（フロー図）に従って、石綿の定性分析を実施し

ているか。

- 例 2 定量分析結果として、3回データを記載することとなっているが、3回のデータの変動係数が10%以内であるか。
- 例 3 石綿の定量分析で、基底標準吸収補正法の係数が3回のデータ全てが1以上であるか。
- 例 4 JISに示されている分析条件またはこれと同等以上の分析条件で分析を実施しているか。

9.1.3. 文書・分析試料の管理

ここでいう文書とは前述の標準作業手順書に基づき当該分析に係る分析機関の内部で作成されるすべての文書及びデータ（例えば、分析データ整理表、分析機器の測定結果のプリントアウト、分析機器の管理台帳など）および外部に発行した文書（例えば、報告書）をいい、その文書の作成から管理・保管、廃棄に関する手順を標準作業手順書で定め、それら文書が標準作業手順書に従い適切に管理される必要がある。

具体的には、結果報告書であれば「石綿則第3条第2項の石綿含有建材等の分析結果の定型の様式（一般に示されている様式又は自社の独自の様式）の定め」（様式のサンプルも掲載）、「分析結果報告書（控え）の保存場所及び保存期間」「保存場所の機密管理（鍵等の管理、貸し出し等の手続きなど）」「結果報告書の記載や修正の内部手続き」「保存文書の廃棄の手順」「様式改定の社内手続き」などを標準作業手順書で定め、それらに従って管理する。

9.2. 技術的要件

建材製品中の石綿の分析結果の信頼性を確保する上で、最も重要な点は、「分析者の技量」、「分析機器等」の装備及びそれらの管理である。依頼された建材試料の分析結果により建築物等の解体等作業の方法も費用も大きく異なるものとなる。また、万一、「アスベスト含有」でありながら、「アスベスト含有せず」と判定することができれば、その結果をもとに、比較的簡易な防護、飛散防止対策により解体が行われることになり、解体作業者はもとより、解体現場の近隣で生活している住民をアスベストにばく露させてしまう可能性があり、分析結果における含有の有無の判定は極めて重要である。

9.2.1. 分析者の技量

組織として分析技量を維持・担保するために必要と思われる点を次にあげる。

(1) 石綿分析に関する分析者の国家資格、認証資格等の取得の促進

国家資格や認証資格があるものに関しては、これを取得する。

(2) 「分析者の年間の分析実施試料数」

アスベストを含む建築材料の組成は多岐に及ぶため、アスベスト建材の前処理には、

分析者の技量が要求される。このため、年間の分析実施数が「10試料」と「100試料」の分析者では、経験値の差が大きく、試料数の把握は、分析技術者の技量を推し量る指標の一つになる。

(3) 顕微鏡の調整

建材製品中のアスベストの分析方法の中で、技量の差が大きく影響する要因として、顕微鏡の調整がある。顕微鏡による計数分析は、分析する前に分析者自身の目に合わせて顕微鏡を調整することが必須である。このため、顕微鏡の調整ができるか否かをテストスライドで確認することが重要である。

(4) 組織内の分析者の分析精度の一定レベルの保持とこれを維持する体制

運営管理者や試験の責任者は、分析者の技量を把握した上、前述の精度管理者等の意見等も踏まえ、組織としての分析精度を維持するために、分析技量が十分でない者の分析結果について熟練者が確認する体制を整備する等特別な措置を検討することも必要と考えられる。

また、運営管理者等は、組織としての分析精度を維持するため、人事異動等の分析者の入れ替わり等も考慮して、前述の分析者の分析技量や精度管理者等の意見等も踏まえ、分析者の能力向上のため、個々の分析者の中長期的な教育訓練のプログラムを作成する。このプログラムの中では、分析者の技術力を向上、もしくは維持するための社内教育や訓練の実施、内部精度管理による技量確認や技能向上の取組みも重要であり、さらに外部機関が実施している講習会等への参加等、実施事項とその実施時期が含まれる。

(5) 外部精度管理の活用

分析者の技量を維持・担保するために必要なこととして、分析者の経験値の差を補うことを含め、内部あるいは外部機関が行う精度管理や情報収集のための講習会に参加することにより、現状把握のみならず、さらなる向上を目指すための目標を設定すること等が考えられるが、特に、分析機関の規模が小さい等のため、分析者が一人のみであり、内部精度管理を行ったとしても当該分析者の技量を把握するための比較対象となる分析者がいない場合や分析者の人数が少ない場合が有ろうと思われ、このような状況において分析者の技量の維持・担保を図るためにには、何らかの客観的な指標が必要となる。その際は、外部機関が行う分析技量の評価制度や研修制度等を活用することが一つの方法となる。これらには、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する石綿分析技術評価事業や一般社団法人日本環境測定分析協会が実施するアスベスト分析技能試験等の技能評価制度がある。

9.2.2. 設 備

9.2.2.1. 施設および環境条件

施設および環境条件としては、アスベストの分析業務を適正な分析場所で実施する必

要がある。他の分析業務と相互に影響を受けないように効果的に分離された条件で分析が実施される必要がある。さらに分析者の石綿ばく露を防止するため、局所排気装置等法令に基づく措置を適切に講じなければならない。

また、呼吸用保護具や手袋を着用させる必要があるほか、法令に基づく特殊健康診断を受診させることが必要である。

なお、これらの対応も踏まえ、分析方法等の標準作業手順書の策定に当たっては、分析者が可能な限り石綿等にばく露しない視点をもって策定することが必要である。

9.2.2.2. アスベスト標準試料等試薬の所有状況

標準作業手順書で定めた分析方法に必要な試薬等が備えられており、また適切に管理されていることが必要である。

9.2.2.3. 分析に必要な設備の所有状況

分析設備については、建材製品中のアスベストの分析に必要なものとして JIS に記載されている器具や機器、分析機器を保有している必要がある。また、分析機器は、必要な性能要件や分析条件を満たしていることを確認する。

具体的には、例えば、JIS A 1481-2 による分析に使用する分析機器に関しては「附属書Aの条件を満たすものまたは同等以上の検出器を有するX線回折分析装置、位相差・分散顕微鏡については、附属書Bの仕様に基づいた顕微鏡」等が必要となる。また、JIS A 1481-2 と JIS A 1481-3 には記載されていないが、読み取り限度 0.01 mg の電子天秤を所有している必要があると考えられる。

9.2.2.4. 管理

保有する分析機器等で、分析結果の精度に影響を及ぼすと考えられる機器については自主管理またはメーカー等による定期的なメンテナンスを実施するよう標準作業手順書に明記し、その励行が必要である。また、管理が適切に実施されるようそれぞれの機器について管理者を選任する必要がある。

具体的には、「天秤」、「X線回折分析装置」、「双眼実体顕微鏡」、「偏光顕微鏡」、「位相差顕微鏡」、「電子顕微鏡」等がある。

また、これら機器の管理台帳を作成し、購入日、メンテナンス状況や消耗品等の交換、修理等の記録を行う。

1) 天秤

トレーサビリティー証明の取得、標準分銅の所有及びその定期的な管理体制。天秤の電源は常時通電しておくことで安定した秤量値が得られる。標準分銅を秤量する際には気温と湿度を記録しておくことや秤量する試料の温度も室温と馴染ませることが重要で

ある。

2) X 線回折分析装置

X 線回折分析装置に関しては、分析結果に最も影響を及ぼす要因として X 線の管球の劣化による回折強度の低下が考えられる。管球の劣化によりアスペストピークがあるにもかかわらず、「無し」と判断してしまうことが考えられる。このため、代表的な X 線回折分析装置のメーカーによる確認方法を以下に示した。なお、管球の劣化を判断する方法は、使用者側で判断できる方法とメーカー側が実施する方法がある。

具体例 1 :

標準物質による強度変化の確認（例えば、NIST640d (Si 粉末)、NIST1976 (Al_2O_3) Ni フィルタまたはモノクロメータを外して、タンゲステン波長による（管球フィラメントからのコンタミ）回折線の有無の確認。更にタンゲステン波長による回折線が確認された場合には、その強度の上昇をチェックする方法により確認する。

その他に定期的にメンテナンスする項目として「冷却水送水ポンプのフィルタや水の交換」、「X 線管球フィルタの清掃」、「ゴニオメータのグリスアップ」がある。

具体例 2 :

管球の交換時期を具体的に決めていないので、メーカー側が所有者の X 線回折分析装置を用いて以下の測定を実施し交換時期を判断している。具体的な方法として、試料台に LIF の単結晶をセットし、40kV-10mA 程度で Fe、W、Cr、Ni のピークを観測し、ピークが見つかれば、交換時期が近いと判断している。

XRD で定量分析する場合、X 線管球の劣化以外に検出器の劣化も考慮する必要がある。特にアスペスト分析を行う場合、分析を開始する前に特定の試料（接着剤で固めた Si 粉末等）を用いて、同一の条件で測定を実施し、ピーク強度とピーク角度を記録して同じ状態であることを確認した上で測定を実施することが望ましい。

具体例 3 :

ダイレクトビームによりチェックする方法がある。試料をセットせず、X 線ビームを減衰フィルタに通して直接シンチレーションカウンターに入射する方法である。劣化するとピークの形の対称性が悪くなったり、ピークが裾をひく割合が増えたり、ピーク強度が落ちたりする。その他の方法として、ピーク強度チェック用 標準試料を用いて、特定の回折ピークの強度を計測する方法がある。

アスペストを分析する使用者にはメーカーからアルミナ焼結板を提供しているため、封入管線源の場合、「当初の強度の約 20% 減」を交換時期の目安としている。使用し

ているX線強度・頻度によるが、2～3年が一つの目安である。

その他、検量線の精度が維持されていることの確認のために、検量線を3～6ヶ月に一度チェックする必要がある。

その他として、冷却水送水装置の送水量が不足していたり、管球内や送水装置のフィルタの目詰まり等で管球への送水量が減少したりしてくると、管球の出力が低下することがある。春、秋、冬に比べて夏場に出力が低下したり、午後の暑い時間帯に出力が特異的に低下したりする時は何らかの理由で冷却能力が不足している可能性が推測される。年間を通して標準物質で回折強度の管理をする必要がある。

なお、各分析機関がこれらと同様な方法で管球の劣化や装置の不具合を確認するための手法を確立していれば、その方法で管球の劣化や装置の不具合を確認する必要がある。

3) 顕微鏡関係での日常メンテナンス項目は、ステージ、焦準ハンドル等の各操作部分にガタツキがなくスムーズであること、光軸調整等のほか、観察者の眼の状態に合わせる視度調整や眼幅調整も含む正しい調整が可能で、レンズ面にキズ、汚れがないことの確認である。「接眼レンズの眼側レンズ面」、「対物レンズの先端部レンズ面」、「コンデンサの上面レンズ面」、「コンデンサ下部の窓レンズ上面」、「アナライザなど」の取り外しできるフィルタ面の清拭はユーザーが可能である。

また、レンズにカビやキズがついた場合、レンズの修理（レンズの分解と部品交換）が必要になる。

9.3. その他

吹付け材や材料等の受託した試料を分析終了後、どのように処理するかは、廃棄物の管理上、重要な項目である。例えば、分析終了後1年間の保存の後、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）や石綿含有産業廃棄物として定期的に廃棄する等の措置を文書化し、責任者を選任のうえ、適切に廃棄される必要がある。

参考資料

アスベストアナライザー(マイクロフェーザー)による定性分析方法 143

標準試料データ

クリソタイル標準試料	JAWE111	146
アモサイト標準試料	JAWE211	151
クロシドライト標準試料	JAWE311	156
クリソタイル標準試料	JAWE121	161
アモサイト標準試料	JAWE221	169
クロシドライト標準試料	JAWE321	177
アンソフィライト標準試料	JAWE411	185
トレモライト標準試料	JAWE511	193
クリソタイル標準試料	UICC A	201
クリソタイル標準試料	UICC B	209
アモサイト標準試料	UICC	217
クロシドライト標準試料	UICC	225
アンソフィライト標準試料	UICC	233

標準試料データ（既存データ）

※当該データは参考資料として掲載しております。

これらについて公益社団法人日本作業環境測定協会様への問い合わせ等はご遠慮ください。

クリソタイル標準試料	JAWE111	242
アモサイト標準試料	JAWE211	248
クロシドライト標準試料	JAWE311	254

アスベストアナライザー（マイクロフェーザー）による定性分析方法

石綿則に基づく事前調査の現地調査を実施する場合に、オンラインで石綿の含有が確認できるアスベストアナライザー（マイクロフェーザー）が市販されている。

この装置により石綿含有と判定されたものを石綿含有と見なすことにより事前調査の効率化につながることが期待される。なお、2(3)のとおり、「not found」と表示された場合には、0.1%を超えて石綿が含有するか否かの法的判定を行うこと。

1. 原理

近赤外光は、ある特定の分子結合の振動を励起し、特定の波長の光を吸収させる。対称伸縮振動、逆対称伸縮運動、変角振動、秤動運動などを起こし、試料と相互作用する光のスペクトルの分析により、試料の化学的組成に関する情報が得られる。

このような近赤外線吸収スペクトル(NIRS)法を利用し、サンプルに近赤外線を照射し反射してきた波長域 $1.321\sim1.448\mu\text{m}$ (振動数 $7570\sim6906\text{cm}^{-1}$)の範囲のNIRSを検出し、予め装置に保存されている標準アスベスト6種類の同スペクトルのデータライブラリーと対照させて、両者の相関係数が一定以上であるときに、アスベストと判定する。この領域の吸収スペクトルは6種類のアスベストともOH基の振動に起因するもので、通常の赤外線吸収スペクトル(IRS)の $3700\sim3500\text{cm}^{-1}$ 付近にあるアスベストのOH基の吸収スペクトルの倍音を指標としている。

約7秒間の測定で石綿の含有の有無を検知し、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライトは約1%以上、アンソフィライトは約2%以上含有している場合には石綿の種類を表示する。(ただし、アモサイトとクロシドライトは近赤外線の吸収スペクトルが重なるためアモサイト/クロシドライトと表示される)

石綿の含有率が当該含有率以下または含有していない場合には「not found」と表示される。

2. 現場での具体的な使用方法について

(1) 建材が建築物に組み込まれている状態で使用する場合

- ① 成形板などの建材等の表面が塗装されている場合には、粉じんの飛散に留意しつつ、測定予定箇所をフェイサーの照射面積よりやや大きめに削っておく。
- ② 成形板などの建材等の表面が塗装されている場合であっても、裏面で測定可能であれば裏面を使用する。
- ③ 測定点の設定は、同一と考えられる範囲の建材ごとに、さらに対象範囲を3~5程度に均等に分割し、分割範囲ごとに3回ずつ照射する。
- ④ 各測定点での測定の結果、1回以上でアスベストの含有が認められた場合には当該建材は1%以上の含有有りと判断する。

(2) 採取済み試料に使用する場合

- ① 採取建材の粉碎等を実施していない場合は、サンプルごと（1試料当たり3サンプル）にポリ袋の上から直接フェイザーの照射面を密着させて3回以上測定（1試料当たり計9回測定）し、1回以上でアスベストの含有が認められた場合には当該建材は1%以上の含有有りと判断する
- ② 採取建材の粉碎等を実施している場合は、採取建材を入れたチャック付ポリ袋やバイアル瓶サンプルの中で出来るだけ当該試料を寄せ集めるなどにより密度を高くした上で、①と同様に、サンプルごと（1試料当たり3サンプル）にポリ袋やサンプル瓶の上からフェイザーの照射面を密着させて3回以上測定（1試料あたり計9回測定）し、1回以上でアスベストの含有が認められた場合には当該建材は1%以上の含有有りと判断する。

(3) Not Found と表示された場合の取り扱い

- (1) 及び(2)で測定した結果、全ての測定点で「not found」と表示された場合には、石綿則に基づく分析方法として、本マニュアルの第3章から第7章に示す方法により分析を実施し、0.1%を超えて石綿が含有するか否かの法的判定を行うこと。



図1. マイクロフェーザー概観

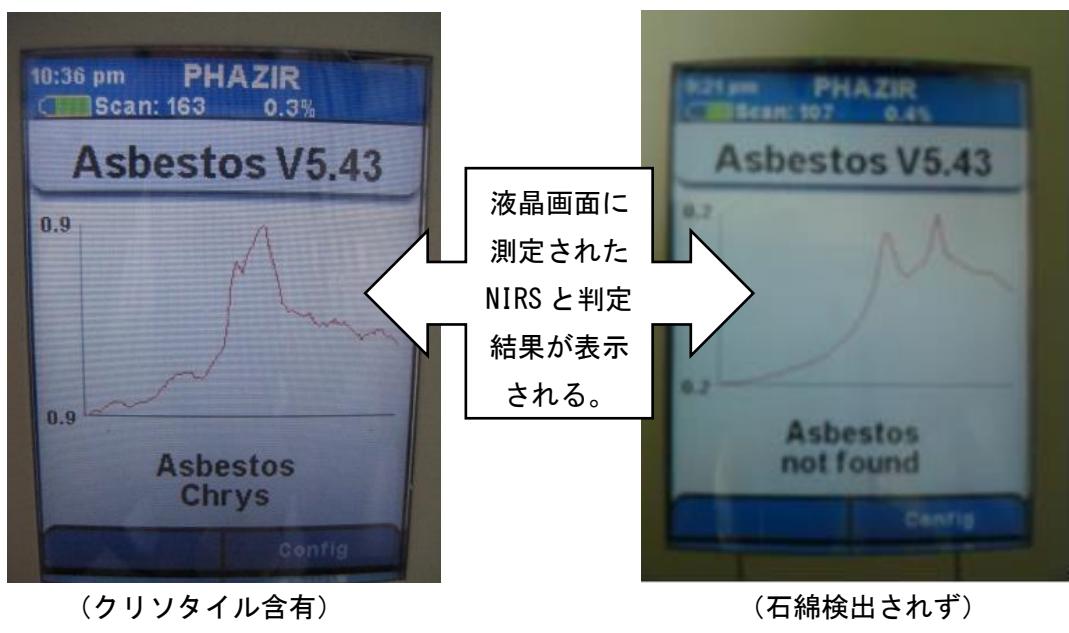


図2. 測定結果の表示

留意点1：使用に当たっては、あらかじめ所定の較正を実施すること。

留意点2：マイクロフェーザーは、国内のメーカー検定を受けたものを使用し、少なくとも年1回のメーカー較正を受けることが望ましい。

【参考文献】

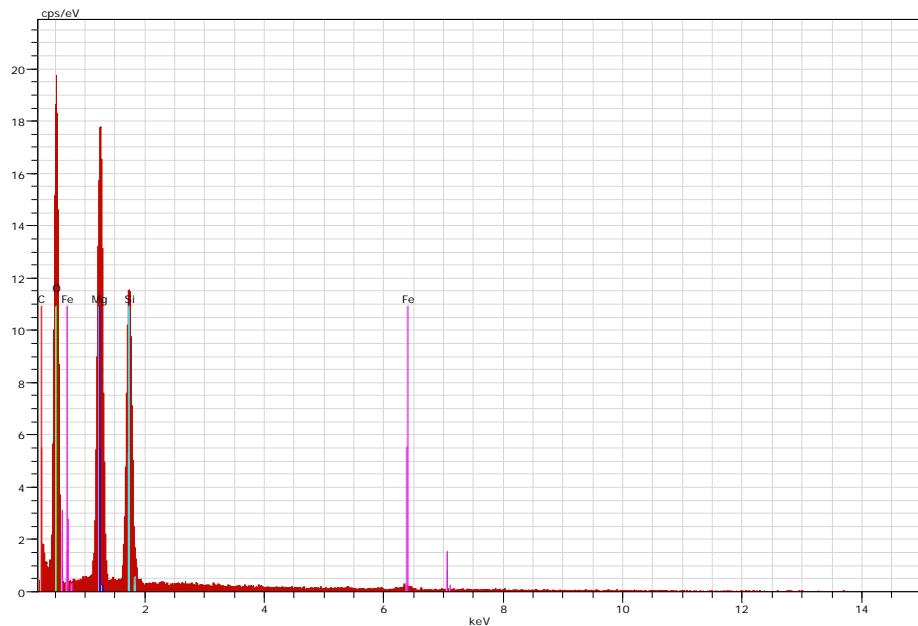
- 神山宣彦・篠原也寸志：手持ち式アスベスト分析計のアスベスト同定能力の検討（第50回日本労働衛生工学会抄録集、平成22年11月）
- 小西雅史・小西淑人・神山宣彦：手持ち式アスベスト分析計（PHAZIR）の性能評価と具体的な使用方法について（第50回日本労働衛生工学会抄録集、平成22年11月）
- 山根俊浩・三木孝司・尾川俊也：アスベスト分析におけるフェイザーとJIS法との比較試験について（第33回作業環境測定研究発表会抄録集、平成24年11月）
- 川崎市におけるアスベスト対策 川崎市環境局環境対策部環境対策課
- 山本貴士・災害廃棄物の処理における石綿の適正管理に関する研究
(第24回廃棄物資源循環学会研究発表会、平成26年3月)
- 平成25年度 環境研究総合推進費補助金研究事業 総合研究報告書
「アスベスト含有建材の選別手法確立と再生碎石の安全性評価に関する研究」
『3.3 市販のアスベストアナライザによるアスベスト含有建材のスクリーニング』
(国立環境研究所山本貴士、遠藤和人、山田正人、埼玉県環境科学国際センター川寄幹生、鈴木和将、渡辺洋一、平成26年3月)

1 走査型電子顕微鏡 形態

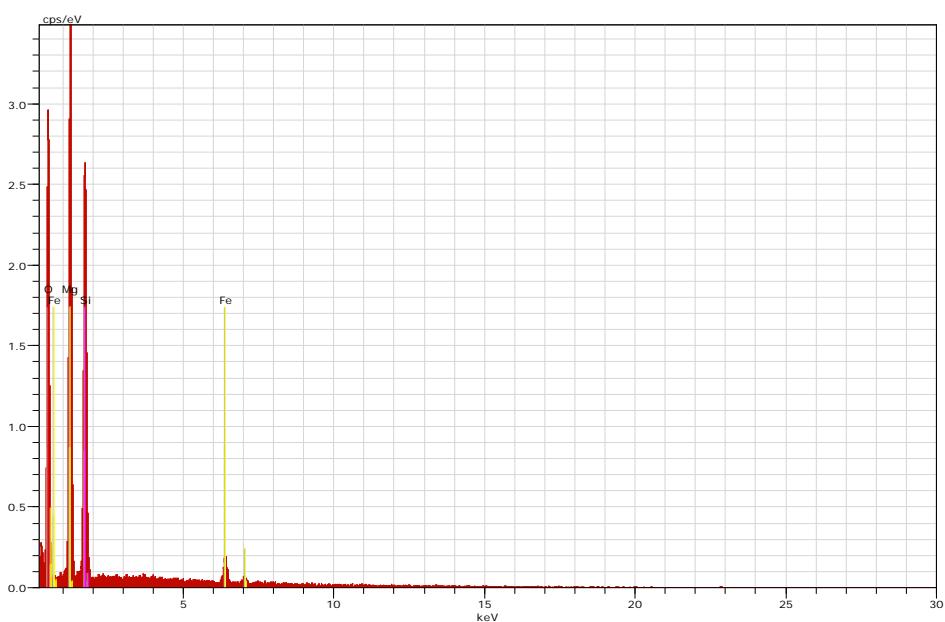


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



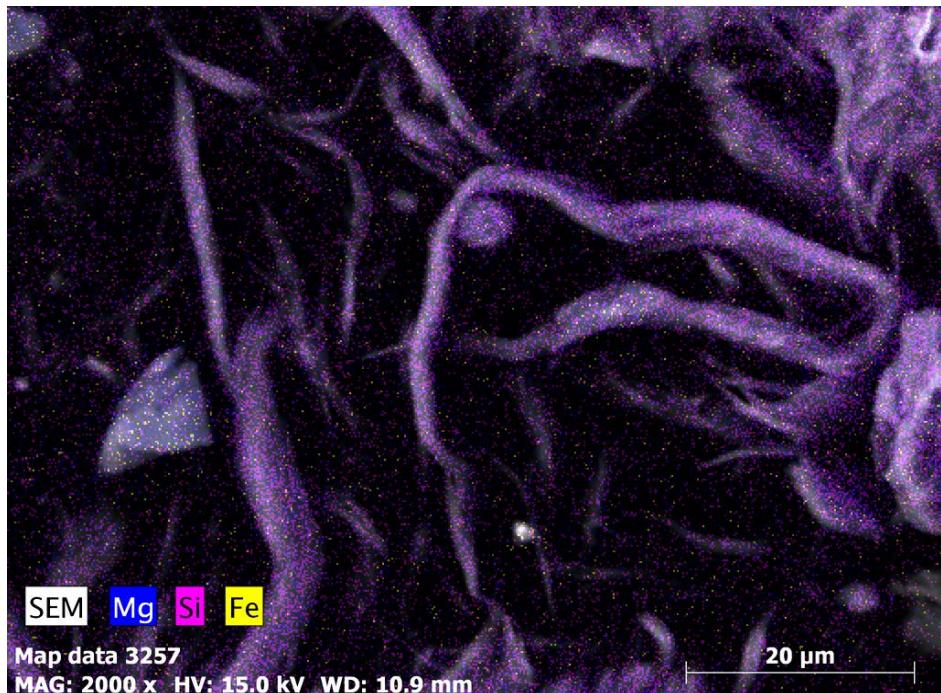
加速電圧15kV



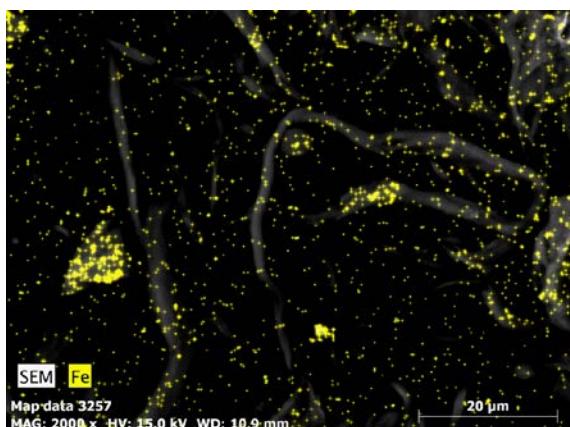
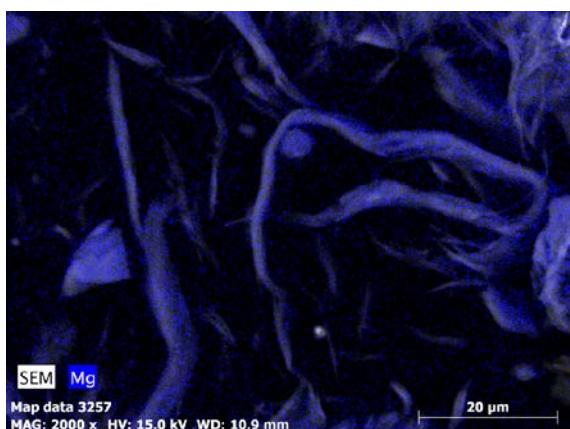
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング



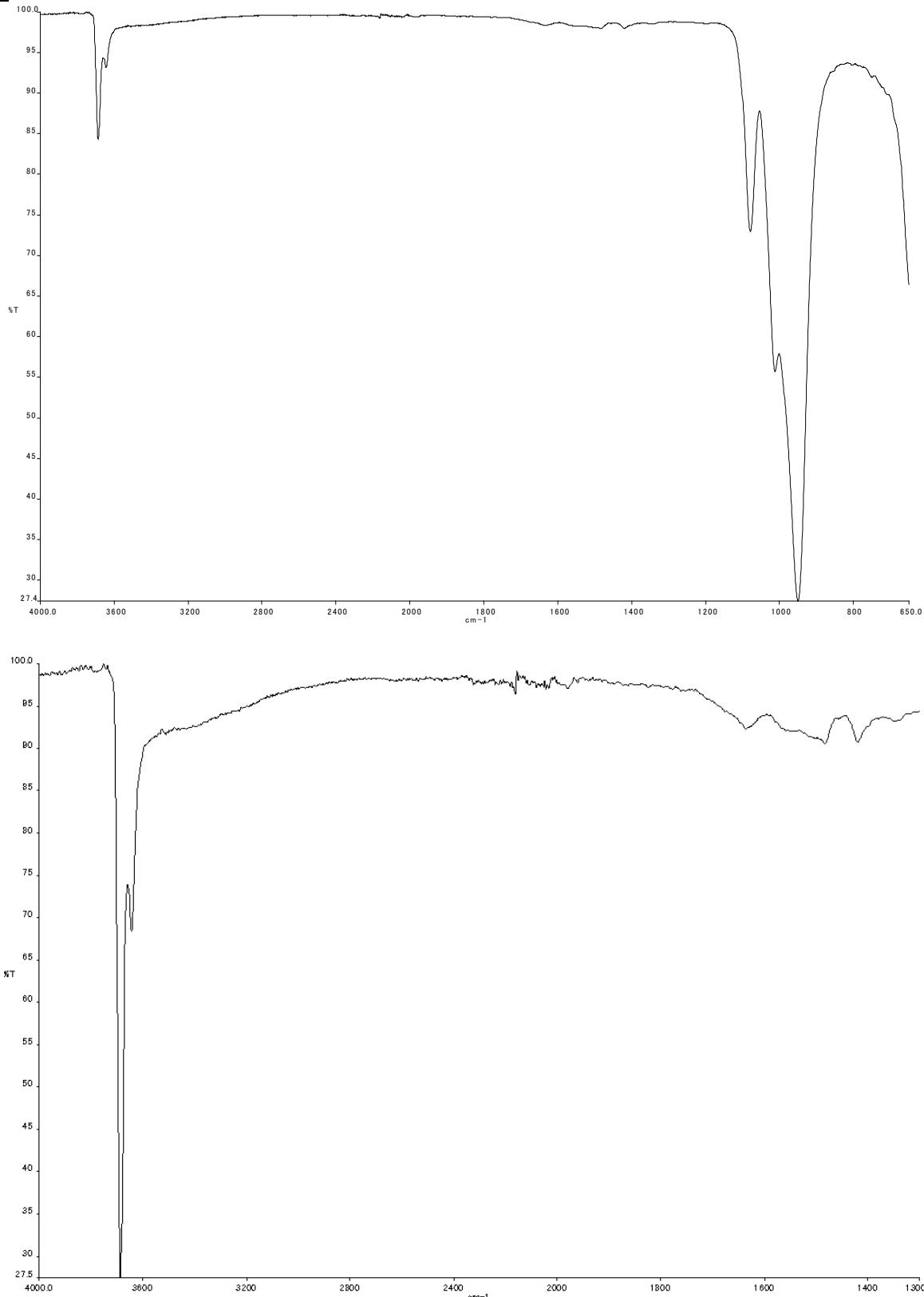
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

形態・色	曲線状・白色
多色性	なし
複屈折	低い
伸長性	正
消光角(最大)	0度

6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)

検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)

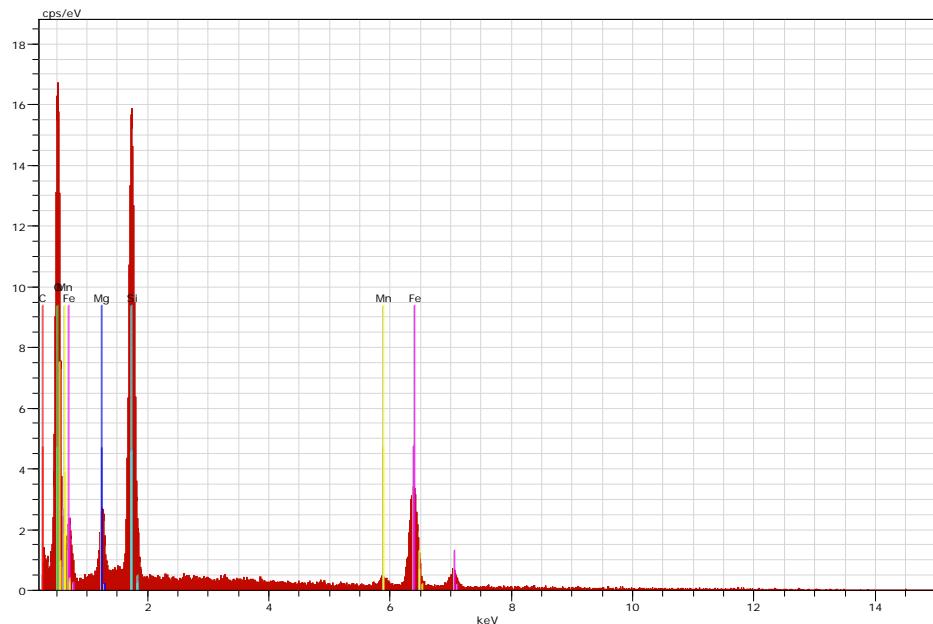
積算回数:4回 分解能4 cm^{-1}

1 走査型電子顕微鏡 形態

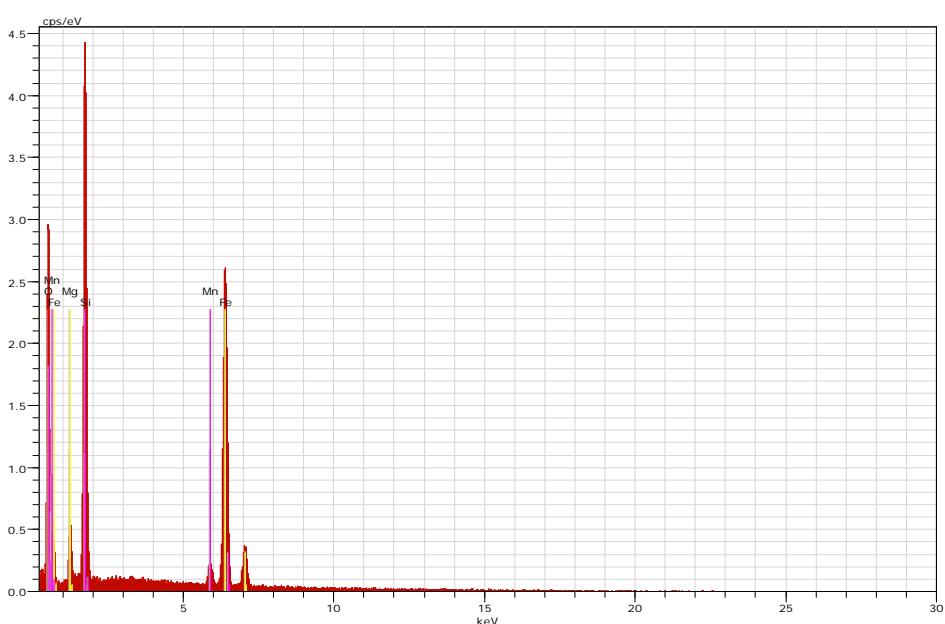


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



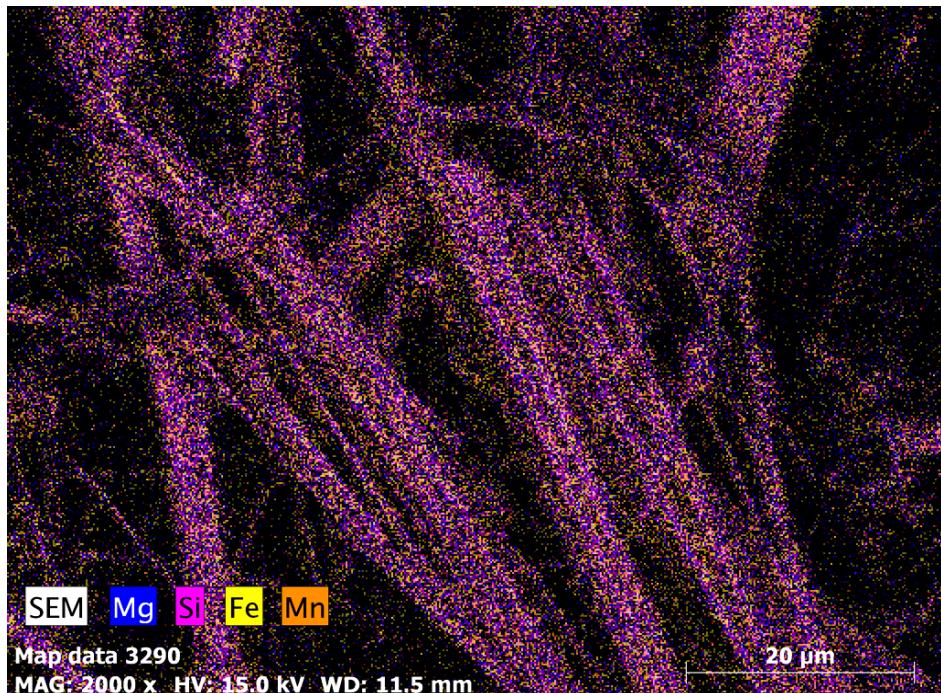
加速電圧15kV



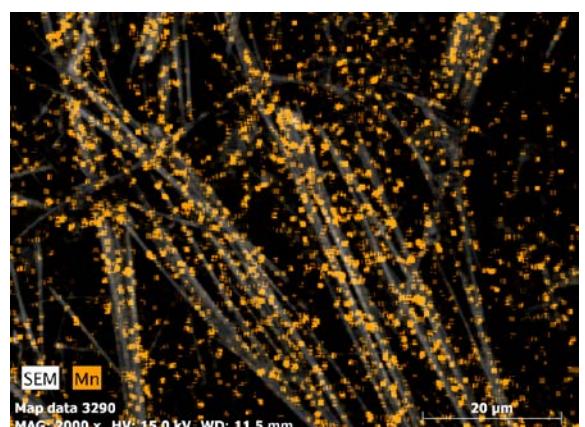
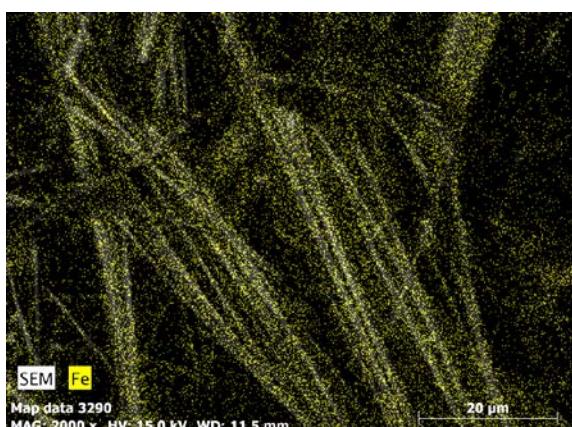
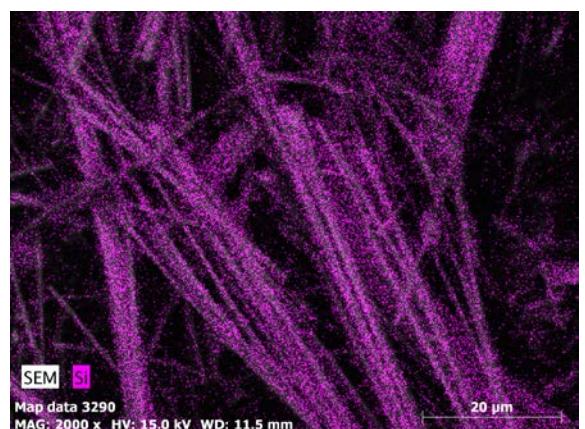
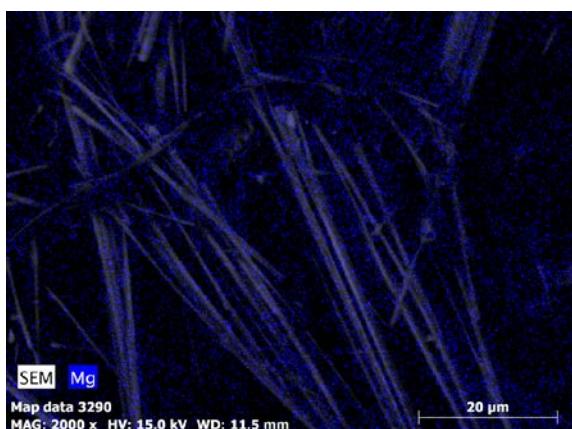
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング ---



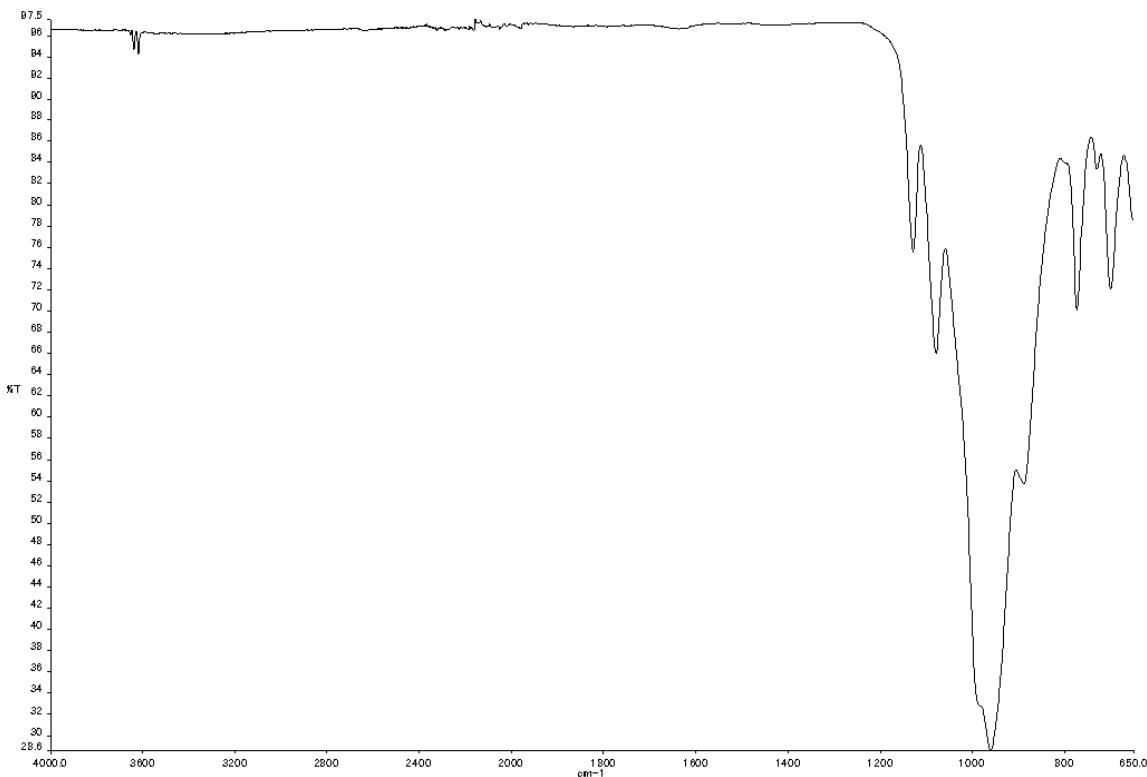
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

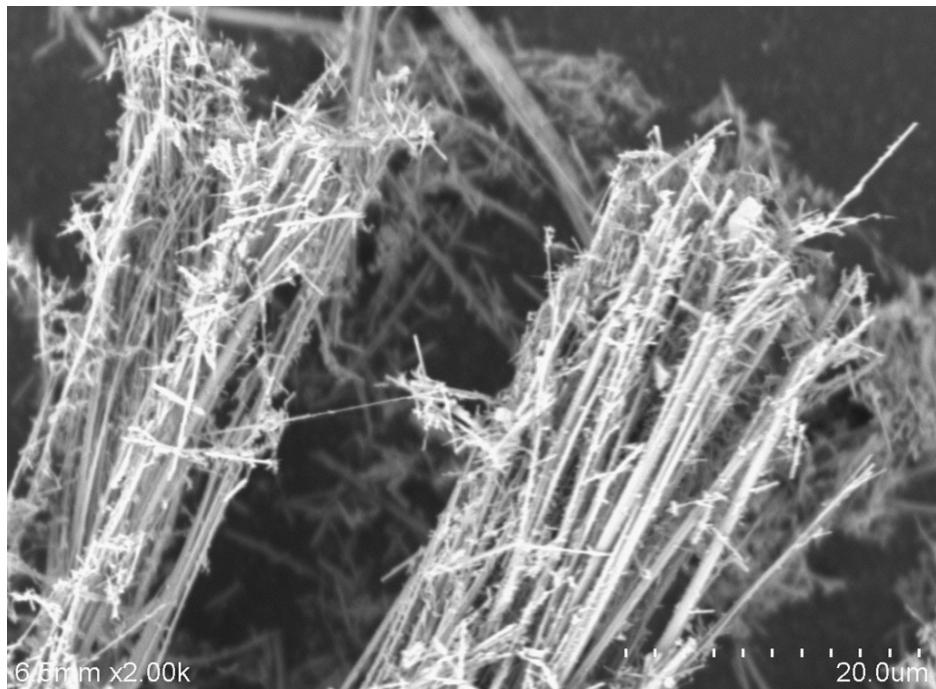
形態・色	角柱針状・灰色～茶色
多色性	非常に弱い
複屈折	中度
伸長性	正
消光角(最大)	0度

6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



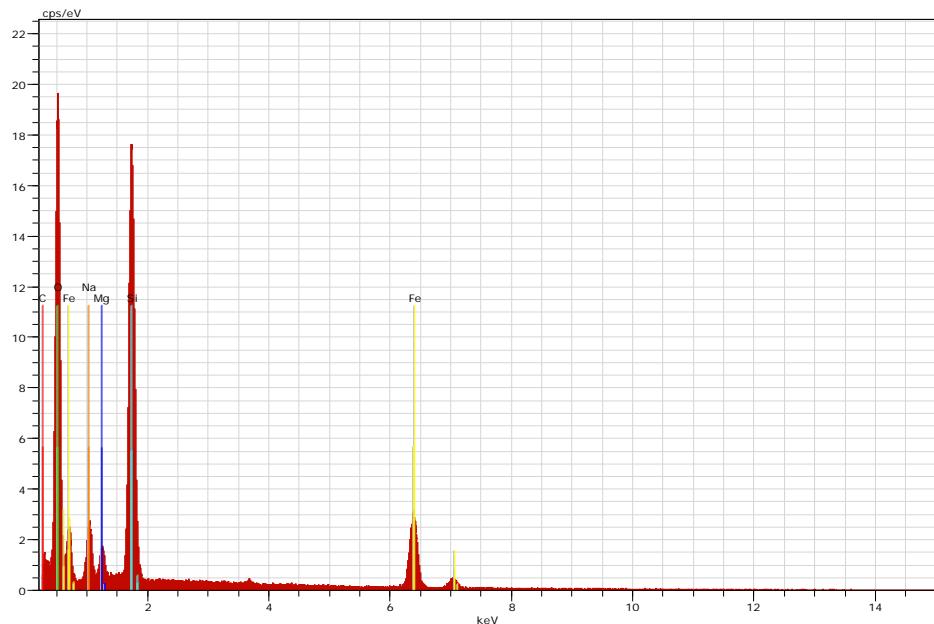
FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能4 cm^{-1}

1 走査型電子顕微鏡 形態

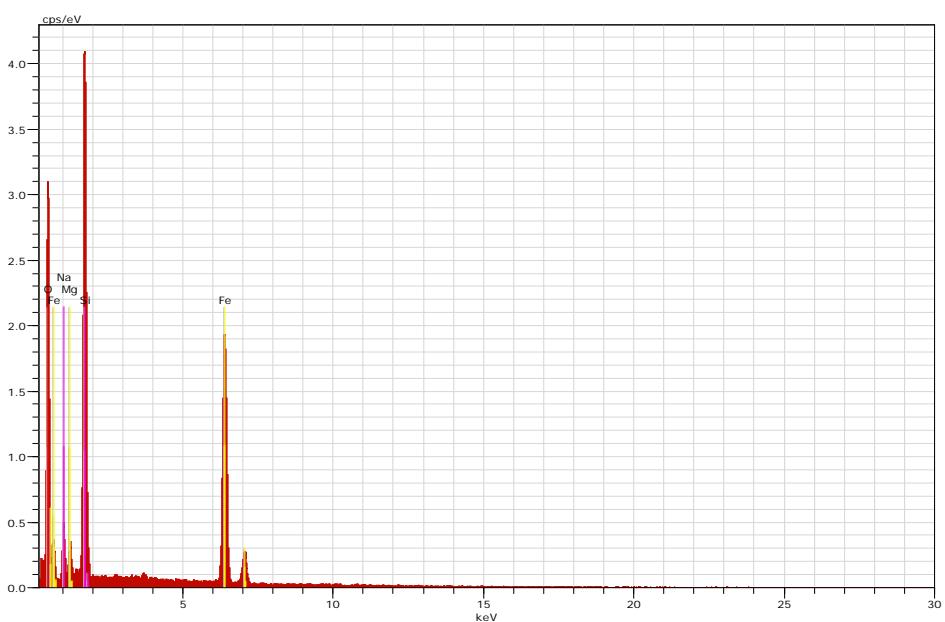


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



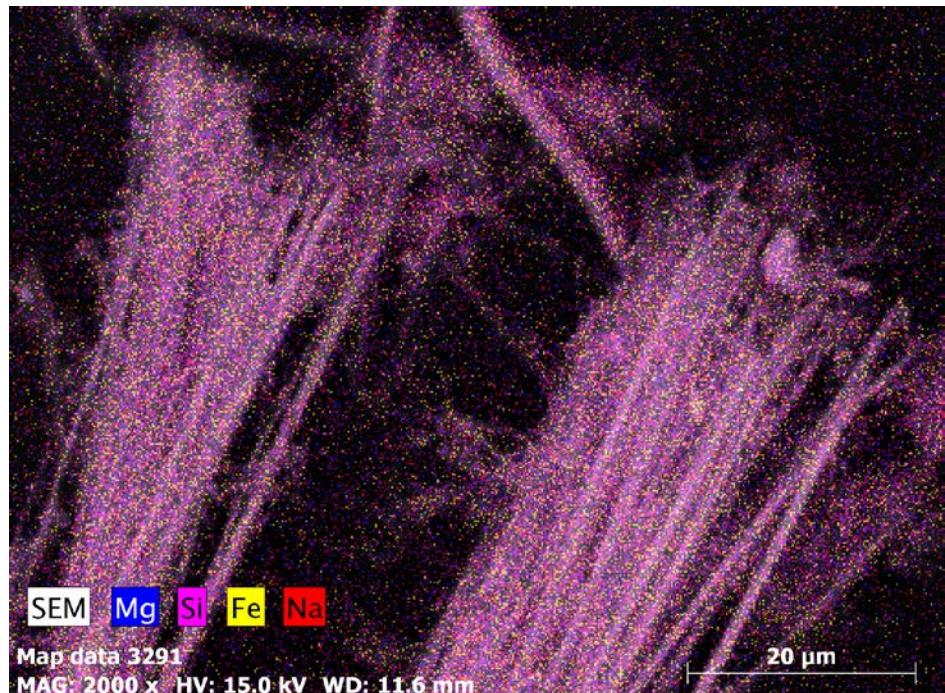
加速電圧15kV



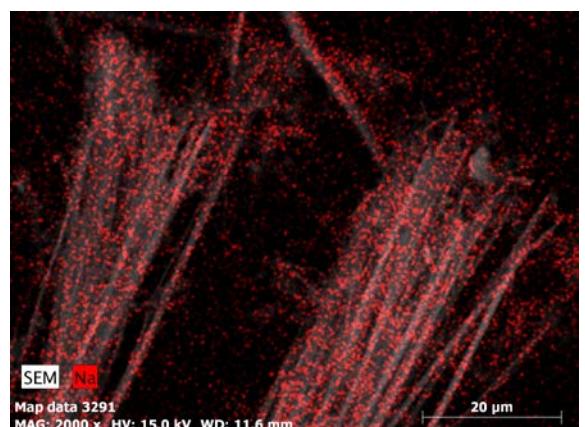
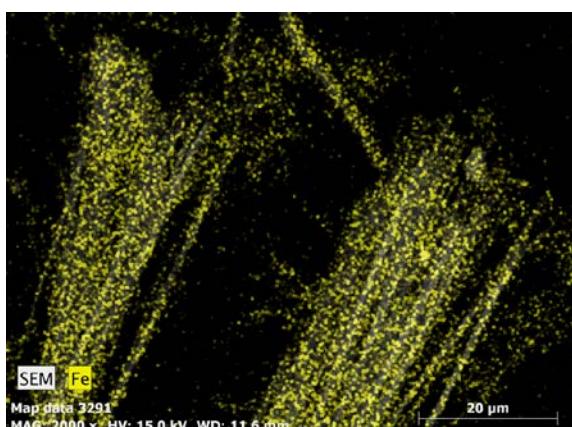
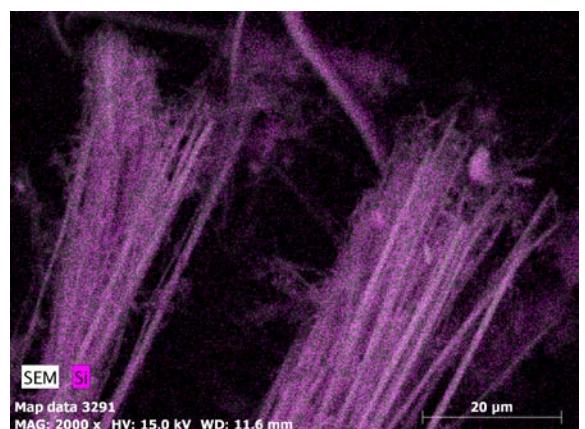
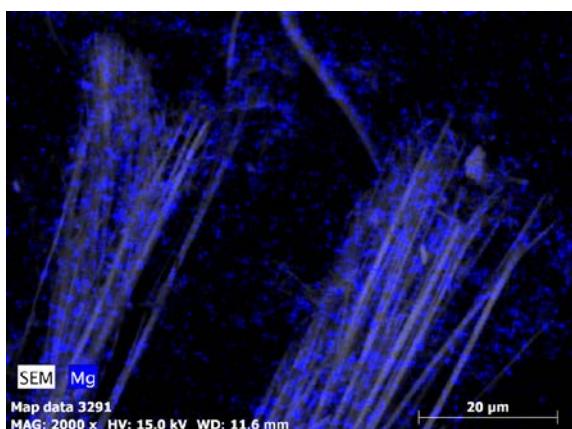
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング ---



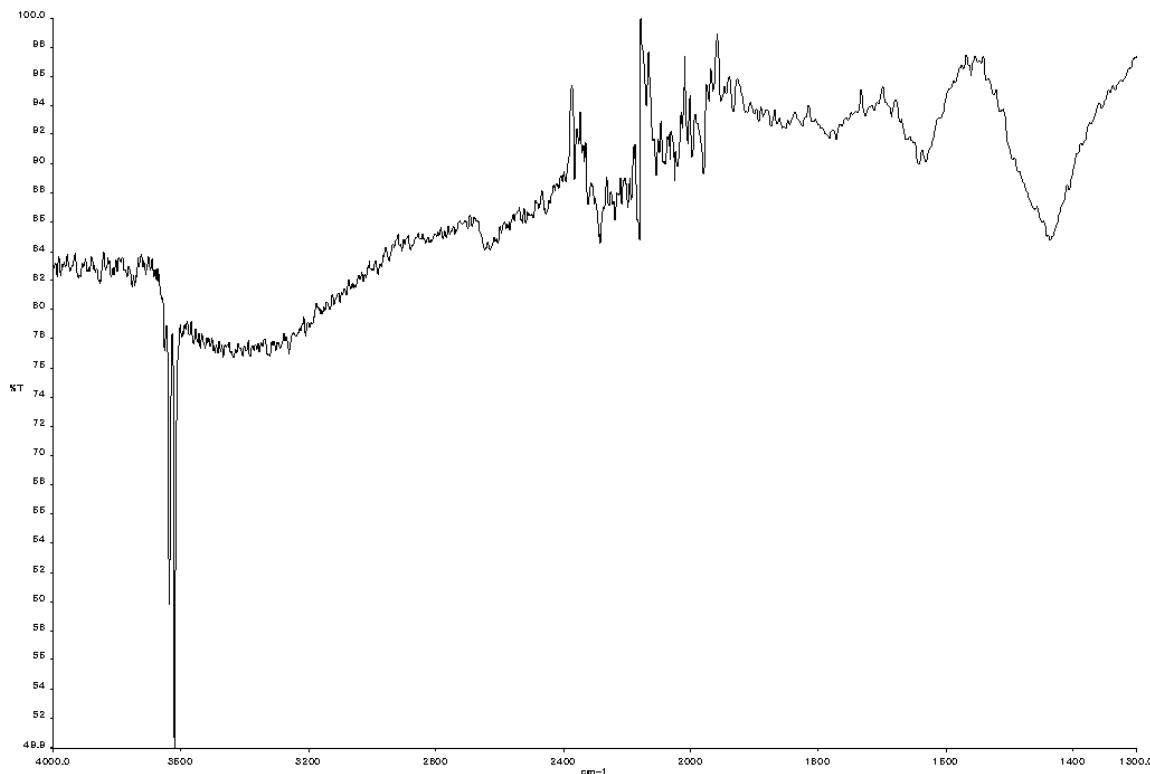
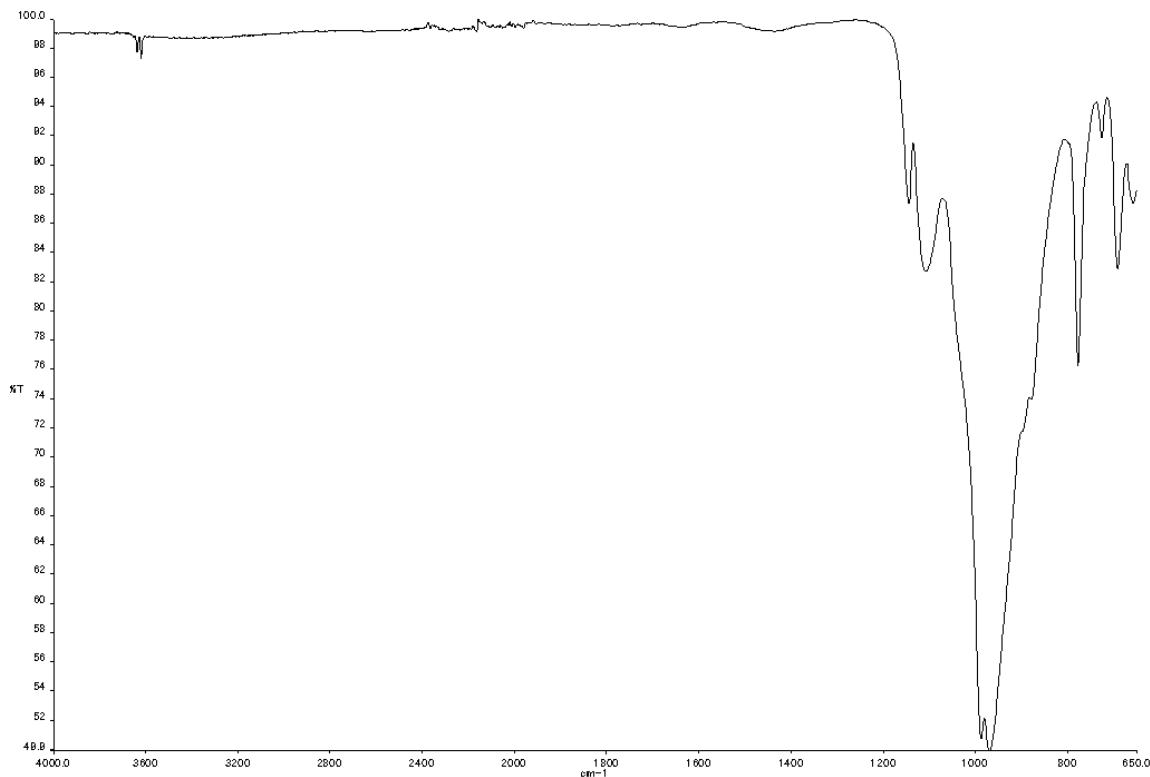
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

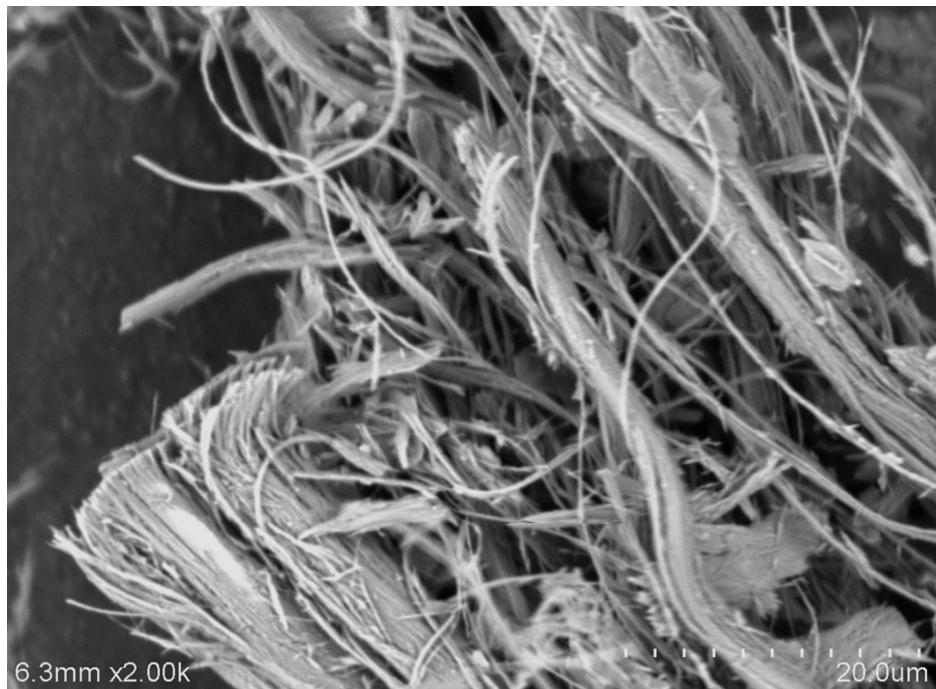
形態・色	角柱針状・青色
多色性	α 青色、 γ 灰色
複屈折	低い
伸長性	負
消光角(最大)	0度

6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



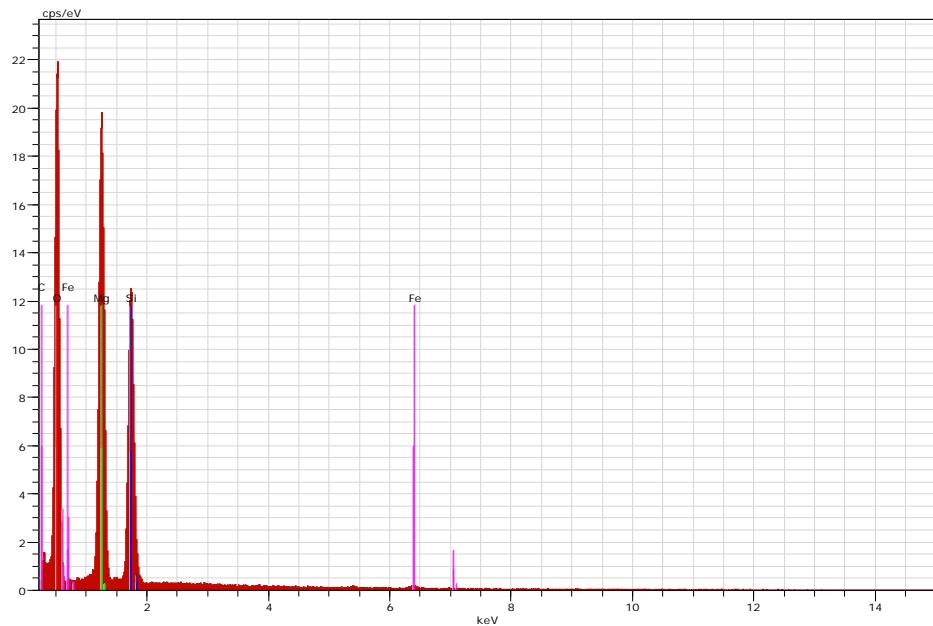
FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能 4cm^{-1}

1 走査型電子顕微鏡 形態

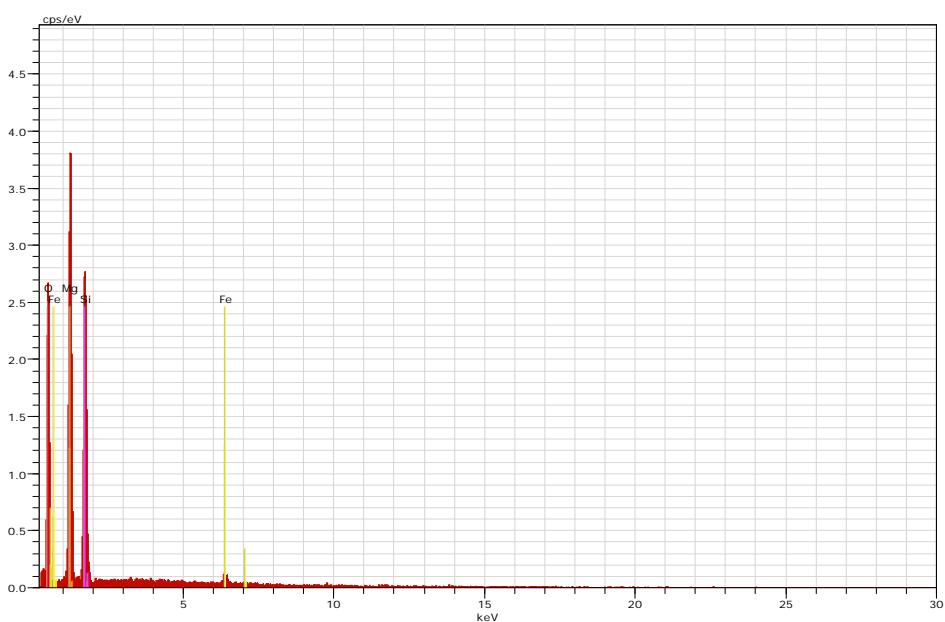


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



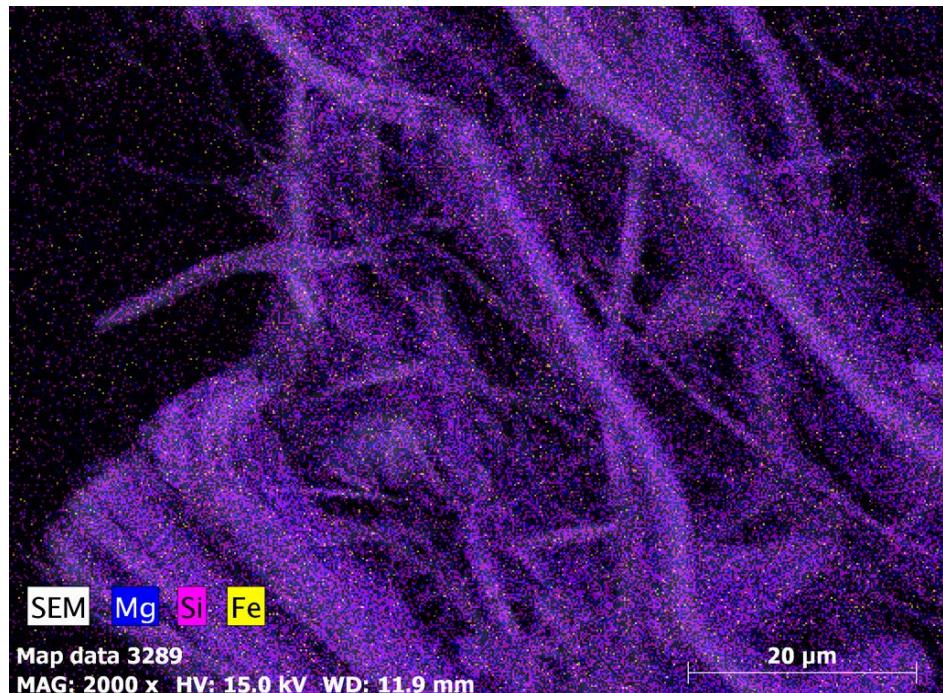
加速電圧15kV



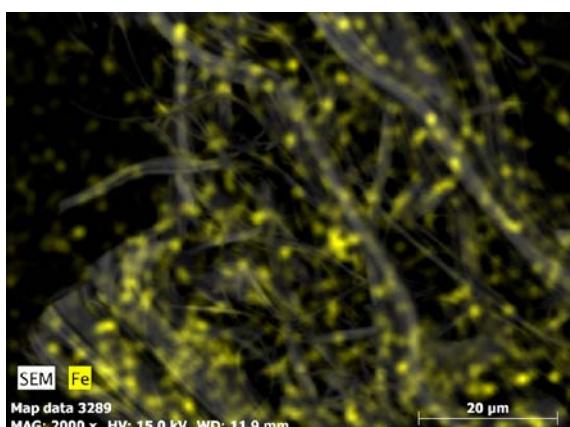
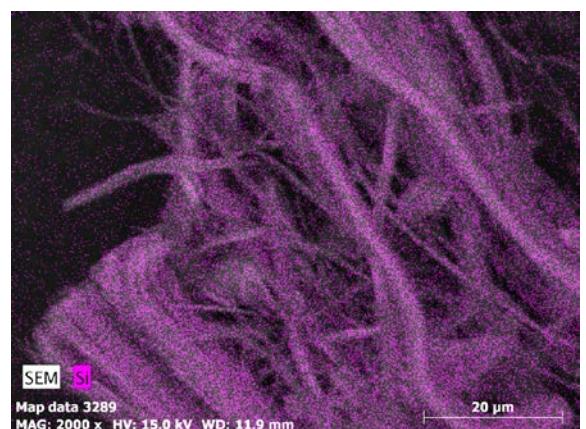
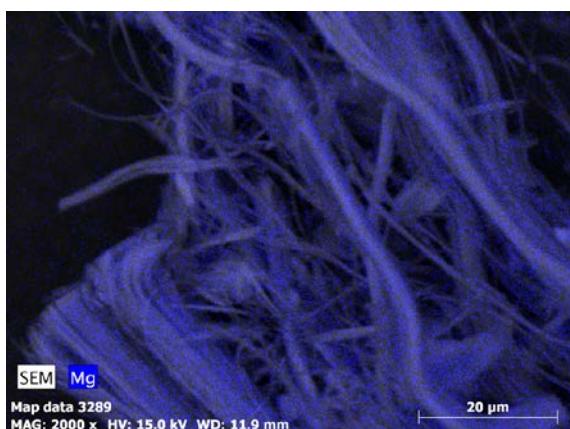
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング



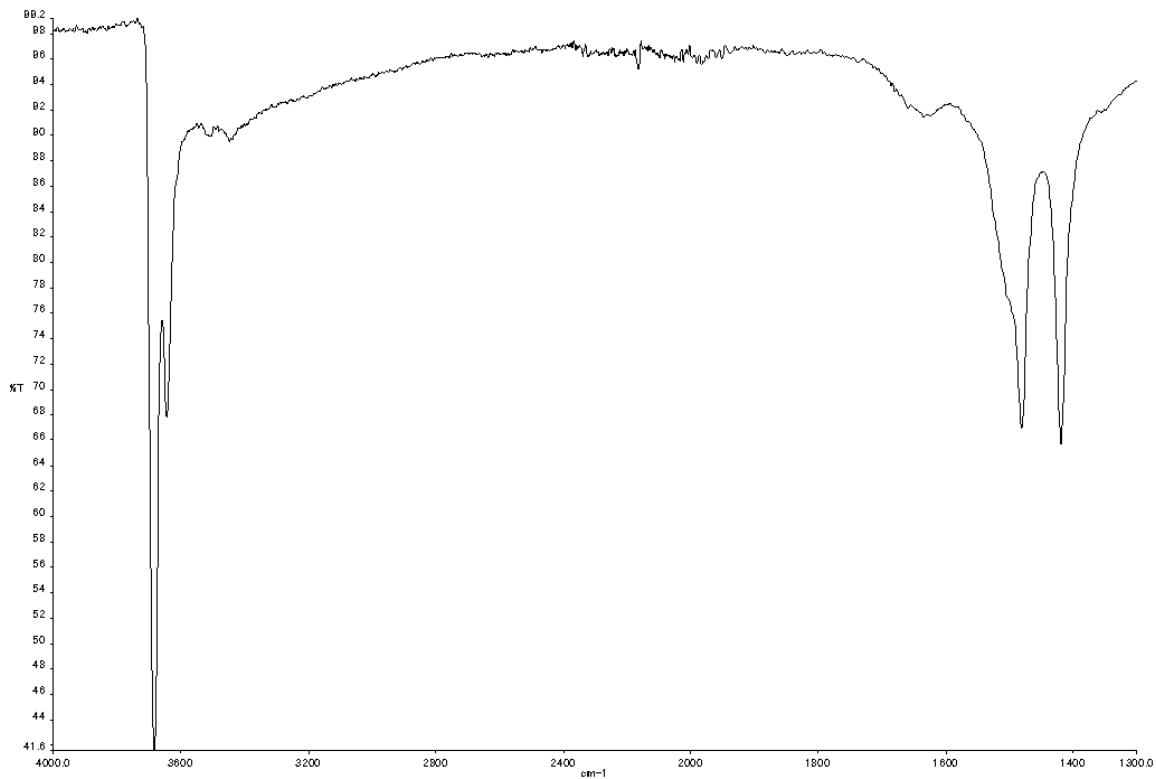
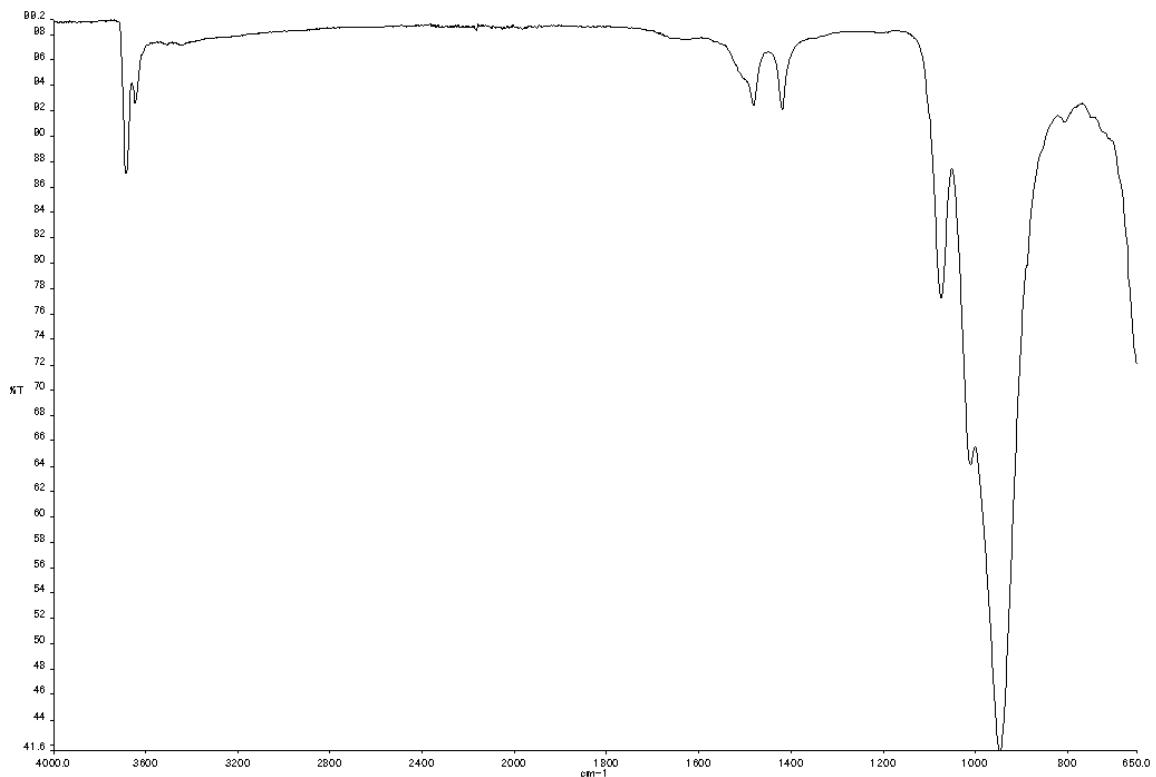
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

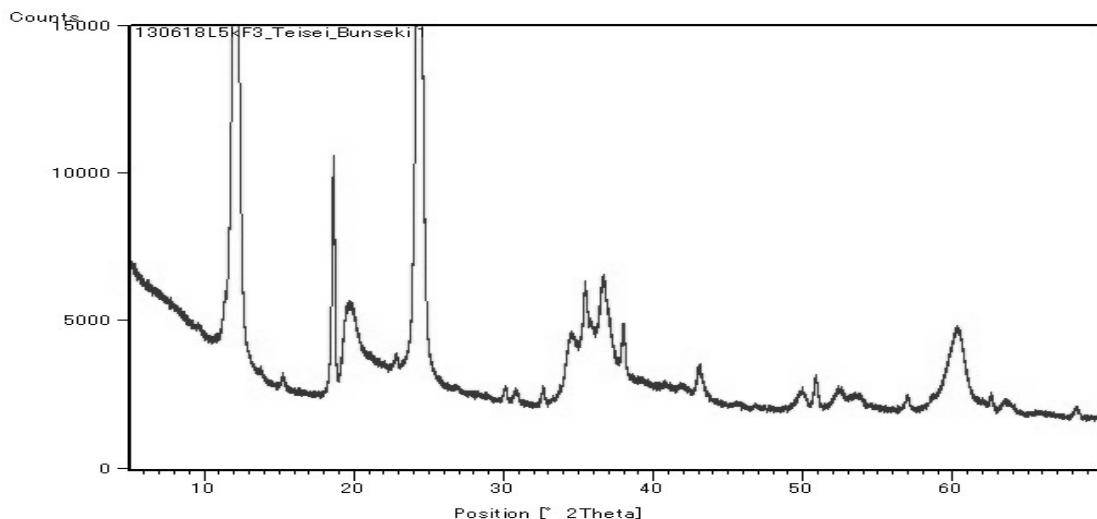
形態・色	曲線状・白色
多色性	なし
複屈折	低い
伸長性	正
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.550～1.565
屈折率 α	1.542～1.555

6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能 4cm^{-1}

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO (PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA: 発散スリット $1/2^{\circ}$:
step scan; step width 0.002° (2θ): scan speed 0.0066° (2θ /s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	45.89
Al ₂ O ₃	0.80
FeO	4.41
MnO	0.03
MgO	44.31
CaO	0.44
Na ₂ O	2.11
K ₂ O	1.02
P ₂ O ₅	0.21
その他 成分	0.77

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	43.54
Al ₂ O ₃	0.76
Fe ₂ O ₃	9.31
MnO	0.03
MgO	42.04
CaO	0.42
Na ₂ O	2.00
K ₂ O	0.97
P ₂ O ₅	0.20
その他 成分	0.73

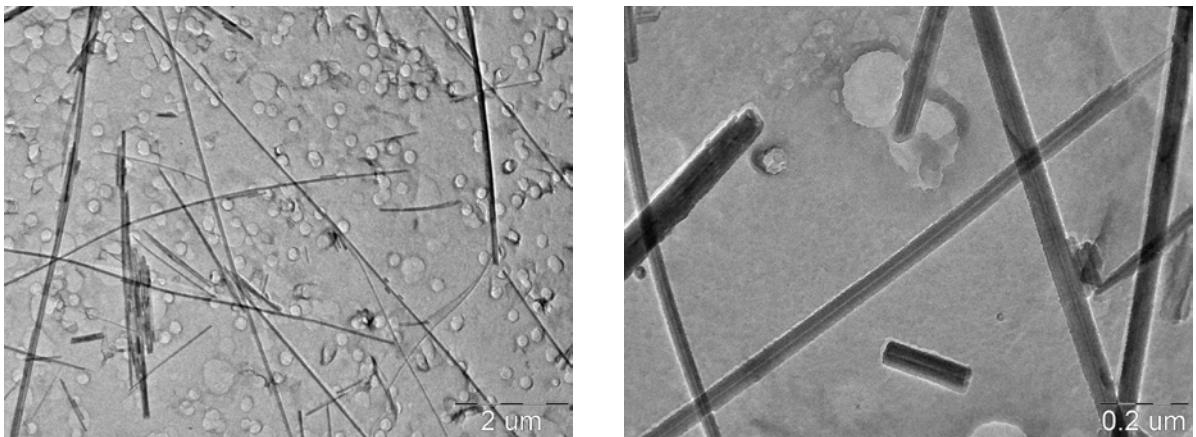
測定条件等: ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
002	12.803	15.2
004	24.343	14.9
060	60.190	6.3

測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

10 透過型電子顕微鏡 形態



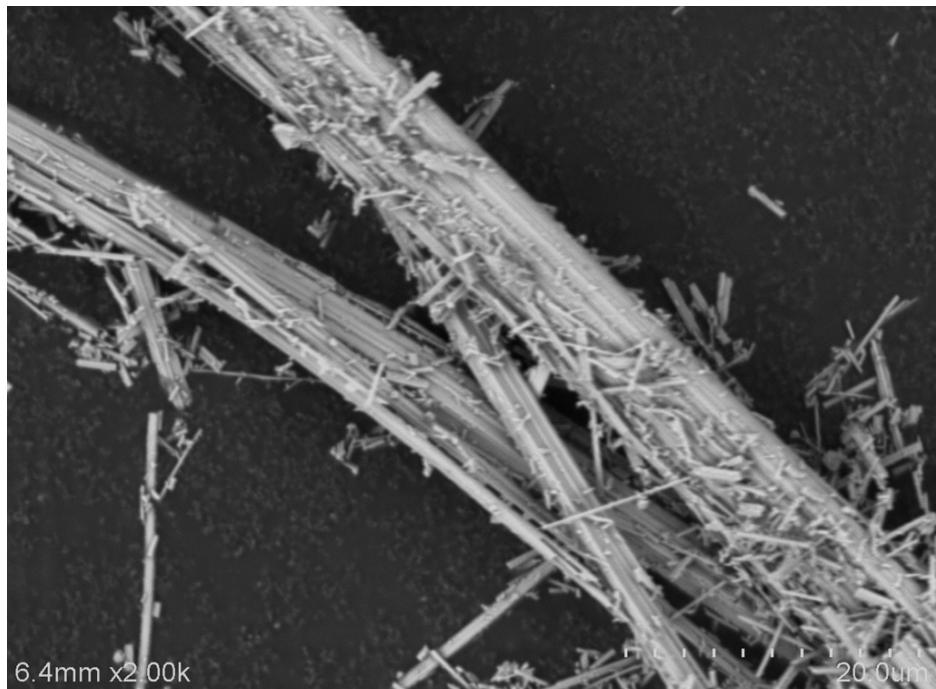
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率 左2500倍 右20000倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



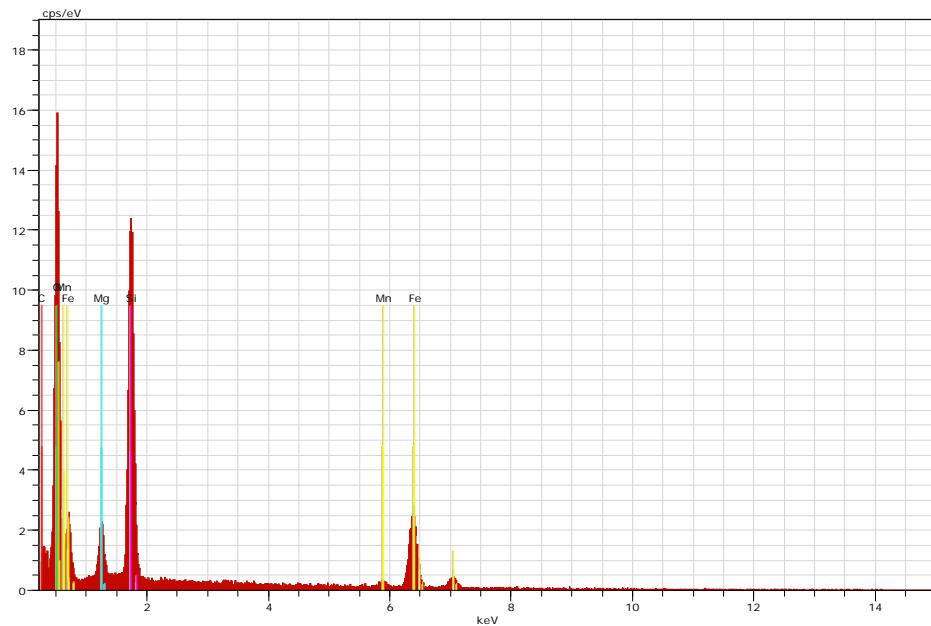
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

1 走査型電子顕微鏡 形態

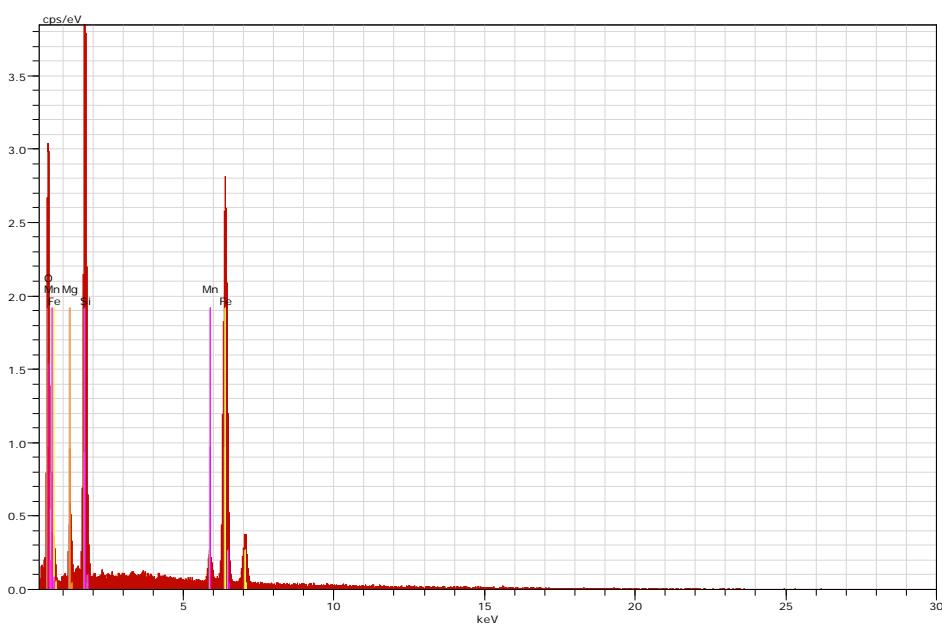


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



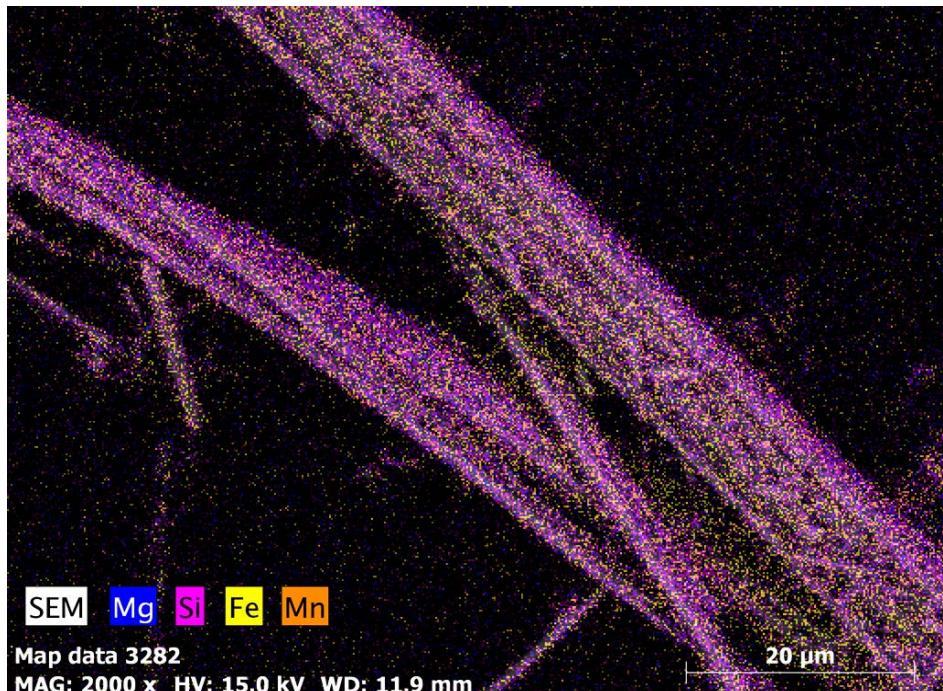
加速電圧15kV



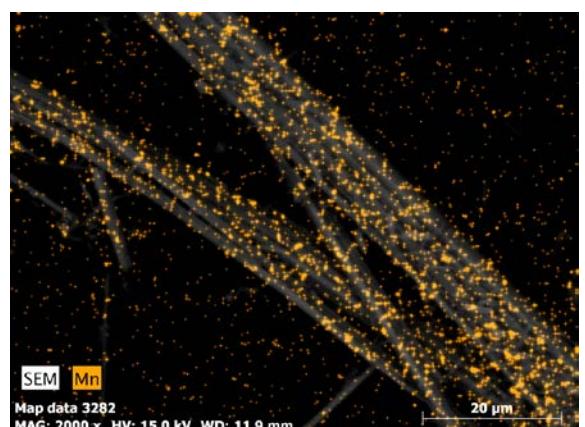
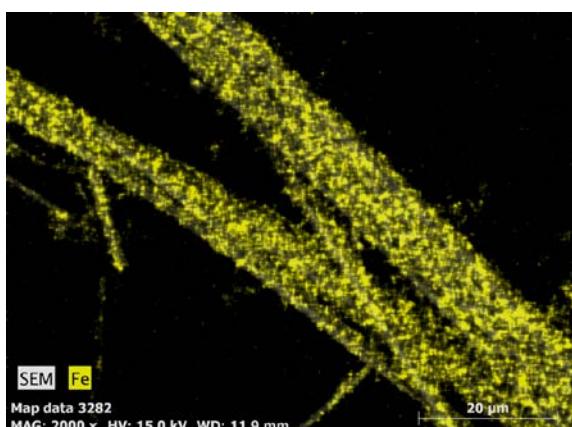
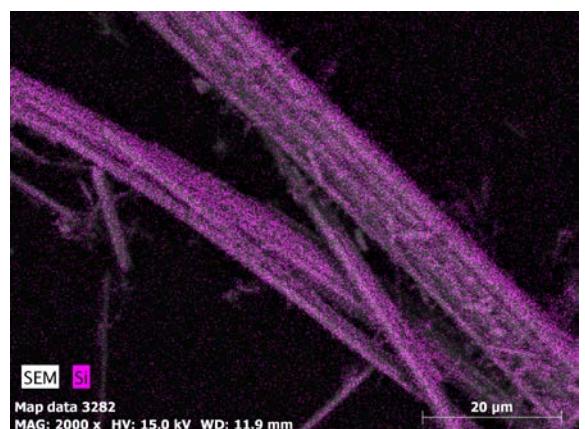
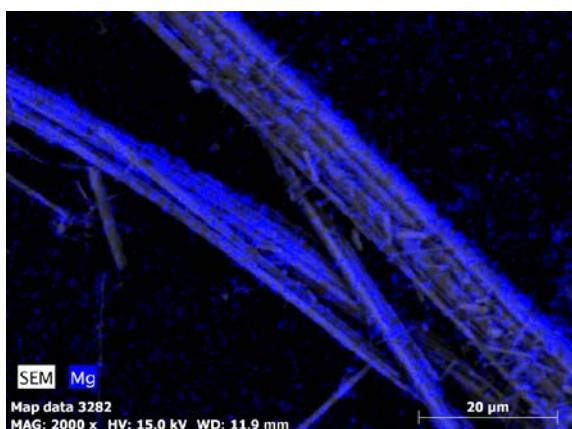
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング ---



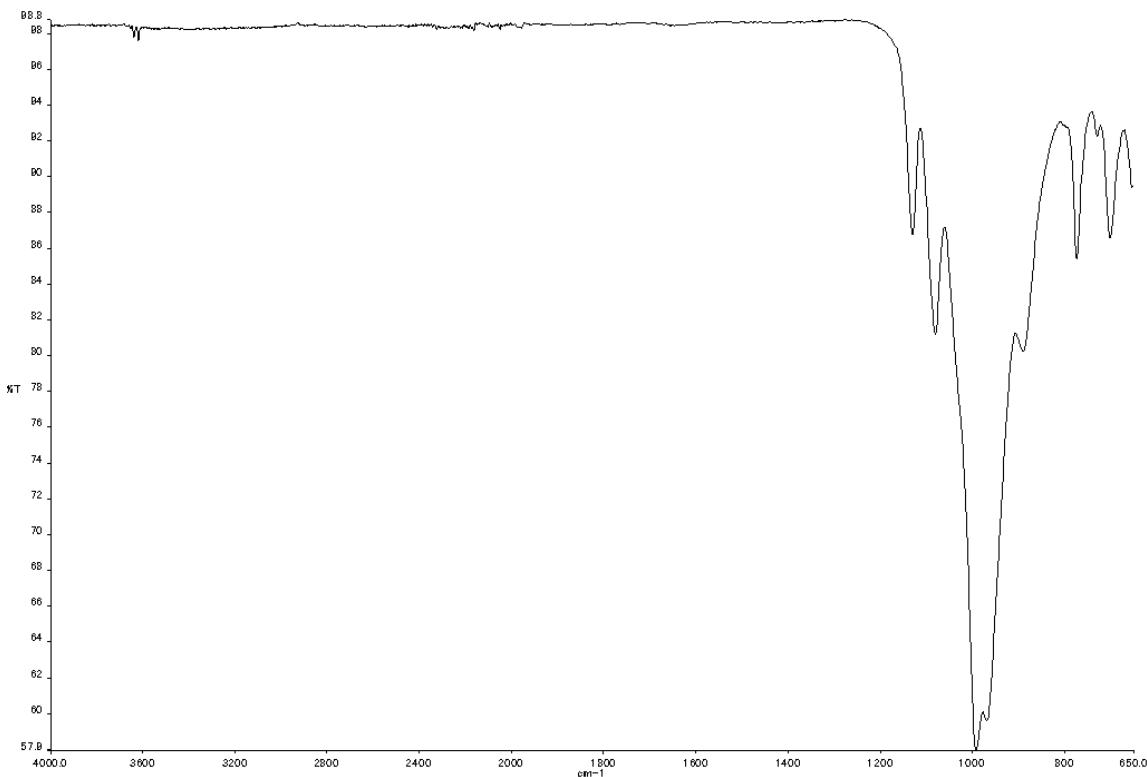
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

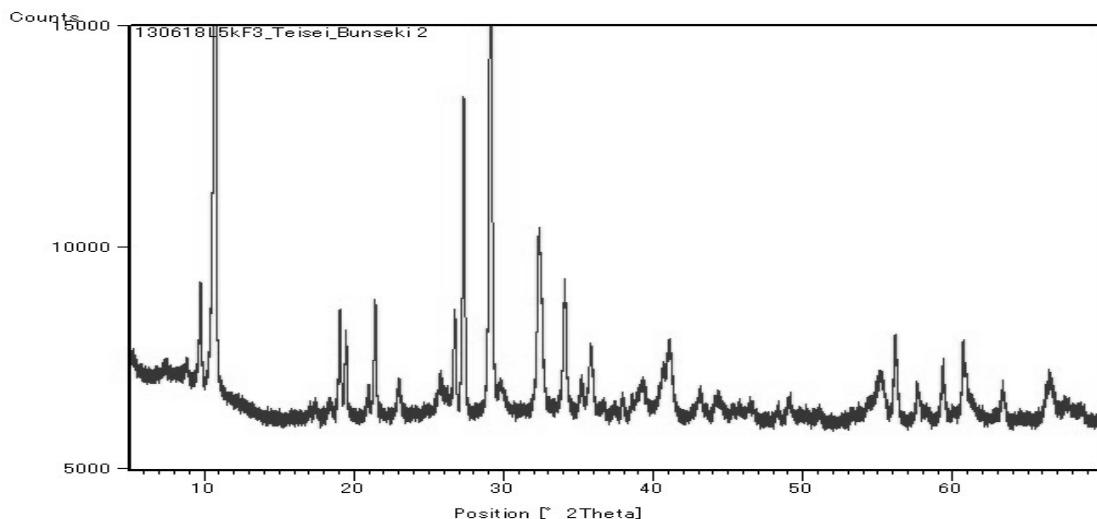
形態・色	角柱針状・灰色～茶色
多色性	非常に弱い
複屈折	中度
伸長性	正
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.691～1.703
屈折率 α	1.668～1.683

6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能4cm⁻¹

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO (PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA: 発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ): scan speed 0.0066° (2θ / s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	52.07
Al ₂ O ₃	1.14
FeO	33.32
MnO	2.11
MgO	5.58
CaO	1.23
Na ₂ O	2.63
K ₂ O	1.54
P ₂ O ₅	0.06
その他 成分	0.31

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	44.91
Al ₂ O ₃	0.71
Fe ₂ O ₃	46.02
MnO	1.31
MgO	3.47
CaO	0.76
Na ₂ O	1.63
K ₂ O	0.96
P ₂ O ₅	0.03
その他 成分	0.19

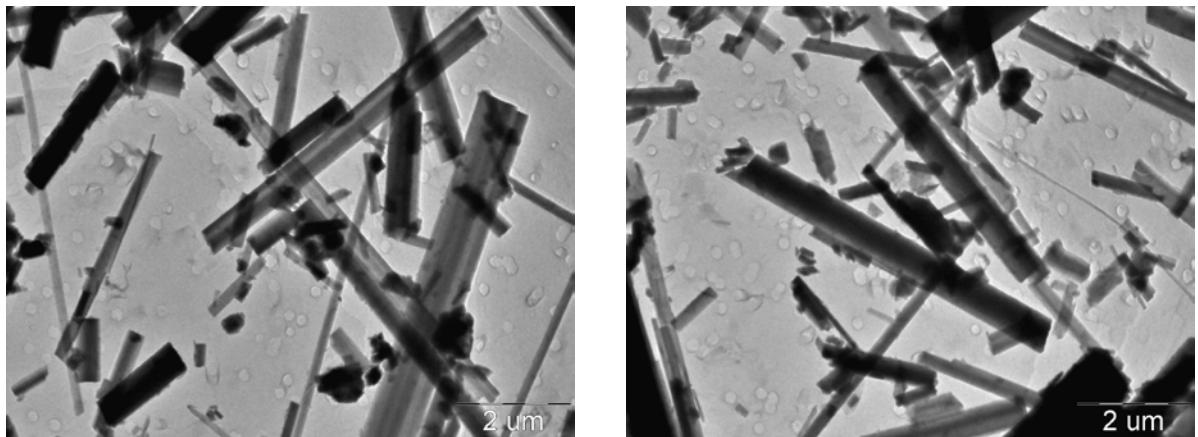
測定条件等: ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
020	9.731	41.6
110	10.695	44.3
400	19.042	45.1

測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

10 透過型電子顕微鏡 形態



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率2500倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



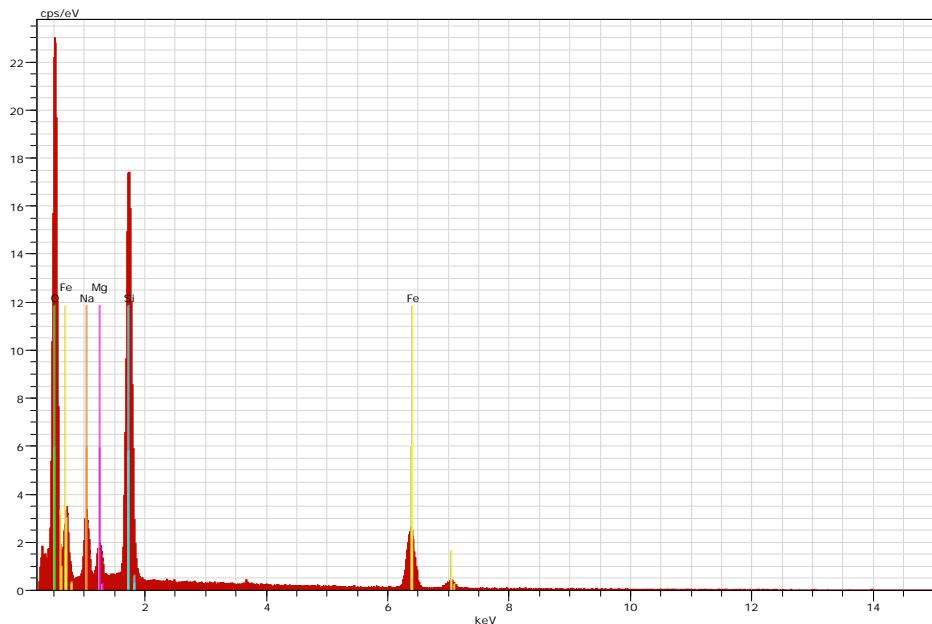
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

1 走査型電子顕微鏡 形態

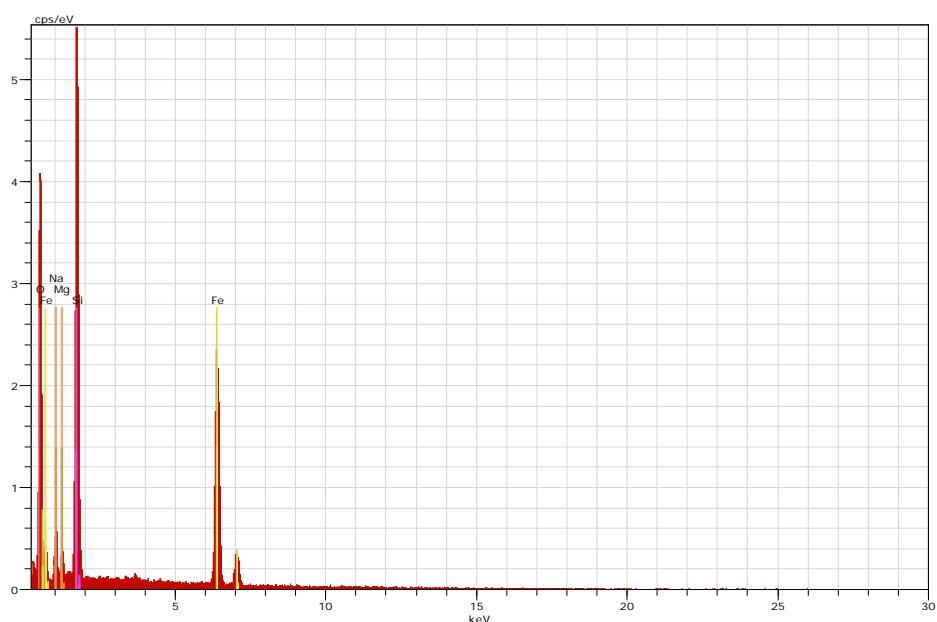


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



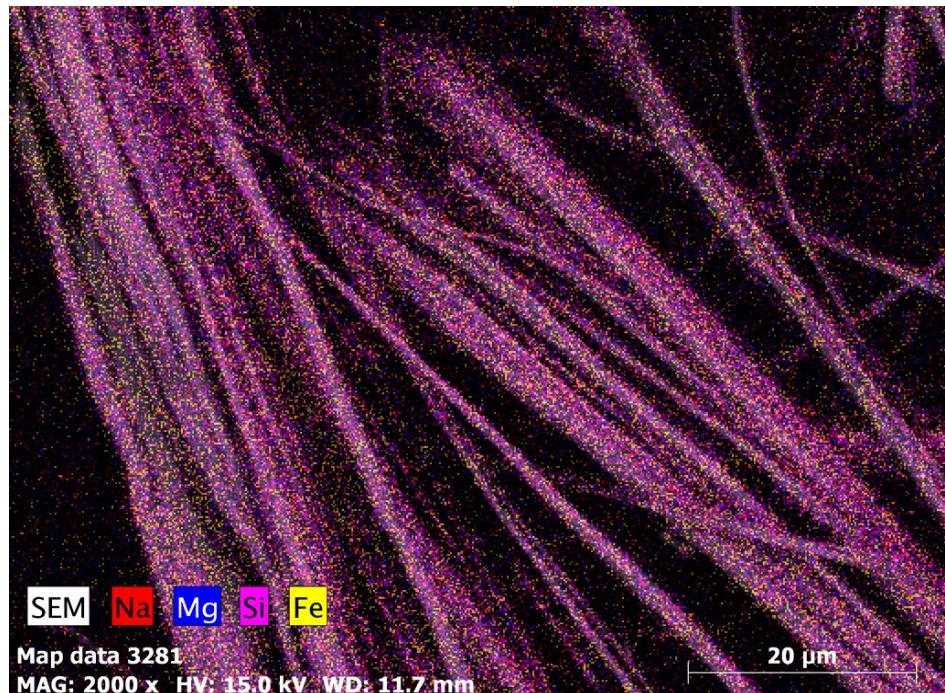
加速電圧15kV



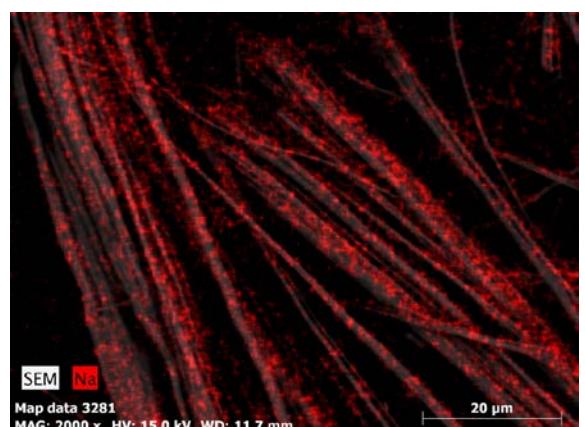
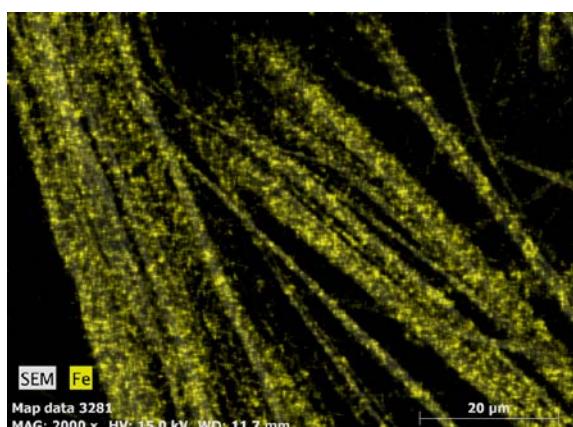
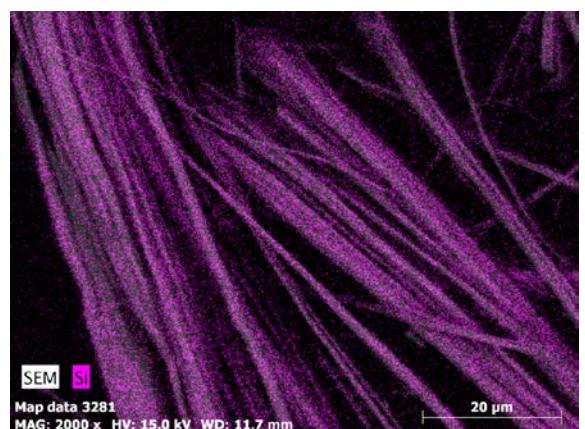
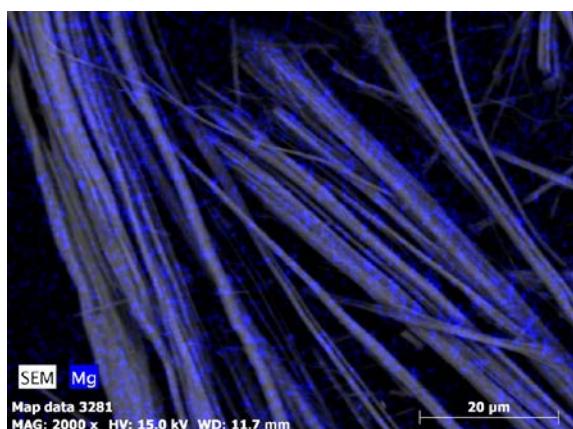
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング ---



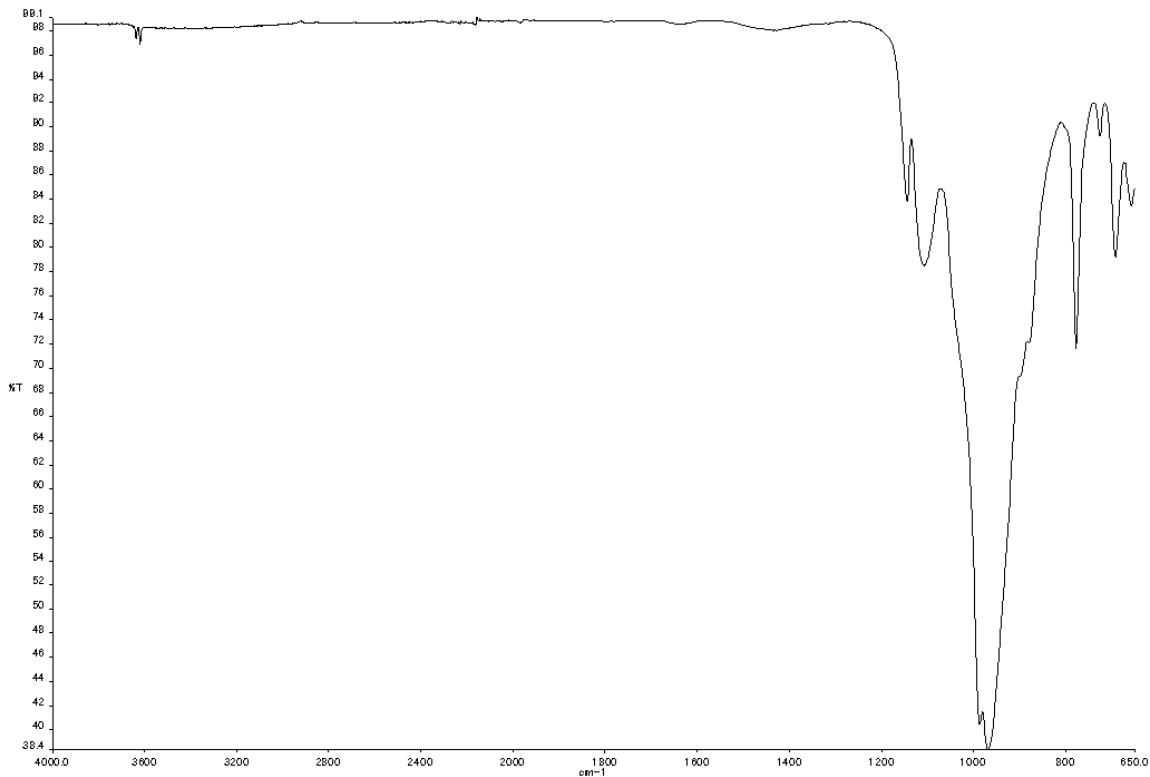
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

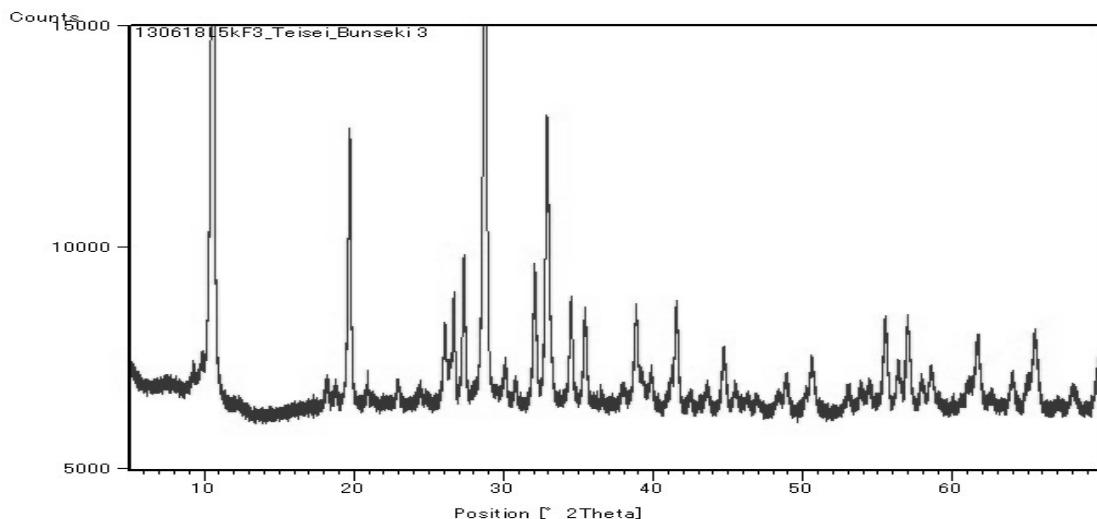
形態・色	角柱針状・青色
多色性	α 青色、 γ 灰色
複屈折	低い
伸長性	負
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.683～1.703
屈折率 α	1.682～1.699

6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能 4cm^{-1}

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	54.09
Al ₂ O ₃	0.24
FeO	33.46
MnO	0.08
MgO	3.32
CaO	1.42
Na ₂ O	5.45
K ₂ O	1.69
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	0.24

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	50.81
Al ₂ O ₃	0.14
Fe ₂ O ₃	42.14
MnO	0.05
MgO	1.88
CaO	0.80
Na ₂ O	3.09
K ₂ O	0.96
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	0.14

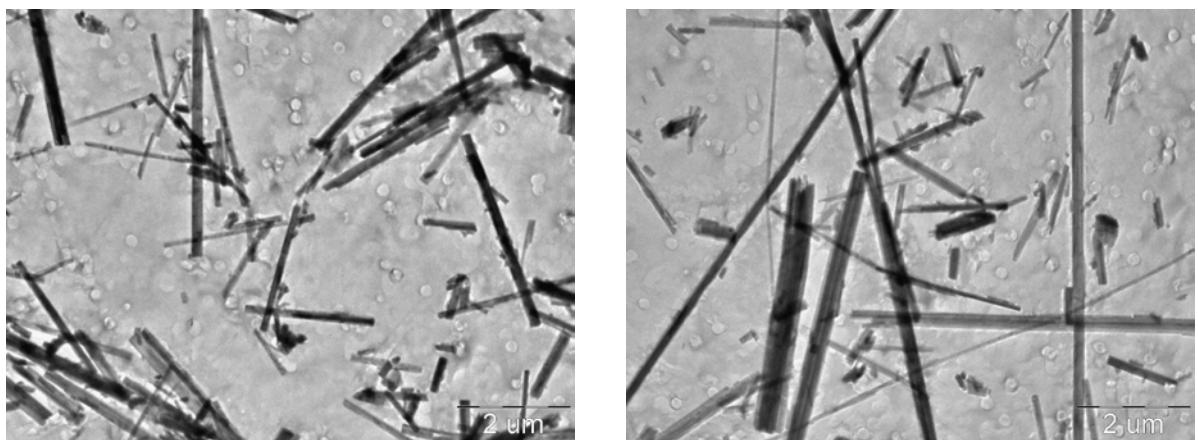
測定条件等:ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
020	9.250	50.5
040	19.617	30.4
110	10.509	30.0
310	28.566	29.4

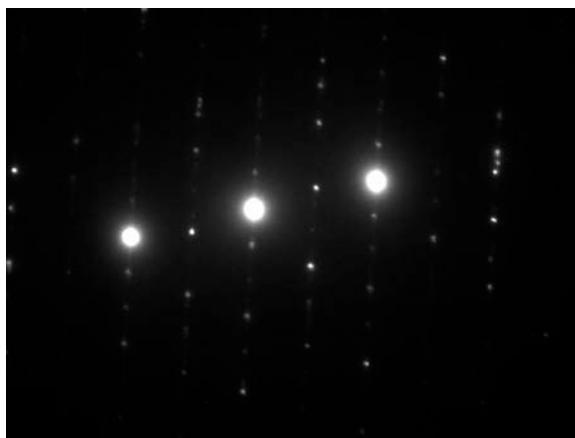
測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

10 透過型電子顕微鏡 形態



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率2500倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



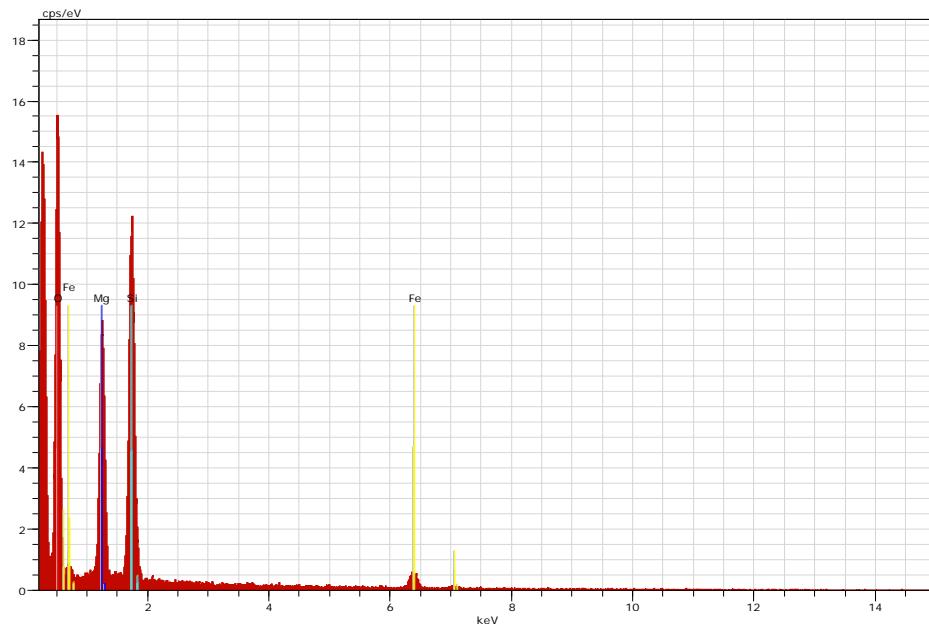
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

1 走査型電子顕微鏡 形態

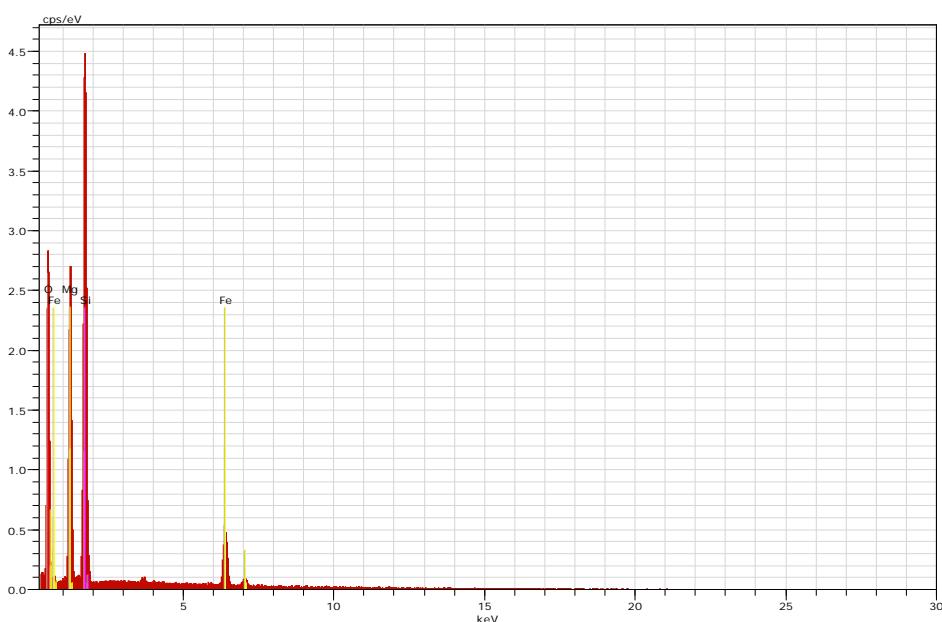


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



加速電圧15kV



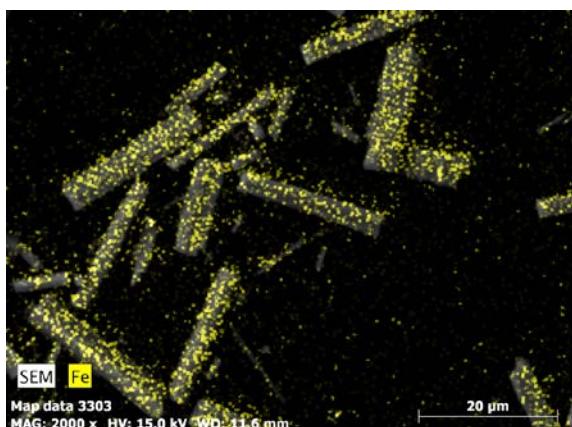
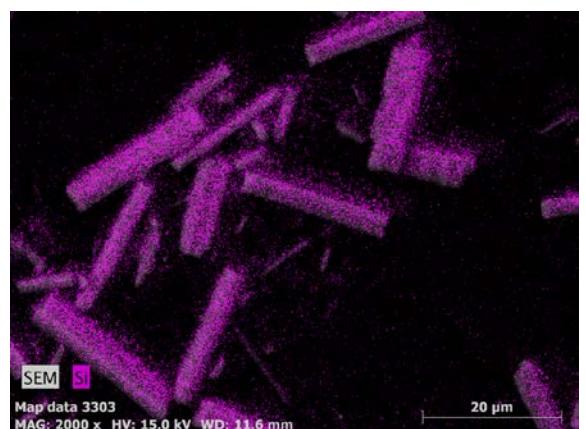
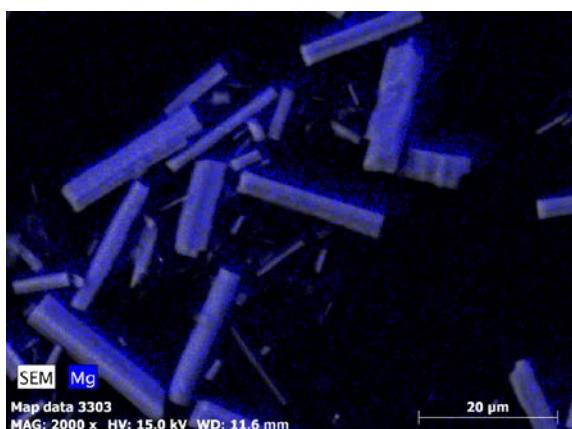
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング



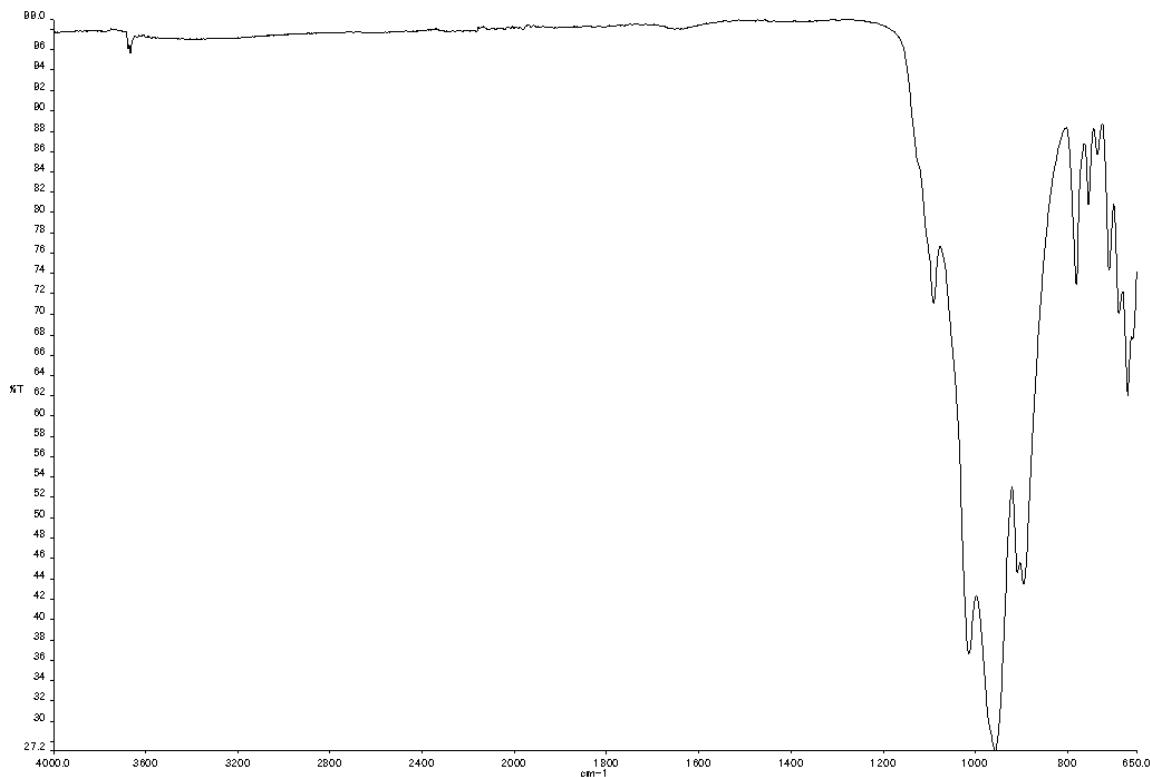
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

形態・色	角柱針状・白色
多色性	なし
複屈折	中度
伸長性	正
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.626～1.639
屈折率 α	1.601～1.626

6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル

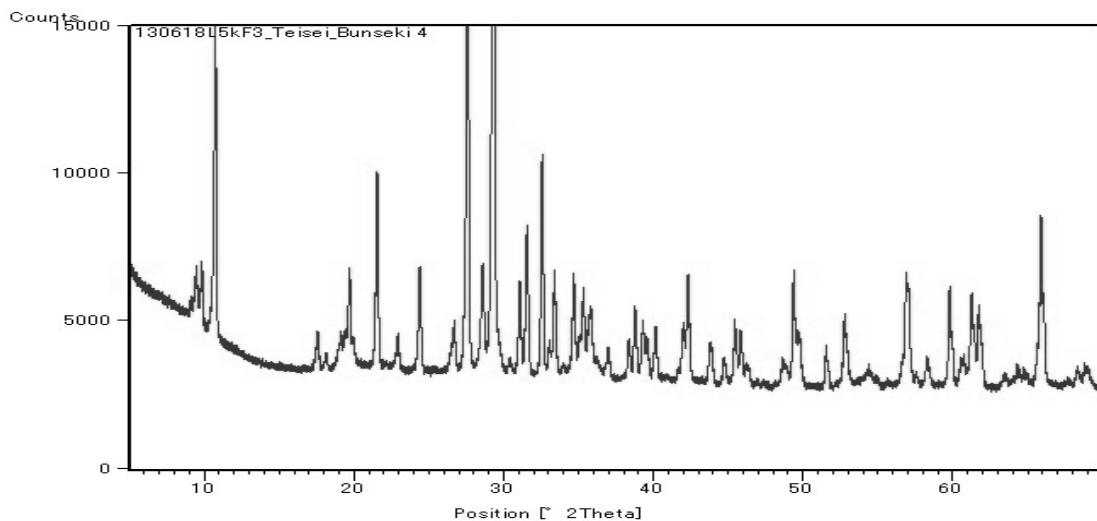


FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)

検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)

積算回数:4回 分解能4cm⁻¹

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^{\circ}$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	62.55
Al ₂ O ₃	0.38
FeO	7.09
MnO	0.24
MgO	24.36
CaO	0.51
Na ₂ O	1.49
K ₂ O	1.59
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	1.78

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	57.56
Al ₂ O ₃	0.35
Fe ₂ O ₃	14.51
MnO	0.22
MgO	22.42
CaO	0.47
Na ₂ O	1.37
K ₂ O	1.46
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	1.64

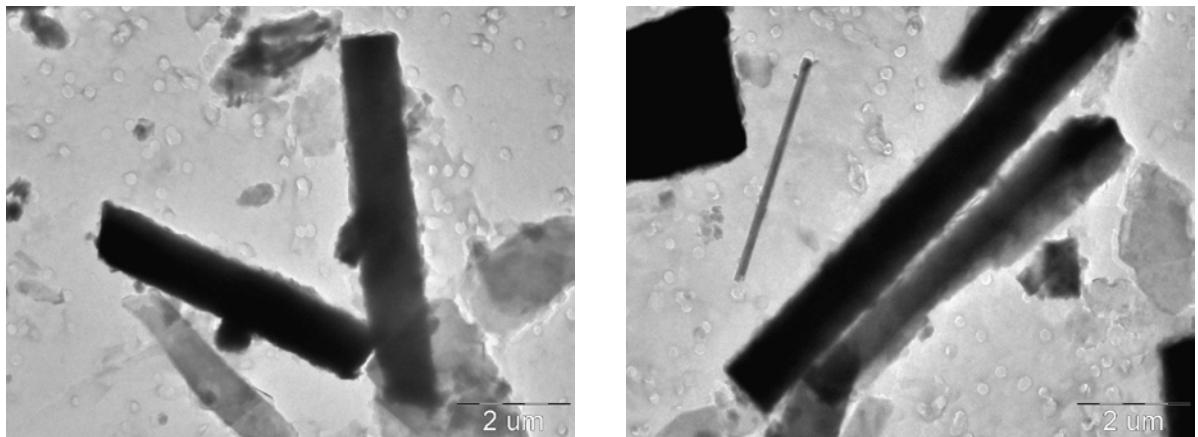
測定条件等:ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
020	9.814	57.1
040	19.682	55.2
610	29.282	59.9
12 00	59.782	71.9

測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

10 透過型電子顕微鏡 形態



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率2500倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

トレモライト標準試料 JAWE511

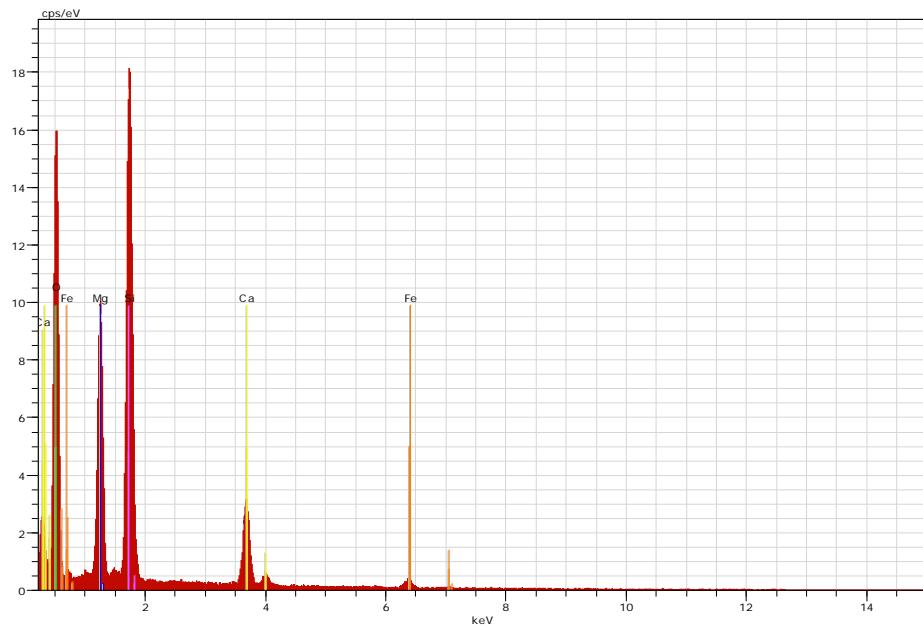
1 走査型電子顕微鏡 形態



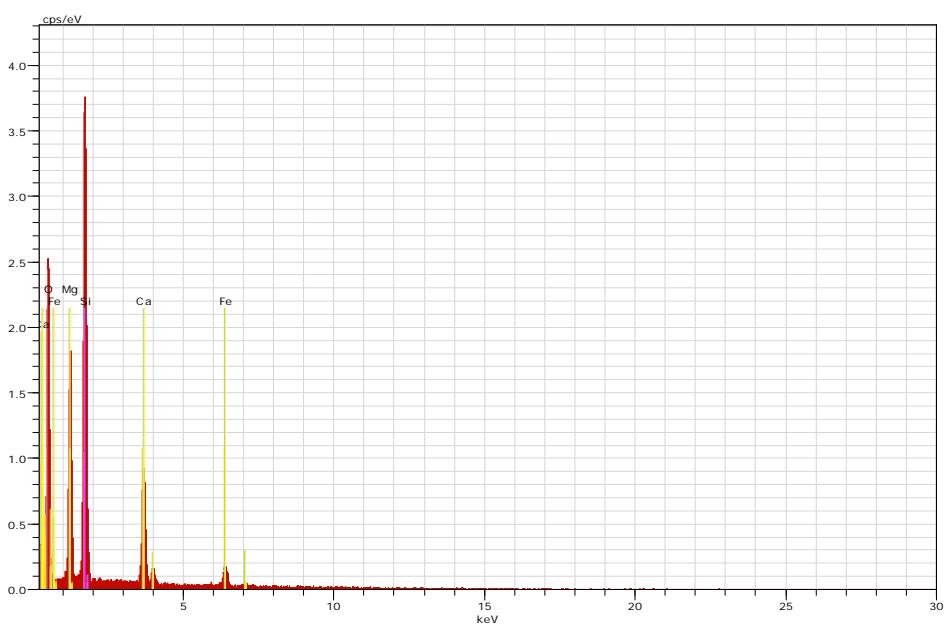
測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

トレモライト標準試料 JAWE511

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



加速電圧15kV

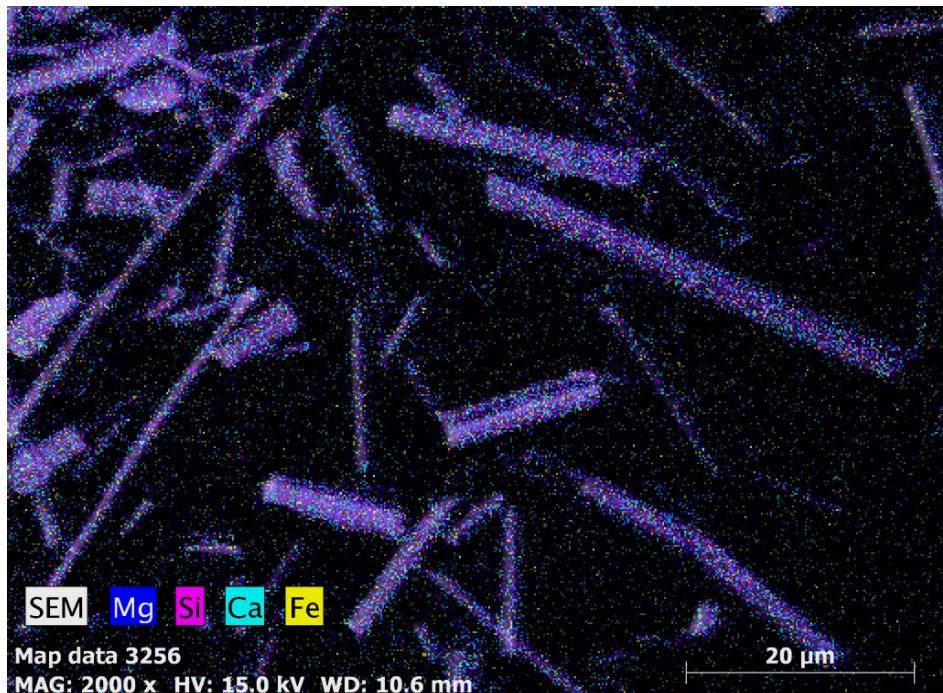


加速電圧30kV

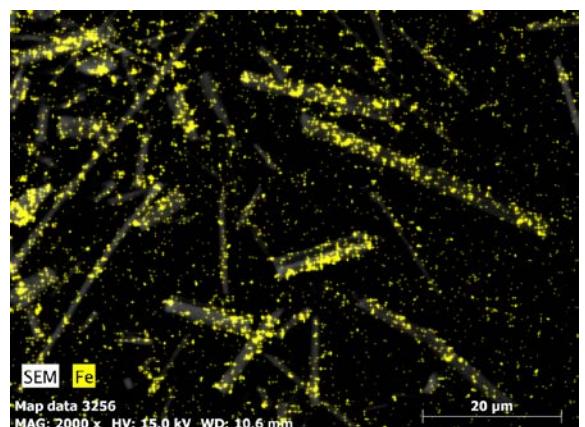
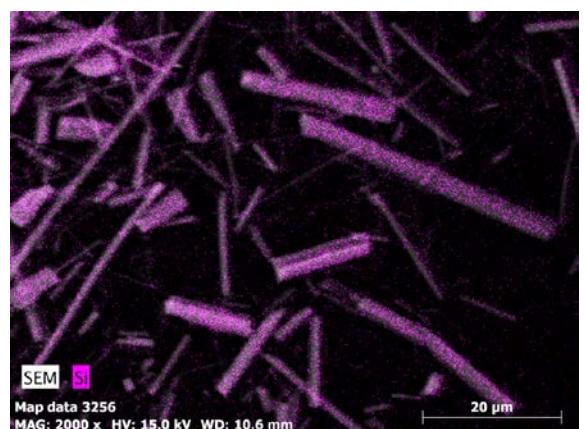
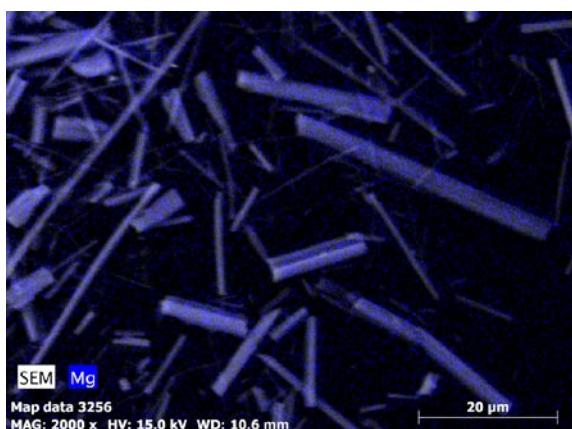
測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

トレモライト標準試料 JAWE511

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング ---



4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）

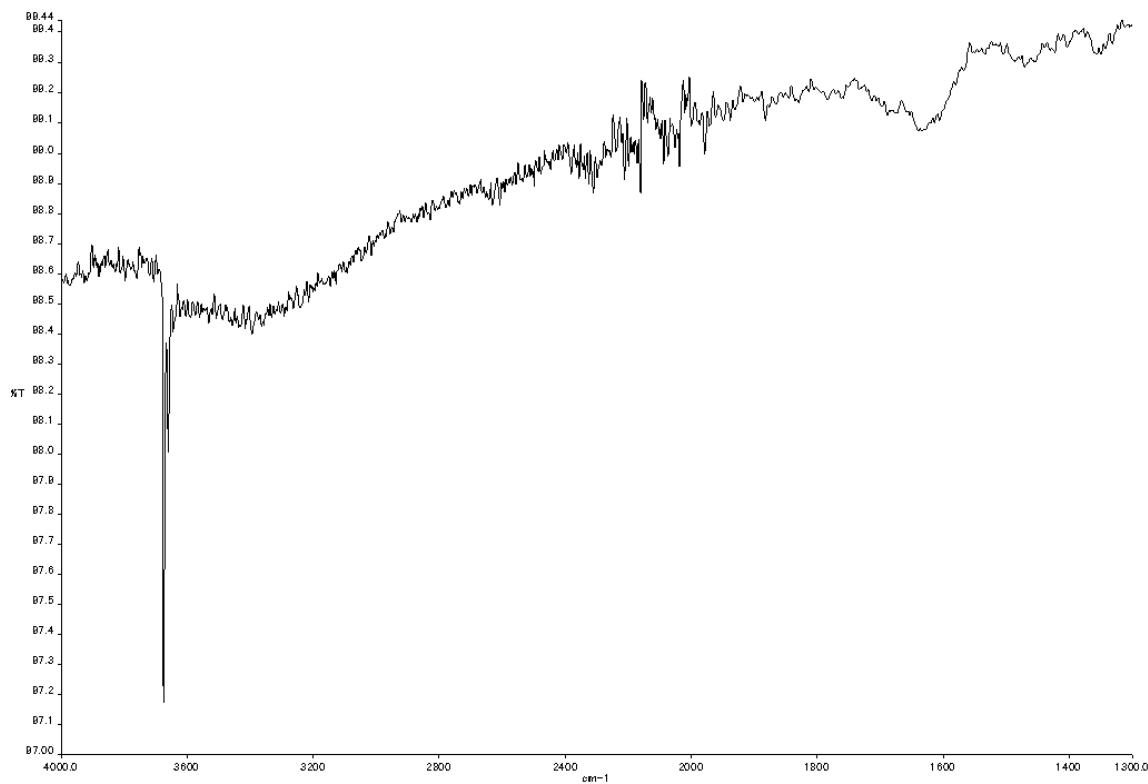
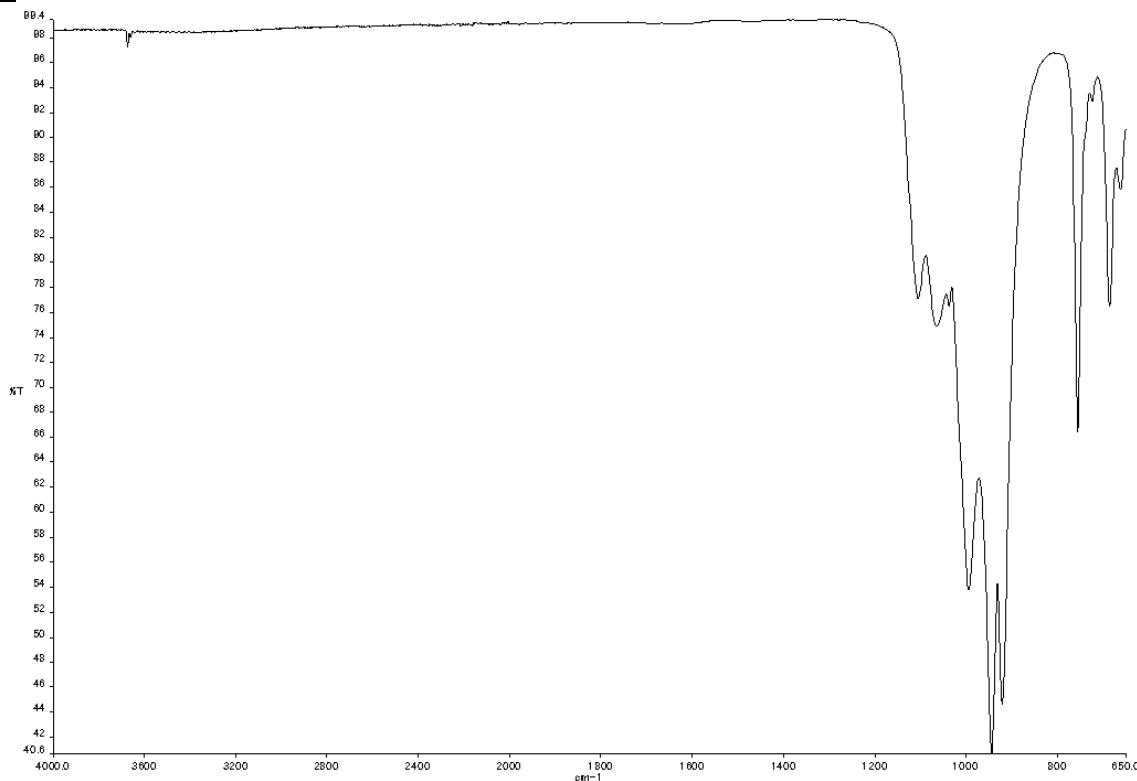


5 偏光顕微鏡による光学特性

形態・色	角柱針状・白色
多色性	なし
複屈折	中度
伸長性	正
消光角(最大)	15度
屈折率 γ	1.618～1.633
屈折率 α	1.603～1.626

トレモライト標準試料 JAWE511

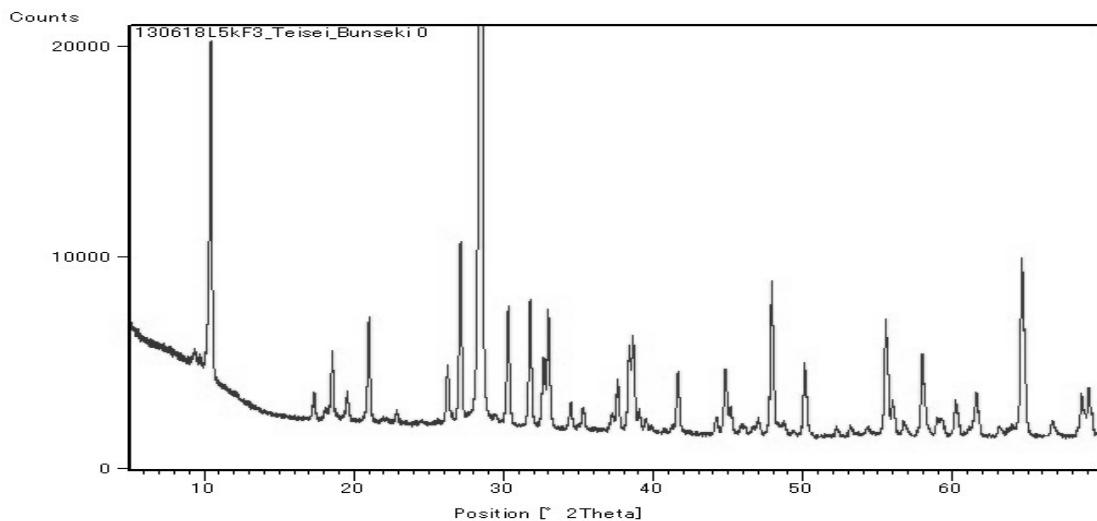
6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能 4cm^{-1}

トレモライト標準試料 JAWE511

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO (PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA: 発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ): scan speed 0.0066° (2θ / s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	51.91
Al ₂ O ₃	0.30
FeO	4.69
MnO	0.32
MgO	25.41
CaO	16.90
Na ₂ O	0.12
K ₂ O	0.07
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	0.27

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	49.09
Al ₂ O ₃	0.28
Fe ₂ O ₃	9.87
MnO	0.30
MgO	24.03
CaO	15.98
Na ₂ O	0.12
K ₂ O	0.07
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	0.25

測定条件等: ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

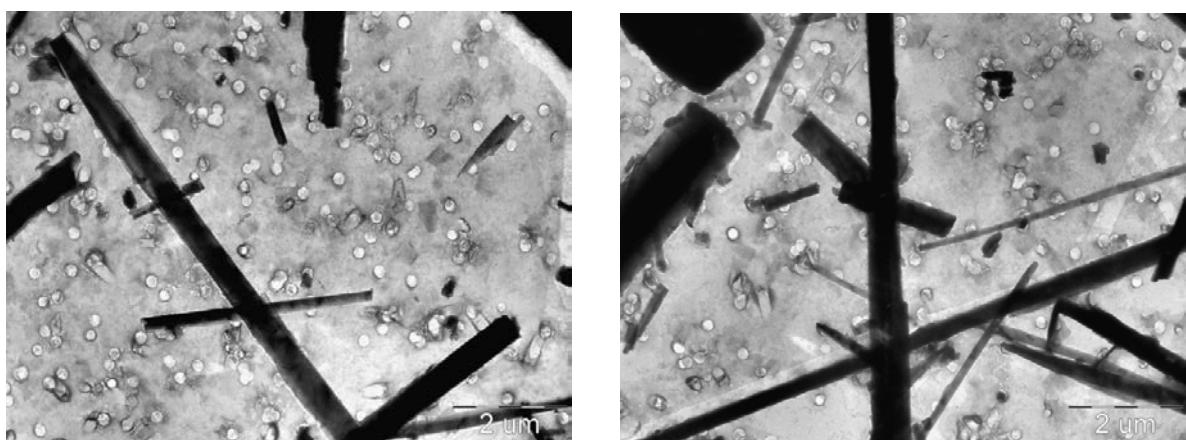
9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
110	10.414	42.6
020	9.711	40.6
200	18.524	40.8
040	19.535	40.8

測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

トレモライト標準試料 JAWE511

10 透過型電子顕微鏡 形態



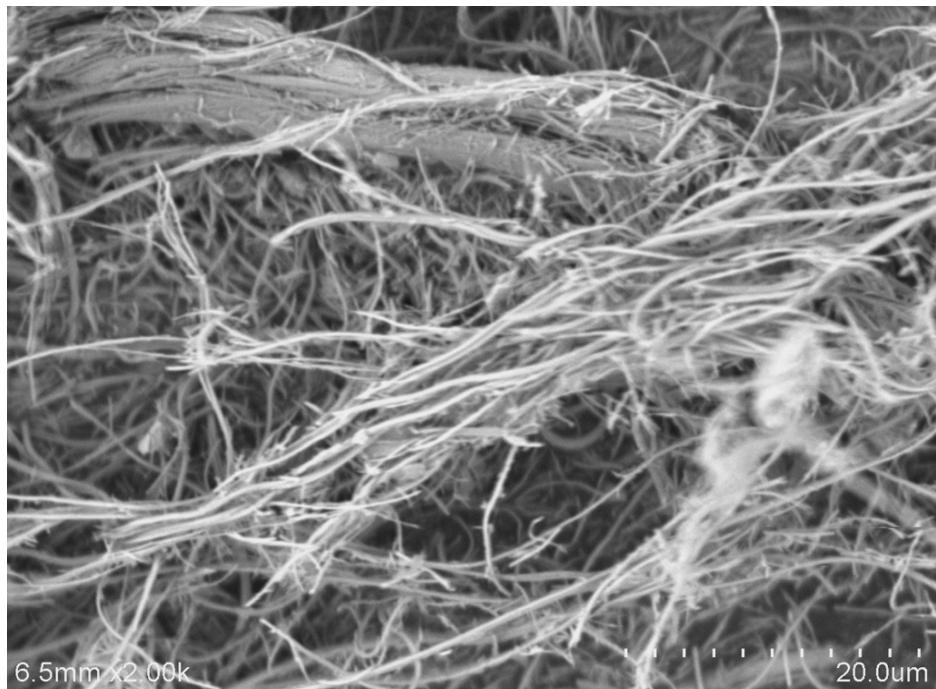
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率2500倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

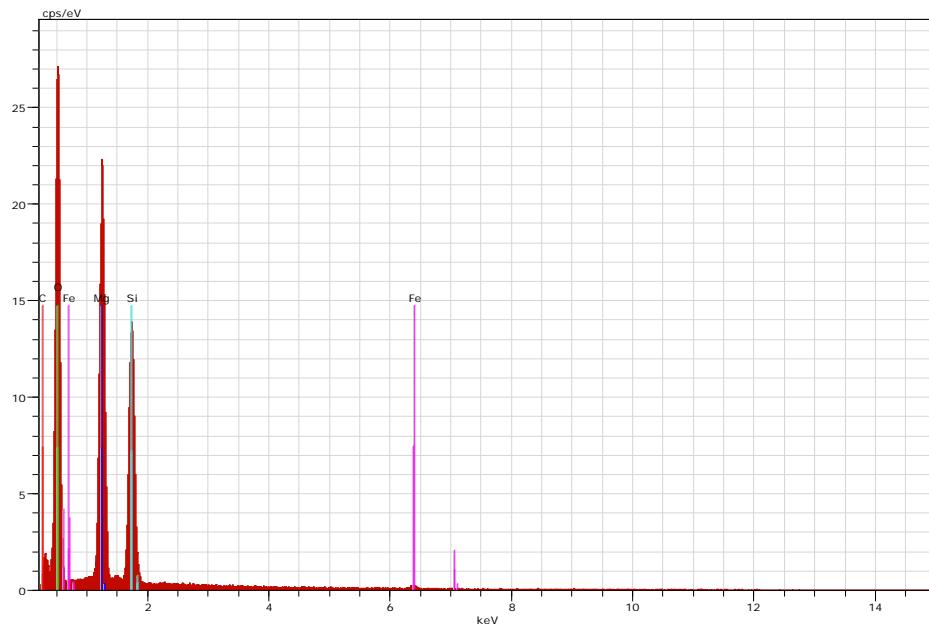
1 走査型電子顕微鏡 形態



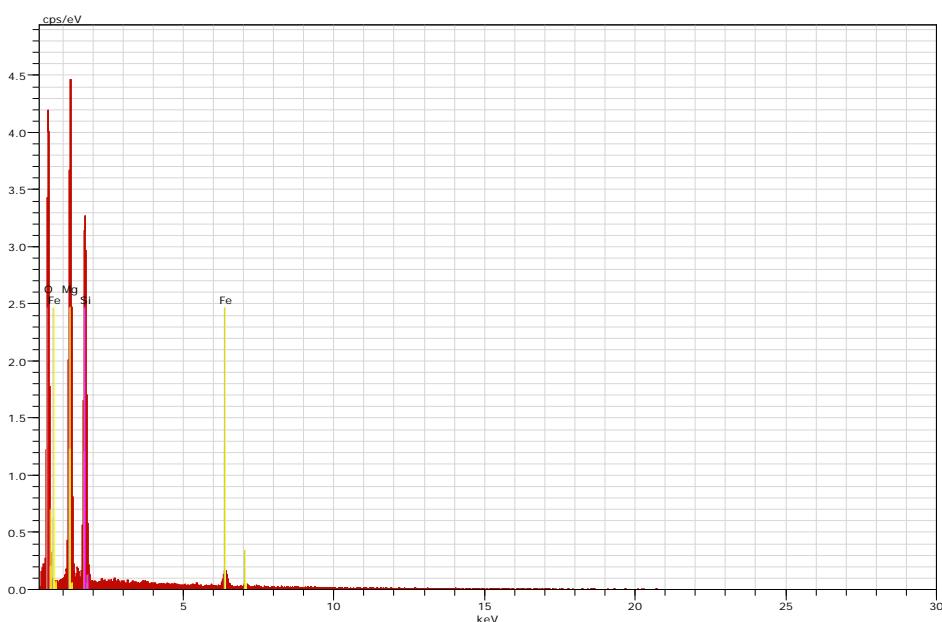
測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

クリソタイル標準試料 UICC A

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



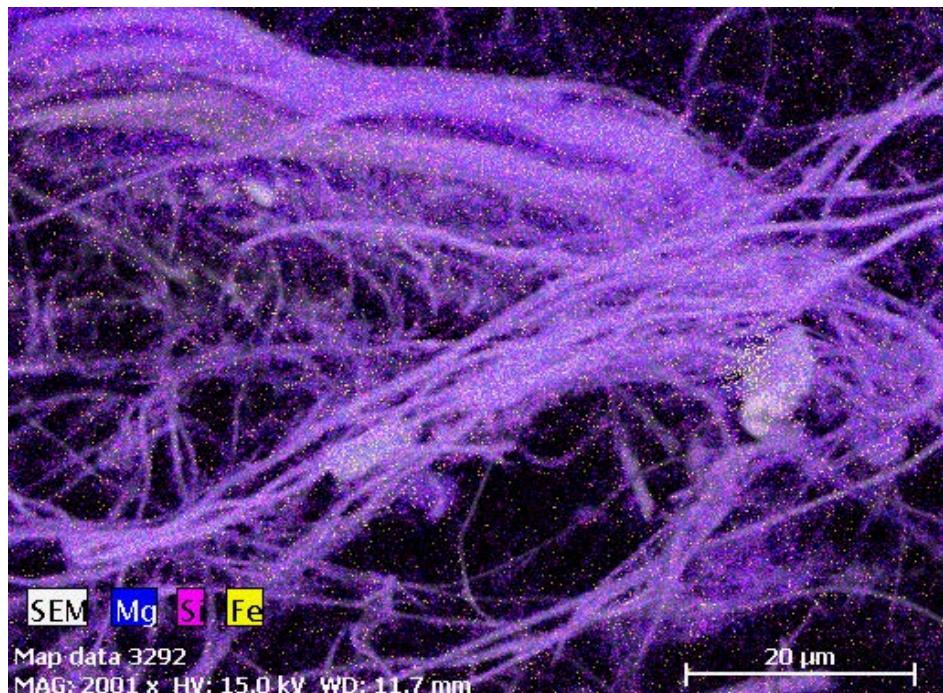
加速電圧15kV



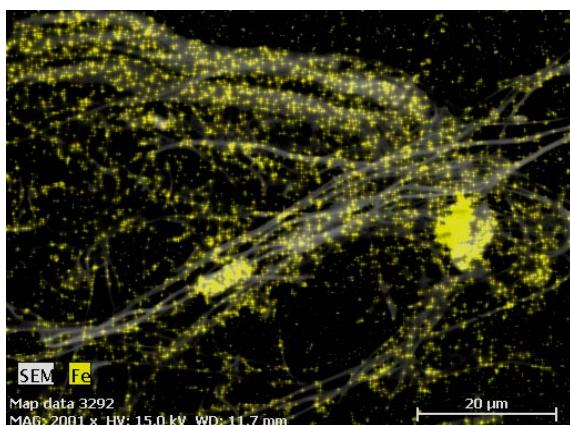
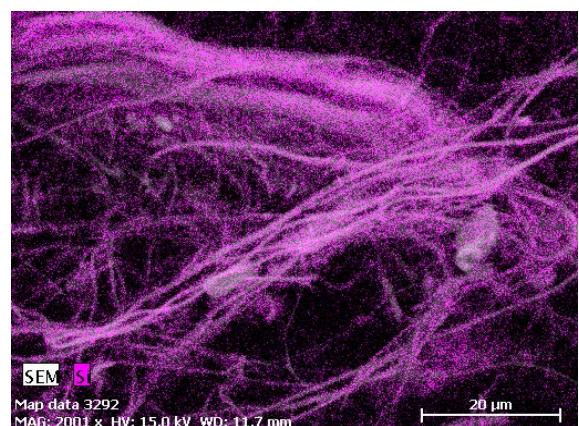
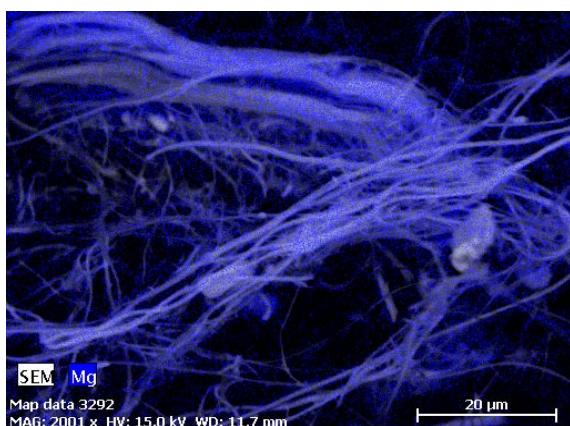
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング



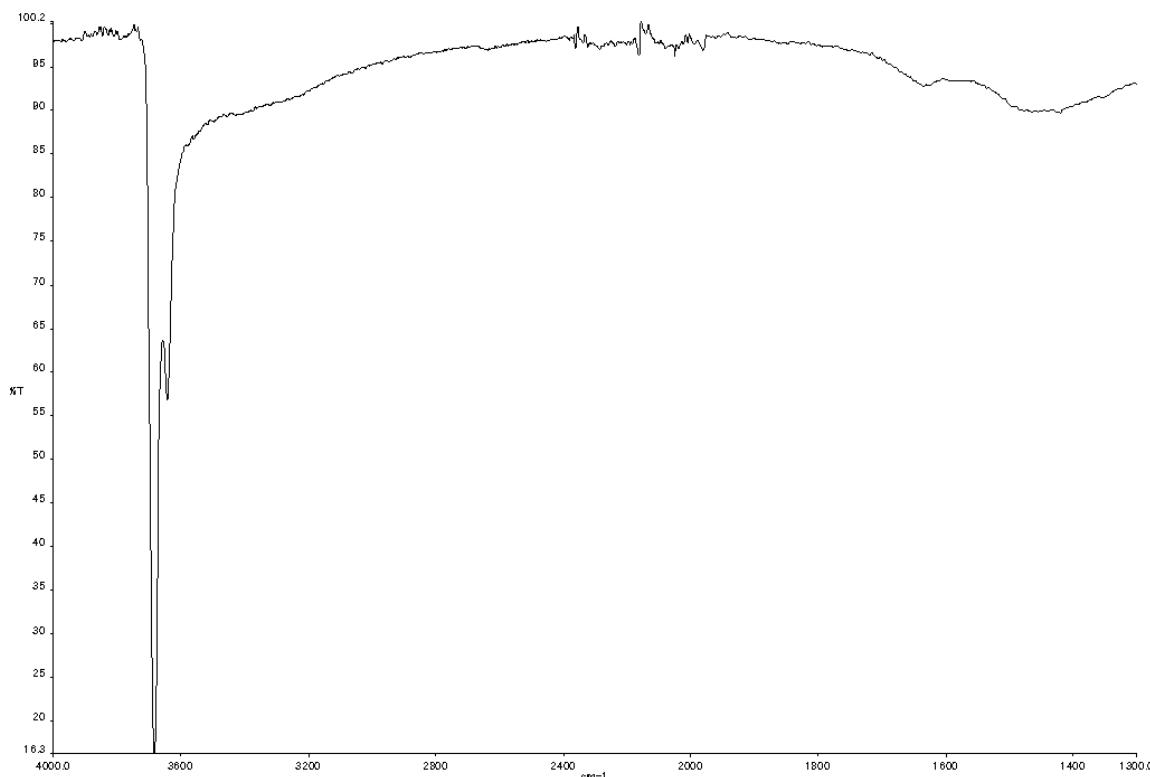
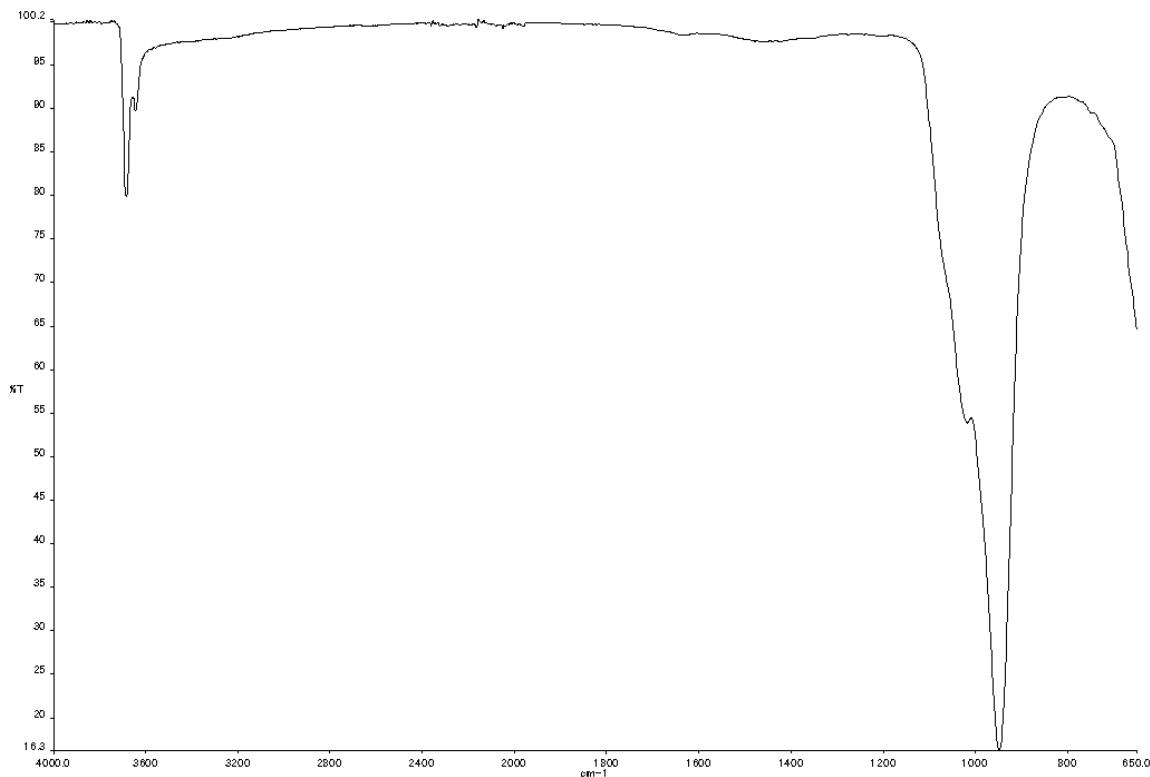
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

形態・色	曲線状・白色
多色性	なし
複屈折	低い
伸長性	正
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.544～1.562
屈折率 α	1.542～1.556

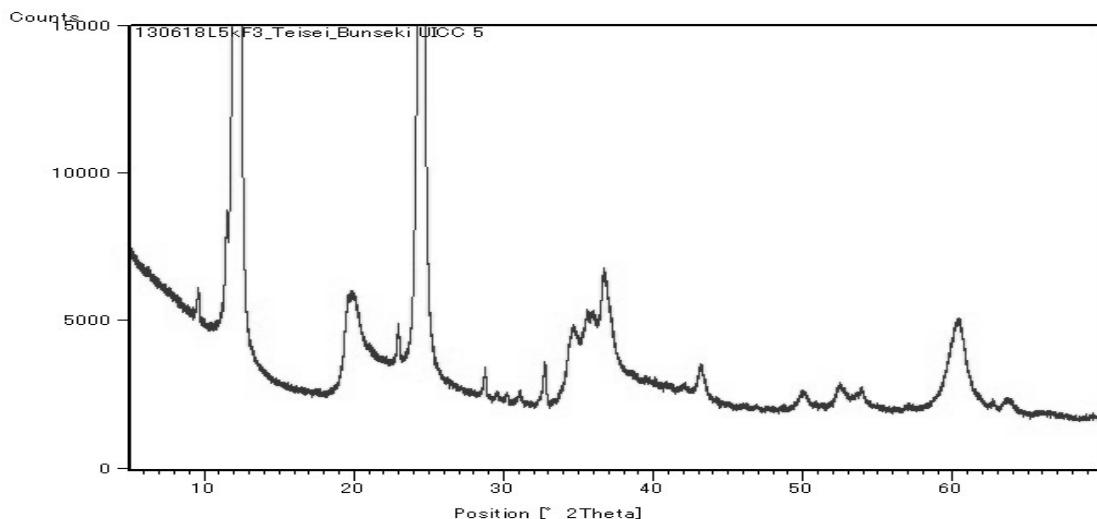
6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能4cm⁻¹

クリソタイル標準試料 UICC A

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット1/2° :
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	38.96
Al ₂ O ₃	2.24
FeO	3.51
MnO	0.07
MgO	50.61
CaO	1.07
Na ₂ O	1.44
K ₂ O	0.69
P ₂ O ₅	0.39
その他 成分	1.03

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	37.35
Al ₂ O ₃	2.15
Fe ₂ O ₃	7.48
MnO	0.06
MgO	48.53
CaO	1.02
Na ₂ O	1.38
K ₂ O	0.66
P ₂ O ₅	0.37
その他 成分	0.99

測定条件等:ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

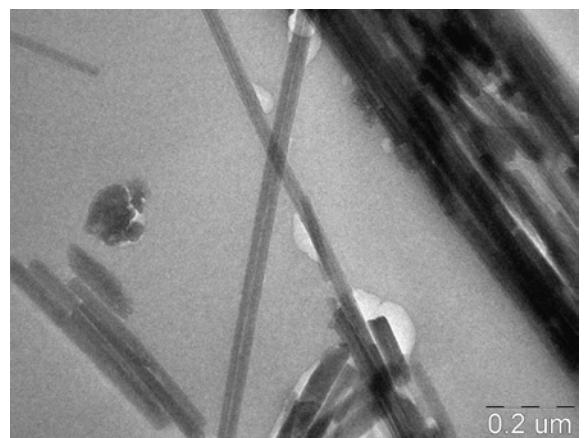
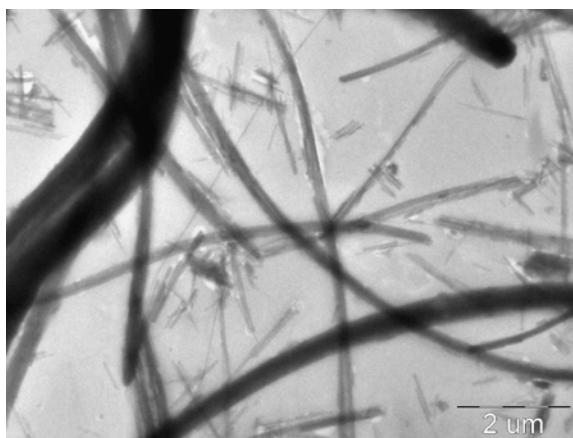
9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
002	12.084	15.9
004	24.343	12.0
060	60.174	5.6

測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

クリソタイル標準試料 UICC A

10 透過型電子顕微鏡 形態



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率 左2500倍 右20000倍、加速電圧100kv

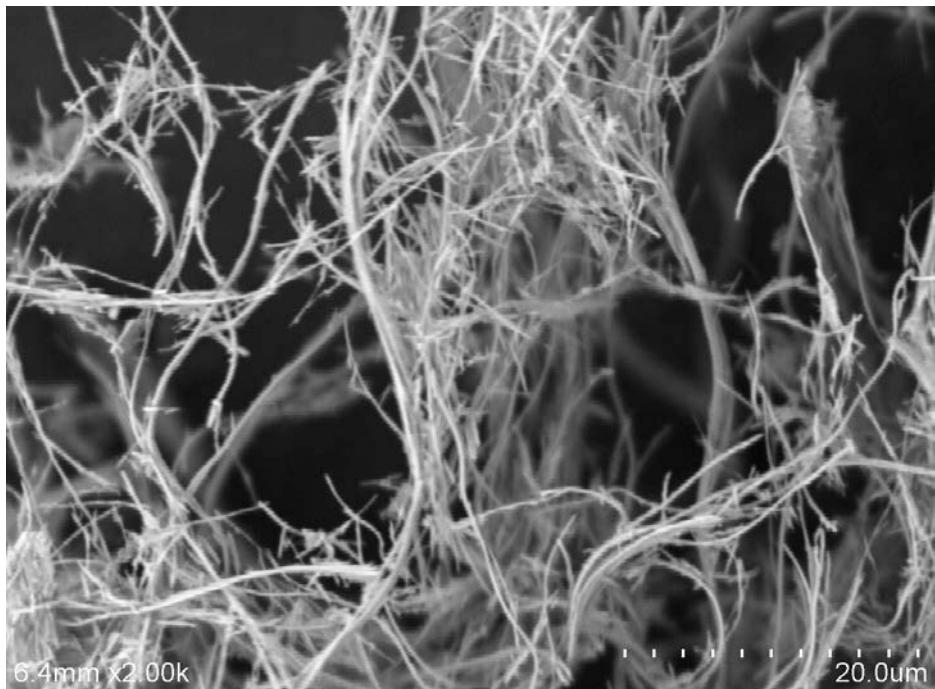
11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

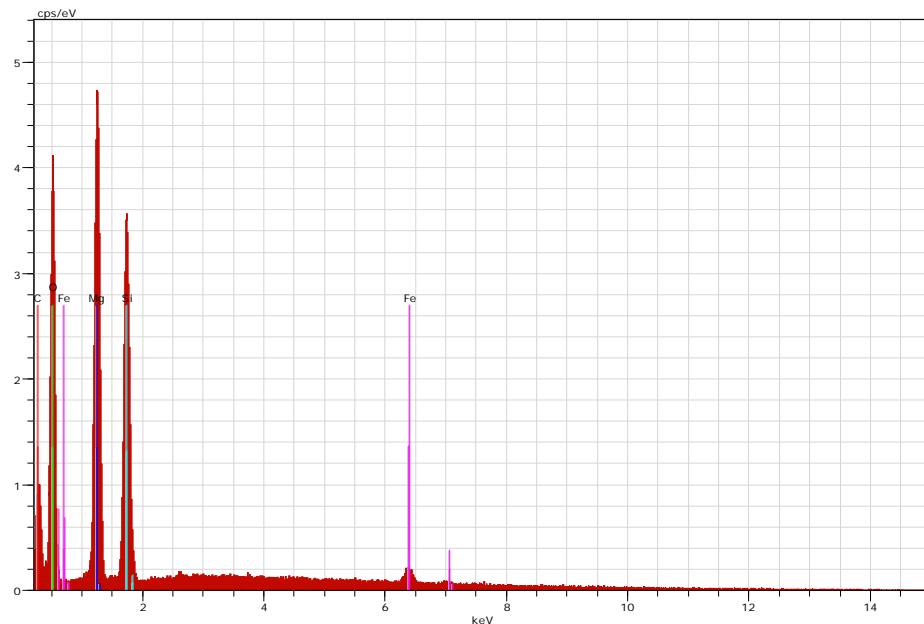
クリソタイル標準試料 UICC B

1 走査型電子顕微鏡 形態

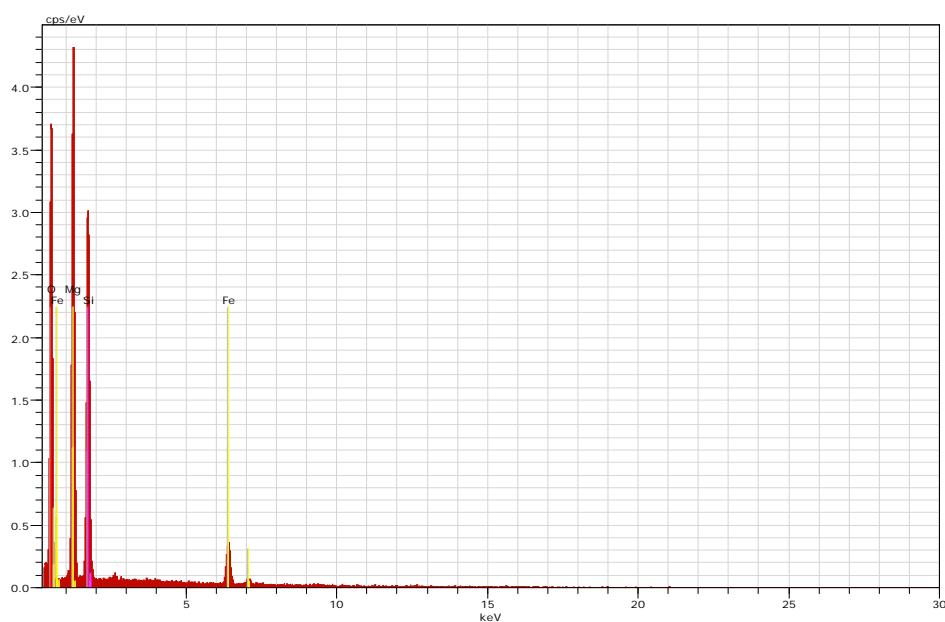


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



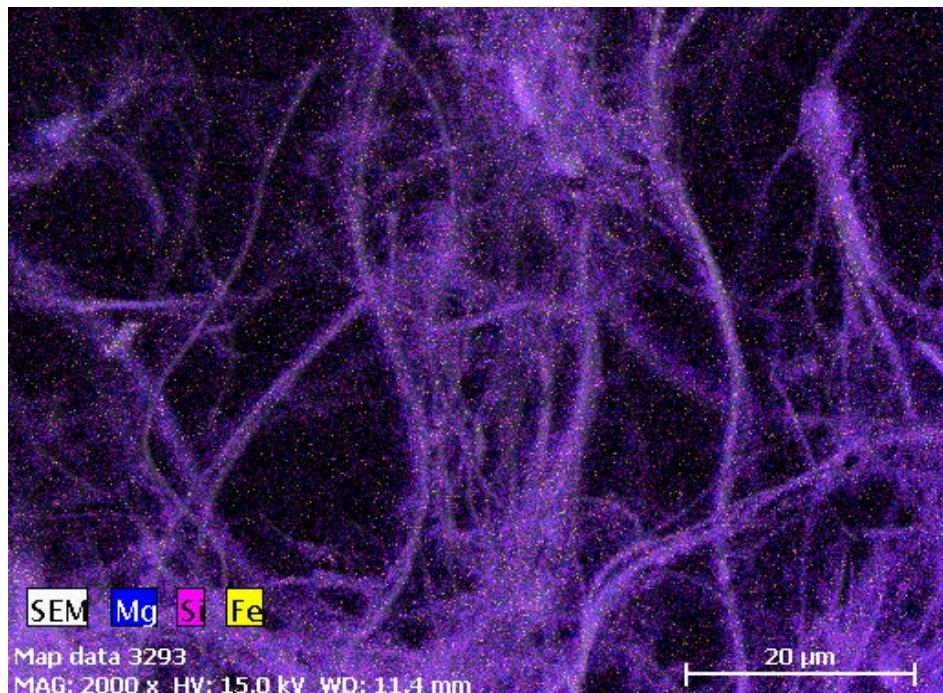
加速電圧15kV



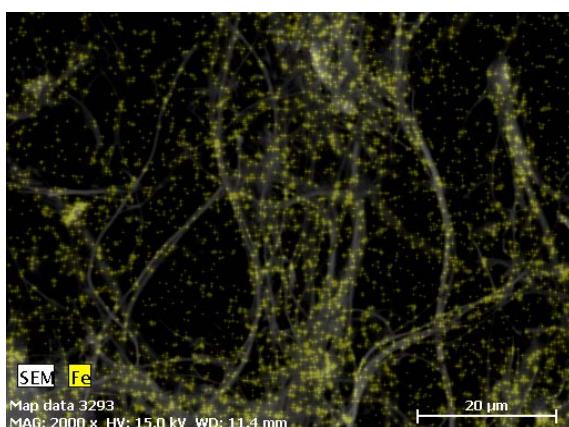
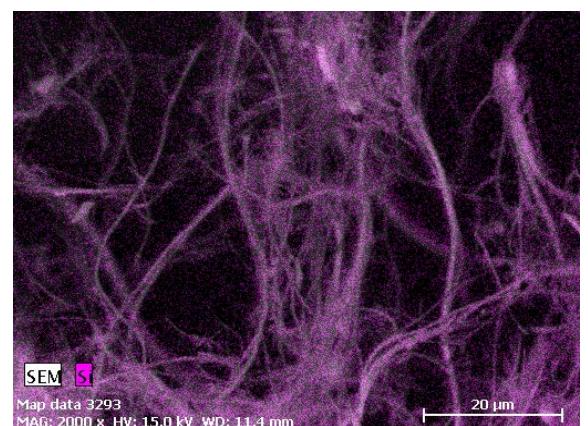
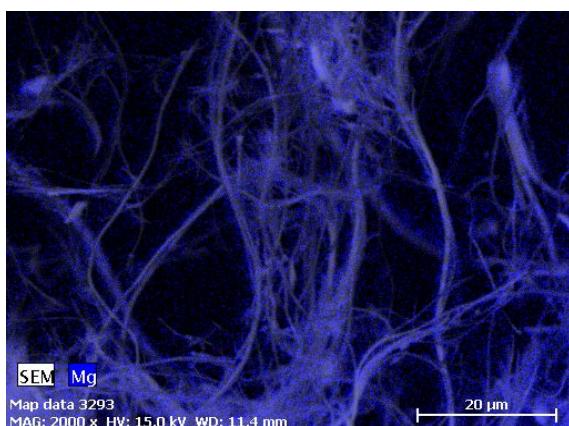
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング



4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）

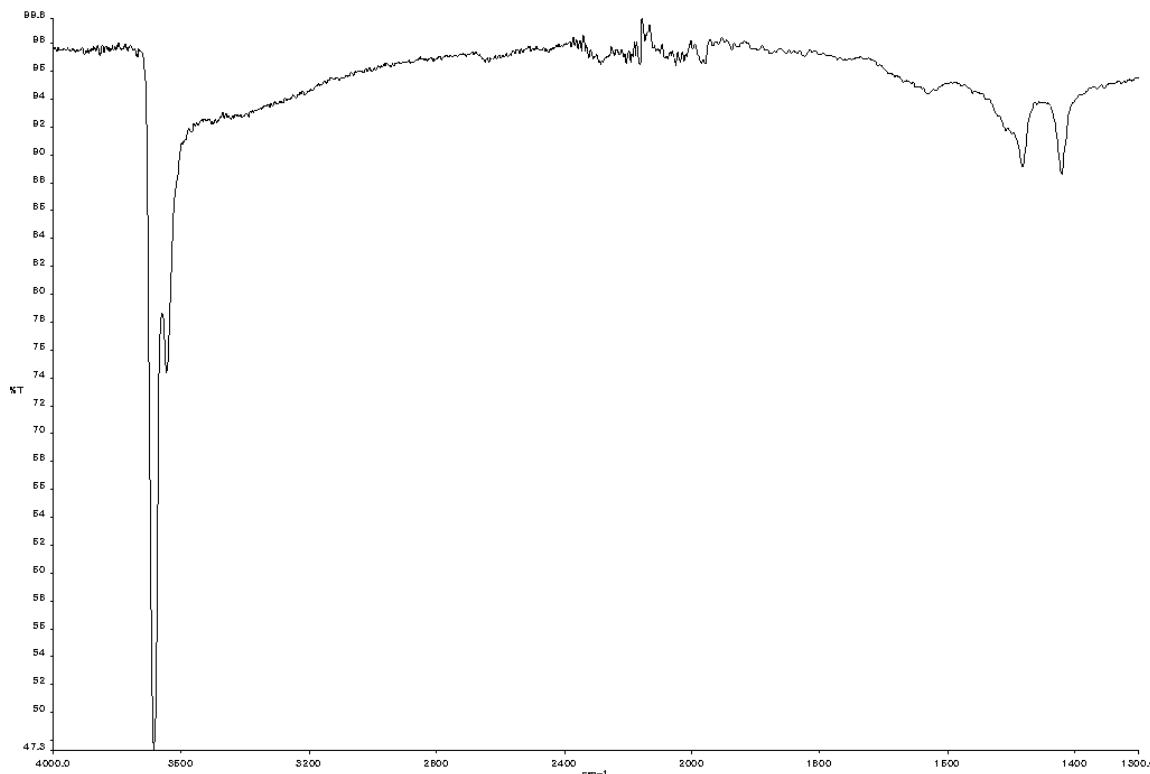
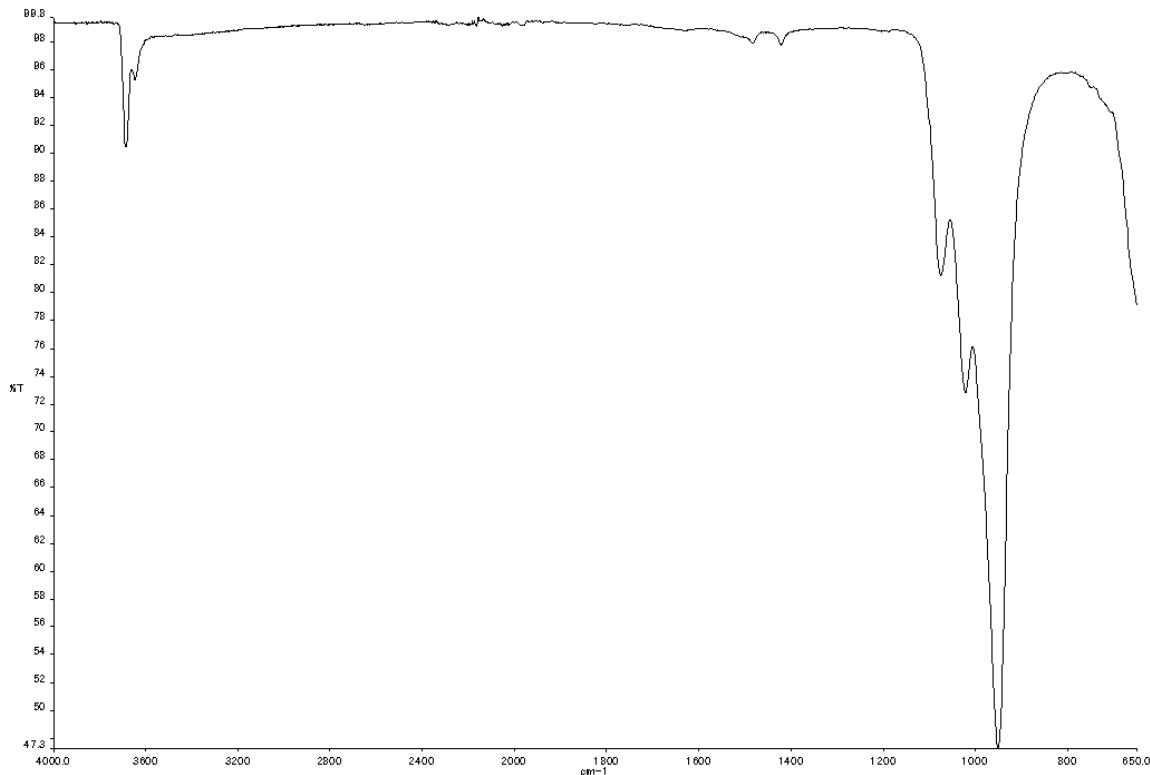


5 偏光顕微鏡による光学特性

形態・色	曲線状・白色
多色性	なし
複屈折	低い
伸長性	正
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.550～1.567
屈折率 α	1.542～1.556

クリソタイル標準試料 UICC B

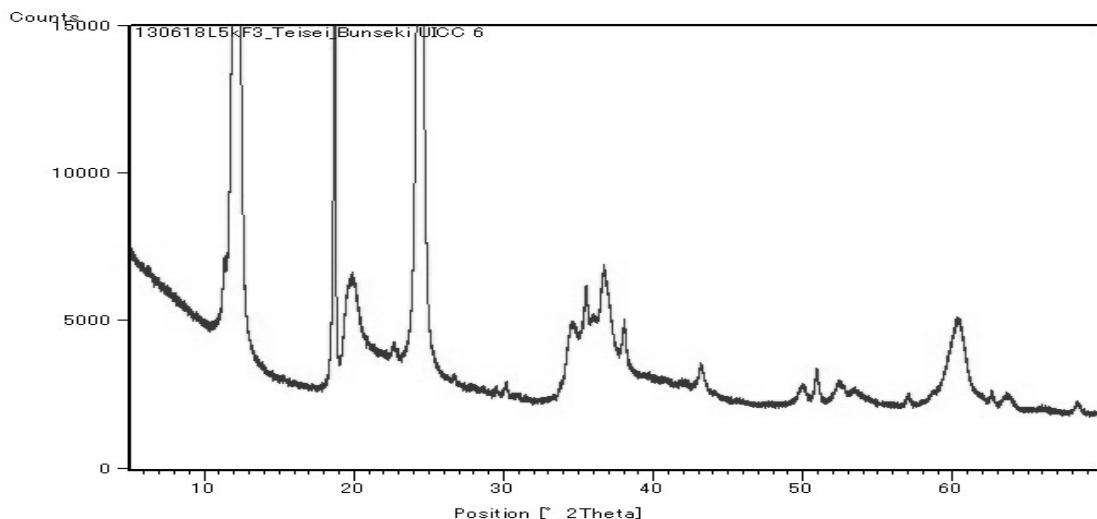
6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能 4cm^{-1}

クリソタイル標準試料 UICC B

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット1/2° :
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	41.63
Al ₂ O ₃	1.36
FeO	3.87
MnO	0.07
MgO	49.06
CaO	0.70
Na ₂ O	1.58
K ₂ O	1.18
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	0.55

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	39.74
Al ₂ O ₃	1.30
Fe ₂ O ₃	8.22
MnO	0.07
MgO	46.84
CaO	0.67
Na ₂ O	1.51
K ₂ O	1.13
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	0.52

測定条件等:ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

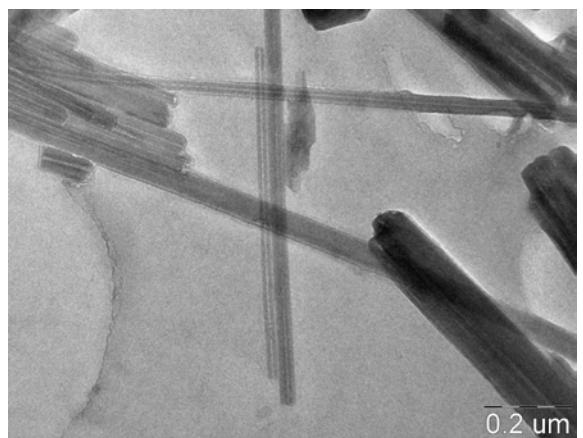
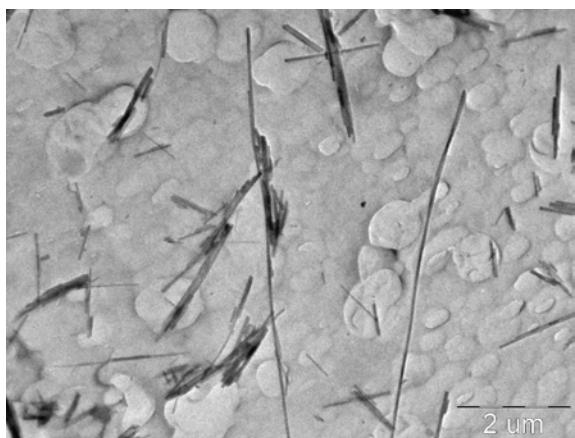
9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
002	12.073	15.7
004	24.312	14.9
060	60.172	6.1

測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

クリソタイル標準試料 UICC B

10 透過型電子顕微鏡 形態



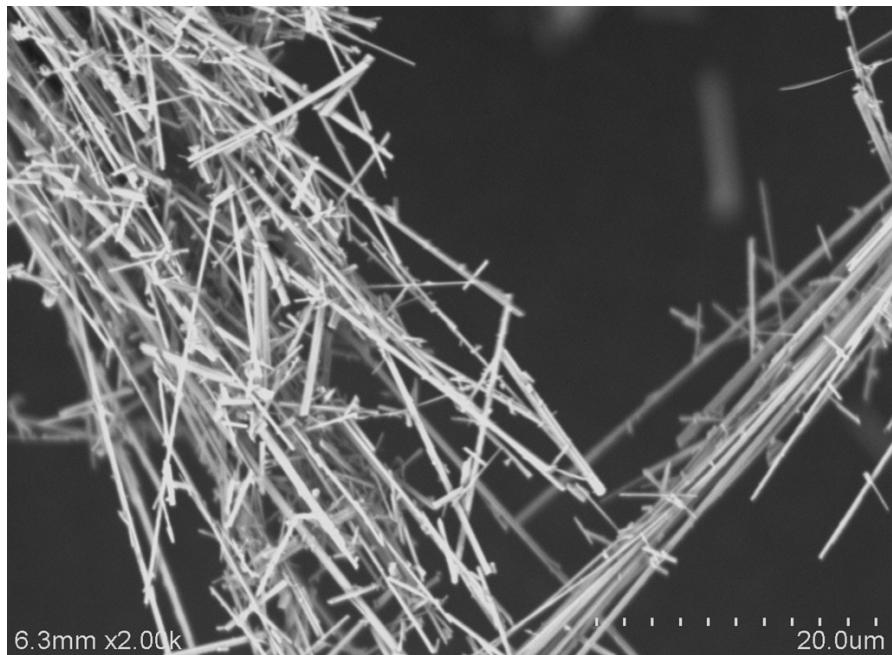
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率 左2500倍 右20000倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



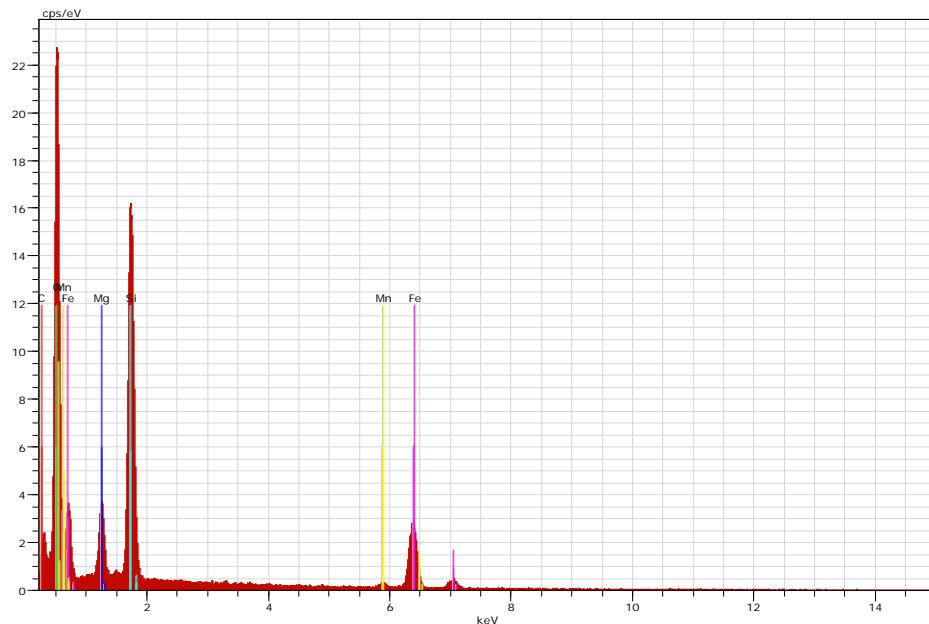
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

1 走査型電子顕微鏡 形態

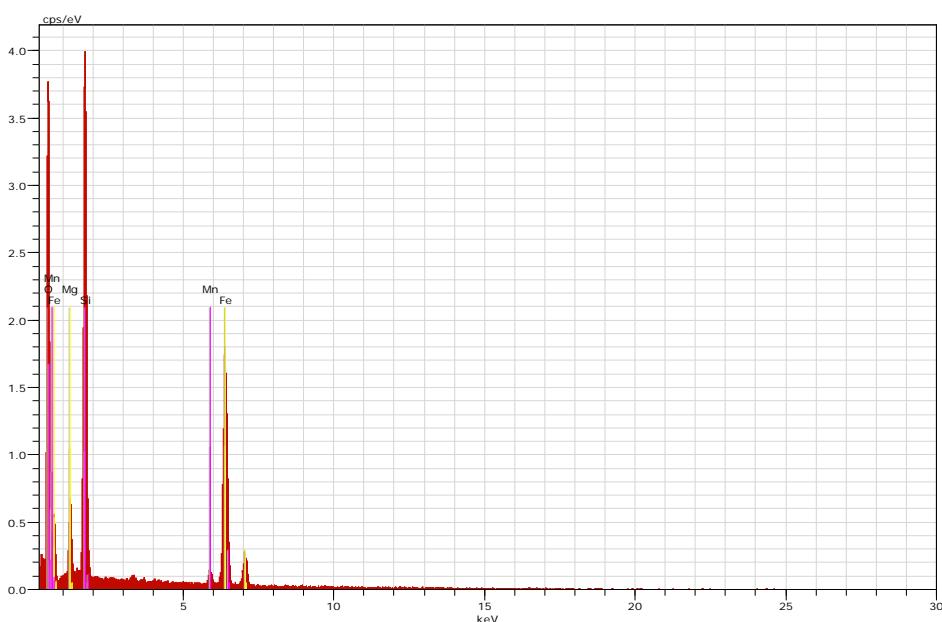


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



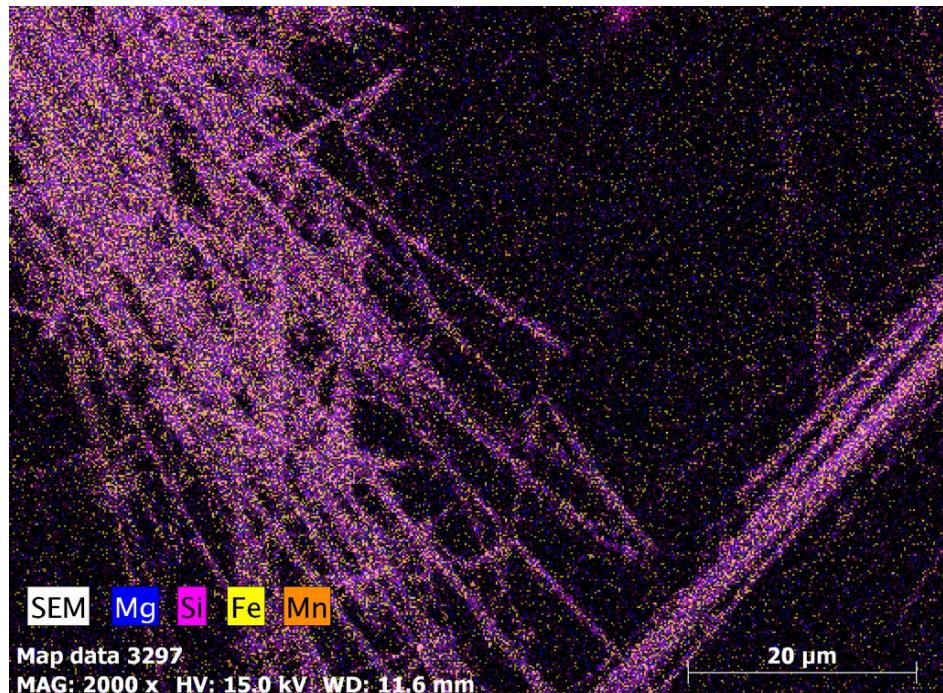
加速電圧15kV



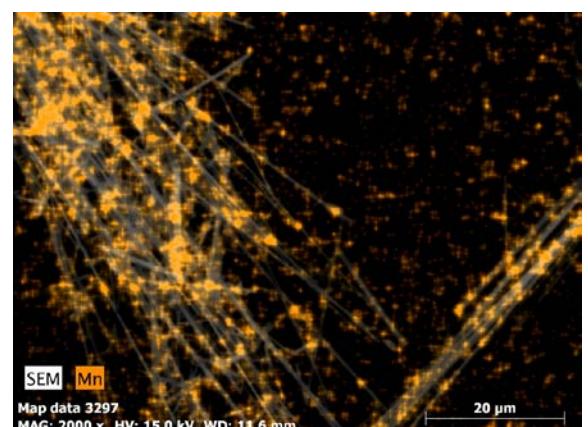
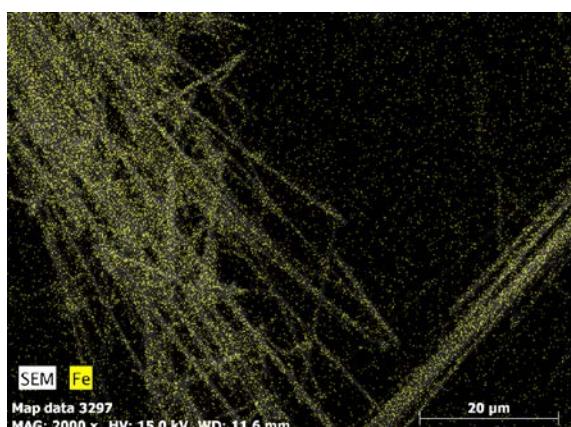
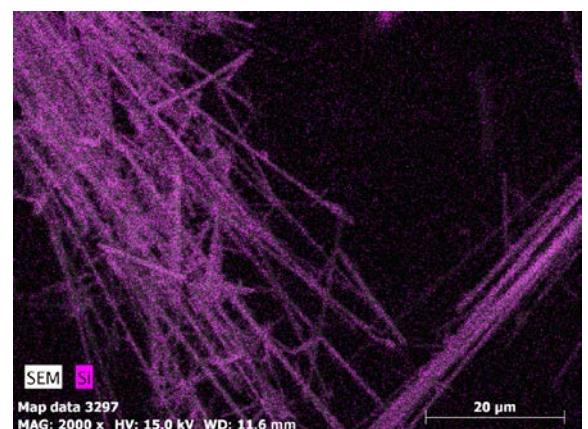
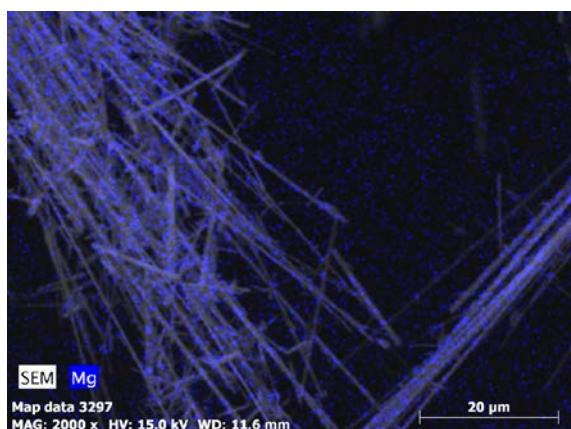
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング ---



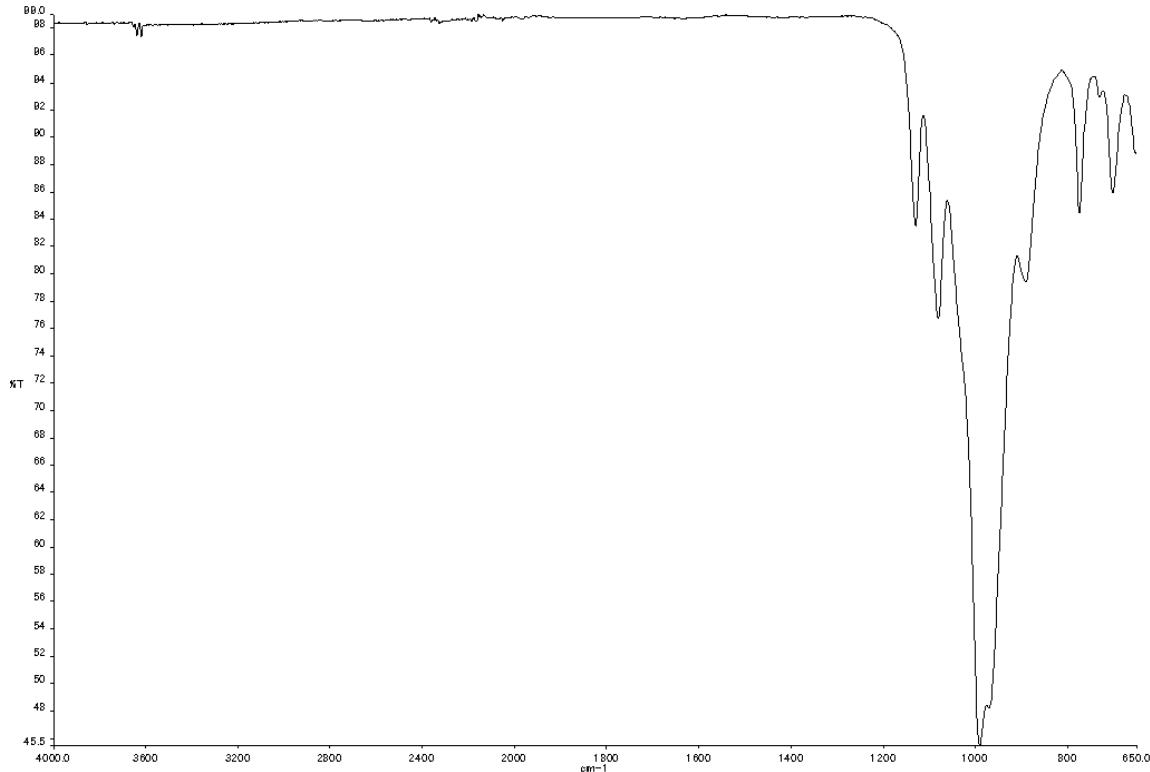
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

形態・色	角柱針状・灰色～茶色
多色性	非常に弱い
複屈折	中度
伸長性	正
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.689～1.701
屈折率 α	1.664～1.681

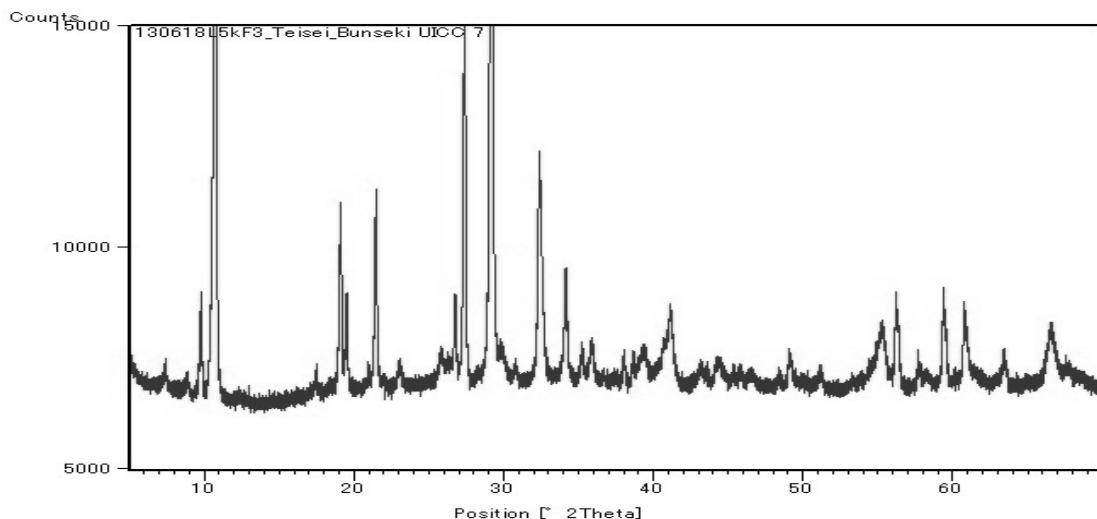
6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能4cm⁻¹

アモサイト標準試料 UICC

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO (PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット1/2° :
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	54.67
Al ₂ O ₃	1.13
FeO	32.90
MnO	1.76
MgO	6.21
CaO	0.82
Na ₂ O	1.16
K ₂ O	1.26
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	0.10

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	47.65
Al ₂ O ₃	0.69
Fe ₂ O ₃	44.75
MnO	1.08
MgO	3.80
CaO	0.50
Na ₂ O	0.71
K ₂ O	0.77
P ₂ O ₅	0.01以下
その他 成分	0.06

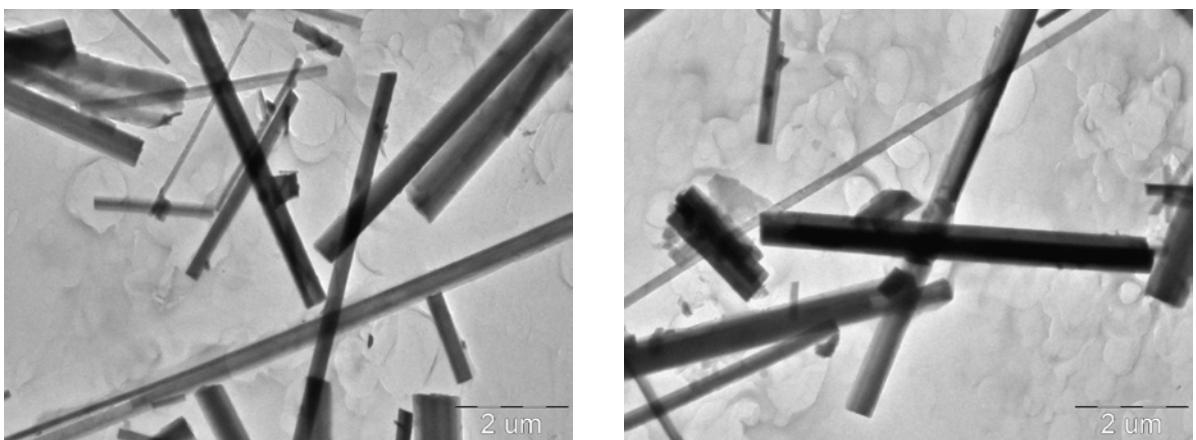
測定条件等:ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
020	9.766	42.0
110	10.726	45.0
400	19.084	48.7

測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

10 透過型電子顕微鏡 形態



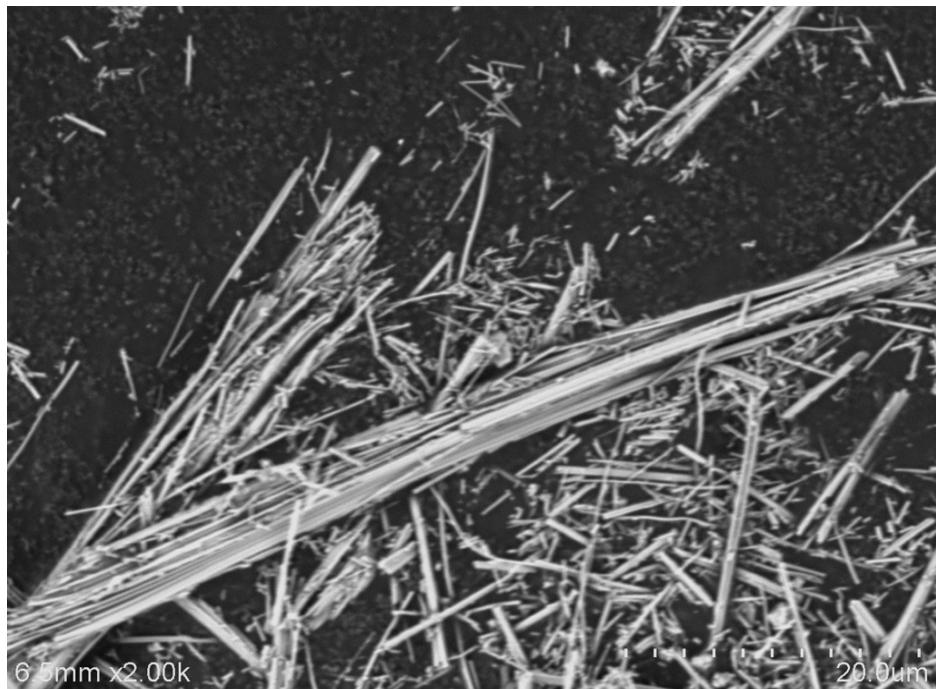
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率2500倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



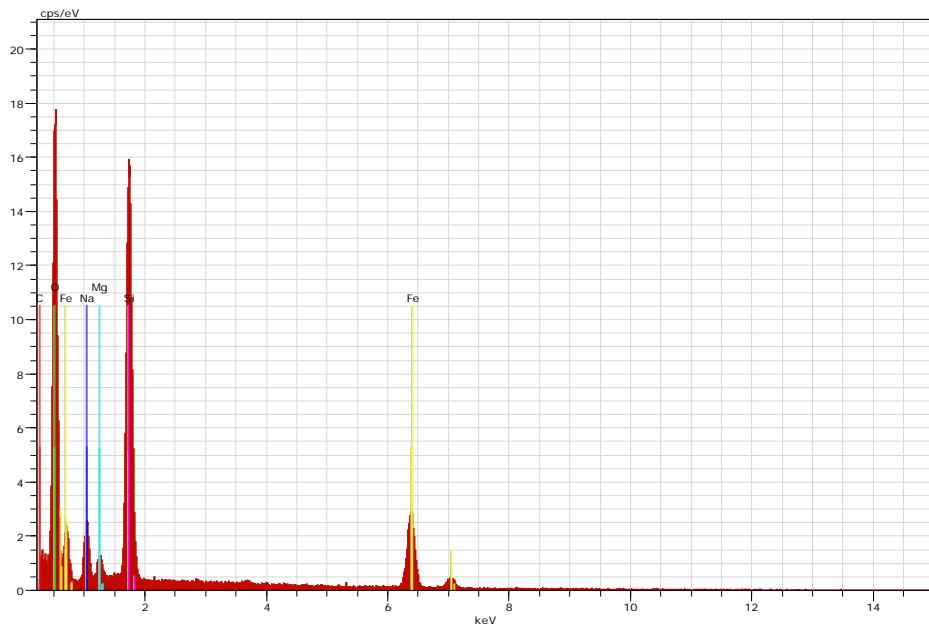
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

1 走査型電子顕微鏡 形態

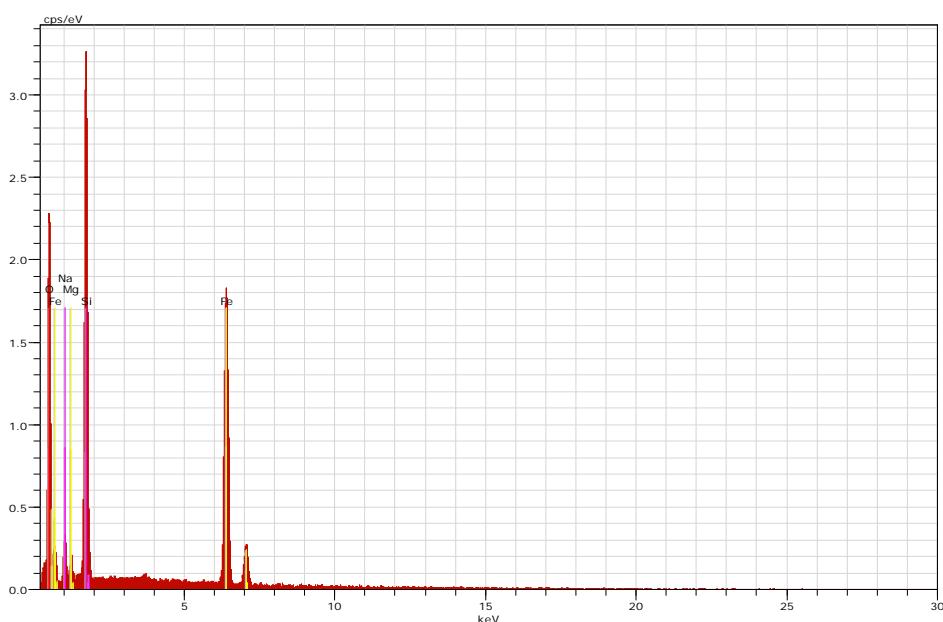


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



加速電圧15kV



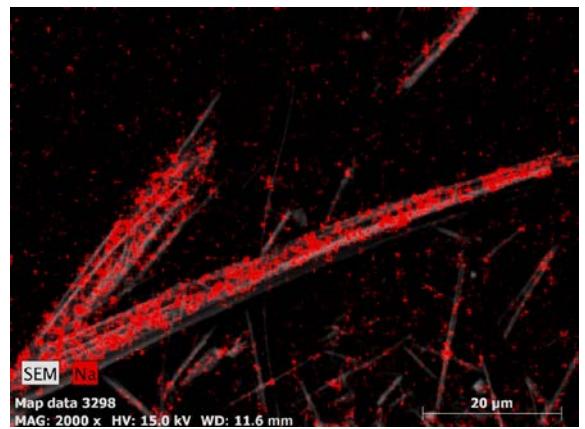
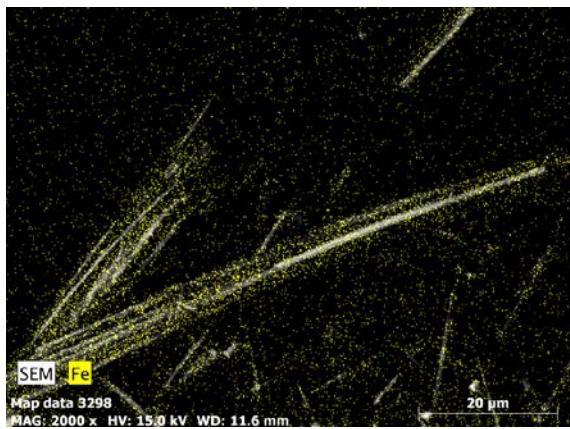
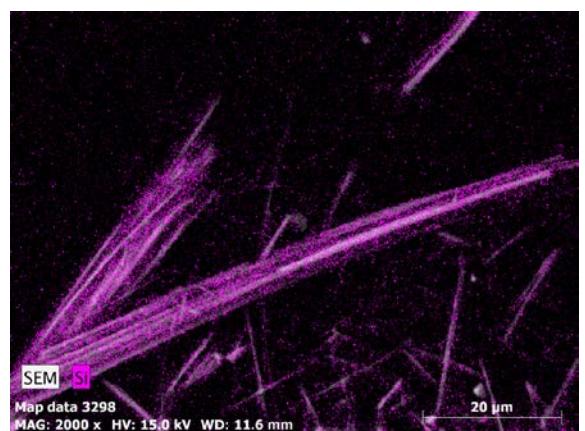
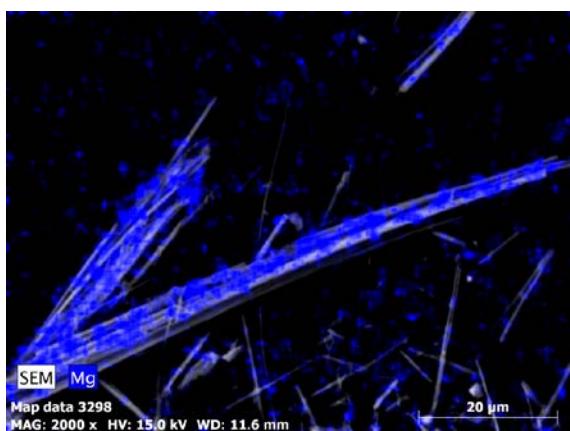
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング



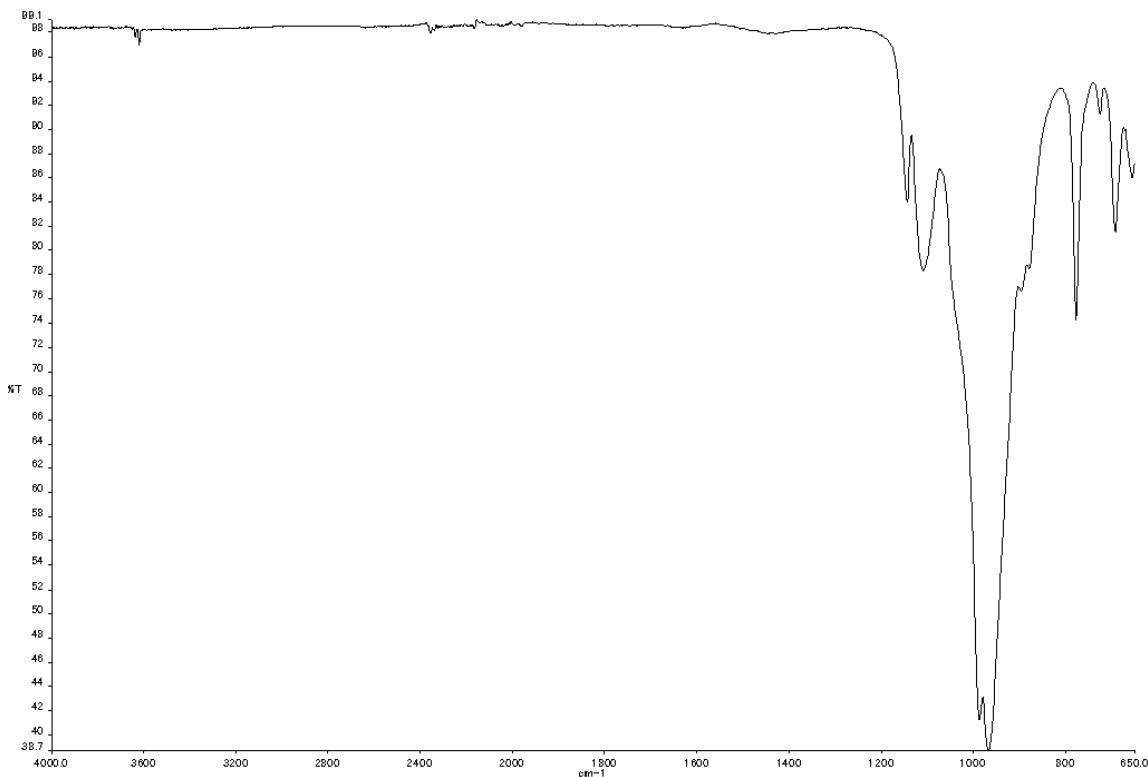
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

形態・色	角柱針状・青色
多色性	α 青色、 γ 灰色
複屈折	低い
伸長性	負
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.697～1.703
屈折率 α	1.694～1.701

6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル

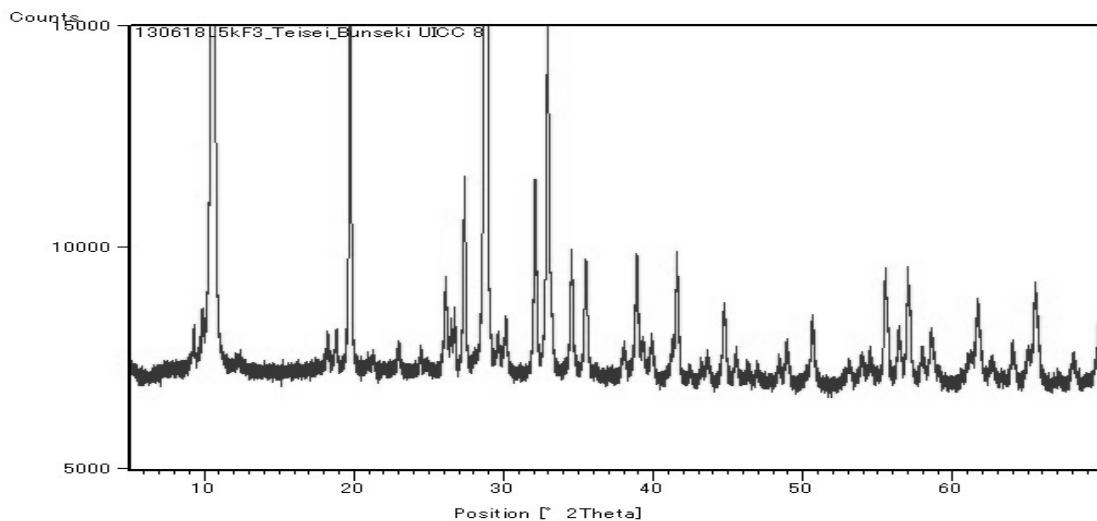


FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)

検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)

積算回数:4回 分解能4cm⁻¹

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO (PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA: 発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ): scan speed 0.0066° (2θ / s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	54.06
Al ₂ O ₃	0.61
FeO	34.76
MnO	0.12
MgO	2.38
CaO	1.44
Na ₂ O	5.03
K ₂ O	1.33
P ₂ O ₅	0.12
その他 成分	0.15

鉄が全て三価の場合

wt%

SiO ₂	47.82
Al ₂ O ₃	0.36
Fe ₂ O ₃	45.59
MnO	0.07
MgO	1.40
CaO	0.85
Na ₂ O	2.97
K ₂ O	0.79
P ₂ O ₅	0.07
その他 成分	0.09

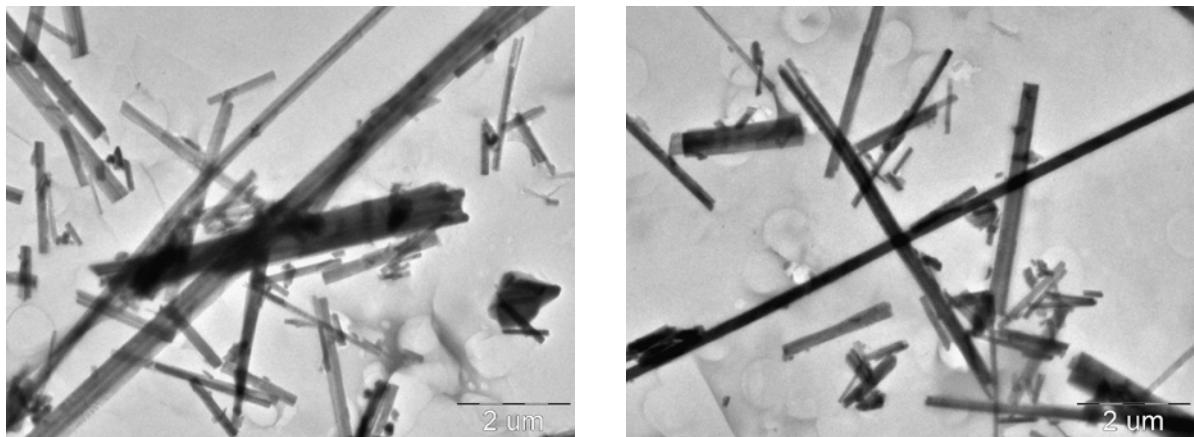
測定条件等: ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

9 結晶子サイズ

指数 hkl	角度 2θ (°)	結晶子サイズ(nm)
020	9.297	47.7
040	19.737	47.8
110	10.619	52.3
310	28.777	46.0

測定条件等:X'PertPRO(PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA:発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ):scan speed 0.0066° (2θ /s)

10 透過型電子顕微鏡 形態



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率2500倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



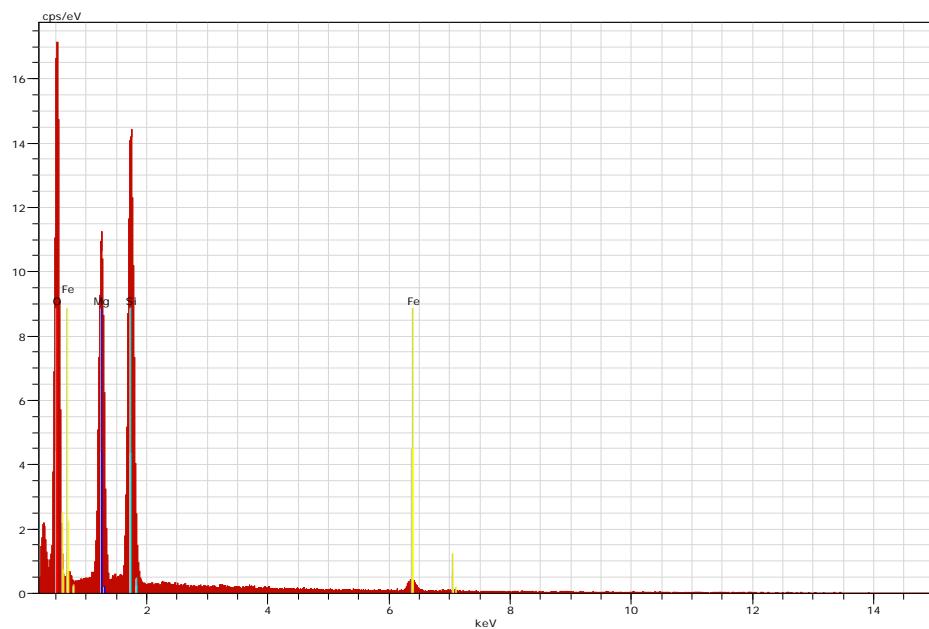
測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

1 走査型電子顕微鏡 形態

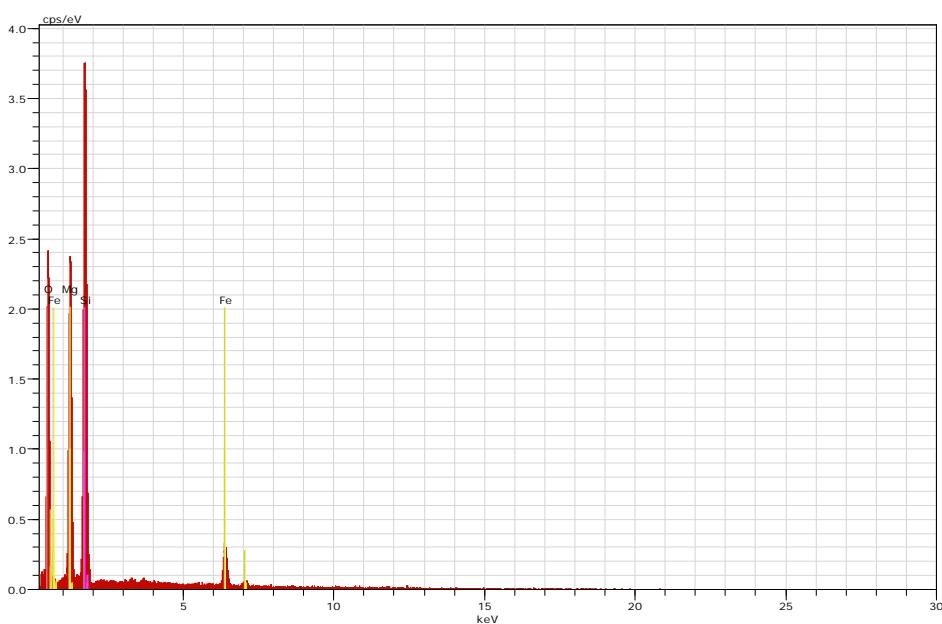


測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
倍率2000倍、加速電圧5kv

2 走査型電子顕微鏡 元素組成



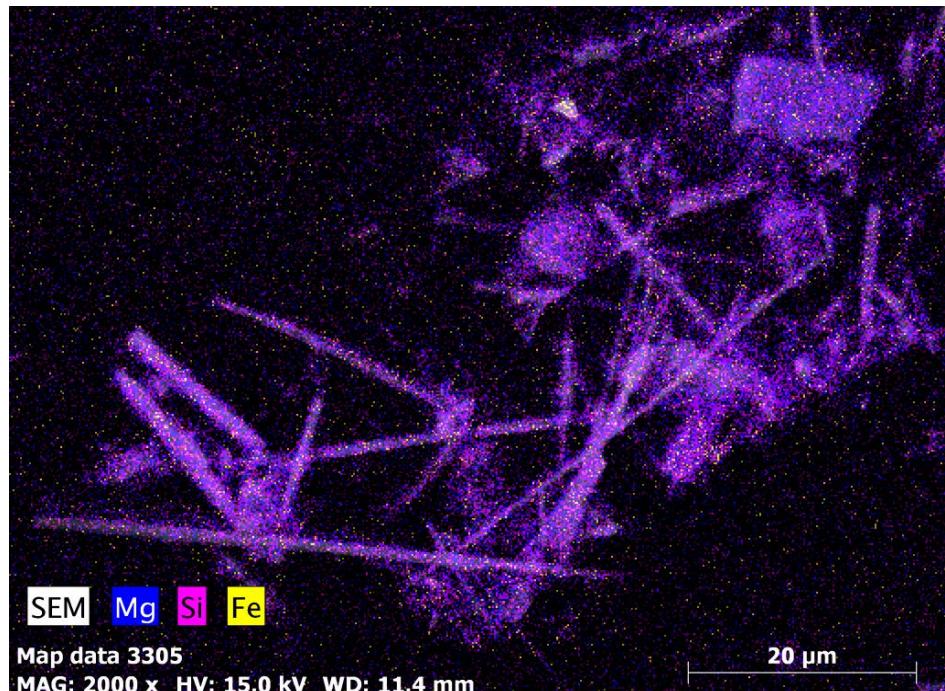
加速電圧15kV



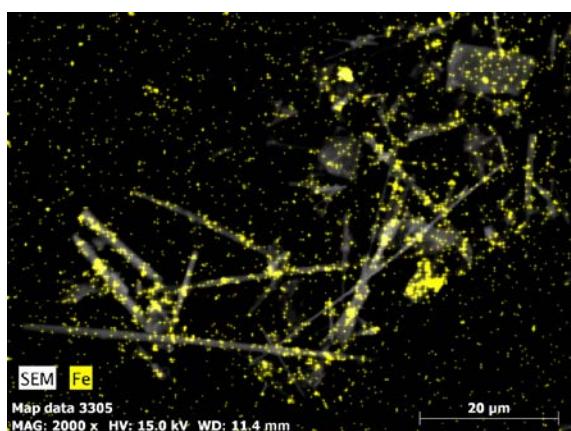
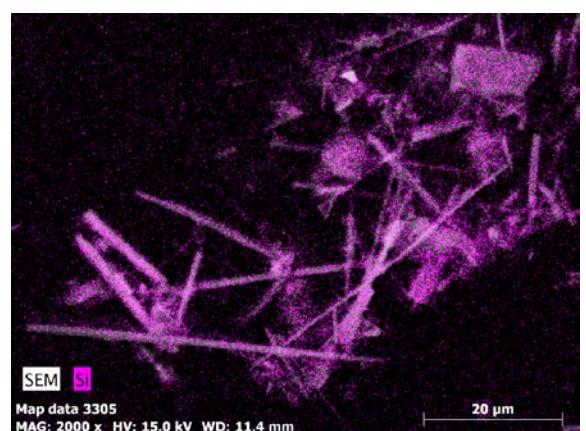
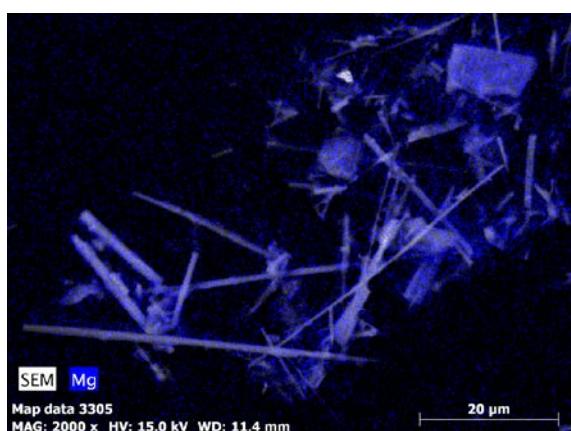
加速電圧30kV

測定条件等:S-3400N(株日立ハイテクノロジーズ)/BRUKER-AXS Xflash 4010)
EDX分析 加速電圧15kv、30kv

3 走査型電子顕微鏡 元素マッピング



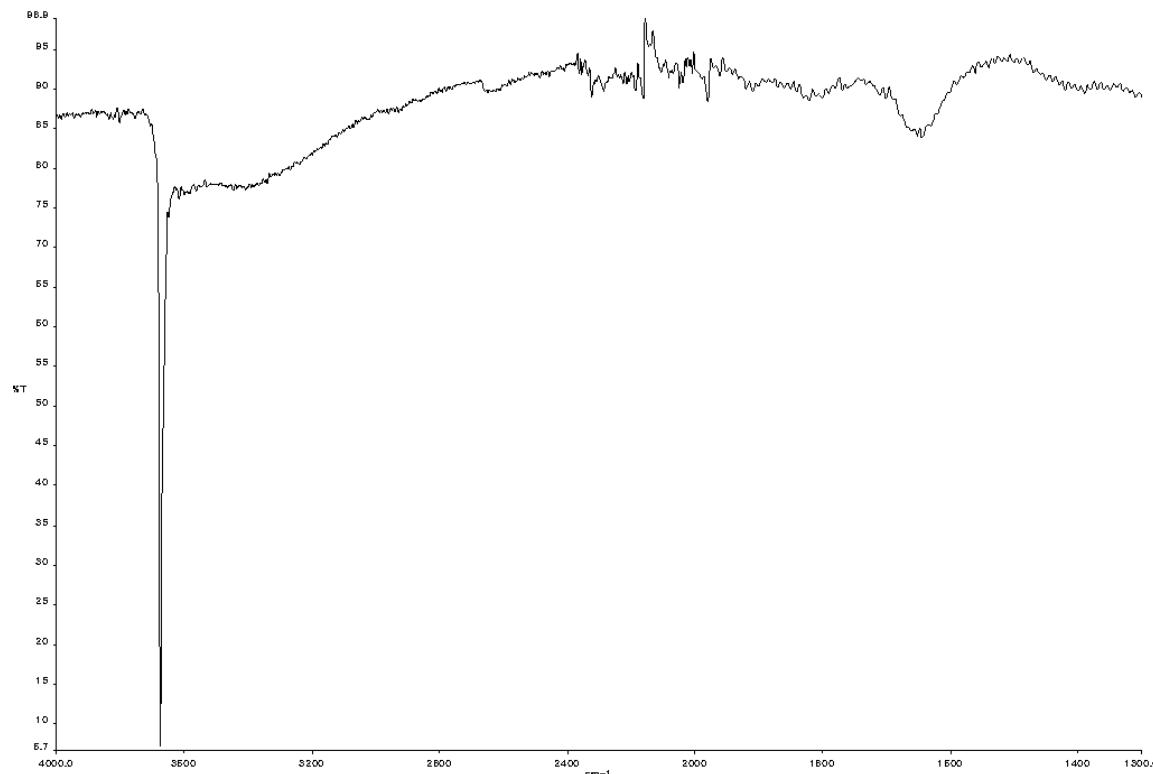
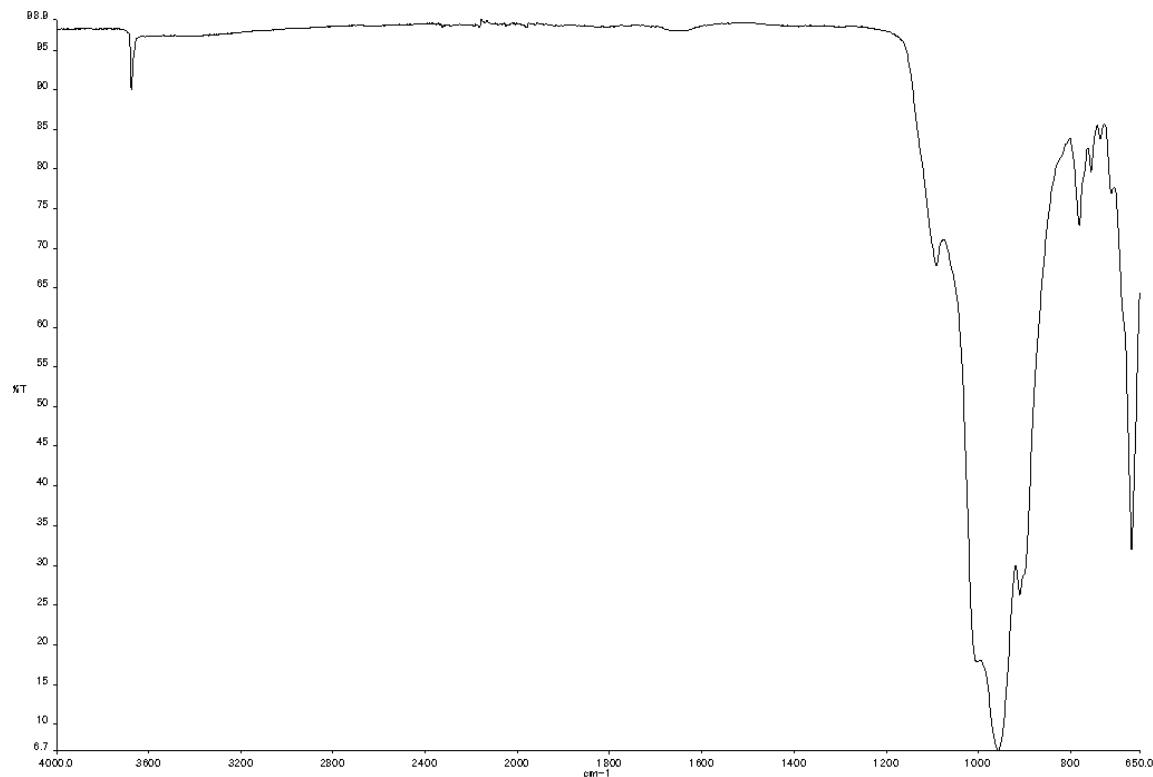
4 走査型電子顕微鏡 元素マッピング（元素別）



5 偏光顕微鏡による光学特性

形態・色	角柱針状・うすい灰色
多色性	なし
複屈折	中度
伸長性	正
消光角(最大)	0度
屈折率 γ	1.610～1.633
屈折率 α	1.607～1.617

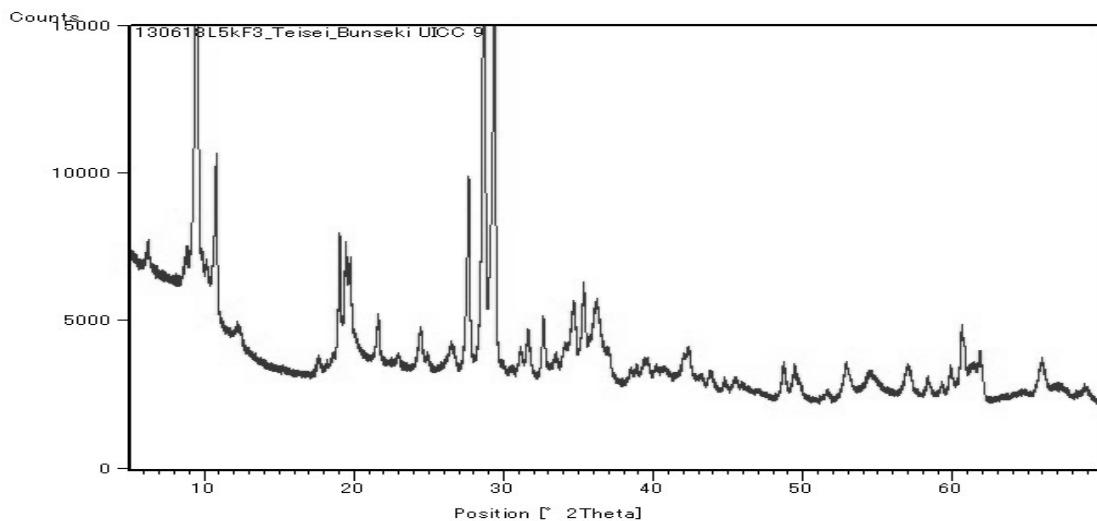
6 FT-IRによる赤外吸収スペクトル



FT-IR分析:spectrum100(PerkinElmer社製)
検出器:MIR TGS/ATR(ダイヤモンド/ZnSe)
積算回数:4回 分解能4cm⁻¹

アンソフィライト標準試料 UICC

7 粉末X線回折分析



測定条件等: X'PertPRO (PANalytical社製)
CuK α 線 45kv40mA: 発散スリット $1/2^\circ$:
step scan; step width 0.002° (2θ): scan speed 0.0066° (2θ / s)

8 化学組成

鉄が全て二価の場合

wt%

SiO ₂	58.02
Al ₂ O ₃	2.24
FeO	6.48
MnO	0.13
MgO	28.52
CaO	0.83
Na ₂ O	1.60
K ₂ O	1.46
P ₂ O ₅	0.26
その他 成分	0.46

鉄が全て三価の場合

wt%

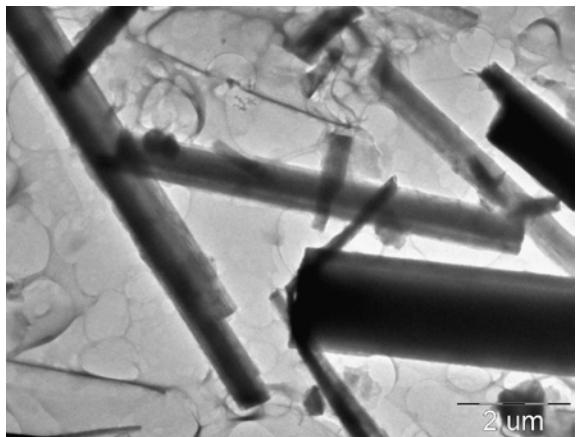
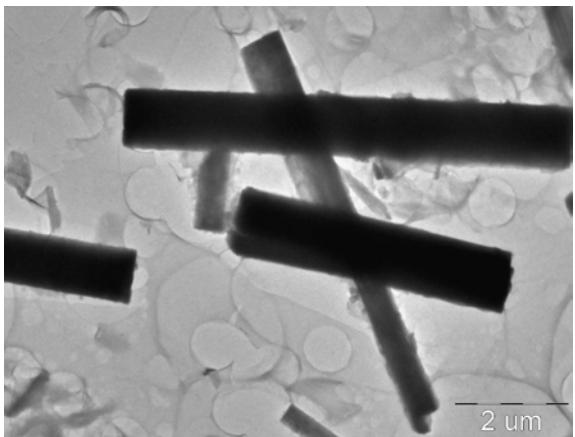
SiO ₂	50.04
Al ₂ O ₃	2.24
Fe ₂ O ₃	14.43
MnO	0.13
MgO	28.55
CaO	0.83
Na ₂ O	1.60
K ₂ O	1.46
P ₂ O ₅	0.26
その他 成分	0.46

測定条件等: ICP発光分光分析 Vista MPX(セイコーインスツルメンツ社製)
(鉄は二価と三価を合算した定量値になる為、全て二価または三価と仮定した場合の数値を記載)

9 結晶子サイズ

当該アンソフィライト標準試料にはタルクが多く含まれており、アンソフィライトのみのエックス線回折ピークを選定することができず、有意なデータが得られなかった。

10 透過型電子顕微鏡 形態



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
倍率2500倍、加速電圧100kv

11 透過型電子顕微鏡 電子線回折



測定条件等:透過型電子顕微鏡 JEM2010(日本電子社製)
加速電圧100kv

備考:JIS A 1481-3の解説に記載された海外の標準試料の輸入・使用に当たっては、労働安全衛生法第55条ただし書きに基づき都道府県労働局長の許可が必要となること。また、輸入後の譲渡は認められないため、当該試料を使用する予定の分析機関が直接輸入する必要があることに留意すること。ただし、輸入に係る輸出元の事業者との調整等諸事務を輸入業者に代行させることについては、輸入業者が輸入行為それ自体を行うものではないため、認められること。

1.1 クリソタイル標準試料

JAWE 111

(1) クリソタイル標準試料 JAWE 111

試料名 JAWE 111 のクリソタイル標準試料は、X 線回折分析用標準として調整したものである。

分析対象は、主として作業環境中の浮遊粉じんおよびアスベストを含む原料・材料・建材・製品などで、環気中のアスベスト濃度あるいは原材料などに含まれるアスベストの含有率の分析に用いられる。

(2) 産地と試料調整法

米国カリフォルニア州サンベニト郡南東およびフレスノ郡西方に分布するニューアイドリア蛇紋岩体中には、高品位の短纖維クリソタイルが胚胎している¹⁾。Union Carbide 社が同地域に鉱山を所有し、種々のグレードのクリソタイル原綿を生産している。JAWE 111 は、Union Carbide 社の Standard Grade 100 シリーズの 1 製品をそのまま用い、特別な試料調整は行っていない。したがつて、鉱山での粉碎過程を経て解綿された状態のままのものである。Standard Grade 100 シリーズは、Canadian 7 R と同等品で、ビニールダイルやアスファルト床タイル用として使用されていたものである。

(3) X 線粉末回折分析データ

JAWE 111 は、短纖維クリソタイルであるためそのまま X 線回折分析用試料支持板につめることができる。また、水に分散したり空気中に飛散させてメンブランフィルターで吸引ろ過捕集するのにも適している。X 線粉末回折図形を図 1 に示し

た。測定条件は、表 1 のとおりである。夾雑物として、ブルーサイト (brucite, Mg(OH)₂)、石英 (α -quartz, SiO₂)、方解石 (calcite, CaCO₃) および磁鉄鉱 (magnetite, Fe₃O₄) が微量認められたが、いずれも 1% 以下と見積られ、JAWE 111 のクリソタイル含有率は 95% 以上である。X 線粉末回折線の d 値 (Å) を回折角 (2θ) とともに表 2 に示した。

(4) 化学組成

表 3 に JAWE 111 の化学分析値を、他の産地の

表 1 X 線回折分析測定条件

X 線 源	銅対陰極管球, Cu-K α 線
管 電 壓・電 流	30 kV・40 mA
モノクロメーター	グラファイトまたは不使用
発 散 ス リ ッ ト	1°
散 亂 ス リ ッ ト	1°
受 光 ス リ ッ ト	0.3 mm
ゴニオメーター半径	185 mm
走 査 速 度	2°/min

表 2 JAWE 111 の X 線粉末回折線データ (Cu-K α)

2θ (°)	d (Å)	I/I_0	Impurity
12.1	7.31	100	Brucite
18.6	4.77	6	
19.8	4.48	10	
20.9	4.25	3	
24.4	3.65	85	
29.4	3.04	5	
34.6	2.592	10	Calcite
35.6	2.522	10	
36.7	2.449	10	
43.2	2.099	3	
50.0	1.824	2	
52.4	1.746	3	
60.2	1.537	12	
63.7	1.459	3	

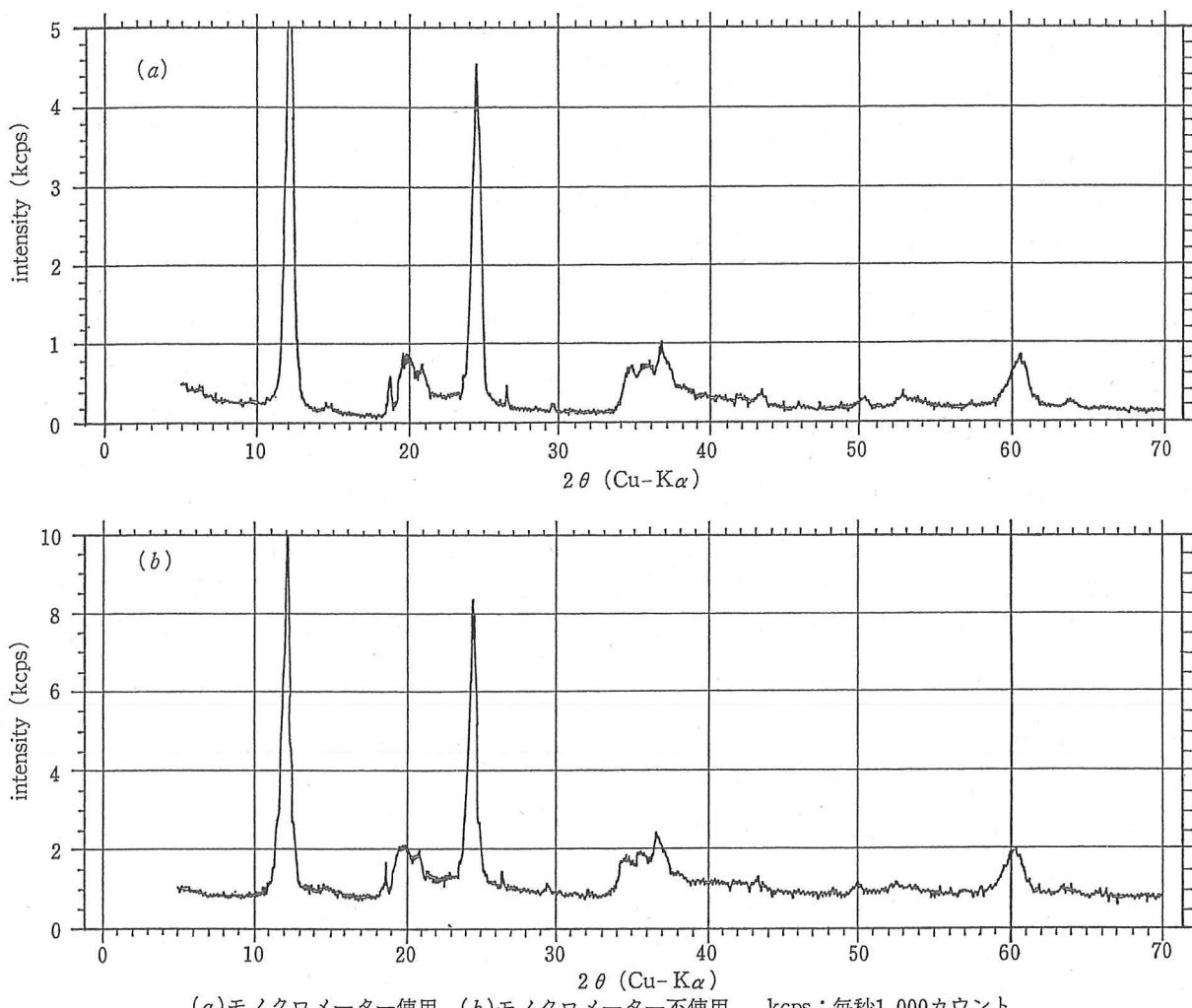


図 1 JAWE 111 の X 線回折図形

クリソタイルと比較して示してある。Si, Mg を主陽イオンとし、微量の Al, Fe, Ca などが存在しているごく標準的なクリソタイルの化学組成を有している。また、クリソタイルの理想化学構造式は、 $Mg_3Si_2O_5(OH)_4$ とされているが、化学構造式の面からもほぼ標準的なクリソタイルであることを示している。しかし、より詳細にみると、本クリソタイルの分析値および同じ産地のクリソタイルの分析値の文献値は、ともに四面体位置の Si の若干の欠損と八面体陽イオンの若干の過剰量があることを示し、カナダ産の長纖維クリソタイルの分析値（表 3, Cássiar）は、若干の陽イオン置換はあるもののほぼ理想化学構造式に近い組成を示している。この両者の化学組成の若干の差異がクリソタイル纖維の結晶成長の差異と関連がある

のか鉱物学者間で議論されている。

なお、化学分析方法は付録に簡単に示してある。

(5) 結 晶 度

結晶の結晶度 (crystallinity) は、一般に X 線粉末回折図形のピークプロファイルを解析して表わされることが多い。すなわち、結晶の単位胞 (unit cell) が広範囲にわたって整然と連続している場合、結晶度はよく、X 線回折図形のピークプロファイルは鋭い回折線として検出される。もし結晶が成長する過程で種々の環境条件の変化などによって結晶を構成している単位胞の連続性が妨害されたり、あるいは粉碎される過程で単位胞の連続性がみだされたりすると、いわゆる結晶度の悪い結晶となり、X 線回折線もブロードになる。

表 3 クリソタイルの化学組成

	JAWE-111	New Idria	Cassiar	UICC-A	UICC-B
SiO ₂	39.00	39.77	40.75	39.89	38.10
TiO ₂	tr			0.02	tr
Al ₂ O ₃	0.53	0.66	3.37	0.76	0.40
Fe ₂ O ₃	2.75	2.02	0.44	1.97	2.39
FeO	0.98	ND	0.28	0.49	1.14
MnO	0.08	0.07	0.03	0.06	0.06
MgO	41.68	40.62	41.28	42.60	43.26
CaO	0.45	0.32	0.35	0.33	0.17
Na ₂ O	0.05	tr	0.07	tr	0.02
K ₂ O	tr	tr	0.04	tr	0.02
H ₂ O ⁺	13.43	12.69	12.86	12.58	13.67
H ₂ O ⁻	0.44	1.54	0.78	0.87	0.66
CO ₂		0.78	0.44		
Total (%)	99.78 ^{a)}	98.48	100.69	99.85 ^{b)}	100.04 ^{c)}
Si	1.88	1.93	1.90	1.89	1.84
Al	0.03	0.04	0.10	0.04	0.02
Σ tetra	1.91	1.97	2.00	1.93	1.86
Al	—	—	0.09	—	—
Fe ³⁺	0.10	0.07	0.02	0.07	0.09
Fe ²⁺	0.04	—	0.01	0.02	0.05
Mg	2.99	2.94	2.87	3.01	3.11
Σ octa	3.03	3.01	2.99	3.10	3.25
(O ₂ OH)	14	14	14	14	14

ND: 検出されず。 tr: 痕跡 (<0.01%)。 空欄は未分析。

a) NiO: 0.21%, Cr₂O₃: 0.18%含む。 b) NiO: 0.16%, Cr₂O₃: 0.12%含む。c) NiO: 0.10%, Cr₂O₃: 0.05%含む。

JAWE 111 の結晶度を調べ、他の試料と比較した。結晶度測定条件は表 4 に、また、図 2 には(004)回折線のピークプロファイルを示してある。図中の角度は各クリソタイル試料のピークの半価幅を表し、その値が小さいほど結晶度がよいことを意味している。いずれもほぼ類似の結晶度と考えられる。

実際には、このピークプロファイルには試料の結晶度に由来する因子とともに回折計に由来する機械的因素が混在している。回折線の幅がゼロになるとされる完全結晶に近似できるようなある基準物質を同様に測定して得られた回折線の幅は機械的因子量と考え、被検試料の回折線の半価幅から差引いて残りの半価幅から試料自身の「結晶子サイズ」(domain) を定量的に表現する方法が、Sherrer によって提案されている(付録参照)。

このようにして JAWE 111 の結晶子サイズを求

表 4 結晶度測定条件

X 線 源	銅対陰極管球, Cu-K α 線
管電圧・電流	40 kV・30 mA
モノクロメーター	グラファイト
スリット系	
発散スリット	0.5°
散乱スリット	0.5°
受光スリット	0.15 mm
ゴニオメーター半径	185 mm
走査速度	ステップスキャニング: 0.002° きざみ
基準物質	NBS 672 ("Mica")

表 5 結晶サイズ

hkl	結晶子サイズ (ε)
002	177.5 Å
004	179.5 Å
060	128.1 Å

めた結果(表 5), C 軸方向に約 180 Å (単位胞として約 12~13 個分), b 軸方向に約 128 Å (同 14 個程度) の値が得られた。

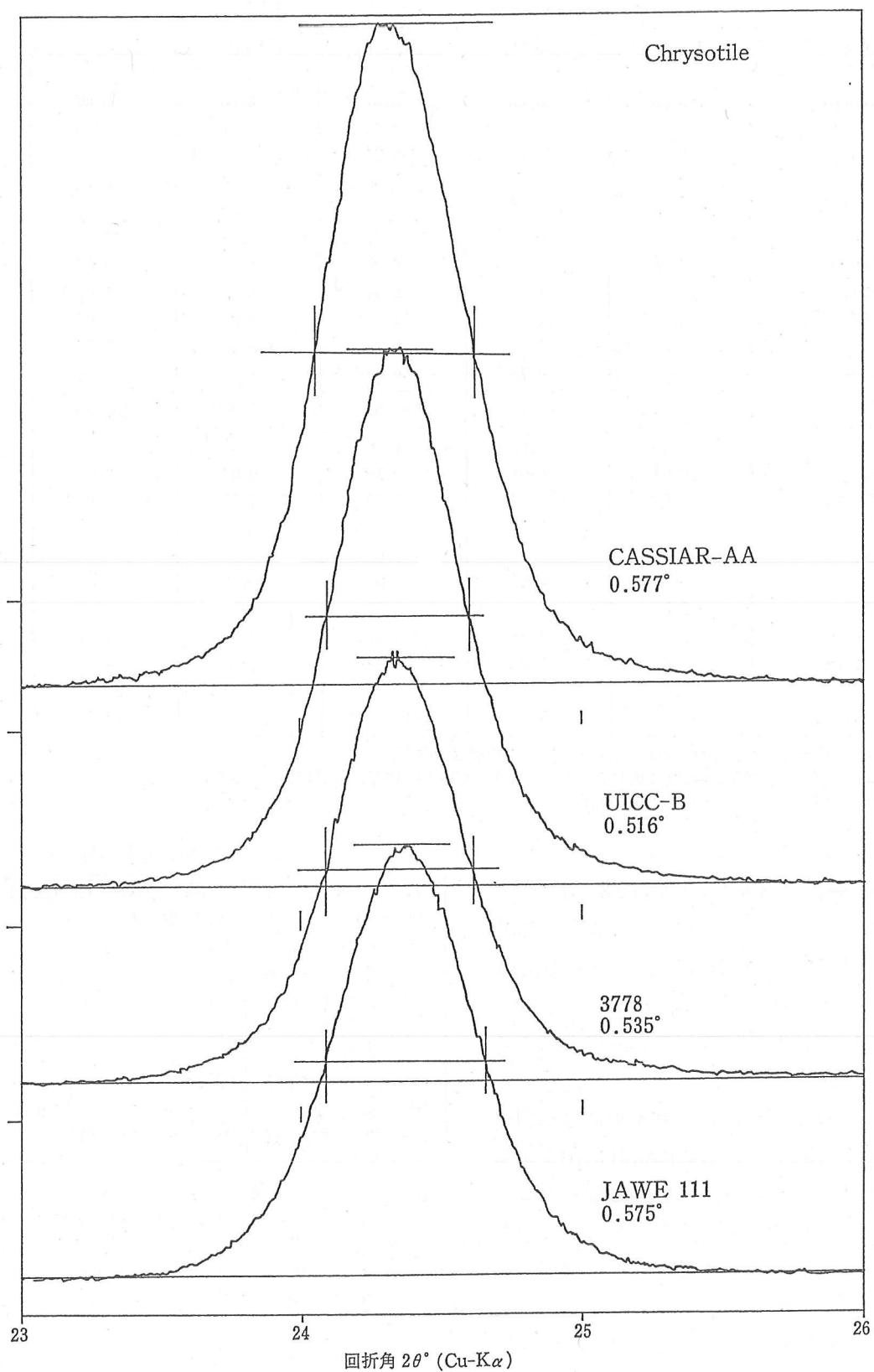


図 2 結晶度の他の試料との比較

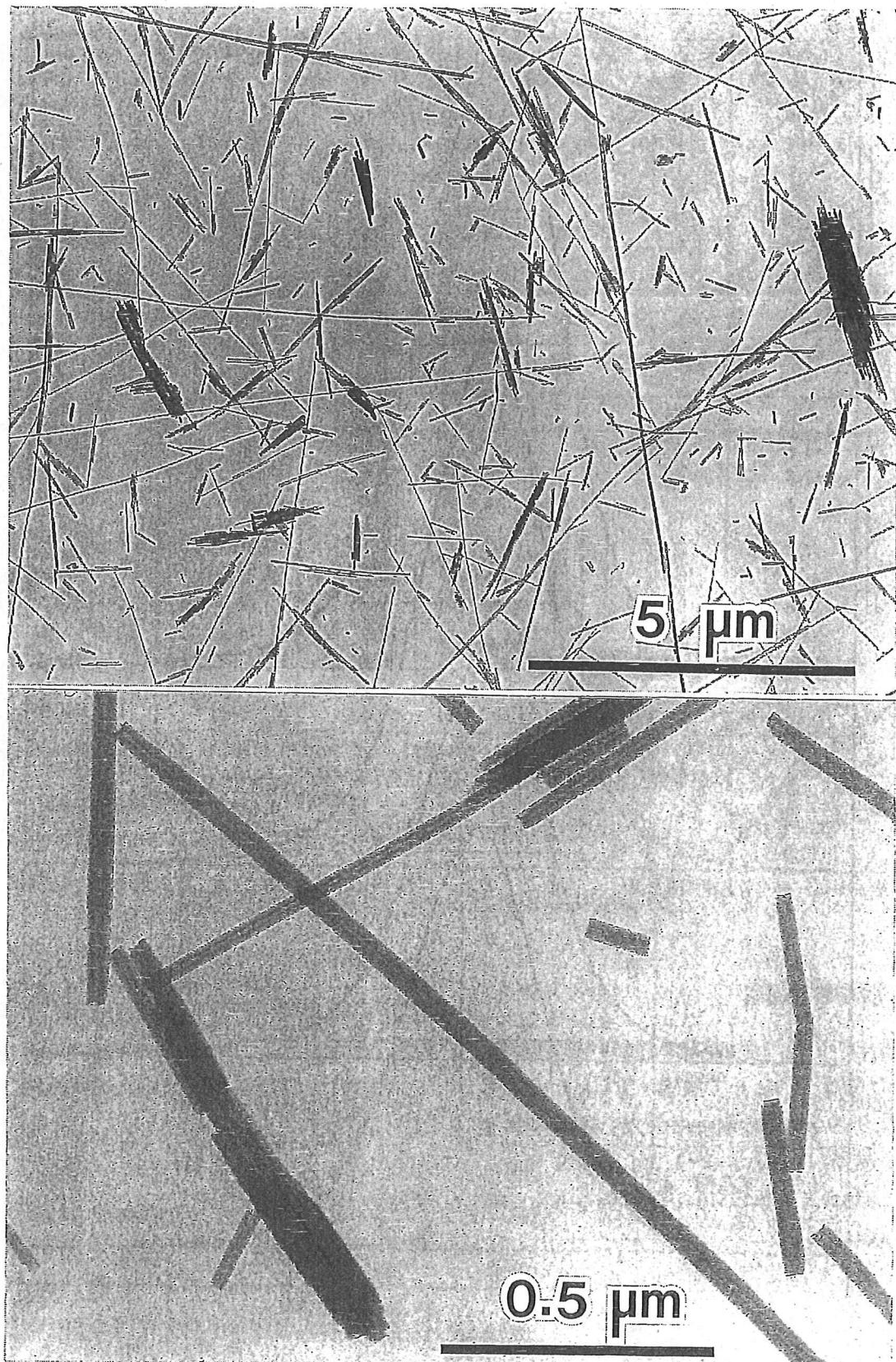


図 3 透過型電子顕微鏡 (TEM) によるクリソタイル繊維の形状

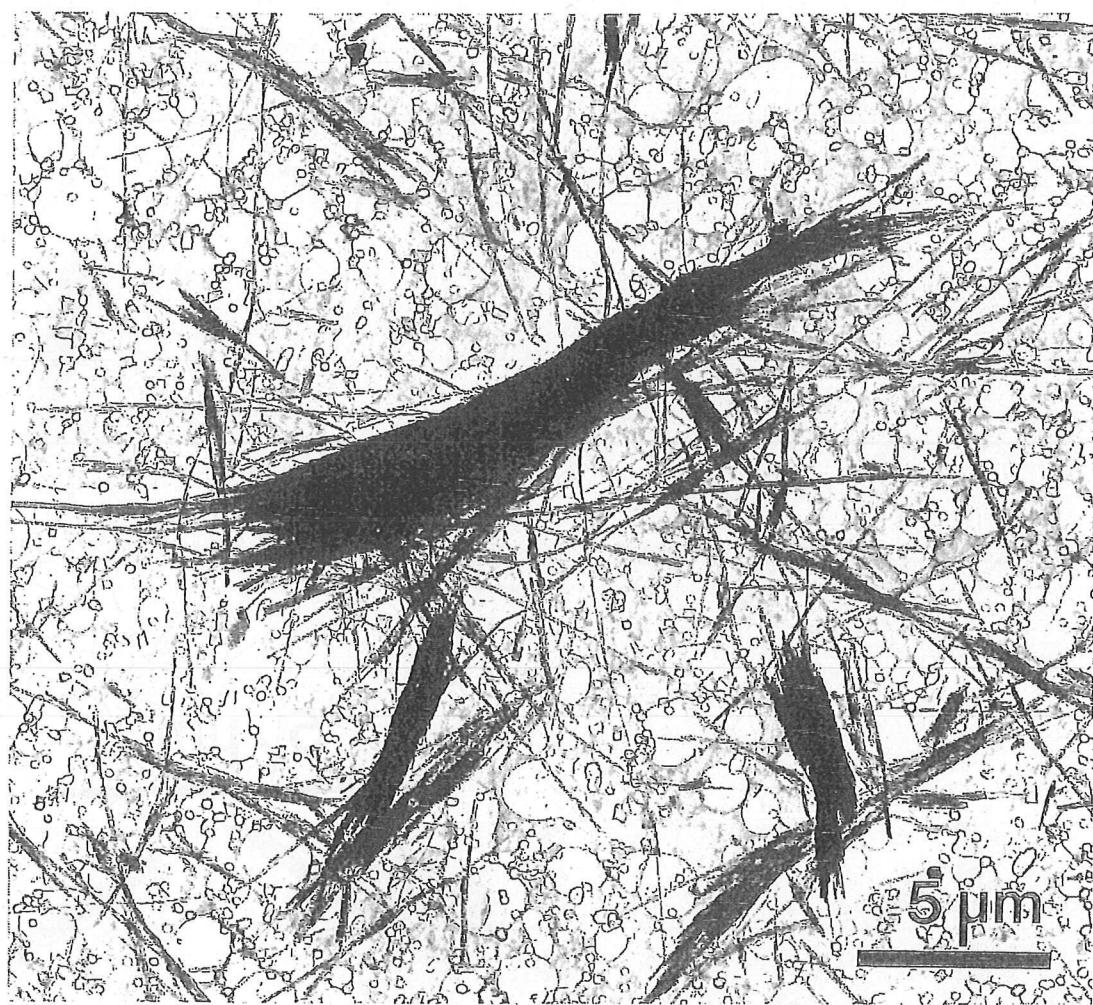


図 4 分散処理が劣る場合のクリソタイル纖維の形状 (TEM)

(6) 屈折率の測定

屈折率既知のいくつかの浸液に試料を分散浸漬させ、NaD 線を光源として室温 (20°C) で焦点移動にともなうベッケ線の動きと消失を目印に測定した。その結果、 $\alpha=1.547\sim1.551$ 、 $\gamma=1.556\sim1.560$ で、一般のクリソタイルの屈折率とよく一致した値が得られた。

屈折率の詳しい測定方法については付録を参照されたい。

(7) 透過型電子顕微鏡観察

透過型電子顕微鏡 (TEM) で観察した JAWE

111 クリソタイル纖維を図 3 に示してある。試料は蒸留水中に超音波分散させ、TEM 用グリッド上の親水化処理を施したカーボン補強コロジオン膜上に 1 滴滴下し風乾してそのまま観察試料とした。図 3 は極めてよく分散したクリソタイルの単纖維状態を表している。JAWE 111 のクリソタイルは大部分が長さ $5 \mu\text{m}$ 以下で太さ $0.02\sim0.03 \mu\text{m}$ の微小纖維であることが分かる。

分散処理がやや劣る場合は、図 4 のように微小纖維の集合状態も多く見られる。

参考文献

- 1) Mumppon, F.A. and Thompson, C.S. : Clays & Clay Miner. 23, 131~143, 1975

1.2 アモサイト標準試料 JAWE 211

(1) アモサイト標準試料 JAWE 211

試料名 JAWE 211 のアモサイト標準試料は、クリソタイル標準試料 JAWE 111 と同様に X 線回折分析用標準試料として調整されたが、再発じんさせてメンブランフィルターに捕集すれば、光頭用のプレパラートの作製にも使用できる。X 線分析の測定対象は JAWE 111 の場合と同様であるので 7 および 8 頁を参照されたい。

(2) 産地と試料調整法

JAWE 211 に用いたアモサイトの産地は、南アフリカ共和国 Transvaal 州である。

鉱山の粉碎工場で粉碎・解綿し袋詰めされて輸入されたアモサイトを、ウィレーミルで 0.5 mm 目開きのメッシュ・スクリーンを使って粗粉碎し、さらに再び 0.1 mm メッシュ・スクリーンに代えて微粉碎したものである。

(3) X 線粉末回折分析データ

通常の Al 製試料板につめて分析した X 線粉末回折図形を図 1 に示した。図 1 (a) はグラファイトモノクロメータを使用、(b) はモノクロメータを使用せずに Ni フィルターのみで分析したものである。モノクロメータを使用しないとアモサイトに含まれている鉄の影響で著しいバックグランドの上昇

表 1 JAWE 211 の X 線粉末回折線データ (Cu-K α)

2θ (°)	d (Å)	I/I_0	2θ (°)	d (Å)	I/I_0
7.5	11.8	3	35.7	2.515	2
8.7	10.2	3	36.5	2.462	1
9.6	9.2	10	37.9	2.374	3
10.6	8.35	85	38.5	2.338	3
17.3	5.13	2	39.3	2.292	2
18.9	4.70	21	40.5	2.227	1
19.3	4.60	11	41.0	2.201	3
20.9	4.25	2	43.4	2.085	2
21.3	4.17	20	44.0	2.058	2
21.9	4.06	1	45.2	2.006	1
23.0	3.87	1	45.6	1.989	1
25.7	3.466	1	48.9	1.863	4
26.1	3.414	1	49.7	1.834	1
26.6	3.351	9	50.1	1.821	1
27.3	3.273	45	51.0	1.791	2
29.1	3.074	100	55.1	1.67	4
29.7	3.008	1	56.1	1.639	10
30.6	2.921	1	59.3	1.560	10
32.2	2.777	19	60.7	1.527	10
34.0	2.640	4	63.3	1.469	4
35.0	2.560	3	66.4	1.408	3

があり、弱い回折線は見分けにくくなっている。測定条件は JAWE 111 と同様である(8 頁, 表 1)。X 線粉末回折分析では、ほとんど不純物は認められず、含有率は 99% (非晶質分は除く) 程度と見込まれる。X 線粉末回折図形の $2\theta - d(\text{\AA}) - I/I_0$ の値を表 1 に示してある。

(4) 化学組成

表 2 に JAWE 211 の化学分析値を、他の産地のアモサイトとともに示してある。JAWE 211 の化学組成は文献にあるアモサイトの化学組成とよく似た極めて一般的なアモサイトであるといえる。すなわち、第 1 鉄 (FeO) を約 35% と多量に含有し、逆に第 2 鉄 (Fe_2O_3) は少ない。また JAWE

211 は、やや高い MnO 含有率を示すのが特徴となっている。

表 3 の中では、Penge 鉱山産アモサイトを除く 3 つのアモサイトはいずれもよく似た化学組成を示している。

(5) 結晶度

JAWE 211 の結晶度を X 線粉末回折線のピーク幅から調べた。測定条件は、JAWE 111 の表 4 と同様で、電圧・電流 : 40 kV・20 mA, 対陰極 : 銅 ($\text{Cu}-\text{K}\alpha$), スリット系 : $1/2^\circ-1/2^\circ-0.15 \text{ mm}$ で行い、基準物質には NBS 675 の “Mica” を使用した。JAWE 211 の測定の際には、配向効果の影響を小さくするために約 1/2 量 (体積比) のシリカゲル

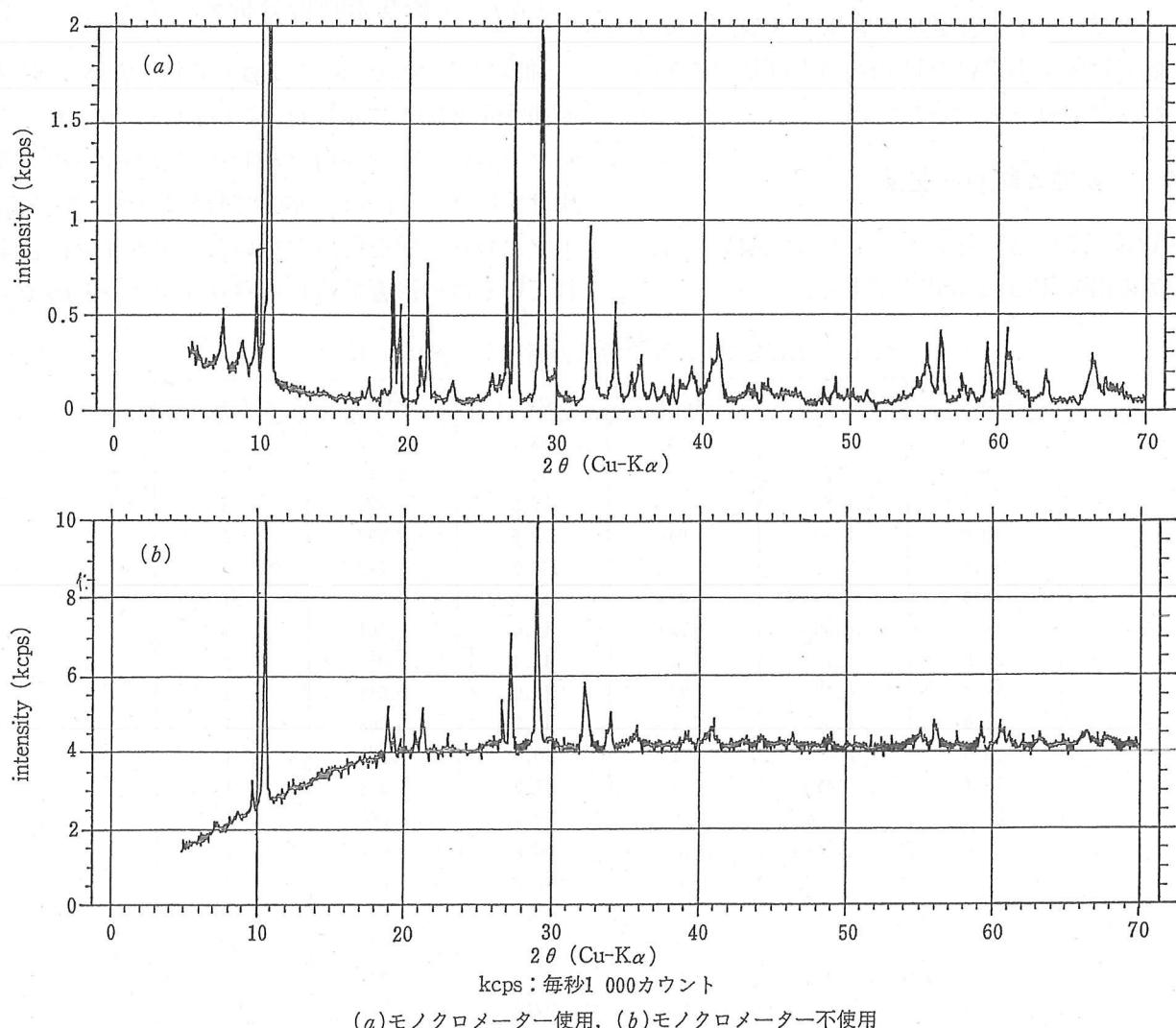


図 1 JAWE 211 の X 線回折図形

表 2 アモサイトの化学分析値

	JAWE211	Penge*	Weltevreden*	UICC
SiO ₂	50.70	49.70	51.30	50.53
TiO ₂	0.04			
Al ₂ O ₃	0.59	0.40	—	0.55
Fe ₂ O ₃	1.84	0.03	0.90	1.90
FeO	34.93	39.70	35.50	35.34
MnO	2.45	0.22	1.76	1.82
MgO	5.79	6.44	6.90	6.43
CaO	0.39	1.04	0.95	0.51
Na ₂ O	0.03	0.09	0.05	0.02
K ₂ O	0.38	0.63	0.51	0.27
H ₂ O(+)	2.30	1.83	2.31	2.32
H ₂ O(-)	0.36	0.09	0.05	0.20
Total(%)	99.82(%)	100.17(%)	100.23(%)	99.93(%)

* 南ア Transvaal州 (データは文献1)

表 3 アモサイトの化学構造式

	JAWE211	Penge*	Weltevreden*	UICC
Si	8.03	7.90	8.06	7.98
Al	—	0.08	—	0.02
Σtetra	8.03	7.98	8.06	8.00
Al	0.11	—	—	0.09
Fe ³⁺	0.22	0.00	0.11	0.23
Fe ²⁺	4.63	5.28	4.66	4.67
Mn	0.33	0.03	0.23	0.24
Mg	1.37	1.53	1.62	1.51
Ca	0.07	0.18	0.16	0.09
Na	0.01	0.03	0.02	0.01
K	0.08	0.13	0.10	0.05
Σocta	6.82	7.18	6.90	6.89

* 南ア Transvall州

表 4 結晶子サイズ

Mica(NBS675)			JAWE211			
kk1	2θ	βi	kk1	2θ	βi	ε
002	17.950	0.104	200	8.752	0.164	736 Å
003	26.959	0.108	020	9.622	0.165	731 Å
007	65.558	0.150	110	10.615	0.168	732 Å
060	60.558	0.279	400	18.982	0.163	700 Å

を混合した。

表4に“Mica(NBS 675)”とJAWE 211の各測定回折線の指数、回折角、半価幅(β_i)を示した。MicaとJAWE 211の対応する回折線の角度の差は補間法により同一角度での β_i を求め、JAWE 211の β_i からMicaの β_i を差引いた後、Scherrerの式から結晶子サイズ(ϵ)を算出した。その結果、

表4に示すように a, b 軸方向に700 Å程度の結晶子サイズを持っていると推定される。

図2に(110)と(310)のラインプロファイルをUICCのアモサイトと比較して示した。JAWE 211の β_i はUICCの β_i よりやや鋭く、UICCよりも結晶度がややよいことを示している。

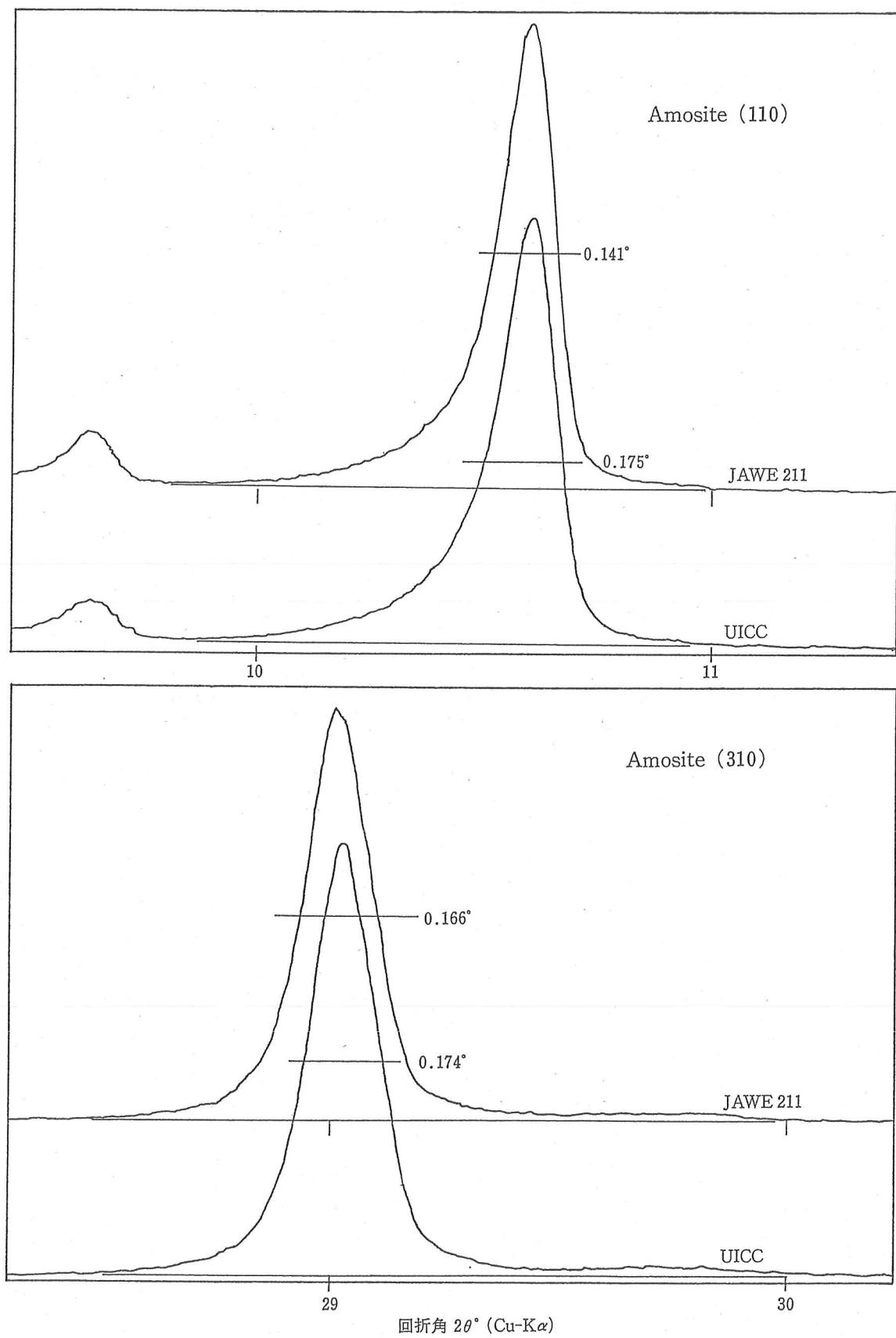


図 2 結晶度の他の試料との比較

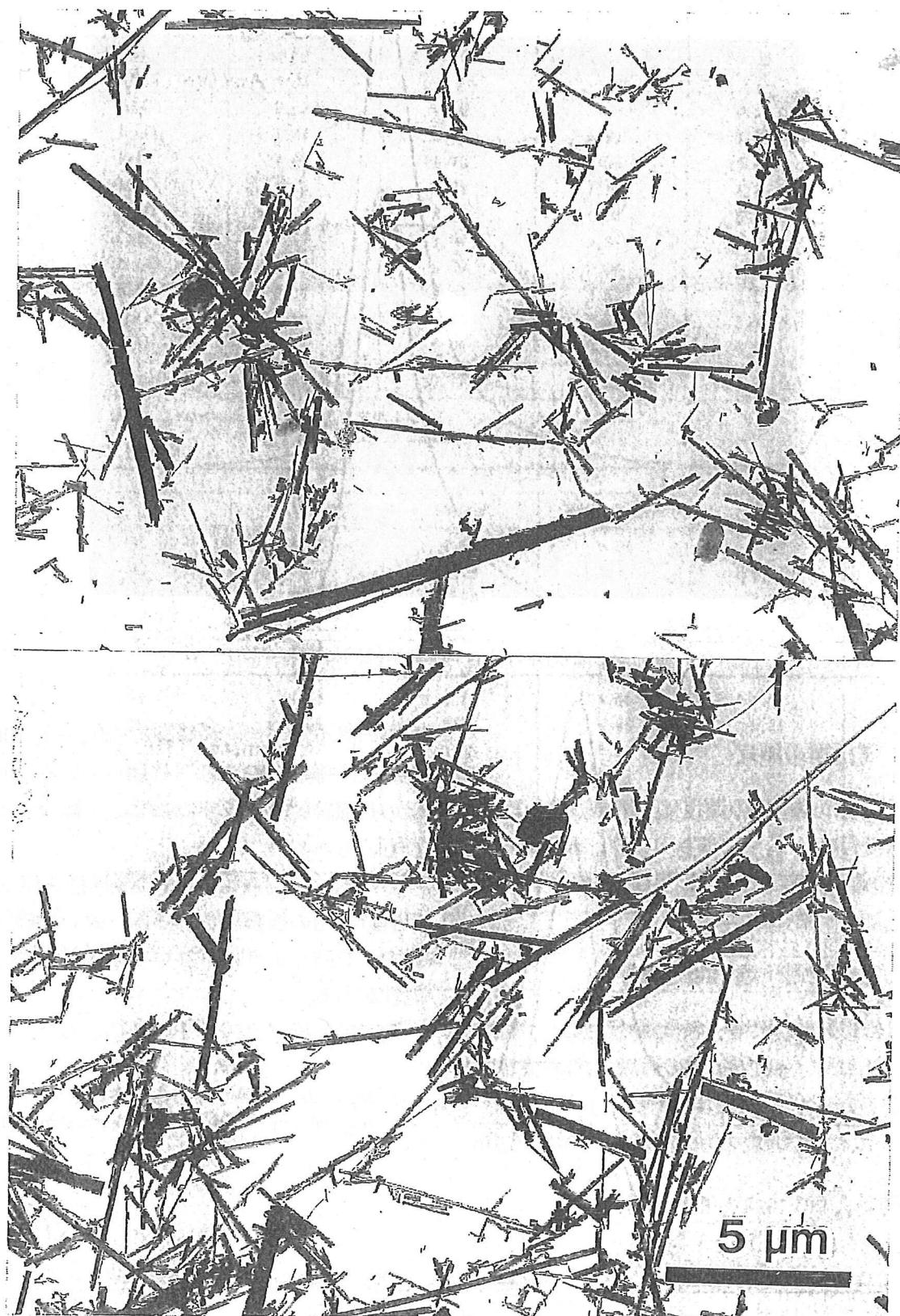


図 3 JAWE 211 の透過型電子顕微鏡写真

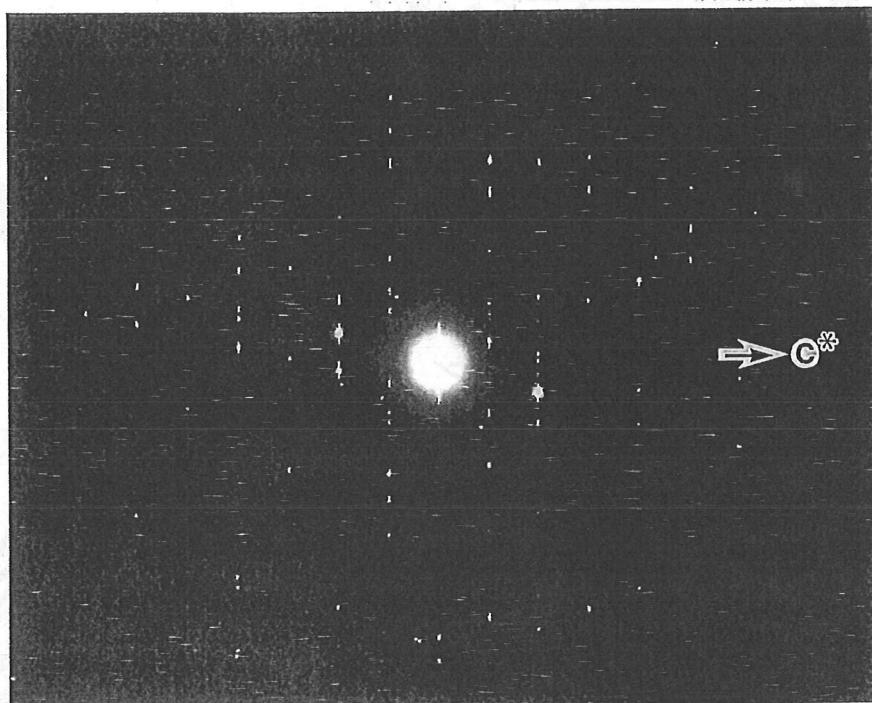


図 4 JAWE 211 の電子線回折図形

(6) 屈折率の測定

JAWE 211 の屈折率の測定は、JAWE 111 と同様の方法で行い、 $n_a=1.671\sim1.674$ 、 $n_r=1.689\sim1.692$ の値が得られた。この値は、アモサイトの文献値とよく一致している。

(7) 透過型電子顕微鏡観察

JAWE 211 を透過型電子顕微鏡で観察し、纖維状粒子の大きさ、非晶質物質の有無、共存鉱物の検索などを行った(図3)。纖維長は $1\sim10\ \mu\text{m}$ 、幅は $0.1\sim0.2\ \mu\text{m}$ 程度のものが多い。しかし、 $1\ \mu\text{m}$

以下の微小粒子片も多数認められ、一方 $100\ \mu\text{m}$ 以上の長纖維も粉碎されずに残っている。 $100\ \mu\text{m}$ 以上の長纖維粒子は、水洗によって除去してしまうものもある。

したがって、JAWE 211 の懸濁液を作つて X 線回折分析用の検量線を作る際、長い纖維状粒子の沈殿を防ぐようにしないと誤差が大きくなる可能性がある。

電子線回折パターンを図4に示した。

参考文献

- 1) Michaels, L. and Chissick, S.S. (eds) (1979) Asbestos, vol.1, p.80~81, John Wiley & Sons, Chichester.



1.3 クロシドライト標準試料 JAWE 311

(1) クロシドライト標準試料 JAWE 311

試料名 JAWE 311 のクロシドライト標準試料もクソソタイル標準試料 JAWE 111 およびアモサイト標準試料 JAWE 211 と同様に X 線回折分析用標準試料として調整されたものである。分析の対象も JAWE 111, 211 と同様である。

(2) 産地と試料調整法

JAWE 311 に用いたクロシドライトの産地は、南アフリカ共和国 Cape 州である。

試料は JAWE 211 と同様の方法で調整した。すなわち、鉱山で解綿・袋づめされて輸入されたクロシドライトの纖維(超長纖維が多い)をまず 0.5 mm 目開きのメッシュ・スクリーンをつけたウィーリミルで粗粉碎し、再び 0.1 mm 目開きメッシュ・スクリーンを用い微粉碎した。

(3) X 線粉末回折分析データ

JAWE 311 を Al 製試料板につめて通常の X 線粉末回折計で得た粉末回折图形を図 1 に示した。

図 1(a) は、グラファイトモノクロメーターを使用

表 1 JAWE 311 の X 線粉末回折線データ(Cu-K α)

$2\theta(^{\circ})$	$d(\text{\AA})$	I/I_0	$2\theta(^{\circ})$	$d(\text{\AA})$	I/I_0
9.3	9.5	1	42.5	2.217	1
10.6	8.35	100	43.2	2.094	1
18.2	4.87	1	43.7	2.074	1
18.8	4.72	1	44.7	2.027	4
19.7	4.51	24	45.5	1.993	1
20.9	4.25	2	46.3	1.961	1
23.0	3.88	1	46.9	1.937	1
24.5	3.63	1	48.4	1.881	1
24.9	3.58	1	48.9	1.863	2
26.1	3.414	4	50.2	1.817	1
26.7	3.339	11	50.7	1.800	4
27.4	3.261	11	53.1	1.725	2
28.8	3.211	65	53.9	1.701	1
30.1	2.969	2	54.5	1.684	1
30.9	2.898	3	55.5	1.656	6
32.1	2.788	11	56.4	1.631	3
33.0	2.718	17	57.2	1.612	7
34.5	2.600	6	58.0	1.590	1
35.5	2.529	6	58.6	1.575	2
38.0	2.368	2	61.7	1.503	6
38.9	2.315	6	64.0	1.455	3
39.9	2.259	1	65.7	1.421	6
41.5	2.176	6	68.1	1.379	2

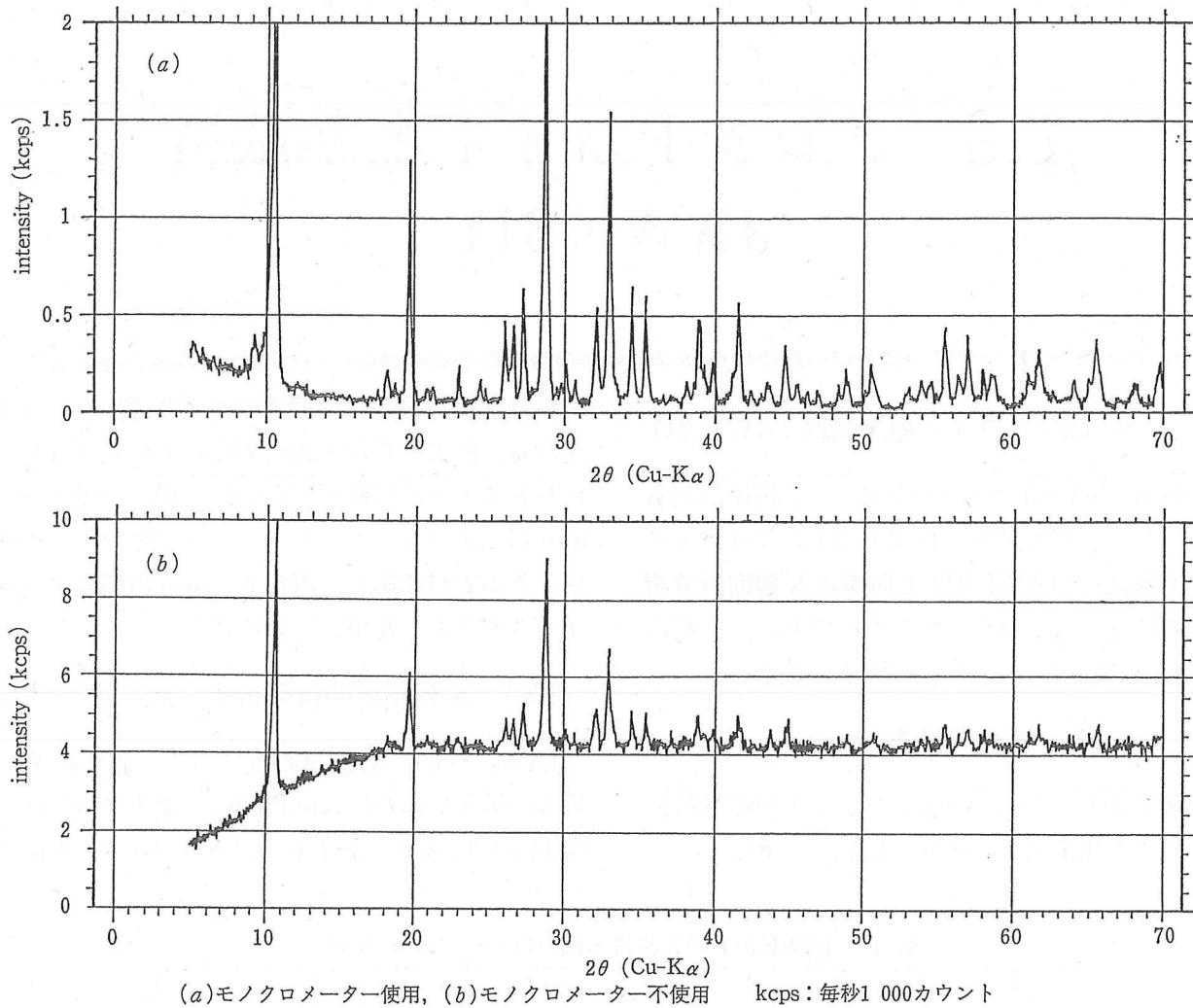


図1 JAWE 311 のX線回折図形

して、図1(b)は、モノクロメーターを使用せずにNiフィルターのみで測定したものである。モノクロメーターを使用しないと試料中に成分として含まれている鉄のため、Cu-K α 線では白色X線によるバックグラウンドの上昇が著しく、特に弱い回折線は見にくくなる。測定条件はJAWE 211の測定条件と同様である。共存鉱物などの不純物はほとんど認められず、試料中のクロシドライト含有率は99%（非晶質分は除く）程度と推定される。X線粉末回折图形の $2\theta - d$ (Å) - I/I_0 の値を表1に示した。

(4) 化学組成

表2にJAWE 311の化学分析値を、他の産地のクロシドライトとともに示した。クロシドライト

の化学組成の特徴はSiとFeの他にNaを比較的多く含んでいることである。アモサイトとクロシドライトとはNaとMgの量によって区別することができる。すなわちJAWE 311は、5.31%のNa₂Oと3.23%のMgOを含有しているが、アモサイトの項の表2に示されているように、JAWE 211ではそれぞれ0.03%と5.79%である。また、アモサイトの鉄はほとんどが第1鉄(FeO)であるのに對しクロシドライトの鉄は、第1鉄と第2鉄の比がほぼ1:1になっており、アモサイトに比べて第2鉄が多い。また、MnOはJAWE 211に比べ少ない。

JAWE 311は、Kuruman鉱山のクロシドライトとよく似た化学組成を持っている。

化学構造式を、表3に示してある。

表 2 クロシドライトの化学分析値

	JAWE311	Kuruman*	Pomfret*	UICC
SiO ₂	50.92	50.70	52.00	48.84
TiO ₂	< 0.01			0.02
Al ₂ O ₃	0.08	0.70	—	0.06
Fe ₂ O ₃	17.86	18.30	16.05	19.07
FeO	18.59	17.50	17.65	19.95
MnO	0.09	0.06	tr.	0.11
MgO	3.23	3.05	4.28	2.32
CaO	0.94	1.30	1.20	1.08
Na ₂ O	5.31	5.30	6.21	5.58
K ₂ O	0.08	tr.	0.06	0.06
H ₂ O(+)	2.35	2.53	2.43	2.33
H ₂ O(-)	0.25	0.29	0.26	0.34
Total(%)	99.71	99.73	100.14	99.76

* 南ア Cape州 (データは文献 1)

表 3 クロシドライトの化学構造式

	JAWE 311	Kuruman*	Ponfret*	UICC
Si	7.87	7.82	7.94	7.68
Al	0.01	0.17	—	0.01
Σ tetra	7.88	7.99	7.94	7.69
Fe ³⁺	2.08	2.13	1.85	2.26
Fe ²⁺	2.40	2.26	2.25	2.63
Mn	0.01	0.01	—	0.02
Mg	0.74	0.70	0.97	0.54
Σ octa	5.23	5.10	5.07	5.45
Ca	0.16	0.22	0.20	0.18
Na	1.59	1.59	1.84	1.70
K	0.02	—	0.01	0.01
Σ 2M4	1.77	1.81	2.05	1.89

* 南ア Cape州

表 4 結晶子サイズ

Mica(NBS652)			JAWE311			
kkI	2θ	βi(2θ°)	kkI	2θ	βi(2θ°)	ε(Å)
002	17.95	0.104	020	9.54	0.161	751
003	26.96	0.108	040	19.71	0.163	701
007	65.56	0.150	110	10.55	0.250	269
060	60.56	0.279	310	28.73	0.228	313

(5) 結晶度

JAWE 311 の結晶度を X 線粉末回折線のピークプロファイルを解析して調べた。測定条件は、JAWE 111 の場合と同様で(10 頁の表 4 および 40 頁の付

録を参照) 機械的因子を補正するための基準物質には “Mica” (NBS 675) を使用した。

また、JAWE 211 の測定のときと同様 JAWE 311 の纖維結晶の配向効果の影響を小さくするために、シリカゲルを混合した。表 4 に JAWE 311 の各測

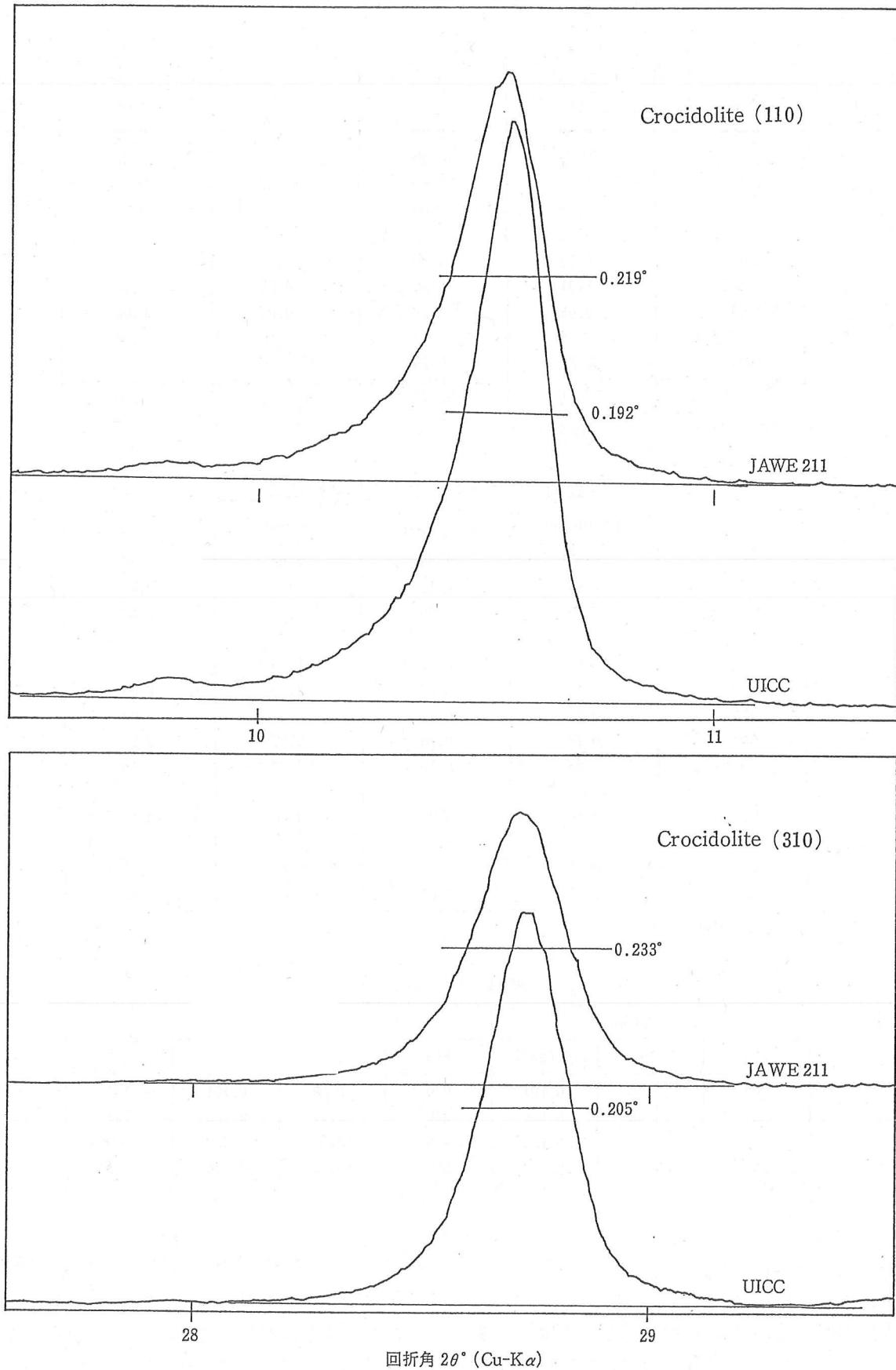


図 2 結晶度の他の試料との比較

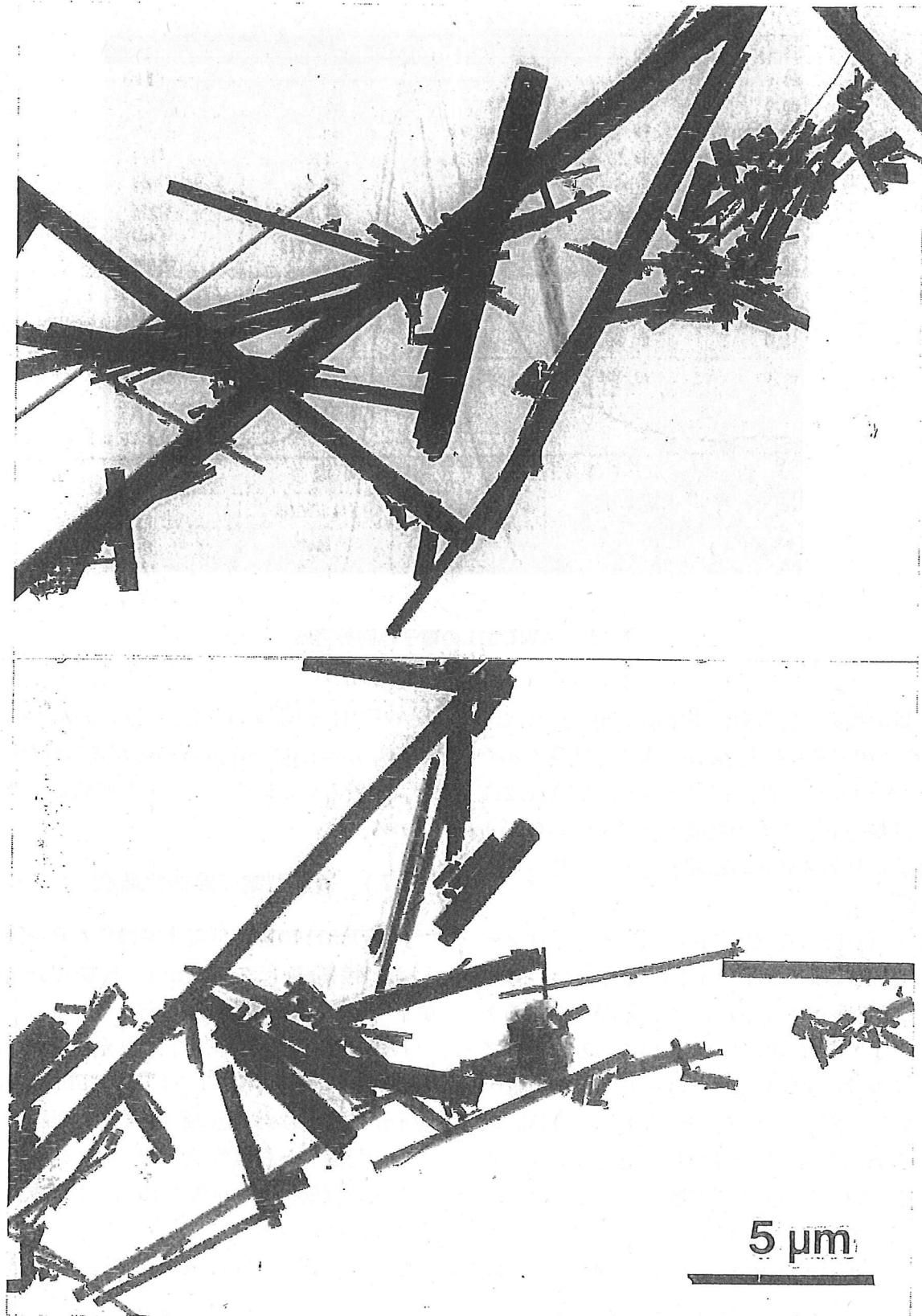


図 3 JAWE 311 の透過型電子顕微鏡写真

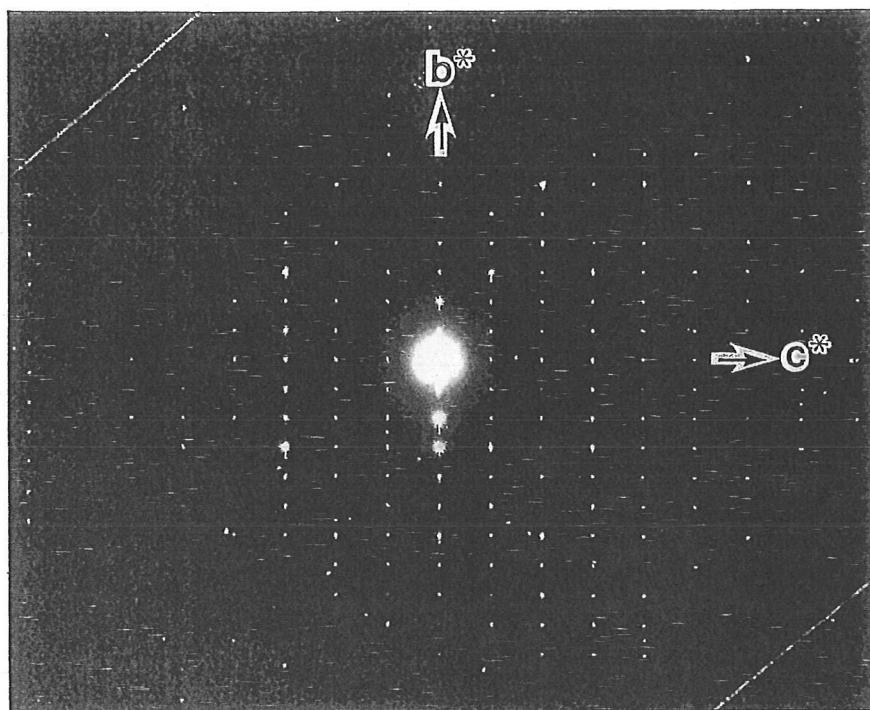


図 4 JAWE 311 の電子線回折図形

定回折線の指標、回折角、半価幅 (β_i) を示した。“Mica”的 β_i を差引いた β_i から求めた結晶子サイズ (ε) を表 4 に示した。JAWE 311 は JAWE 211 とほぼ同様の b 軸方向の結晶子サイズ(約 700 Å) と a 軸方向に約 290 Å の結晶子サイズを持ってい る。

図 2 に (110) および (310) のラインプロファイルを UICC のクロシドライトと比較して示した。

UICC クロシドライトに比べて JAWE 311 のクロシドライトの (110) および (310) のピークプロファイルはいずれもややブロードで、結晶度が少し低いことを示している。その原因としては、上記の a 軸方向の結晶子サイズが b 軸方向に比べて著しく小さいことが大きく影響していると思われる。ちなみに、JAWE 211 のアモサイトは、 a , b 軸ともに 700 Å 程度の結晶子サイズを持っており、UICC アモサイトより結晶度はややよかつた。

(6) 屈折率の測定

JAWE 311 の屈折率の測定も、JAWE 211,

JAWE 211 と同様の方法で行い、 $n_a = 1.676 \sim 1.678$, $n_b = 1.687 \sim 1.690$ の値が得られた。この値は、一般のクロシドライトの文献値とよく一致している。

(7) 透過型電子顕微鏡観察

JAWE 311 の透過型電子顕微鏡写真を図 3 に示した。繊維長は 2~3 μm から数 10 μm, 幅は 0.1~1 μm 位まで幅広く分布している。

JAWE 211 のアモサイトより全般に長さ、幅ともに大きい。JAWE 211 と同様、1 μm 以下の微小粒子から 100 μm 以上の長繊維までが混在しているので、懸濁液から検量線を作る際には、沈殿により長い繊維状粒子が失われないように注意深く分取する必要がある。

図 4 は JAWE 311 の電子線回折パターンである。

参考文献

- 1) Michaels, L. and Chissick, S.S. (eds) (1979) Asbestos, vol.1, p.80~81, John Wiley & Sons, Chichester.

参考資料

石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書 様式	
定性分析方法1(偏光顕微鏡法)を想定した様式	261
定性分析方法2(X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法)を想定した様式	268
定性分析方法2(X線回折分析法)による吹付けバーミキュライト分析を想定した様式	276
定量分析方法1(X線回折分析法)を想定した様式	282
定量分析方法2(偏光顕微鏡法)を想定した様式	289

**石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく
事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）**
（定性分析方法1（偏光顕微鏡法）を想定した様式）

殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
 ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

実施した分析方法	定性分析方法1（偏光顕微鏡法）※アスベスト分析マニュアル第3章
----------	---------------------------------

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名称			代表者氏名	(印)			
所在 地			TEL :	FAX :			
信頼性保障／品質確保の認証等		日環協（試験所）(JISA 1481-1 平成◇◇年度 合格)					
その他（作業環境測定機関登録等）							
連絡担当者							
氏名	民間機関による技能評価の取得状況						
○○ ○○	日環協（技術者）(JISA 1481-1 平成××年度 合格)						
●● ●●	日測協 (JISA 1481-1 ▽ランク 認定No.△△)						
○○ ○○	日環協（技術者）(JISA 1481-1 平成○○年度 合格)						
●● ●●	日測協 (JISA 1481-1 ▼ランク 認定No.▲▲)						

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
-------	---------------------

3. 物件名称

物件名称	
------	--

4. 試料採取履歴

建物、配管設備、機器等の名称及び用途		名称 用途	
施工年及び建築物への施工などを採用した年		年 月 日	
採取箇所等の指示（判断）者の所属、氏名、資格			
採取者の所属、氏名、資格			
試料 No.	試料名称	採取場所・建材の種類等	別添データ No.

5. 分析結果

試料名称	偏光顕微鏡による定性分析結果		石綿以外で確認された繊維	別添データ No.
	石綿の種類	推定石綿質量分率		
		無検出・検出・0.1-5%・5-50%・50-100%	有・無	
備考				

注 1) 石綿の種類の項には、次の記号で記載している。

Chr:クリソタイル Amo:アモサイト Cro:クロシドライト Tre:トレモライト

Act:アクチノライト Ant:アンソフィライト

注 2) 推定石綿質量分率の報告区分については JIS A 1481-1 を参照のこと。

注 3) 推定石綿質量分率の報告区分“検出”は、分析中に繊維が 1 本又は 2 本だけ検出されたことを示す。

注 4) 『石綿以外で確認された繊維』の例としては、ロックウール、グラスウールなどの人造鉱物繊(MMMF)、セルロース(CE)、合成有機繊維(SYN)、タルク(TA)、ウォラストナイト(WO)、ネマライト(繊維状ブルーサイト、NE)、石こう(GYP)、セピオライト(SE)などがある。

1. 実体顕微鏡の形式

実体顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
倍率		

2. 偏光顕微鏡の形式

偏光顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
コンデンサ		
対物レンズ（倍率）		
分散対物レンズ		

* 電子顕微鏡の形式

電子顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
フィラメント		
加速電圧		
倍率		
最大傾斜角		
E D X 検出器の製造業者・形式	製造業者	
	形式	

1. 試料採取履歴（詳細）

採取年月日	年	月	日	試料 No.	
試料の概要 (形状又は材質、試料の大きさ、採取方法)	形状又は材質				
	試料の大きさ				
	採取方法				

2. 試料調製の状況

試料調製の実施の有無	有	無
「有」の場合の調製方法		

3. 実体顕微鏡観察の結果

前処理の実施の有無	有	無
「有」の場合の前処理方法	灰化 酸処理（酸種類： ） 浮遊沈降 その他（ ）	
層構造の有無	有	無
層の記載（色・状態）	層 1 (%) 層 2 (%) 層 3 (%) 層 4 (%)	

4. 分析条件

4.1 分析室の温度

分析室の温度(℃)	
-----------	--

4.2 層別の分析結果

	石綿の有無	検出されたアスベストの種類 (推定質量分率)			
		Chr ()	Amo ()	Cro ()	Ant ()
層 1	有・無	Chr () Tre ()	Amo () Act ()	Cro () Ant ()	
層 2	有・無	Chr () Tre ()	Amo () Act ()	Cro () Ant ()	
層 3	有・無	Chr () Tre ()	Amo () Act ()	Cro () Ant ()	
層 4	有・無	Chr () Tre ()	Amo () Act ()	Cro () Ant ()	
層 5	有・無	Chr () Tre ()	Amo () Act ()	Cro () Ant ()	

4.3 試料全体の分析結果

石綿の有無	有	無		
クリソタイル	不検出	検出	0.1-5%	5-50% 50-100%
アモサイト	不検出	検出	0.1-5%	5-50% 50-100%
クロシドライト	不検出	検出	0.1-5%	5-50% 50-100%
トレモライト	不検出	検出	0.1-5%	5-50% 50-100%
アクチノライト	不検出	検出	0.1-5%	5-50% 50-100%
アンソフィライト	不検出	検出	0.1-5%	5-50% 50-100%
石綿以外で確認された纖維				
コメント				

※『石綿以外で確認された纖維』の例としては、

ロックウール、グラスウールなどの人造鉱物繊(MMMF)、セルロース(CE)、合成有機纖維(SYN)、タルク(TA)、
ウォラストナイト(WO)、ネマライト(纖維状ブルーサイト、NE)、石こう(GYP)、セピオライト(SE)などがある。

試料中のアスベスト纖維の偏光顕微鏡写真（クロスポーラ+鋭敏色検板）



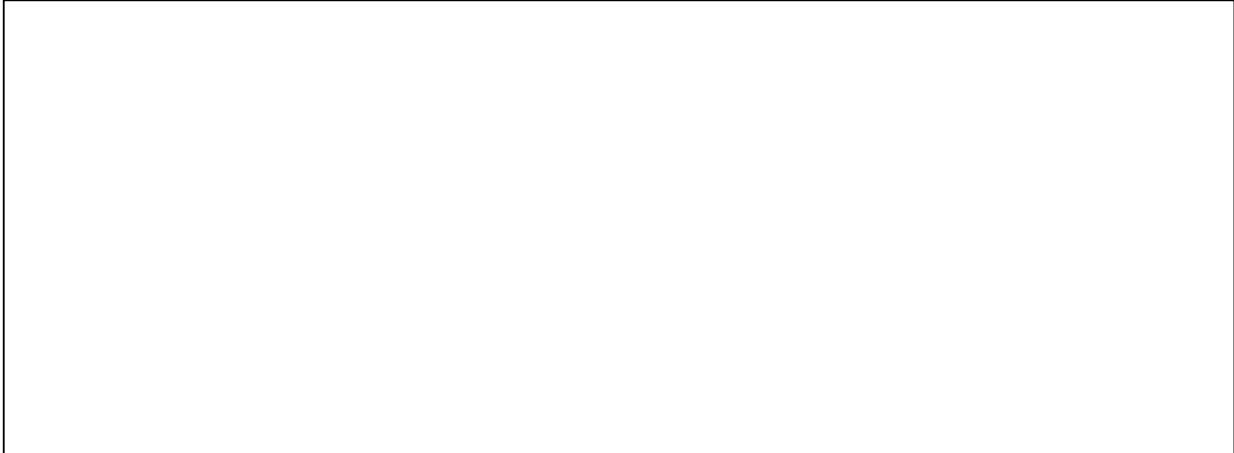
アスベスト種類：



アスベスト種類：

別添写真_____

* 電子顕微鏡法による分析用試料の纖維の写真及びE D Xスペクトル



**石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく
事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）**
(定性分析方法2(X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法)を想定した様式)

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
 ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

実施した分析方法	定性分析方法2(X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法) ※アスベスト分析マニュアル第4章
----------	---

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名称			代表者氏名	(印)
所在 地	TEL :		FAX :	
信頼性保障／品質確保の認証等				
その他（作業環境測定機関登録等）				
連絡担当者				
氏名	民間機関による技能評価の取得状況			
○○ ○○	日測協 (JISA 1481-2▽ランク 認定 No.△△)			
●● ●●	日測協 (JISA 1481-2▼ランク 認定 No.▲▲)			

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
-------	---------------------

3. 物件名称

物件名称	
------	--

4. 試料採取履歴

建物、配管設備、機器等の名称及び用途		名称				
		用途				
施工年及び建築物への施工などを採用した年		年 月 日				
採取箇所等の指示（判断）者の所属、氏名、資格						
採取者との所属、氏名、資格						
試料 No.	試料名称	採取場所		採取部位	建材名称	別添データ No.

5. 分析結果

試料 No.	試料名称	定性分析結果				石綿含有判定結果		別添データ No.	
		X線回折分析法		分散染色法		石綿の有無	石綿の種類		
		石綿の有無	石綿の種類	石綿の有無	石綿の種類				
		有・無		有・無		有・無			
		有・無		有・無		有・無			
		有・無		有・無		有・無			
		有・無		有・無		有・無			
		有・無		有・無		有・無			
		有・無		有・無		有・無			
		有・無		有・無		有・無			
		有・無		有・無		有・無			

備考

注 1) 石綿の種類の項には、次の記号で記載している。

Chr:クリソタイル Amo:アモサイト Cro:クロシドライト Tre/Act:トレモライト/アクチノライト

Ant:アンソフィライト

1. 使用した測定機器

1.1 X線回折装置の製造業者、形式

X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	
	形式	

1.2 位相差・分散顕微鏡の形式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
照明系	形式	
コンデンサ	形式	
対物レンズ	形式	

2. X線回折装置の定性条件

設定項目	測定条件
X線対陰極	
管電圧(kV)	
管電流(mA)	
単色化(K_{β} 線の除去)	
フルスケール(cps)	
時定数(s)	
走査速度(° / min)	
発散スリット(°)	
散乱スリット(°)	
受光スリット(mm)	
走査範囲(2θ)(°)	

1. 試料採取履歴（詳細）

採取年月日	年	月	日	試料 No.	
試料の概要 (形状又は材質、試料の大きさ、採取方法)	形状又は材質				
	試料の大きさ				
	採取方法				

2. 一次分析試料の作製方法（試料粉碎方法）

粉碎に使用した粉碎器の名称及び形式	粉碎器の名称	
	粉碎器の製造業者・形式	
標準ふるいの目開き	μm	

※一次分析試料の加熱処理を実施した場合

使用した分析機器	電気炉	低温灰化処理装置	その他()
分析機器	分析機器の名称		
	分析機器の製造業者・形式		
分析装置の条件	電気炉	温度($^{\circ}\text{C}$)	
		加熱時間(min)	
	低温灰化装置	酸素流量(ml/min)	
		出力(W)	
		灰化時間(min)	
加熱処理前の一次分析試料の秤量値 (g)	加熱処理後の一次分析試料の秤量値 (g)		減量率 (r)

3. 判定結果

3.1 X線回折分析法による定性分析

3.1.1 X線回折分析法による定性分析結果

石綿の種類	定性分析結果	
クリソタイル	有	無
アモサイト	有	無
クロシドライト	有	無
トレモライト／アクチノライト	有	無
アンソフィライト	有	無

3.1.2 X線回折分析法による定性分析 回折線プロファイル

「ピークの記号」

Chr : クリソタイル Amo : アモサイト Cro : クロシドライト Tre/Act : トレモライト/ アクチノライト
Ant : アンソフィライト Ca : カルサイト Q : 石英 Tr : トリジマイト Cr : クリストバライト
Vc : バーミキュライト Hb : ハイドロバイオタイト Br : ブルーサイト Se : セピオライト
Cl : クロライト Mc : マイカ (イライト) Fl : 長石 Gyp: ギプサム(石膏) Un : 未同定ピーク

「注意事項」(2θ) 5° ~70° のX線回折プロファイルを添付。

3.2 位相差・分散顕微鏡法による定性分析

3.2.1 分析室の温度

分析室の温度(℃)	
-----------	--

3.2.2 分析結果記入欄

・石綿種類() 屈折率^D_{25°C} =

調製試料No.	n 計数視野数	計数粒子数 (個数)	分散色を呈した粒子数(個数)	
			アスペクト比3以上の纖維状粒子数	粒子数
1		1000		
2		1000		
3		1000		
合計		3000		

・石綿種類() 屈折率^D_{25°C} =

調製試料No.	n 計数視野数	計数粒子数 (個数)	分散色を呈した粒子数(個数)	
			アスペクト比3以上の纖維状粒子数	粒子数
1		1000		
2		1000		
3		1000		
合計		3000		

・石綿種類() 屈折率^D_{25°C} =

調製試料No.	n 計数視野数	計数粒子数 (個数)	分散色を呈した粒子数(個数)	
			アスペクト比3以上の纖維状粒子数	粒子数
1		1000		
2		1000		
3		1000		
合計		3000		

・石綿種類() 屈折率^D_{25°C} =

調製試料No.	n 計数視野数	計数粒子数 (個数)	分散色を呈した粒子数(個数)	
			アスペクト比3以上の纖維状粒子数	粒子数
1		1000		
2		1000		
3		1000		
合計		3000		

・石綿種類(

) 屈折率^D_{25°C} =

試料 No.	n 計数視野数	計数粒子数 (個数)	分散色を呈した粒子数(個数)	
			アスペクト比3以上の纖維状粒子数	粒子数
1		1000		
2		1000		
3		1000		
合計		3000		

3.2.3 位相差・分散顕微鏡法による定性分析結果

石綿の種類	定性分析結果	
クリソタイル	有	無
アモサイト	有	無
クロシドライト	有	無
トレモライト	有	無
アクチノライト	有	無
アンソフィライト	有	無

3.3 X線回折分析法及び位相差・分散顕微鏡法の定性分析結果に基づく最終判定結果

石綿の種類	定性分析結果			石綿含有 最終判定結果
	X線回折分析法		分散染色法	
	回折線ピーク の有無	3000粒子中の アスペクト比3以上 の纖維状粒子数	石綿の有無	
クリソタイル	有・無		有・無	有・無
アモサイト	有・無		有・無	有・無
クロシドライト	有・無		有・無	有・無
トレモライト ／アクチノライト	有・無			有・無
トレモライト			有・無	有・無
アクチノライト			有・無	有・無
アンソフィライト	有・無		有・無	有・無

※X線回折分析法による定性分析(有)で、分散染色法(無)の場合で、石綿含有(無)と判定した場合の確認方法

使用した浸液の屈折率	観察された分散色	アナライザー使用の場合の分散色		判定した鉱物等の名称
		偏光板上方向	偏光板//方向	

偏光板上方向は、アスベスト纖維の伸長方向と偏光板の振動方向が直交した場合を示す。

偏光板//方向は、アスベスト纖維の伸長方向と偏光板の振動方向が平行になった場合を示す。

別添写真

位相差・分散顕微鏡法による標準及び分析用試料の分散色の写真

標準試料の分散色



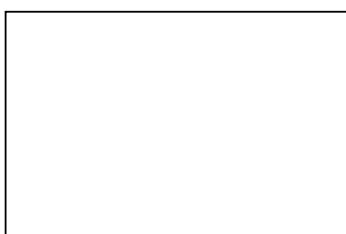
(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)

分析用試料の分散色



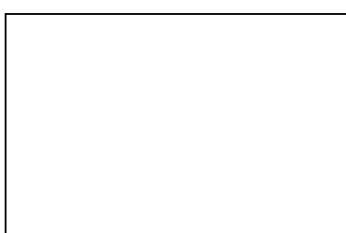
(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



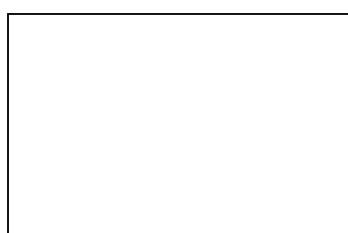
(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)



(屈折率 $n_D^{25^\circ\text{C}}$:)

**石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく
事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）**
 (定性分析方法2(X線回折分析法)による吹付けバーミュライト分析を想定した様式)
 殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
 ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

実施した分析方法	定性分析方法2(X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法) ※アスベスト分析マニュアル第4章
----------	---

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名 称		代表者氏名	(印)
所在 地	TEL :	FAX :	
信頼性保障／品質確保の認証等			
その他（作業環境測定機関登録等）			
連絡担当者			
氏名	民間機関による技能評価の取得状況		
○○ ○○	日測協 (JISA 1481-2▽ランク 認定 No.△△)		
●● ●●	日測協 (JISA 1481-2▼ランク 認定 No.▲▲)		

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
-------	----------	---	----------

3. 物件名称

物件名称	
------	--

4. 試料採取履歴

建物、配管設備、機器等の名称及び用途		名称			
		用途			
施工年及び建築物への施工などを採用した年		年 月 日			
採取箇所等の指示（判断）者の所属、氏名、資格					
採取者との所属、氏名、資格					
試料 No.	試料名称	採取場所	採取部位	建材名称	別添データ No.

5. 分析結果

試料 No.	試料名称	定性分析結果		石綿含有判定結果		別添データ No.
		X線回折分析法		石綿の有無	石綿の種類	
		石綿の有無	石綿の種類			
		有・無	Chr · Tre/ Act	有・無	Chr · Tre/ Act	
		有・無	Chr · Tre/ Act	有・無	Chr · Tre/ Act	
		有・無	Chr · Tre/ Act	有・無	Chr · Tre/ Act	
		有・無	Chr · Tre/ Act	有・無	Chr · Tre/ Act	
		有・無	Chr · Tre/ Act	有・無	Chr · Tre/ Act	
		有・無	Chr · Tre/ Act	有・無	Chr · Tre/ Act	
		有・無	Chr · Tre/ Act	有・無	Chr · Tre/ Act	
		有・無	Chr · Tre/ Act	有・無	Chr · Tre/ Act	

備考

注 1) 石綿の種類の項には、次の記号で記載している。

Chr:クリソタイル Tre/Act:トレモライト/アクチノライト

1. 使用した測定機器

1.1 定性分析を実施したX線回折装置の製造業者、形式

X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	
	形式	

1.2 石綿有無の判定のために実施したX線回折装置の製造業者、形式

X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	
	形式	

2. X線回折装置の定性条件

2.1 定性分析を実施したX線回折装置の条件

設定項目	測定条件
X線対陰極	
管電圧(kV)	
管電流(mA)	
単色化(K_{β} 線の除去)	
フルスケール(cps)	
時定数(s)	
走査速度(° / min)	
発散スリット(°)	
散乱スリット(°)	
受光スリット(mm)	
走査範囲(2θ)(°)	

2.2 石綿有無の判定のために使用したX線回折装置の条件

設定項目	測定条件
X線対陰極	
管電圧(kV)	
管電流(mA)	
単色化(K_{β} 線の除去)	
フルスケール(cps)	
時定数(s)	
走査速度(° / min)	
発散スリット(°)	
散乱スリット(°)	
受光スリット(mm)	
走査範囲(2θ)(°)	

1. 試料採取履歴（詳細）

採取年月日	年	月	日	試料 No.
試料の概要 (形状又は材質、試料の大きさ、採取方法)	形状又は材質			
	試料の大きさ			
	採取方法			

2. 一次分析試料の作製方法（試料粉碎方法）

粉碎に使用した粉碎器の名称及び形式	粉碎器の名称	
	粉碎器の製造業者・形式	
標準ふるいの目開き	μm	

3. 判定結果

3.1 X線回折分析法による定性分析結果

石綿の種類	定性分析結果	
クリソタイル	有	無
トレモライト／アクチノライト	有	無

3.2 X線回折分析法による定性分析 回折線プロファイル

【定性分析結果】

【塩化カリウム処理後の分析結果】

「ピークの記号」

Chr : クリソタイル Tre/Act : トレモライト/アクチノライト Ca : カルサイト Q : 石英

Vc : バーミキュライト Hb : ハイドロバイオタイト Mc : マイカ (イライト) Fl : 長石

Gyp: ギプサム(石膏) Un : 未同定ピーク

「注意事項」【定性分析結果】と【塩化カリウム処理後の分析結果】には、 (2θ) $2^\circ \sim 70^\circ$ のX線回折プロファイルを添付。

4. X線回折分析法による分析結果

- ・石綿名称(クリソタイル)

試料 No.	クリソタイル 0.8%含有標準試料 のクリソタイル回折積分強度(積分値)
1	
2	
3	
平均	

試料 No.	対象試料のクリソタイル回折 積分強度(積分値)
1	
2	
3	
平均	

- ・判定結果

クリソタイル		
0.1%を超えて含有	・	無

- ・石綿名称(トレモライト／アクチノライト)

試料 No.	トレモライト 0.5%含有標準試料の トレモライト／アクチノライト回折 積分強度(積分値)
1	
2	
3	
平均	

試料 No.	対象試料のトレモライト／アク チノライト回折積分強度(積分値)
1	
2	
3	
平均	

- ・判定結果

トレモライト／アクチノライト		
0.1%を超えて含有	・	無

5. 最終判定結果

石綿の種類	判定結果	
クリソタイル	0.1%を超えて含有	無
トレモライト／アクチノライト	0.1%を超えて含有	無

**石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく
事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）
(定量分析方法1(X線回折分析法)を想定した様式)**

殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

実施した分析方法	定量分析方法1(X線回折分析法) ※アスベスト分析マニュアル第5章
----------	-----------------------------------

1. 分析を実施した石綿分析機関等

名称			代表者氏名	(印)
所在 地			TEL :	FAX :
信頼性保障／品質確保の認証等				
その他（作業環境測定機関登録等）				
連絡担当者				
氏名	民間機関による技能評価の取得状況			
○○ ○○	日測協 (JISA 1481-3 ▽ランク 認定No.△△)			
●● ●●	日測協 (JISA 1481-3 ▼ランク 認定No.▲▲)			

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
-------	---------------------

3. 物件名称

物件名称	
------	--

4. 試料採取履歴

建物、配管設備、機器等の名称及び用途	名称				
	用途				
施工年及び建築物への施工などを採用した年	年 月 日				
採取箇所等の指示（判断）者の所属、氏名、資格					
採取者の所属、氏名、資格					
試料 No.	試料名称	採取場所	採取部位	建材名称	別添データ No.

5. 分析結果

試料 No.	試料名称	定量分析結果		別添データ No.
		石綿の種類	石綿含有率 (%)	
備考				

注 1) 種類の項には、次の記号で記載している。

Chr:クリソタイル Amo:アモサイト Cro:クロシドライト Tre/Act:トレモライト/アクチノライト
Ant:アンソフィライト

1. X線回折装置による定量分析の条件

設定項目等	測定条件等	
X線回折装置の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
X線対陰極		
管電圧(kV)		
管電流(mA)		
単色化(K_{β} 線の除去)		
フルスケール(eps)		
時定数(s)		
走査速度 (° /min)	連続スキャニング (° /min)	
	ステップスキャニング	
発散スリット(°)		
散乱スリット(°)		
受光スリット(mm)		
走査範囲 (2θ)(°)		

1. 試料採取履歴（詳細）

採取年月日	年	月	日	試料 No.	
試料の概要 (形状又は材質、試料の大きさ、採取方法)	形状又は材質				
	試料の大きさ				
	採取方法				

2. 一次分析試料の作製方法（試料粉碎方法）

粉碎に使用した粉碎器の名称及び形式	粉碎器の名称	
	粉碎器の製造業者・形式	
標準ふるいの目開き	μm	

※一次分析試料の加熱処理を実施した場合

使用した分析機器	電気炉	低温灰化処理装置	その他()
分析機器	分析機器の名称		
	分析機器の製造業者・形式		
分析装置の条件	電気炉	温度($^{\circ}\text{C}$)	
		加熱時間(min)	
	低温灰化装置	酸素流量(ml/min)	
		出力(W)	
		灰化時間(min)	
加熱処理前の一次分析試料の秤量値 (g)	加熱処理後の一次分析試料の秤量値 (g)		減量率 (r)

3. 一次分析試料の前処理

一次分析試料の前処理の有無	有 無 有の場合は、酸の種類を記入して下さい。 ()
---------------	-----------------------------------

4. 石綿含有率の算出方法

石綿含有率の算出方法	一次分析試料を前処理せず算出 二次分析試料より算出 三次分析試料より算出 その他()
------------	--

5. X線回折分析法に使用する検量線

検量線の作成方法	使用した標準試料の名称 () 使用した天秤の製造業者・型式・読み取り限度 () 読み取り限度 : mg) その他()
----------	---

石綿の名称	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト／ アクチノライト	アンソフィライト
検出下限 (%)					
定量下限 (%)					
検量線の 決定係数(r^2)					

7. X線回折分析法による定量分析結果

7.1 一次分析試料からの石綿分析結果

・石綿種類()

調製試料No.	一次分析試料の秤量値 M ₁ (mg)	減量率 (r)	検量線から読み取った一次分析試料中の石綿質量 As(mg)	石綿含有率 (%)
1				
2				
3				
石綿含有率の平均				

7.2 二次分析試料からの石綿分析結果

・石綿種類()

調製試料No.	一次分析試料の秤量値 M ₁ (mg)	二次分析試料の秤量値 M ₂ (mg)	残さ率	検量線から読み取った二次分析試料中の石綿質量 As(mg)	減量率 (r)	石綿含有率 (%)
1						
2						
3						
石綿含有率の平均						

7.3 三次分析試料からの石綿分析結果

・石綿種類()

調製試料No.	一次分析試料の秤量値 M ₁ (mg)	二次分析試料の秤量値 M ₂ (mg)	残さ率	三次分析試料の秤量値 M ₃ (mg)	検量線から読み取った三次分析試料中の石綿質量 As(mg)	減量率 (r)	石綿含有率 (%)
1							
2							
3							
石綿含有率の平均							

**石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく
事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）**
（定量分析方法2（偏光顕微鏡法）を想定した様式）

殿

貴社より委託を受けた石綿分析の結果は、下記に記載したとおりであることを証明します。
 ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

記

実施した分析方法

定量分析方法2（偏光顕微鏡法）※アスベスト分析マニュアル第6章

1. 分析を実施した石綿分析機関

名 称		代表者氏名	(印)
所在 地	TEL :	FAX :	
信頼性保障／品質確保の認証等	日環協（試験所）(JISA 1481-1 平成◇◇年度 合格)		
その他（作業環境測定機関登録等）			
連絡担当者			
氏名	民間機関による技能評価の取得状況		
OO OO	日環協（技術者）(JISA 1481-1 平成××年度 合格)		
	日測協 (JISA 1481-1 ▽ランク 認定No.△△)		
OO OO	日環協（技術者）(JISA 1481-1 平成○○年度 合格)		
	日測協 (JISA 1481-1 ▼ランク 認定No.▲▲)		

2. 分析を実施した年月日

分析実施日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
-------	---------------------

3. 物件名称

物件名称	
------	--

4. 試料採取履歴

建物、配管設備、機器等の名称及び用途		名称 用途	
施工年及び建築物への施工などを採用した年		年 月 日	
採取箇所等の指示（判断）者の所属、氏名、資格			
採取者の所属、氏名、資格			
試料 No.	試料名称	採取場所・建材の種類等	別添データ No.

項目	氏名	項目	氏名
ポイントカウント用試料の作製		偏光顕微鏡による ポイントカウント分析	

5. 分析実施者一覧

6. 分析結果

試料名称	残渣率 (重量%)	石綿の種類	石綿の重量%	定量下限	別添 データ No.
備考					

注 1) 石綿の種類の項には、次の記号で記載している。

Chr:クリソタイル Amo:アモサイト Cro:クロシドライト Tre:トレモライト

Act:アクチノライト Ant:アンソフィライト

1. 偏光顕微鏡の型式

顕微鏡の製造業者・形式	製造業者	
	形式	
コンデンサ	形式	
対物レンズ	形式	

1. 試料採取履歴（詳細）

採取年月日	年	月	日	試料 No.
試料の概要 (形状又は材質、試料の大きさ、採取方法)	形状又は材質			
	試料の大きさ			
	採取方法			

2. ポイントカウント用試料の作製

使用した分析機器	電気炉	その他()
分析機器	分析機器の名称	
	分析機器の製造業者・形式	
分析装置の条件	温度(°C)	
	加熱時間(min)	

3. 試料の重量濃縮結果

開始時の重量 (g) : W	
灰化後の重量 (g)	
沈殿物の重量 (g)	
浮遊物の重量 (g)	
最終残渣の重量 (g) : R	
ハンドピックされたアスベストの重量 (g) : M	
備考 :	

4. ポイントカウント結果

石綿の種類	総ポイント数 : N	石綿ポイント数 : A	石綿の重量% : C

$$C = \frac{100}{W} \times \left(M + R \times \frac{A}{N} \right)$$

参考資料

通達関連 目次

平成 18 年 8 月 11 日 基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」	294
平成 18 年 8 月 21 日 基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」	304
平成 18 年 8 月 28 日 基安化発第 0828001 号「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」	306
平成 20 年 2 月 6 日 基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」	307
平成 21 年 12 月 28 日 基安化発 1228 第 1 号「バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」	309
平成 24 年 2 月 13 日 基安化発 0213 第 1 号「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」	311
平成 26 年 3 月 31 日 基安化発 0331 第 3 号「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」	324

発 第 0 8 1 1 0 0 2 号
平 成 1 8 年 8 月 1 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を
改正する省令の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令257号。以下「改正政令」という。)、
石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第147号。以下「改正省令」とい
う。)及び関係告示が平成18年8月2日に公布され、同年9月1日から施行し、及び適用することとされた
ところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺
漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

改正政令は、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」における検討の結果、國
民の安全確保上等の観点から、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等を全面禁止
することを内容とする報告書が取りまとめられたことを踏まえ、石綿による労働者の健康障害
の防止を徹底するため、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)
について所要の改正を行ったものである。

また、改正省令は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」とい
う。)についてその施行後に明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ、吹き付けられた
石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、石綿
則について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 労働安全衛生法施行令関係

(1) 製造等の禁止(第16条関係)

「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」の製造、輸入、譲渡、
提供又は使用を禁止することとしたものであること。

(2) 規制の対象となる有害物の範囲の拡大(第6条、第18条、第21条から第23条まで、別表第9
関係)

作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害
な業務及び健康管理手帳を交付する業務について、規制の対象となる物の石綿の含有率(重

量比)を1%から0.1%に改め、規制の対象範囲を拡大するとともに、製造等が禁止されたことに伴う所要の規定の整備を行ったこと。

(3) 施行期日(改正政令附則第1条関係)

改正政令は、平成18年9月1日から施行することとしたこと。

(4) 経過措置(改正政令附則第2条から第5条まで関係)

ア 改正政令の施行の日(平成18年9月1日)前に、製造され、又は輸入され、かつ、同日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用している間は、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。

また、改正政令の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿の分析のための試料の用に供される物については、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。

さらに、現に石綿等を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成18年11月30日までの間は、令第16条第2項の要件に該当しない場合においても、これを引き続き試験研究のために製造し、又は使用することができることとしたこと。(附則第2条)

イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用される石綿を含有するガスケット等の適用除外製品等(以下「適用除外製品等」という。)については、現時点では、国民の安全の確保上、石綿を含有しない物への代替が困難であることから、例外的に、当分の間、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。(附則第3条)

ウ 適用除外製品等を製造する作業等については、現行と同様、作業主任者を選任しなければならないこと等とともに、罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。(附則第4条、第5条)

(5) 関係政令の整備(改正政令附則第6条から第8条まで関係)

現行では労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第9号。以下「7年政令」という。)及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第457号。以下「15年政令」という。)において経過措置の対象とされている物について、その取扱いを改正政令附則第2条に規定することに伴う所要の規定の整備等を行ったものであること。

2 石綿障害予防規則等関係

(1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置(改正省令第1条の規定による改正後の石綿則(以下「新石綿則」という。)第3条から第9条まで、第13条、第14条、第27条関係)

吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等(以下「吹付け石綿等」という。)の封じ込め又は囲い込みの作業について、これらの作業を石綿則第3条の事前調査等の対象としたこと。具体的には、次のとおりであること。

ア 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業について、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとしたこと。(第3条から第5条まで、第8条、第9条、第27条)

イ 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業(以下「石綿等の切断等の作業」という。)を伴うものに限る。)については、作業場所を隔離しなければならないものとしたこと。(第6条)

ウ 吹付け石綿等の囲い込みの作業(石綿等の切断等の作業を伴うものを除く。)については、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、

その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとしたこと。(第7条)

エ 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするとともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないものとしたこと。(第13条、第14条)

(2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置(新石綿則第10条関係)

現行では、労働者を就業させる建築物等の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合には、石綿則第10条第1項の規定に基づき、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされているところであるが、労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないものとしたこと。また、労働者は、当該保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとしたこと。

(3) 器具、工具、足場等の持出し禁止(新石綿則第32条の2関係)

現行では、石綿等を取り扱う作業に使用する保護具等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところであるが、これと同様、器具、工具、足場等についても、付着した物を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとしたこと。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとしたこと。

(4) 記録の保存期間の延長(新石綿則第35条から第37条まで、第41条関係)

現行では、作業の記録及び健康診断の結果の記録について、記録した時点から30年間保存することとされているところであるが、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、当該労働者が常時石綿等を取り扱う作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとしたこと。

(5) 関係省令の整備(改正省令第2条から第6条まで関係)

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等について、所要の規定の整備を行ったものであること。

(6) 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、平成18年9月1日から施行することとしたこと。

(7) 経過措置(改正省令附則第2条から第8条まで関係)

ア 改正省令の施行の際現に行われている作業については、新石綿則中の一部の規定は適用しないものとしたこと。(附則第2条)

イ 新たに石綿則第5条又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第8条第4項の届出の対象となる作業等のうち、平成18年10月1日前に開始されるものについては、届出を要しないものとしたこと。(附則第3条)

ウ 適用除外製品等を製造する作業等については、現行と同様、新石綿則に基づく規制の対象としたこと。また、これらについて、規制の対象となる物の石綿の含有率を0.1%としたこと。(附則第4条、第5条)

エ 様式及び罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。(附則第6条から第8条まで)

第3 細部事項

1 労働安全衛生法施行令関係

(1) 第6条関係

ア 石綿等について、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業が禁止されることに伴い、当該製造の作業を作業主任者を選任すべき作業から削除したものであること。

イ 規制の対象となる物の石綿の含有率を1%から0.1%に改めるとともに、これを政令で規定することとしたこと。

(2) 第16条関係

ア 第4号の「石綿」とは、纖維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト(以下「クリソタイル等」という。)をいうこと。

イ 第9号の「第4号に掲げる物(石綿)をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する物のことをいい、塊状の岩石であって、これに含まれるクリソタイル等が纖維状を呈していない物は含まないこと。

ただし、塊状の岩石であっても、例えば蛇紋岩系左官用モルタル混和材のように、これを微細に粉碎することにより纖維状を呈するクリソタイル等が発生し、その含有率が微細に粉碎された岩石の重量の0.1%を超えた場合は、製造等の禁止の対象となること。

(3) 第18条、別表第9関係

石綿等の譲渡及び提供が禁止されることに伴い、名称等を表示すべき有害物及び名称等を通知すべき有害物から石綿を削除したものであること。

(4) 第21条から第23条まで関係

ア 石綿等について、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業が禁止されることに伴い、作業環境測定を行うべき作業場及び従事する労働者に対し健康診断を行うべき有害な業務から、当該製造の作業に係るものを削除したことであること。

イ 作業環境測定を行うべき作業場、従事する労働者及び従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対する健康診断を行うべき有害な業務並びに健康管理手帳を交付する業務について、対象となる作業等に係る石綿の含有率を1%から0.1%に改めたこと。

(5) 改正政令附則第2条関係

ア 「現に使用されているもの」とは、例えば建築物に組み込まれている建材、機械に組み込まれているシール材等が該当すること。

建材、シール材等のいわゆる在庫品については、「現に使用されているもの」には該当しないことから、譲渡(販売)することはできず、また、使用することもできないこと。

なお、「現に使用されているもの」に該当する物を改修等により新たな物に交換する場合には、当該新たな物は「現に使用されているもの」には該当しないことから、これを石綿を含有しない代替物とする必要があること。

イ 既存石綿分析用試料等については、分析機関が石綿の分析を行うに際し、その譲渡、提供等が必要になることから、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたものであること。

(6) 改正政令附則第3条関係

ア 附則第3条各号に掲げる物は、平成18年1月18日に取りまとめられた「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」報告書において、国民の安全の確保上等の観点から、例外的に当分の間、製造等の禁止の規定を適用しないこととする製品等について、その使用条件を限定して列記したること。

イ 附則第3条各号におけるガスケット等の使用条件(温度、圧力等)は、通常想定される施設の運転条件であること。

ウ 「化学工業」及び「鉄鋼業」とは、令第8条と同義であること。また、「非鉄金属製造業」とは、日本標準産業分類における中分類の非鉄金属製造業と同義であること。ただし、個々の事業場がこれらに該当するか否かは、実態により個別に判断すべきものであること。

エ 「石綿ジョイントシートガスケット」とは、石綿等を主原料とし、ゴムをバインダーとして作られたシート状の物であり、当該シート状の物を円形等に切り出したガスケットが、配管等の接合部分の密封に使用されるものであること。

オ 「うず巻形ガスケット」とは、テープ状の波形金属板(フープ)と、石綿、合成樹脂などのクッション材(フィラー)を交互に重ね、うず巻き状に巻き上げ板状のリングしたもので、配管等の接合部の密封に使用されるものであること。

カ 「メタルジャケット形ガスケット」とは、石綿その他の耐熱材料(クッション材)を中心材として、金属薄板で被覆したもので、配管等の接合部の密封に使用されるものであること。

キ 「グランドパッキン」とは、石綿等をひも状に編組したもの等を、ポンプ等の軸端のパッキン箱に詰め込んだものであり、当該軸端の密封に使用されるものであること。

(7) 改正政令附則第4条関係

既存石綿含有製品等及び既存石綿分析用試料について、引き続き、名称等の表示及び通知の対象としたものであること。(第1項)

また、適用除外製品等について、引き続き、作業主任者の選任、名称等の表示及び通知、作業環境測定並びに健康診断の実施の対象としたものであること。(第2項)

(8) 改正政令附則第5条関係

この政令の施行前にした行為等についての罰則の適用については、なお従前の例によるものとしたこと。

(9) 改正政令附則第6条関係

令第16条の改正に伴い、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)について形式的な改正を行ったものであること。

(10) 改正政令附則第7条関係

平成7年4月1日前に製造し、又は輸入されたアモサイト、クロシドライト及びこれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物については、これまで、経過措置として、製造等の禁止の規定は適用しないこととされていたところであるが、その経過措置の範囲を改正政令附則第2条及び第3条に規定にするものに限定することとし、これに伴い7年政令の経過措置を削除したこと。

(11) 改正政令附則第8条関係

平成16年10月1日前に製造し、又は輸入された石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等の製品については、これまで、経過措置として、製造等の禁止の規定は適用しないこととされていたところであるが、その経過措置の範囲を改正政令附則第2条及び第3条に規定するものに限定することとし、これに伴い15年政令の経過措置を削除したこと。

2 石綿障害予防規則関係

(1) 第2条関係

「石綿等」とは、令第6条第23号に規定する石綿等をいい、クリソタイル等及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物をいうものであること。

(2) 第3条関係

- ア 事前調査及び作業計画の作成を行わなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。この作業には、人の居住の用に供する建築物における吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業が含まれるものであること。
- イ 「封じ込め」及び「囲い込み」とは、「石綿障害予防規則の施行について」(平成17年3月18日付け基発第0318003号)記の第3の2の(7)ウ及びエと同様であるが、いずれも小規模な作業を含むものでないこと。

(3) 第5条関係

- ア 第1項第2号は、届出を行わなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。
- イ 第1項第3号については、改正前の「これに類する作業」と同様であり、今回の改正により新たな作業を追加するものではないこと。

(4) 第6条関係

作業場所を隔離しなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込めの作業及び石綿等の切断等を伴う吹付け石綿等の囲い込みの作業を追加したものであること。石綿等の切断等の作業を伴う吹付け石綿等の囲い込みの作業として、例えば、石綿が吹き付けられた天井に穴を開け、覆いを固定するためのボルトを取り付ける等の作業があること。

(5) 第7条関係

当該作業に従事する労働者以外の者の立入禁止及びその旨の表示を行わなければならない作業として、新たに、石綿等の切断等の作業を伴わない吹付け石綿等の囲い込みの作業を追加したものであること。石綿等の切断等を伴わない吹付け石綿等の囲い込みの作業として、例えば、石綿が吹き付けられた壁、天井等に覆いを設ける場合において、当該壁、天井等に穴を開けることなく当該覆いを固定する作業があること。

(6) 第8条、第9条関係

その発注者が、請負人に対し、石綿等の使用の状況等を通知するよう努めなければならない作業及びその注文者が、建築物の解体工事等の条件について、法等の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

(7) 第10条関係

ア 第2項の「その労働者を臨時に就業させる」とは、当該建築物において通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業に従事させることをいい、例えば、天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等があること。

イ 呼吸用保護具は、当該建築物の吹付け石綿等の状況に応じて有効なものを選択すること。

ウ 作業衣は、粉じんが付着しにくいものとすること。

(8) 第11条関係

石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったものであること。なお、現行においても、既に石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させることは禁止されているところであり、その取扱いを変更する趣旨ではないこと。

(9) 第13条、第14条関係

ア 石綿等を湿潤な状態なものとしなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の

封じ込め又は囲い込みの作業を追加したことであること。

イ 第1項の「湿潤な状態なものとすること」には、封じ込めの作業において固化剤を吹き付けること等により石綿等の飛散を防止することも含まれること。

ウ 第1項の「著しく困難なとき」とは、吹付け石綿等の囲い込みの作業において、吹き付けられた石綿等の状態等により湿潤な状態とすることによって、かえって石綿等の粉じんが発散するおそれがあるときが含まれるものであること。

(10) 第15条、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第28条、第29条、第31条、第33条、第34条、第38条、第40条、第44条、第47条、第48条、第49条関係

石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったものであること。

(11) 第27条関係

事業者が、その業務に労働者を就かせるときに当該労働者に対し特別教育を行わなければならぬ作業として、新たに吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

(12) 第32条の2関係

ア 「器具、工具、足場等」の「等」とは、作業場内において使用され、粉じんが付着した物すべてが含まれる趣旨であり、支保工等の仮設機材、高所作業車等の建設機械等も含まれるものであること。

イ 「付着した物を除去」する方法は、真空掃除機で取り除く方法、湿った雑巾で拭き取る方法、石綿の付着した部材を交換する方法等汚染の程度に応じて適切な方法を用いること。また、フィルター等の付着した物の除去が困難な物は、廃棄物として処分すること。

(13) 第35条関係

ア 記録の保存期間については、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。

イ 第3条に基づく事前調査の結果についても併せて40年間保存することが望ましいこと。

(14) 第36条、第37条関係

作業環境測定の結果及びその評価については、第35条と同様の理由により、保存期間を40年に延長したものであること。

(15) 第41条関係

健康診断の記録の保存期間については、第35条と同様の理由により、石綿等を取り扱う事業場において当該労働者が常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。

(16) 第42条の2、第43条関係

第40条の改正に伴う規定の整備を行ったものであること。

(17) 第46条関係

新たに第10条第2項に規定した臨時の業務に係る措置における保護具等について、新たに管理の対象として追加したものであること。

(18) 改正省令附則第2条関係

吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業及び石綿の含有率が0.1%を超え1%以下である物に係る作業については、新たに新石綿則に規定する措置を講じなければならないものであるが、このうち改正省令の施行の際現に行われているものについては、直ちに措置を講じることが困難なものがあることから、これらの措置に係る規定は適用しないこととしたもの

であること。

(19) 改正省令附則第3条関係

新石綿則第5条第1項の規定による作業の届出及び法第88条第4項の規定による計画の届出を行わなければならない作業のうち、平成18年10月1日前に開始されるものについては、これらの規定は適用しないこととしたものであること。

なお、平成18年9月1日から平成18年9月30日までの間に開始される作業については、これらの届出に係る規定以外の規定(新石綿則第3条の事前調査等の規定)は適用されるものであること。

(20) 改正省令附則第4条関係

石綿則第15条の立入禁止措置等の規定については、今回の改正により、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業をその対象から削除することとしているが、適用除外製品等については、これらの規定はなおその効力を有するものとしたこと。

また、適用除外製品等の製造の作業に係る記録の保存等について、石綿則第35条等と同様、当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事したこととなった日から40年間保存しなければならないものとしたこと。

(21) 改正省令附則第5条関係

改正政令附則第4条第2項の規定により、既存石綿含有製品及び既存石綿分析用試料等については、引き続き作業主任者の選任、名称等の表示及び通知、作業環境測定並びに健康診断の実施の対象とされているが、その対象となる物の石綿の含有率は0.1%を超えるものとしたこと。

(22) 改正省令附則第6条関係

改正省令第1条の規定による改正前の石綿則(以下「旧石綿則」という。)等に定める様式による申請書等については、現に提出され又は交付されている旧石綿則等に定める様式による申請書等は、新石綿則等に定める相当様式による申請書等とみなすこととしたこと。

(23) 改正省令附則第7条関係

改正省令の施行の際に現に存する旧石綿則等に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用できることとしたこと。

(24) 改正省令附則第8条関係

改正省令の施行前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

第4 関係告示の一部改正

電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)、石綿障害予防規則第16条第1項第4号の厚生労働大臣が定める性能(平成17年厚生労働省告示第129号)、石綿障害予防規則第16条第2項第3号の厚生労働大臣が定める要件(平成17年厚生労働省告示第130号)及び石綿障害予防規則第17条第1項の厚生労働大臣が定める要件(平成17年厚生労働省告示第131号)について、石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったこと。

第5 関係通達の一部改正

1 平成7年2月20日付け基発第76号通達の一部改正

平成7年2月20日付け基発第76号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」の一部を次のように改正する。

記の第1のIの2の(2)を次のように改める。

- (2) 削除
- 2 平成7年3月27日付け基発第145号通達の一部改正
平成7年3月27日付け基発第145号「作業環境評価基準等の一部改正について」の一部を次のように改正する。
記の第1のⅡの1の(2)を次のように改める。
- (2) 削除
記の第2のⅡの2を次のように改める。
- 2 削除
- 3 平成8年2月20日付け基発第72号通達の一部改正
平成8年2月20日付け基発第72号「作業環境測定の記録のモデル様式の改正について」の一部を次のように改正する。
本文中「特定化学物質等障害予防規則第36条第2項及び第36条の2第2項」を「特定化学物質障害予防規則第36条第2項及び第36条の2第2項、石綿障害予防規則第36条第2項及び第37条第2項」に改める。
- 4 平成15年10月30日付け基発第1030007号通達の一部改正
平成15年10月30日付け基発第1030007号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部を次のように改正する。
記の2の(3)を次のように改める。
- (3) 削除
- 5 平成17年2月15日付け基発第0215002号通達の一部改正
平成17年2月15日付け基発第0215002号「特定化学物質等障害予防規則等の一部改正について」の一部を次のように改正する。
記の第2の3の(2)を次のように改める。
- (2) 削除
- 6 平成17年3月18日付け基発第0318003号通達の一部改正
平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」の一部を次のように改正する。
記の第3の1の(2)を次のように改める。
- (2) 削除
記の第3の2の(1)のオ中「1%」を「0.1%」に改める。
記の第3の2の(3)のイの(ア)中「及びパーライト保温材」を「、パーライト保温材及び配管等の仕上げの最終段階で使用する石綿含有塗り材」に改める。
記の第3の2の(4)のイ中「1%」を「0.1%」に改める。
記の第3の2の(4)のウを次のように改める。
ウ 「当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所からの隔離」するとは、当該除去を行う作業場所をビニールシートで覆うこと、また、負圧除じん装置を使用する場合にあっては、作業場所を負圧に維持すること等により、石綿等の粉じんが他の作業場所に漏れないようにすることであること。
- 記の第3の4の(5)のアを次のように改める。
- ア 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者(平成18年3月31日までに修了した者に限る。)
及び石綿作業主任者
記の第3の4の(12)のイを次のように改める。

イ 削除

記の第3の4の(12)の才を次のように改める。

才 削除

記の第3の9の(6)を次のように改める。

(6) 削除

7 平成17年3月31日付け基発第0331017号通達の一部改正

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の一部を次のように改正する。

別添1の3の(2)を次のように改める。

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第1号若しくは第2号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋外作業場等又は石綿等(令第6条第23号の石綿等をいう。)を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋外作業場等((5)に掲げるものを除く。)

別添1の6の(1)のイの(イ)中「又は令第6条第23号イに掲げる物」を削除し、「30年間。」を「30年間、石綿に係る測定については40年間。」に改める。

別添1の6の(2)のイの(イ)中「又は令第6条第23号イに掲げる物」を削除し、「30年間。」を「30年間、石綿に係る評価については40年間。」に改める。

別添1の別表第1中「6 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。ただし、平成7年4月1日前に製造され又は輸入されたアモサイト及びクロシドライトは含む。)」を「6 石綿」に改める。

基発第0821002号
平成18年8月21日
一部改正 基発0331第31号
平成26年3月31日
一部改正 基発0413第3号
平成28年4月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(以下「188号通達」という。)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率(重量比)が1%から0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの精度を有するものとして、JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)及びJIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)が平成26年3月28日に制定され、JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)が平成28年3月22日に制定されたところである。

については、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添(省略)のとおり要請したので了知されたい。
なお、188号通達は、本通達をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）又はJIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）
- 2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法
 - (1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法（以下「分散染色法」という。）

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかつた場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。
 - (2) 平成26年3月31日付けで廃止されたJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法
 - (3) その他別途示す分析方法

基安化発第0828001号
平成18年8月28日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率(重量比)が1%から0.1%に改められることとされたところである。

建材中の石綿等をその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて行う分析については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」において、0.1%までの精度を有する分析方法としてJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「JIS法」という。)等があるとされているところである。

しかしながら、JIS法では、石綿を「不純物として含有するおそれのある天然鉱物及びそれを原料としてできた製品については、適用しない」とされていることから、石綿を不純物として含有するおそれのある天然鉱物を粉碎し、原料として使用する場合における石綿含有率の分析をJIS法により行うこととは適当でない。

このことから、天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について、厚生労働省の委託事業により(社)日本作業環境測定協会において検討を行った結果、今般、別添のとおりその分析方法が取りまとめられたところである。

については、本分析方法について、局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに石綿を不純物として含有するおそれのある天然鉱物を取り扱う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図られたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別紙のとおり周知したので了知されたい。

基安化発第0206003号
平成20年2月6日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物(以下「石綿等」という。)を石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査(以下「分析調査」という。)については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「18年0821002号通達」という。)において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「JIS法」という。)等を示しているところである。

建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)とされてきたことや、JIS法の1.の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとすること。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS法による分析調査を行った結果、クリソタイル

等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を行うこと。

- (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18年0821002号通達の記の2の(1)及び平成18年8月21日付け基安化発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の1においてJIS法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を行うこと。

ア 平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」

イ 平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」

- (3) なお、上記の2の(1)又は(2)の場合であって、当該分析調査において実施したX線回折分析のX線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。

3 その他

- (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はないこと。
- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

基安化発 1228 第 1 号
平成 21 年 12 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の
作業に当たっての留意事項について

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項において、建築物、工作物又は船舶（以下「建築物等」という。）の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）を行うときは、あらかじめ当該建築物等について、石綿等の使用の有無を確認するための事前調査を実施することとされている。また、同条第 2 項に規定する石綿等の使用の有無の分析（以下単に「分析」という。）の方法については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」において、JIS A 1481「建材製品中のアスベス・ト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示している。また、同項の規定による分析による調査（以下「分析調査」という。）については平成 20 年 2 月 6 日付け基安化発第 0206003 号「石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」により周知徹底を指示しているところである。

先般、我が国において建築物等への吹付け材として使用されているバーミキュライト（ひる石）からワインチャイト及びリヒテライト（以下「ワインチャイト等」という。）が検出されたとの報道があった。

ワインチャイト等は、平成 18 年 8 月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」に示した石綿の定義「纖維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」には該当しない鉱物であるが、トレモライトと同様に角閃石族に属する纖維状の鉱物である。

1970 年代・80 年代、米国のモンタナ州リビー鉱山の労働者及び地域住民に石綿肺の被害が発生したが、その原因がリビー鉱山産のバーミキュライトであることが確認されており、このリビー鉱山産のバーミキュライトには、石綿の一種であるトレモライトのほか、ワインチャイト等が含まれていることが明らかになっている。なお、1990 年に当該モンタナ州

リビ一鉱山は閉山している。

また、ワインチャイト等の有害性については、明確な知見がないものの、トレモライトと形状、結晶構造及び化学的な組成が近似しており、JIS法によりワインチャイト等のX線回折を行うと回折パターンはトレモライトと同様である。

については、バーミキュライトが吹き付けられていた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体並びに作業環境測定機関等の分析機関に対し周知を図り、分析調査等の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

- 1 バーミキュライトには、不純物として、トレモライト、ワインチャイト等が含有されている場合があることから、バーミキュライトが吹き付けられた建物等の解体等の作業に当たっては、石綿が含有していることが明らかであって石綿則第3条第2項の規定に基づく分析を行うまでもなく石綿則に基づくばく露防止措置を採るような場合を除き、石綿則第3条第2項の規定に基づく分析を行い、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合には、石綿則に定めるばく露防止対策を講ずること。
- 2 なお、JIS法による分析では、建材中に含有されているワインチャイト等はトレモライトとして判定されるため、ワインチャイト等をトレモライトと区別するために改めて分析を行う必要はないこと。
- 3 バーミキュライトが吹き付けられていた建築物等の分析において、石綿をその重量の0.1%を超えて含有しない場合であっても、JIS法以外の分析方法により、ワインチャイト等が含有していることが明らかになった場合には、石綿則に準じたばく露防止対策を講ずること。

基安化発0213第1号
平成24年2月13日

都道府県労働局労働基準部長 殿

労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（改修の作業を含む）を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するもの（以下「石綿等」という。）の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めている。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがある。（別紙1参照）

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、解体等の作業を行う事業者及び発注者に対して下記の事項について指導されたい。

なお、別添のとおり関係事業者団体に対しても要請を行っていることを申し添える。

記

1 石綿等の使用状況の通知の促進

事前調査においては、設計図書や過去の改修の記録等、石綿等の使用状況等に係る情報は、石綿等の見落とし防止に有用である。石綿則第8条では、仕事の発注者は、請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知するよう努めることとされていることを踏まえ、あらゆる機会をとらえ、その履行の徹底を指導すること。

2 事前調査と結果の記録、掲示の徹底

（1） 事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行うことが望ましいこと。また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいこと。

また、調査終了年月日、調査方法及び結果の概要については、作業場に掲示する必要があること。(別紙2参照)

- (2) 目視及び設計図書等による調査により、石綿等の使用がないことが明らかになった場合でも、その旨に加え調査方法や調査場所等を記録し、かつ掲示するよう徹底すること。
- (3) 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿の使用の有無を確認するには、国土交通省・経済産業省の石綿含有建材データベース <http://www.asbestos-database.jp/>、社団法人日本石綿協会、建材メーカーのホームページを活用する方法があること。

3 分析による調査

- (1) 建材等が吹き付けられている場合には、石綿則第3条第2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行うこと。
- (2) 石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがある。特に、建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。ただし、複数の区画又は階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画又は階における試料の採取は必要ないこと。
- (3) 建材等の採取及び分析に当たっては、必要に応じて、次のア、イ又はウを参考すること。
 - ア 「石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会テキスト」(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/mortar/index.html>
 - イ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」(環境省)
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html
 - ウ 「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)
- (4) 石綿等の使用の有無の分析を分析機関等に行わせる場合には、社団法人日本作業環境測定協会が行う石綿分析技術の評価事業において、Aランク又はBランク認定分析技術者の資格を有する者に分析を行わせることが望ましいこと。(ホームページ <http://www.jawe.or.jp/jigyou/seido-s/ishiwata/#agency> に掲載。)

4 呼吸用保護具の使用

- (1) 建築物等の解体等の作業においては、作業に伴って粉じんが発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であつ

ても、防じんマスク等の呼吸用保護具を使用すること。

- (2) 石綿則第 14 条に基づき隔離等を行った作業場所において、吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用させなければならないこと。

事前調査の不徹底による不適切な建築物解体事例
(厚生労働省化學物質対策課にて把握したもの)

発生時期	作業の種類	事例の概要	原因	対策
平成23年 11月	石綿含有保温材が使われた建築物の改修工事	石綿含有の認識がないまま保温材の除去作業を実施。同じ時期に同じ施工者により建てられた同型の建物からは、作業を行った箇所と同一箇所(部材)に石綿が使わ れていることが判明した。	不十分な事前調査の結果に基づいて工事を行ったこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査を適切に実施し、結果を記録すること。 ・発注者は、石綿等の使用状況等を適切に伝達すること。
平成24年 1月	吹付け石綿が使われた建築物の解体工事	3階建ての建物の解体工事で、1階部分の吹付け材を分析したのみで建物全体に石綿無しと判断したが、廃材から石綿が見つかり、他の階では石綿が使われていたことがわかった。	不十分な試料採取に基づく分析。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書や改修記録から、同一施工の範囲をあらかじめ確認すること。 ・必要な数の試料採取を行うこと。

事前調査の結果の掲示（例）

【木造建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役▲▲

建築物等の種別： 一般住宅

調査方法： 設計図書の確認及び現場における目視
(1階、2階、天井裏、屋根)

発注者からの通知 有り (施工記録)

調査結果： 石綿の含有なし

調査者： ○○ ○○ (石綿作業主任者)

調査年月日； 平成 年 月 日

【RC 建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役▲▲

建築物等の種別： ビル

調査方法： 設計図書の確認、現場における目視及び石綿含有率の分析
(1階から5階まで)

発注者からの通知 有り (設計図書と改修記録)

調査結果：
(1階) アモサイト %、クロシドライト %
(2階) アモサイト %
(3階) アモサイト %
(4階) アモサイト %
(5階) アモサイト %
詳細は、分析結果報告書による。

調査者： ○○分析化学(株) (○○ (Aランク認定分析技術者))

調査年月日； 平成 年 月 日

基安化発0213第2号
平成24年2月13日

別記団体の長 殿

労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（改修の作業を含む）を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するもの（以下「石綿等」という。）の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めています。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがあります。（別紙1参照）

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、下記について、貴会会員等に周知いただくようお願い申し上げます。

記

1 石綿等の使用状況の通知の促進

事前調査においては、設計図書や過去の改修の記録等、石綿等の使用状況等に係る情報は、石綿等の見落とし防止に有用である。石綿則第8条の規定に基づき、仕事の発注者は、請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。また、請負人も、発注者に通知を求めるこ。

2 事前調査と結果の記録、掲示の徹底

（1） 事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行うことが望ましいこと。また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいこと。また、調査終了年月日、調査方法及び結果の概要については、作業場に掲示する必

要があること。（別紙2参照）

- (2) 目視及び設計図書等による調査により、石綿等の使用がないことが明らかになった場合でも、その旨に加え調査方法や調査場所等を記録し、かつ掲示するよう徹底すること。
- (3) 内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿の使用の有無を確認するには、国土交通省・経済産業省の石綿含有建材データベース <http://www.asbestos-database.jp/>、社団法人日本石綿協会、建材メーカーのホームページを活用する方法があること。

3 分析による調査

- (1) 建材等が吹き付けられている場合には、石綿則第3条第2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行うこと。
- (2) 石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがある。特に、建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。ただし、複数の区画又は階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画又は階における試料の採取は必要ないこと。
- (3) 建材等の採取及び分析に当たっては、必要に応じて、次のア、イ又はウを参照すること。

ア 「石綿含有建材の石綿含有率測定に係る講習会テキスト」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/mortar/index.html>

イ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省）

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html

ウ 「新版 建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」
(建設業労働災害防止協会)

- (4) 石綿等の使用の有無の分析を分析機関等に行わせる場合には、社団法人日本作業環境測定協会が行う石綿分析技術の評価事業において、Aランク又はBランク認定分析技術者の資格を有する者に分析を行わせることが望ましいこと。（ホームページ <http://www.jawe.or.jp/jigyou/seido-s/ishiwata/#agency> に掲載。）

4 呼吸用保護具の使用

- (1) 建築物等の解体等の作業においては、作業に伴って粉じんが発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、防じんマスク等の呼吸用保護具を使用すること。

- (2) 石綿則第 14 条に基づき隔離等を行った作業場所において、吹き付けられた石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク等を使用させなければならないこと。

事前調査の不徹底による不適切な建築物解体事例
(厚生労働省化學物質対策課にて把握したもの)

発生時期	作業の種類	事例の概要	原因	対策
平成23年 11月	石綿含有保温材が使われた建築物の改修工事	石綿含有の認識がないまま保温材の除去作業を実施。同じ時期に同じ施工者により建てられた同型の建物からは、作業を行った箇所と同一箇所(部材)に石綿が使わ れていることが判明した。	不十分な事前調査の結果に基づいて工事を行ったこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査を適切に実施し、結果を記録すること。 ・発注者は、石綿等の使用状況等を適切に伝達すること。
平成24年 1月	吹付け石綿が使われた建築物の解体工事	3階建ての建物の解体工事で、1階部分の吹付け材を分析したのみで建物全体に石綿無しと判断したが、廃材から石綿が見つかり、他の階では石綿が使われていたことがわかった。	不十分な試料採取に基づく分析。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書や改修記録から、同一施工の範囲をあらかじめ確認すること。 ・必要な数の試料採取を行うこと。

事前調査の結果の掲示（例）

【木造建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役▲▲

建築物等の種別： 一般住宅

調査方法： 設計図書の確認及び現場における目視
(1階、2階、天井裏、屋根)

発注者からの通知 有り (施工記録)

調査結果： 石綿の含有なし

調査者： ○○ ○○ (石綿作業主任者)

調査年月日； 平成 年 月 日

【RC 建築物の解体等】

事業場の名称： ○○建設株式会社 ○作業所
代表取締役▲▲

建築物等の種別： ビル

調査方法： 設計図書の確認、現場における目視及び石綿含有率の分析
(1階から5階まで)

発注者からの通知 有り (設計図書と改修記録)

調査結果：
(1階) アモサイト %、クロシドライト %
(2階) アモサイト %
(3階) アモサイト %
(4階) アモサイト %
(5階) アモサイト %
詳細は、分析結果報告書による。

調査者： ○○分析化学（株）(○○ (Aランク認定分析技術者)

調査年月日； 平成 年 月 日

別記団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本石綿協会

一般社団法人 日本化学工業協会

社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

財団法人 日本船舶技術研究協会

社団法人 日本造船工業会

社団法人 日本中小型造船工業会

社団法人 日本造船協力事業者団体連合会

社団法人 日本舶用工業会

社団法人 日本舶用機関整備協会

社団法人 日本船舶電装協会

5年保存

基安化発0331第3号
平成26年3月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有するものを石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)等に基づく規制の対象としているところである。

標記に関連する日本工業規格として、平成26年3月28日付け官報に新たにJIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)、JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)及びJIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法—第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)(以下「JIS法」という。)が公示され、近日JIS A 1481の廃止が公示される予定である。

建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項については、平成18年8月21日付け基安化発第0821001号及び平成20年7月17日付け基安化発第0717003号で示していたところであるが、上記日本工業規格の改廃等を踏まえ、今般、改めて整理の上、下記のとおりとしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期したい。

また、関係事業者団体等に対して、別添2のとおり周知したので了知されたい。

記

- 1 既に廃止前のJIS A 1481により石綿等の使用の有無の分析を行ったものについては、新設後のJIS法により改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 2 JIS法と同等以上の精度を有する分析方法としては、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の測定方法について」(以下「局長通達」という。)の記の2の(3)の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(以下「0622001号通達」という。)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の(3)の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS A1481-2の8.2の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2

の(1)と同様であること。

- 3 JIS法を実施するに当たっては、厚生労働省HP（本通達記の7参照）に公開されている石綿含有建材分析マニュアル（以下「マニュアル」という。）に記載された事項に留意して実施すること。特に、JIS A 1481-1において石綿不検出であることを判定する場合は、マニュアルの内容に留意して判定すること。なお、マニュアルの内容は今後、最新の知見等を踏まえ改訂があるので常に最新版を参照すること。
- 4 JIS A 1481-1は、偏光顕微鏡法に習熟した顕微鏡使用者向けに作成されており、基礎的な分析技法は記載されていない。分析機関等においてISO法を実施するに当たっては、分析者の習熟度に応じ、例えば、測定関係団体の実施する講習を受講することや自社で研修を実施する等JIS A 1481-1が求める程度の技能に習熟している必要があることに留意すること。
- 5 JIS A 1481-2による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、JIS A 1481-3の定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについては、次の通りであること。
 - (1) 定量のための二次分析試料又は三次分析試料を作製し、JIS A 1481-3の6「基底標準吸収補正法によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、その場合においては、一般にJIS A 1481-3で定める定量下限（以下「定量下限」という。）以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿がその重量の0.1%を超えて含有しないものとして取り扱うものとすること。
 - (2) 同じく石綿回折線のピークが確認できない場合において、定量下限が0.1%を超える場合、又は不純物による影響等のため石綿回折線のピークの有無の判断が困難な場合については、石綿がその重量の0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとすること。
- 6 石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS A 1481-3又は平成18年8月28日基安化発第0828001号「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。
したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS A 1481-3等による分析の必要はないこと。
なお、平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」の記の第3の2（1）オに基づき、吹き付け材の除去作業等発じんが多い作業については、できるだけ石綿等の含有率についても分析し、ばく露防止対策を講ずる参考とすることが望ましいこと。
 - (1) JIS A 1481-1により分析を行った結果、石綿の纖維が確認され、石綿を含有していると判定された場合
 - (2) JIS A 1481-2の7.に掲げる「二次分析試料によるX線回折分析方法による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通達の別紙の2の(3)の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。なお、これにはJIS A 1481-3による定量分析を行わず、左記の結果により、事業者が石綿がその重量の0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずる場合が含まれること
 - (3) 局長通達の記の2の(1)の分析方法（廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐

- 火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」（以下「188号通達」という。）の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合
- (4) 廃止前の88号通達の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通達の別紙の2の(4)の「エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合

- 7 厚生労働省のホームページ(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/mortar/index.html)において、マニュアルや建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ作成した資料を公表しているので、分析機関に対する指導に当たっては、これらも活用すること。
- 8 分析調査については、平成20年2月6日付け基安化発第0206003号「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（以下「分析調査徹底通達」という。）に基づき、引き続き、的確な実施に遺漏なきを期されたい。
なお、過去に行った分析調査において、アモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）がその重量の0.1%を超えて含有しないと判断されたものについて、分析調査徹底通達の記の2の(1)又は(2)に基づき、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトを対象としてJIS法による分析調査を行った際に、定性分析を行う過程において、クリソタイル等の含有の可能性があると判断されるときは、分析機関はその旨を分析依頼者に報告し、適切に対処すること。
- 9 吹付け材として使用されているバーミキュライトの分析に当たっては、平成21年12月28日付け基安化発1228第1号「バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」に留意して行うこと。
- 10 JIS A 1481-3の解説に記載された海外の標準試料の輸入・使用に当たっては、労働安全衛生法第55条ただし書きに基づく都道府県労働局長の許可が必要となること。また、輸入後の譲渡は認められないため、当該試料を使用する予定の分析機関が直接輸入する必要があることに留意すること。ただし、輸入に係る輸出元の事業者との調整等諸事務を輸入業者に代行させることについては、輸入業者が輸入行為それ自体を行うものではないため、認められること。また、これら海外の標準試料を用いた場合のJIS A 1481-3の6.1に定める検量線の作成に当たっては、公益社団法人日本作業環境測定協会の標準試料による作製された検量線と比較し、補正を行う必要があること。
- 11 関係通達を次のとおり改正する。

平成18年8月28日基安化発第0828001号「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法」、分析調査徹底通達、平成21年12月28日基安化発1228第1号「バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」中の「JIS A 1481（建材中の石綿含有率の分析方法について）（以下「JIS法」という。）」を「JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及びJ

IS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法一第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)(以下「JIS法」という)」に改めることとする。

また、平成21年12月28日基安化発1228第1号「バーミキュライトが吹き付けられた建築物等の解体等の作業に当たっての留意事項について」本文中「JIS法によりワインチャイト等」を「JIS法中JIS A 1481-2又はJIS A 1481-3によりワインチャイト等」、記の2及び記の3中「JIS法」を「JIS法中JIS A 1481-2又はJIS A 1481-3」に改めることとする。

平成18年8月21日基安化発第0821001号及び平成20年7月17日基安化発第0717003号は、本通達をもって廃止する。